

日本の力を、世界のために。

Supporting Your Global Challenges

禁無断転載

ラオスの投資環境



2014年7月



株式会社国際協力銀行

JBIC JAPAN BANK FOR INTERNATIONAL COOPERATION

表紙写真

早朝の托鉢（ルアンパバーン）

第1友好橋（タイのノンカイと
ビエンチャンを結ぶ）

凱旋門（ビエンチャンの象徴；以
前は信号がなく、交通量も少なか
った）

水掛け祭り（ルアンパバーン）

はじめに

本資料は、ラオス向け投資をはじめて検討されている企業の方々を対象にラオスの投資環境について整理し、その概要を参考資料として取り纏めたものです。

初版は2007年3月に発行しましたが、本資料はその改定となります。

2012年末時点のアセアン10カ国の人口は約6.1億人であり、EU(27カ国)やNAFTAより約1~1.5億人多く、また面積はEUとほぼ同等程度となっています。

一方で、名目GDPはEU及びNAFTAの約10分の1、日本の約3分の1、インドと同程度で、いまだ成長の途上にあり、経済成長率はいずれの国もリーマンショックの危機を乗り越え順調に増加しています。

ラオスはアセアン10カ国の中で、人口で第8位、名目GDPで第10位の位置にあり、2014年4月のIMFのWorld Economic Outlookでは、2014年には7.5%の経済成長を達成する見通しです。

ラオスは、タイ・ベトナム・ミャンマー・カンボジアを含めた大メコン経済圏における各国の中継地という地理的な要衝に位置し、安価な労働力やタイとの近接性等を背景に、近年は日系企業の進出が加速しています。

本資料の作成に際しては現地調査を行い、投資誘致機関、関係官庁、進出日系企業・金融機関など多くの方々より貴重な情報をご提供頂き、参考にさせていただきました。また、日本国内でも有識者の方々にお話を伺ったほか、各種セミナーでの日本企業の体験談も参考にさせていただきました。

ご協力を頂きました各方面の皆様に深く感謝申し上げます。

なお、本資料は一般財団法人海外投融資情報財団の協力により作成しました。

また、本資料はラオスに対する株式会社国際協力銀行としての評価や公式見解を表明するものではありません。

2014年7月
株式会社国際協力銀行
産業ファイナンス部門
中堅・中小企業担当

目次

ラオス 県・市名の英語標記.....	
ラオス 全体図.....	
地域別地図.....	
関係機関等の略称.....	
ひとくちメモ一覧.....	
図表一覧.....	

第1章 概観（国土、民族、気候、社会、歴史等）

1. 正式国名.....	1
2. 人口.....	1
3. 国土.....	2
4. 首都.....	2
5. 気候.....	2
6. 民族.....	3
7. 言語.....	4
8. 宗教.....	4
9. 教育.....	4
10. 通貨.....	5
11. 歴史.....	5

第2章 政治、外交

1. 政体.....	8
2. 元首.....	8
3. 行政権.....	8
4. 立法権.....	8
5. 司法権.....	8
6. ラオス人民革命党.....	8
7. 国家機構.....	8
8. 中央政府制度.....	9
9. 地方行政制度.....	10
10. 外交・国防.....	11

第3章 経済概況

1. 経済概観.....	12
2. 産業構造.....	13
3. 貿易構造.....	17
4. ASEAN 中でのラオス.....	20

第4章 直接投資受入動向

1. 外国直接投資（FDI）受入動向.....	25
2. 国別受入動向.....	26
3. 業種別受入動向.....	27
4. 経済特区（SEZ）への投資.....	28
5. 日本からラオスへの直接投資.....	30

第5章 日本・ラオス経済関係

1. 日本とラオスの貿易.....	32
2. ラオスにおける日本企業.....	33
3. 日本・ラオス投資協定締結.....	35

第6章 外資導入政策と管轄官庁

1. 外資導入政策.....	38
2. 管轄官庁.....	38
3. 日ラオス官民合同対話.....	40

第7章 主要投資関連法規

1. 投資法.....	41
2. SEZ（特別経済区及び特定経済区）に関する法律	43
3. 会社法.....	44
4. 税法.....	44
5. 金融・外国為替関連の法律.....	44
6. 貿易・通関関連の法律.....	45
7. 知財に関する法律.....	46
8. 労働法.....	46

第8章 投資形態

1. 投資形態.....	47
2. ラオスの会社形態.....	48

第9章 主な投資インセンティブ

1. 一般的投資優遇措置.....	49
2. 経済特区（SEZ）における優遇措置.....	51

第10章 外資規制業種

1. 規制業種..... 53
2. 出資規制..... 54

第11章 許認可・進出手続き

1. 会社設立手続きの概要..... 55
2. 会社設立の手続きと必要書類..... 59

第12章 税制

1. 法人税..... 61
2. 所得税..... 66
3. 付加価値税..... 67
4. その他の税金..... 69

第13章 用地取得

1. 土地所有（リースあるいはコンセッション）..... 71
2. 経済特区（SEZ）での土地リース..... 72

第14章 知的財産権

1. 知的財産権保護の状況..... 74
2. 知的財産権保護の概要と留意点..... 75
3. 商標及び特許の出願手順..... 76

第15章 環境規制

1. 環境保護政策..... 78
2. 大気汚染規制..... 78
3. 水質規制..... 79
4. 廃棄物処理..... 80
5. 環境影響評価（EIA）..... 80

第16章 貿易管理・為替規制

1. 輸出入規制..... 82
2. 関税制度..... 83
3. 通関手続き..... 84
4. 為替相場..... 85
5. 外国為替管理制度..... 87

第17章 金融制度

1. 金融機関..... 89
2. 資本市場..... 92

第18章 資金調達

1. ラオスにおける資金調達の現状..... 94
2. 日系企業の資金調達..... 95
3. 商業銀行の役割..... 96

第19章 労働事情

1. 労働法..... 97
2. 労働市場と雇用情勢..... 97
3. 賃金..... 98
4. 雇用関係..... 101
5. 労働条件..... 102
6. 年金・社会保険..... 104
7. 労使関係..... 105
8. 裁判所における労働紛争の解決..... 106
9. 外国人就労規則と労働許可の取得..... 106

第20章 物流・インフラ

1. 主な国際空港と利用港湾..... 108
2. 道路..... 112
3. 鉄道..... 114
4. 通信..... 115
5. 電力..... 118
6. 上下水道..... 120
7. 国際物流（東西回廊）..... 121

第21章 ラオス投資の優位性と留意点

1. ラオスの優位性..... 126
2. ラオス投資の留意点..... 128

第22章 ラオスの主要産業の動向とAFTA及びFTAの影響

1. 主要産業..... 131
2. 農業..... 132
3. 鉱業..... 134
4. 縫製業..... 135
5. FTAの進捗状況..... 138

第23章 最近のトピックス（SEZの概要と入居状況）

1. VITA Park（ピエンチャン）..... 141
2. サワン・セノ経済特区（SaSEZ）..... 147

第24章 主要地域別の概要

1. ラオスの地域分類 154
2. 地域別の経済動向 156

<付録>

付録1. 外国投資招致プロジェクトリスト 161

付録2. 関係機関連絡先リスト

1. 国内投資相談・連絡先 163
2. 在ラオス機関 164

付録3. アジアの主な国・地域の投資環境比較（2013年）
..... 166

ラオス 県・市名の英語表記^(注)

日本語	英語
ボンサリー県	Phongsaly province
ルアンナムター県	Luangnamtha province
ウドムサイ県	Oudomxay province
ムアンサイ	Muang Xay
ボケオ県	Bokeo province
フアサーイ	Houayxay
ルアンパバーン県	Luangprabang province
フアパン県	Houaphanh province
サムヌア	Xamneua
サイニャブリー県	Xayabury province
シェンクアン県	Xiengkhuang province
ビエンチャン県	Vientiane province
ビエンカム	Vieng Kham
ビエンチャン特別市	Vientiane Capital
ボリカムサイ県	Borikhamxay province
パクサン	Pakxan
カムアン県	Khammuane province
サワンナケート県	Savannakhet province
サラワン県	Saravane province
セコン県	Sekong province
ラマーム	Lamarm
チャンパサック県	Champasack province
パクセー	Pakse
アタプー県	Attapeu province

(注1) フランス領であったこともあってフランス語表記と英語表記が混在しており、ラオス政府の資料によっても書き方が異なる場合がある(xとs、iとy、rとl、ouとuが同じように用いられている)。

(注2) 県名の次に県庁所在地を記したが、記載が無い県の県庁所在地の名称は県名と同じ。

ラオス 全体図



(出所) United Nations Cartographic Section

地域別地図



関係機関等の略称

A	ADB	アジア開発銀行	Asian Development Bank
	AEC	アセアン経済共同体	ASEAN Economic Community
	AFD	フランス開発庁	Agence Francaise de Developpement
	AFTA	アセアン自由貿易地域	ASEAN Free Trade Area
	AHTN	アセアン共通関税コード	ASEAN Harmonized Tariff Nomenclature
	ALGI	ラオス縫製業協会	Association of Lao Garments Industries
B	BCEL	外国貿易銀行	Banque pour Commerce Exterieur Lao
	BoL	ラオス中央銀行	Bank of Lao PDR
C	CLMV	カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム	Cambodia, Laos, Myanmar, Vietnam
E	EdL	ラオス電力公社	Electricite du Laos
	EIA	環境影響評価	Environmental Impact Assessment
F	FAO	国連食糧農業機関	Food and Agriculture Organization of the UN
	FTA	自由貿易協定	Free Trade Agreement
G	GMS	大メコン圏	Greater Mekong System
I	ILO	国際労働機関	International Labor Organization
	IMF	国際通貨基金	International Monetary Fund
	IPD	投資促進局	Investment Promotion Department
J	JCCIV	ビエンチャン日本人商工会議所	Japanese Chamber of Commerce and Industry, Vientiane
	JETRO	日本貿易振興会	Japan External Trade Organization
	JICA	国際協力機構	Japan International Cooperation Agency
	JOGMEC	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	Japan Oil, Gas and Metals National Corporation
L	LFTU	ラオス労働組合連盟	Lao Federation of Trade Unions
	LNCCI	ラオス商工会議所	Lao National Chamber of Commerce and Industry
	LSB	ラオス統計局	Lao Statistics Bureau
	LSEE	ラオス国营雇用会社	Lao State Enterprise for Employment
	LSX	ラオス証券取引所	Lao Securities Exchange
M	MoIC	工業省	Ministry of Industry and Commerce
	MPI	計画投資省	Ministry of Planning and Investment
	MoLSW	労働社会福祉省	Ministry of Labor and Social Welfare
	MONRE	天然資源環境省	Ministry of Natural Resources and Environment
N	NCSEZ	国家経済特区委員会	National Committee for Special Economic Zone
	NSEDP	社会経済開発計画	National Socio-Economic Development Plan
P	PDR	人民民主主義共和国	People's Democratic Republic
S	SEZ	特別経済区	Special Economic Zone
	SSO	社会保障機構	Social Security Organization
U	UNCTAD	国連貿易開発会議	United Nations Conference on Trade and Development
V	VAT	付加価値税	Value Added Tax
W	WIPO	世界知的所有権機関	World Intellectual Property Organization
	WTO	世界貿易機関	World Trade Organization

ひとくちメモ一覧

第1章 概観

ひとくちメモ(1): ラオスの洪水事情.....	2
ひとくちメモ(2): 少数民族の国ラオス.....	3
ひとくちメモ(3): 貧しい子どもに開かれた教育.....	4
ひとくちメモ(4): 陥落と開放～第2次インドシナ戦争を見る視点.....	5
ひとくちメモ(5): 新経済メカニズムとシスーク氏の帰国.....	7
ひとくちメモ(6): 多民族国家ラオスのお祭りとお正月.....	7

第2章 政治、外交

ひとくちメモ(7): ベトナムとの特別な関係.....	11
-----------------------------	----

第3章 経済概況

ひとくちメモ(8): 土地価格の高騰とモータリゼーション.....	12
-----------------------------------	----

第5章 日本・ラオス経済関係

ひとくちメモ(9): ラオスヒノキからラオス備長炭へ.....	36
ひとくちメモ(10): タイ・プラス・ワン～ラオス生産工場の位置付け.....	36
ひとくちメモ(11): ラオス在住日本人の買い物と医療.....	37

第12章 税制

ひとくちメモ(12): 現地進出企業の声 課税の実態.....	68
---------------------------------	----

第17章 金融制度

ひとくちメモ(13): ラオスの紙幣.....	91
ひとくちメモ(14): 現地進出企業の声 地場の取引銀行について.....	92
ひとくちメモ(15): 街角のATM.....	92

第19章 労働事情

ひとくちメモ(16): 現地進出企業の声 労働事情について.....	103
ひとくちメモ(17): 現地進出企業の声 労働者の募集について.....	107

第20章 物流・インフラ

ひとくちメモ(18): 現地進出企業の声 インフラの実情について.....	117
---------------------------------------	-----

第22章 ラオスの主要産業の動向とAFTA及びFTAの影響

ひとくちメモ(19): 過熱する観光開発～世界遺産都市ルアンパバーン.....	140
---	-----

第 24 章 主要地域別の概要

ひとくちメモ (20): ラオス山岳地域の開発と不発弾.....	155
ひとくちメモ (21): 中国人がやってきて行うラオス北部の農業.....	157

図表一覧

図表 1-1	ラオスの人口構成.....	1
図表 1-2	ラオスの歴史.....	6
図表 2-1	国家機構の組織図（2014年2月現在）.....	9
図表 2-2	内閣主要閣僚一覧（2014年5月現在）.....	10
図表 2-3	ラオスの地方行政体系図.....	10
図表 3-1	実質 GDP 成長率と1人当り GDP の推移.....	13
図表 3-2	ラオスの主要経済指標.....	13
図表 3-3	産業別実質 GDP 比率の推移.....	14
図表 3-4	設備発電量の推移.....	15
図表 3-5	名目 GDP の産業別構成比の推移.....	16
図表 3-6	実質 GDP に対する産業別成長率.....	16
図表 3-7	ラオスの輸出入の推移.....	17
図表 3-8	ラオスの主要輸出品の変化.....	18
図表 3-9	ラオスの主要輸入品の変化.....	18
図表 3-10	輸出の国別動向（2002年～2012年）.....	19
図表 3-11	輸入の国別動向（2002年～2012年）.....	19
図表 3-12	ASEAN 諸国の比較表（2012年）.....	20
図表 3-13	ASEAN 諸国・中国との資金コスト等の比較（2013年）.....	21
図表 3-14	ASEAN 新規加盟国の1人当り GDP の推移.....	22
図表 3-15	ASEAN 新規加盟国とタイの実質 GDP 成長率.....	23
図表 3-16	ASEAN 新規加盟国の消費者物価上昇率の推移.....	23
図表 3-17	ASEAN 諸国間の貿易総額の変化（2002年～2012年）.....	24
図表 4-1-1	ラオスの外国直接投資認可額と件数の推移.....	25
図表 4-1-2	ラオスの直接投資受入額（国際収支ベース）の推移.....	25
図表 4-2	対ラオス国別直接投資額（1989～2012年末）.....	26
図表 4-3	対ラオス国別投資認可額（2000～2011年）.....	27
図表 4-4	業種別投資累計額と件数（2000～2011年末）.....	27
図表 4-5	業種別投資額の推移.....	28
図表 4-6	ラオスにおける SEZ（2013年末現在）.....	29
図表 4-7	経済特区の位置.....	30
図表 4-8	日本の対ラオス直接投資の推移.....	30
図表 4-9	日本の対ラオス直接投資額の推移.....	31
図表 5-1	日本とラオスの貿易額の推移.....	32
図表 5-2	日本から見たラオスとの貿易額.....	33
図表 5-3	日系企業の事業活動.....	34
図表 6-1	3種の投資の承認手続き.....	39

図表 7-1	SEZ に関する法令	43
図表 7-2	個別 SEZ を規定する法令と管理機関	43
図表 7-3	銀行関連の法令	45
図表 8-1	ラオスにおける会社形態	48
図表 9-1-1	投資奨励段階に応じた投資奨励地域区分	50
図表 9-1-2	ゾーン別法人税減免措置及び特定分野の投資優遇措置	50
図表 9-2	サワンパーク経済特区の減免税措置（特区外との比較）	52
図表 10-1	ネガティブ・リスト（Controlled Business）	53
図表 11-1	一般事業の進出手続き	56
図表 11-2	コンセッション事業の承認手続き	58
図表 11-3	工商業省企業登録局の会社設立の手続きと必要日数及び費用	60
図表 12-1	減価償却率（定額法の場合）	62
図表 12-2	主な損金不算入項目	63
図表 12-3	源泉徴収税率	65
図表 12-4	主な非課税所得項目	66
図表 12-5	給与所得に対する所得税率	67
図表 12-6	改正税法における物品税の例	69
図表 13-1	土地リース代金の決済の手順	73
図表 14-1	知的財産権の保護の概要	75
図表 14-2	商標の出願手続き	76
図表 14-3	特許の出願手続きの流れ	77
図表 15-1	ラオスの試験的大気汚染規準	79
図表 15-2	プロジェクト計画と EIA プロセス	81
図表 16-1	電子通関システム ASYCUDA を利用した手続き	84
図表 16-2	IM4 手続き	85
図表 16-3	1US\$当りラオスキープの為替レートの推移	86
図表 16-4	1 タイパーツ当りのラオスキープの為替レートの推移	86
図表 16-5	日本円とラオスキープの為替レート	87
図表 17-1	ラオスの商業銀行	90
図表 17-2	株価指数と取引高（2013/5～2014/5）	93
図表 18-1	信用度に応じた顧客別平均貸出し金利	95
図表 18-2	商業銀行の部門別信用供与額	96
図表 19-1	産業別労働力構成の変化	98
図表 19-2	法定最低賃金の比較（月額）	99
図表 19-3	ワーカー（一般工）の月額基本給比較	100
図表 19-4	エンジニア（中堅技術者）の月額基本給比較	100
図表 19-5	非製造業スタッフ（一般職）の月額基本給比較	101

図表 20-1	ラオスの国際空港	109
図表 20-2	GMS における経済回廊とメコン友好橋	111
図表 20-3	ラオスの国道一覧（2013 年初め現在）	113
図表 20-4	ラオスの国道（計画を含む）	114
図表 20-5	中国からビエンチャンに至る鉄道計画	115
図表 20-6	電話普及率	116
図表 20-7	携帯電話事業者の市場シェアの推移	117
図表 20-8	ラオスの電力需給の推移	119
図表 20-9	建設中の発電プロジェクト	120
図表 20-10	GMS 回廊計画	122
図表 20-11-(1)	タイ（ムクダハン）からラオス（サワンナケート）への交通量の推移	123
図表 20-11-(2)	ラオス（サワンナケート）からタイ（ムクダハン）への交通量の推移	123
図表 20-12	第 2 メコン国際橋を利用した越境貿易の推移（ラオス）	123
図表 20-13	バンコク＝ハノイ・ルート	124
図表 20-14	タイ・プラス・ワン往復輸送の例	125
図表 21-1	中期的に見て企業が進出先として有望と考えている国・地域	126
図表 21-2	ラオスの投資環境の評価	129
図表 21-3	直接投資流入額の比較	129
図表 22-1	CLMV の産業構造（GDP 構成、2012 年）	131
図表 22-2	主な農産物の生産量の推移	132
図表 22-3	農作物の輸出額（2010 年）	133
図表 22-4	主な鉱物資源の埋蔵量	134
図表 22-5	最近の鉱業政策	134
図表 22-6	主要 3 鉱山	135
図表 22-7	鉱産物の生産量の推移	135
図表 22-8	衣料品輸出額・輸出点数及び総輸出に占める割合の推移	136
図表 22-9	日本のラオスからの衣料品輸入額の推移	136
図表 22-10	ラオスの自由貿易協定	138
図表 23-1	VITA Park の位置	141
図表 23-2	VITA Park 第 1 フェーズの区画と販売状況	143
図表 23-3	入居企業（予定を含む）のリスト（2013 年 9 月 17 日現在）	144
図表 23-4	VITA Park 入居費用	145
図表 23-5	VITA Park と隣接国のコスト比較	146
図表 23-6	投資に当たっての減免税措置	146
図表 23-7	サワン・セノ経済特区とその概要	147
図表 23-8	サイト C の区画	148

図表 23-9	サワンパーク入居企業	149
図表 23-10	サワンパークの諸費用	150
図表 23-11	税制	150
図表 23-12	サワン・セノ経済特区からの距離	151
図表 23-13	SaSEZ サイト B	153
図表 24-1	ラオスの地域・県別の面積と人口	154
図表 24-2	ラオスの地域・県別の消費額と自給率	155
図表 24-3	ラオスの地域・県別の工場数	156

第1章 概観（国土、民族、気候、社会、歴史等）

1. 正式国名

ラオス人民民主共和国（Lao People's Democratic Republic、以下「ラオス」とする）。ラオスの国旗は、青いメコン河に映る満月をモチーフとしており、革命で流れた人々の血を表す赤色が上下を覆う。青は繁栄、白い丸は国民統合を象徴する。

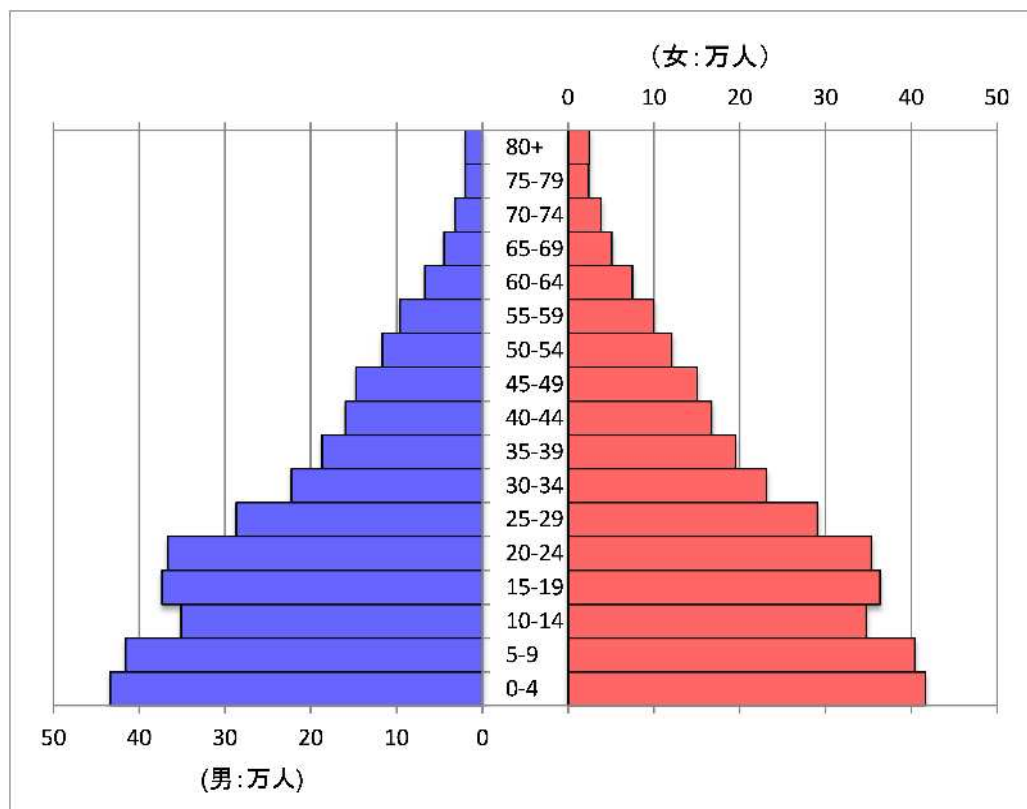


2. 人口

人口は約 669 万人（2014 年推計）。2014～2015 年の人口増加率は 1.9%と予想される。平均寿命は 67.6 歳である（Lao Statistical Bureau 推計）。

年齢別の人口構成を見ると、生産年齢である 15～64 歳が人口の 61%、これから労働市場に参入してくる 0～14 歳が 35.5%と人口の 3 分の 1 を占める。平均年齢は 21.6 歳で、周辺国と比べて最も低い（中国 36.8 歳、タイ 35.1 歳、ベトナム 28.7 歳、ミャンマー 27.6 歳、カンボジア 23.7 歳）（図表 1-1 参照）。

図表 1-1 ラオスの人口構成



（出所）Lao Statistical Bureau

3. 国土

ラオスの面積は 23.7 万 km² (日本の本州の面積とほぼ同じ)。インドシナ半島を北から南へ流れるメコン河に沿って長く延びる内陸国で、東はアンナン山脈に沿ってベトナムと 2,130km、西から南へ主にメコン河に沿ってタイと 1,754km に渡って国境を接する。北は中国、南はカンボジア、北西はミャンマーとも接している。

北部は 500 メートルを超える山岳地帯に盆地が点在し、中部から南部はメコン河沿いに平野が広がるものの、東部はアンナン山脈が南北に走るため山がちである。

森林被覆率は 40.3% (2010 年) であり、北部は近年、焼畑耕作の減少で森林が回復する一方、南部は商品作物 (ゴム、キャッサバ、コーヒー、サトウキビ) の大規模栽培で開発が進み、森林は減少傾向にある。

4. 首都

首都はビエンチャン特別市。人口は 79.7 万人 (2012 年、Lao Statistical Bureau 推計) で、人口の約 1 割を占める。日本との時差は 2 時間 (タイ、ベトナム、カンボジアと同じ時間帯)。

5. 気候

熱帯モンスーン気候。季節は大きく雨季 (6~10 月) と乾季 (11~5 月) に区分される。乾季は更に 11~1 月の冷涼な季節と 3~5 月の酷暑 (最高気温は 40 度近い) に分かれ、例年 2 月頃に、冬から夏へ季節は一気に変わる。雨季は例年 8~9 月に最も降水量が多く、年によってはメコン河やその支流で洪水となる。

ひとくちメモ (1): ラオスの洪水事情

ラオスの雨季は 6 月から 10 月頃までであるが、例年 8~9 月は最も雨の多い月である。ラオスの首都ビエンチャンはメコン河の河口から 1,500 キロ弱のところにあるが、標高は 200 メートルに満たない。メコン河は傾斜が非常に緩やかであり、メコン河上流で降った雨がビエンチャンに到達するのに約 1 ヶ月かかる。雨の多い年はメコン河やその支流沿いで洪水となるが、増水は非常に緩やかであり、住民は高床式の住居に住み、増水をやり過ぎたり、高台に住む親戚を頼って移動したりする余裕がある。20 世紀に入ってからのビエンチャンで最も大きな洪水は 1966 年に発生したもので、町の中心部が広く冠水した。これに次ぐのが 2008 年の洪水であり、ラオス政府が全力を挙げて、メコン川沿いに土嚢で堤防を築くなどして、浸水を最小限にとどめる努力をした。2008 年の洪水の経験から、ビエンチャンのメコン河沿いに新たな堤防道路が築かれ、公園の整備が行われた。

近年、地球温暖化の影響か、南シナ海からベトナム中部へ上陸した台風が、アンナン山脈を越えてラオス中部・南部を襲い、山岳地帯に大雨を降らせ、突発的な洪水を引き起こすケースが増えている。2009 年には、台風 16 号 (ケッサナー) がラオス南部を襲い、アタプー県では洪水によって死者が出た。また、2011 年にも台風 4 号 (ハイマー) や台風 8 号 (ノック天) がラオス中部へ侵入し、洪水など大きな被害を与えた。

ラオスでは、水力発電ダムの建設が進んでいるが、多雨によって貯水池の水位が上がりすぎた際に一気に放水するため、下流の河川流域の洪水被害が深刻化するなどの問題も見られる。

6. 民族

ラオ族が人口の 55% を占めるが、それ以外は少数民族であり、カム族(11%)、モン族(8%) など 49 民族で構成される (Population Census 2005)。

ラオ族はメコン河沿いの平野に住む一方、カム族などモン・クメール語族は北部 (ルアンパバーン県・ウドムサイ県) や南部の高原地域に多く分布する。モン族やヤオ (ミエン) 族などは北部山岳地帯の東部 (ルアンパバーン県、シェンクアン県)、アカ族などのシナ・チベット語族は北部山岳地帯の北部 (ポンサリー県、ルアンナムター県) に多く住む。

低地ラオ族 (いわゆるラオ族)、中地ラオ族 (モン・クメール語族)、高地ラオ族 (モン・ミエン族、シナ・チベット語族) という通俗的な 3 分類は、今でも広く使われる。

ひとくちメモ(2) : 少数民族の国ラオス

ラオスは人口の半数近くが少数民族であり、それぞれ独自の言語や文化を持っている。少数民族は北部山岳地帯や南部のメコン河沿いではない山岳地域に多く住む。北部に住む少数民族は、中国からこの数百年以内に南下してきた人々が多いため、中国文化の影響を強く受けており、日本と似た風習を持つ民族も少なくない。例えば、モン族は正月に餅をつき、コマを回す。

モン族の一部の人々は、第 2 次インドシナ戦争時に米国側に協力したことから、戦後、モン族の実に多くの人たちが米国へ亡命した。現在、ラオスに住むモン族が 46 万人であるのに対して、米国には 26 万人が住んでいる。モン族は民族のアイデンティティや一族の結束が強く、正月に着る民族衣装をラオスに住むモン族が刺繍して作り、米国に住む親戚が毎年買うなどして援助するケースが多く見られる。また、近年はインターネットの普及によって、米国に住むモン族とラオスに住むモン族の若い男女がネットを通して知り合いとなり、結婚して米国に渡るケースも多い。

ラオスにおける少数民族、特に多数派を占めるラオ族とモン族の関係は、外国人が想像する以上にセンシティブな問題であり、ラオス人との会話では口にしないほうが良い話題である。



(ウドムサイ県中国国境近くに住むムートウン族の少女)

7. 言語

公用語はラオス語である。ラオス語はタイ標準語と方言程度の違いしかなく、メコン河を挟んで対岸に当たるタイ北部や東北部の言語とほぼ同じである。

また、人口の約半数を占める少数民族はそれぞれ独自の言葉を持ち、そのほとんどは自分の民族の言葉と公用語であるラオス語の両方を話すことができる。

8. 宗教

人口の3分の2が仏教徒（66.8%）であり、それ以外はアニミズムなどを信仰している。キリスト教徒も1.5%ほどいる（Population Census 2005）。

9. 教育

現行の教育制度は2009年に導入された「五・四・三」制（小5、中4、高3）で、大学・専門学校は3～6年である。義務教育は、小学校の5年間のみである。

従来、就学率の低さが問題であったが、近年は外国援助などによって山岳部の村落のほとんどに小学校が造られ、就学率は大幅に改善されつつある。しかし、小学校の増加に対して教師の育成が追いつかず、教育の質が問題となっている。退学率や留年率は依然として高い。

高等教育は2002年までピエンチャンのラオス国立大学が唯一の国立大学であったが、北部ルアンパバーン（2003年）、南部チャンパサック（2002年）、サワンナケート（2009年）にも大学が開校したため、現在、4つの国立大学がある。

近年の経済発展に伴い、私立の大学・専門学校の設立が急増しており、その数は50校を超える。その多くは、英語・会計・ビジネス管理など実用的な教育を行う単科大学である。ラオス政府は、工場の増加に伴う労働力需要に対応するため、技術・職業訓練校の設立にも力を入れている。

ひとくちメモ(3): 貧しい子どもにも開かれた教育

ラオスでは早朝に、お寺のお坊さんがたくさんのお坊主さんとともに托鉢をする姿が見られる。なかでもルアンパバーンの托鉢は有名である。このお坊主さんたちの多くは、田舎の貧しい家庭の子どもたちで、仏教徒ではない少数民族である場合も少なくない。貧しい家庭の子どもたちに高い教育を受ける機会を提供しているのが、このお寺の出家制度であり、出家してお寺に入る子どもたちのほとんどが教育目的だと言っても過言ではない。ルアンパバーンのお寺で小坊主をやっている子どもたちのなかには毎日、観光客をつかまえては外国語を熱心に勉強し、語学を習得して、観光業界で働くケースも多い。お寺にとっても、農村部や少数民族に仏教を普及するという効果があり、お互いにメリットがある。



10. 通貨

ラオスの通貨はキープ (kip)。ラオス・キープは 1990 年代に入ってから 1996 年までは 1 ドル = 700 ~ 900 キープと比較的安定していた。1997 年 7 月に隣国タイに始まったアジア通貨危機のため、2002 年までに 1 ドル = 10,000 キープを超えて下落した。2003 年以降、アジア通貨危機から脱したことに加え、鉱産物などの輸出が順調に伸びた結果、ラオス・キープはやや強含みで推移し、2014 年 6 月 11 日現在、1 ドル = 8,064 キープ、1 円 = 79 キープである。

11. 歴史

ランサーン王国の誕生から仏領インドシナまで

ラオスは 14 世紀にファージェム王が建国したランサーン王国（「百万の象」の意）に起源を持つ。都は現在のルアンパバーンに置かれた。16 世紀になるとランサーン王国は興隆するビルマに押され、ルアンパバーンからビエンチャンへ遷都した。

ランサーン王国の首都ビエンチャンはインドシナ各地を結ぶ交易都市として 17 世紀に最盛期を迎えたが、海上交易の発達とともに徐々に勢力を失い、18 世紀にはルアンパバーン、ビエンチャン、チャンパサックの 3 つの王国に分裂した。

19 世紀半ば以降、フランスがベトナム・カンボジアへ支配を拡大し、1887 年に仏領インドシナ連邦を設立したが、翌年にラオスも保護国として連邦に編入された。

内戦からラオス人民民主共和国の樹立まで

1949 年、ランサーン王国はフランス連合内の協同国として名ばかりの独立を果たしたが、フランスからの完全独立を目指す勢力は、スパヌヴォンを首相、カイソン・ポンヴィハンを国防大臣とするパテートラオ臨時政府を樹立した。王国政府は中立国としての立場を取ったが、北東部の山岳地域を押さえる左派勢力（パテートラオ）は北ベトナムと協力する一方、メコン河沿いの諸都市を押さえる王国政府は次第に右派及び米国との協力を強め、左派勢力・北ベトナムと対決した。隣国ベトナムにおける第 2 次インドシナ戦争の進展に伴い、ラオスでも内戦が激化していった。

1975 年 4 月に北ベトナム軍がサイゴンに入り南ベトナム政府が無条件降伏すると、同年 8 月にはパテートラオ軍がビエンチャンに進駐した。同年 12 月に人民民主共和国の独立が宣言された。

ひとくちメモ (4): 陥落と解放 ~ 第 2 次インドシナ戦争を見る視点

1975 年 4 月 30 日に北ベトナム軍が南ベトナムの首都サイゴンへ入り、南ベトナム政府が無条件降伏して、第 2 次インドシナ戦争は終わった。日本ではこの史実を「サイゴン陥落」として学ぶが、現在のベトナム政府やベトナム人は「サイゴン解放」と呼ぶ。ラオスでも同様であり、「サイゴン解放」に続く 1975 年 8 月のパテートラオ軍のビエンチャン進駐は、「革命」と並んで「解放」と呼ばれることが多い。

ラオス人民民主共和国樹立後から現在まで

1975年に設立されたラオス人民民主共和国は、農業の集団化、計画経済の導入によって社会主義の建設を進めるが、農産物・消費物資の著しい欠乏が発生した。1979年には社会主義化を一時中断し、1983年には再び社会主義化の推進を行ったが、ペレストロイカ政策を実施したソ連共産党の指導のもと、ラオスでも1986年に市場メカニズムの利用と対外経済開放を柱とする新思考政策が導入された。

1980年代後半から1990年代初頭にかけて、ソ連・東欧諸国で共産・社会主義政権が相次ぎ瓦解すると、ラオス政府は危機感から新思考政策を本格化させ、西側諸国からの援助・投資を積極的に取り入れていく。1991年に憲法制定（但し、2003年に改正されている）。

1997年7月にASEANへ加盟したものの、同月に隣国タイで始まったアジア通貨危機の影響を受け、経済は低迷した。ラオス政府は景気の刺激を目的として、多くの国境を外国人に開放したため、大量の観光客が流入し、ホテル・レストラン・観光業が急速に発展した。

アジア通貨危機の影響を脱し始めた2003年、オーストラリア資本が開発した大規模なセボン金銅鉱山が操業を開始。鉱産物の輸出が大幅に増加し、経済発展に弾みをつけた。

ラオスは2004年にASEAN議長国として首脳会議、2009年にASEAN加盟国のスポーツ競技会であるSEAゲーム、2012年にはASEM会議を開催するなど、国際社会での存在感を増している。2013年2月にWTOへの加盟を果たした。

図表 1-2 ラオスの歴史

年月	略史
14世紀	ファージェム王、ランサーン王国を建国。首都ルアンパバーン
16世紀	ランサーン王国の首都、ルアンパバーンからビエンチャンへ遷都
17世紀	ビエンチャン、インドシナの交易拠点として繁栄
18世紀	ランサーン王国、ルアンパバーン、ビエンチャン、チャンパサックの3王国に分裂
1886年	仏領インドシナ連邦の設立
1888年	ラオスは保護国として仏領インドシナに編入
1949年	ランサーン王国、フランス連合内の協同国として独立 パテートラオ臨時政府の樹立
1954年	ジュネーブ協定調印
1975年4月	北ベトナム軍がサイゴンに入り、南ベトナム政府は無条件降伏
1975年8月	パテートラオ軍、ビエンチャン進駐
1975年12月	ラオス人民民主共和国樹立
1976～78年	社会主義化の推進と経済の混乱
1979～82年	社会主義化の一時中断
1983～85年	再度の社会主義化推進
1986年	新思考政策の導入
1991年	憲法制定
1997年7月	ASEAN加盟
2003年	セボン鉱山操業開始
2004年	ASEAN議長国として、首脳会談を開催
2009年	ビエンチャンでSEAゲーム開催
2012年	ASEM会議を開催
2013年2月	WTO加盟

ひとくちメモ (5): 新経済メカニズムとシスーク氏の帰国

1980年代後半に、ソ連や東欧諸国で共産政権が瓦解したため、それらの国の支援に依存していたラオス政府の危機感が高まった。1989年、カイソン首相(当時)は、支援を求めるためにパリ、モスクワ、東京を相次いで訪問した。この3都市訪問のうち、パリを訪問した際、かつて南部パクセーを拠点とする大資本家であり、革命後はフランスへ亡命していたシスーク氏をカイソン首相自ら訪ねた。カイソン首相は、海外に住む亡命ラオス人を呼び戻すため、まずシスーク氏に帰国を要請した。要請に応じて帰国したシスーク氏には家屋や土地の一部が返還されるとともに、国会議員の地位が与えられたという。シスーク氏の息子から直接聞いた話である。1989年以降、全方位外交が始まり、新経済メカニズムの導入が本格化した。

ひとくちメモ (6) 多民族国家ラオスのお祭りとお正月

ラオスの雨季は、僧侶は托鉢を止めて寺に籠もって修行を行うパンサー(安居)と呼ばれる3ヶ月間と重なる。この時期は、農民は稲作を中心とする農繁期でもあり、結婚式も行われぬ。パンサーの期間の始まるカオ・パンサーは7月の満月、同期間の終わるオークパンサーは10月の満月であり、人々は寺院へ行って托鉢を行う。ピエンチャンでは、オークパンサーの日の夜にメコン河で灯籠流し(ローイカトーン)、翌日にメコン河でボートレースが行われる。

雨季が終わるとお祭り、お正月の季節である。オークパンサーから1ヶ月後の11月の満月には、ラオスの象徴でもあるタートルアン寺院で、タートルアン祭りが行われる。

また、このころモン族は陸稲の刈り入れを行い、稲刈りが終わった次の新月(通常、11月末から12月)にモン族の正月となる。モン族を研究している安井清子氏によれば、モン族の正月は収穫祭的な意味合いを持つという。モチをつき、コマを回し、男女が鞠を投げ合うモン族の正月は、どことなく日本の正月の風習を思わせるものである。

いわゆる西暦の正月はラオス人にとってはあまり重要ではなく、役所や企業も12月31日の午前中まで仕事をして、午後はさすがに飲んで踊るお祭りとなる。1月1日は休日であるが、1月2日からは通常業務である。

旧暦の正月は例年1月後半~2月前半ごろであるが、ラオスには中国系、ベトナム系の住民が多く、また少数民族の中にも旧暦の正月を祝う人たちが少なくない。

そして、一年中で一番暑い、4月14日~16日の3日間はラオ族の正月であり、お互い水を掛け合う水掛祭りである。ルアンパバーンでは伝統行事が執り行われるが、ピエンチャンなどその他の町の人たちにとっては、大音量の音楽をかけて飲んで踊り明かす1週間となる。

ラオ族の正月頃から、雨の降る日が徐々に増え、農繁期が始まり、祭りの季節は終わる。



お正月(ルアンパバーン)

第2章 政治、外交

1. 政体

人民民主共和国で、ラオス人民革命党が指導する一党体制（複数政党制は認められていない）。

2. 元首

チュンマリー・サイニャソーン国家主席（兼ラオス人民革命党書記長）（2006年6月就任）

3. 行政権

内閣。トンシン・タンマヴォン首相（2010年12月就任）

4. 立法権

一院制の国民議会で、年2回通常会議が開催される。国会議員は132名で、5年に1度行われる総選挙で県ごとの選挙区から選ばれる。パーニー・ヤートトゥ議長（2010年12月就任）。

5. 司法権

最高人民裁判所

6. ラオス人民革命党

ラオス人民革命党は、ベトナム共産党と同じインドシナ共産党に起源を持つ。党大会は5年に1度開催され、書記長、政治局員など党中央部の人事を決定する。党政治局が党及び政府を指導する。政治局員は11名。

7. 国家機構

2006年3月にピエンチャンで開催された第8回人民革命党大会において、チュンマリー・サイニャソーン新書記長が選出された。また、2006年6月に第6期第1回国民議会で、チュンマリー・サイニャソーン新国家主席が就任し、ブアソン・ブッパヴァン新首相のもと、新しい内閣が発足した。

しかし、第9回人民革命党大会直前となる2010年12月に開催された第6期第10回国民議会の閉会式で、ブアソン・ブッパヴァン首相は突然辞任、後任にトンシン・タンマヴォン国会議長が就任した。

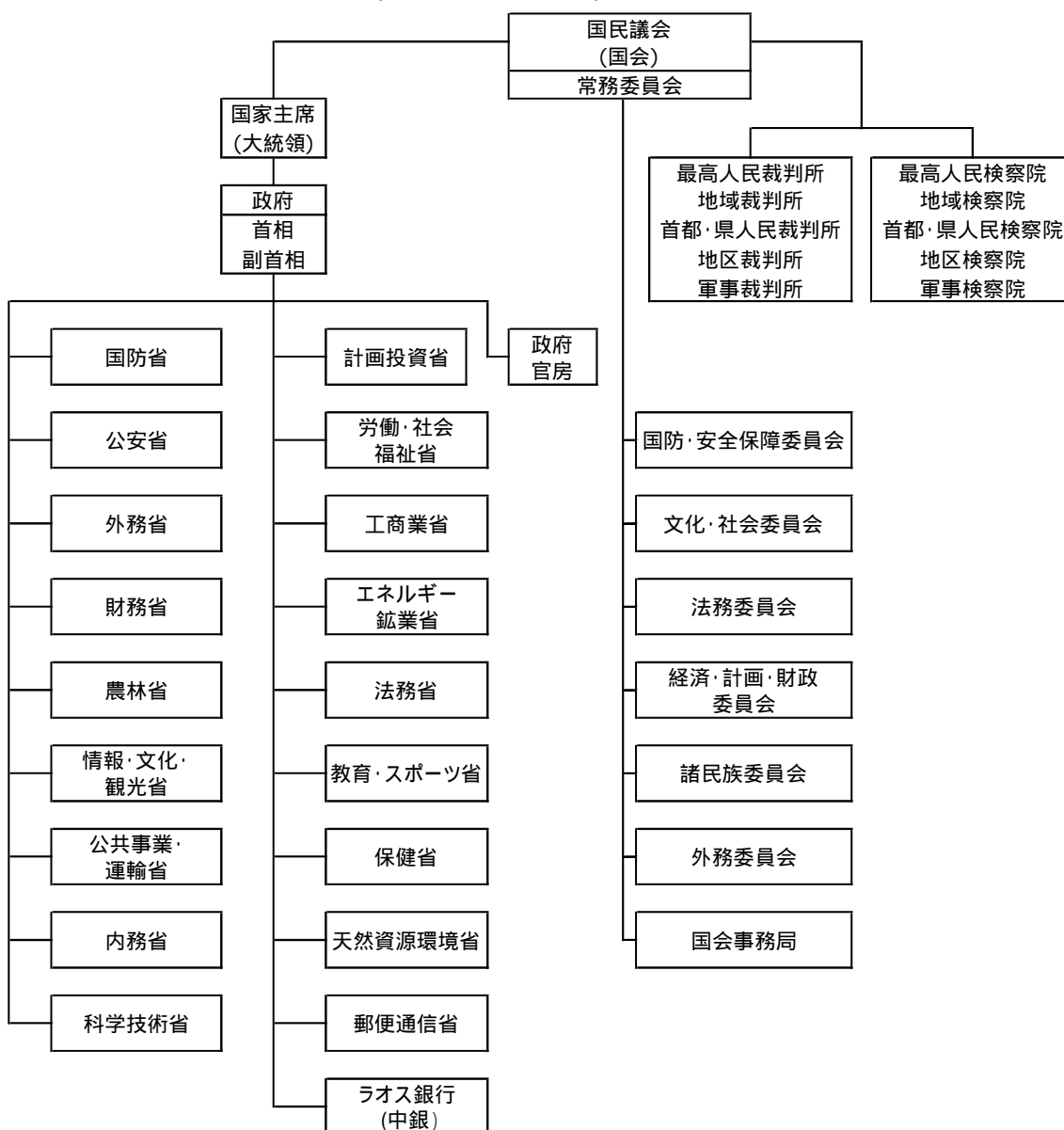
8. 中央政府制度

2011年6月に開催された第7期第1回国民議会で、中央省庁再編が承認され、首相府の下にあった2局が天然資源環境省と内務省に格上げされたほか、国家観光局が情報文化観光省に、国家スポーツ委員会が教育スポーツ省に編入された。

省庁再編のなかで最も大きな改革は天然資源環境省の設立で、首相府の下にあった水資源環境局を天然資源環境省に格上げしたうえ、国家土地管理局、エネルギー鉱業省地質局、農林省林野局の一部が編入された。

ラオスの中央政府組織の詳細は、図表2-1のとおり。

図表 2-1 国家機構の組織図（2014年2月現在）



（出所）アジア経済研究所「アジア動向年報2013」を基に作成。

図表 2-2 内閣主要閣僚一覧（2014年5月現在）

役職	氏名
首相	トンシン・タンマヴォン
副首相	アサン・ラオリ
副首相兼外相	トンルン・シースリット
副首相兼国防相	ドゥアンチャイ・ピチット ^(注)
副首相	ソムサワット・レンサワット
政府検査機構長・ 反汚職機構長	ブントーン・チットマニー
公安相	トンバン・センアボン ^(注)
労働社会福祉相	オンチャン・タンマヴォン
財務相	プーベット・カムブンヴォン
情報文化観光相	ポーセンカム・ヴォンダラー
法務相	ジャルーン・イアパオハー
計画投資相	ソムディー・ドゥアンディ
保健相	エークサワン・ヴォンヴィチット
教育スポーツ相	パンカム・ヴィラヴァン
工商相	ナム・ヴィンヤケート
エネルギー鉱業相	スリヴォン・ダラヴォン
公共事業運輸相	ソマット・ボルセナ
農林相	ヴィライヴァン・ポムケ
内務相	カンバン・ピラヴォン
国家主席府相	ポンサワット・プパ
科学技術相	ポーヴィエンカム・ヴォンダラー
天然資源環境相	ヌリン・シンバンディット
郵便通信相	ヒエム・ボンマチャン
ラオス銀行総裁	ソムパオ・パイシット

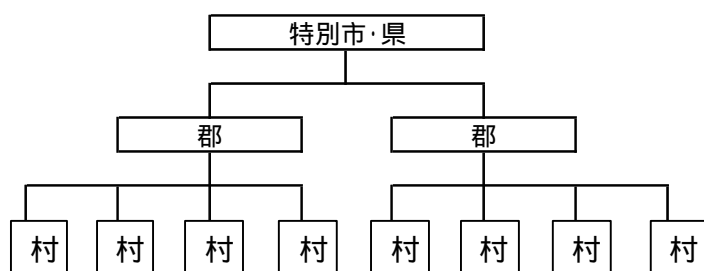
（注）2014年5月17日の航空機事故により副首相兼国防相と公安相の2人の大臣が亡くなり、5月30日にそれぞれの省の副大臣（国防省はセンヌアン・サイニャラート少将、公安省はソムケオ・シラヴォン准将）が大臣代行に任命された。

（出所）アジア経済研究所「アジア動向年報2013」を基に作成。

9. 地方行政制度

全国は、ビエンチャン特別市と16の県に区分される。特別市・県の下に郡、郡の下には村が置かれている（図表2-3）。

図表 2-3 ラオスの地方行政体系図



10. 外交・国防

1975年の建国以来、社会主義経済諸国の一員として、特にソ連・ベトナムと関係が深かった。1980年代後半にソ連・東欧諸国で相次ぎ共産政権が瓦解すると、ラオスは西側諸国とも友好関係を深める全方位外交に転換した。1990年代以降、国際機関や西側諸国の援助が活発になる一方、タイ、ベトナム、中国など近隣諸国からの投資が増加した。ラオス人民革命党とベトナム共産党は、ともにインドシナ共産党に起源を持ち、第2次インドシナ戦争中は協力して戦った経緯から、ベトナムとは特別な関係にある。ただ、近年は中国の影響が強まっているなか、ラオスにおける中国の影響力増大は南北に細長く延びるベトナムにとって安全保障上の脅威となることから、ベトナムはラオスとの特別な関係維持に尽力している。タイとは1980年代に国境を巡って戦火を交えたこともあるが、近年は国境画定交渉も進み、タイはラオスから大量の電力を購入するなどしているため、両国の関係は良好である。ラオス外交は多国間の枠組みに参加することを重視しており、1997年7月にASEAN加盟、2013年2月にWTO加盟を果たしている。

ひとくちメモ(7): ベトナムとの特別な関係

ラオスは人民革命党による一党独裁の国である。ラオス人民革命党は、現在のベトナム共産党と同じくインドシナ共産党にルーツを持つ。ベトナム戦争で、インドシナ共産党はベトミンに合流してフランス・アメリカと戦ったが、それを側面から支援したのがラオス人民党(人民革命党の前身)の組織したラオス愛国解放戦線であった。協力してアメリカに勝利し、南北統一を果たしたベトナムと独立を勝ち取ったラオスは、現在に至るまで政治的に特別な関係を維持している。南北に約2,000kmに渡って細長く延び、東西に細いところでは50kmしかないベトナムにとって、ラオスを自国の味方につけることは戦略的に極めて重要である。近年、南シナ海を巡って中国に押され気味のベトナムであるが、ラオスで中国の影響が強まると、中国によって東西から挟まれる形になってしまう。ベトナム戦争を共に戦った革命世代が両国から姿を消すなか、ラオスとベトナムが今後も特別な関係を維持できるかどうかは、インドシナにおける地政学的なバランスに大きな影響を与える可能性を秘めている。

第3章 経済概況

1. 経済概観

ラオス経済は1980年代末に実施された価格自由化に伴う激しいインフレが収まり、全方位外交・対外開放政策が功を奏し始めた1994年～1996年に、実質GDP成長率は7%と急拡大を遂げた。

しかし、1997年に発生したアジア通貨危機のため対ドル為替レートが急落すると、経済は再び激しい混乱に陥った。ラオス通貨のキープの為替相場は、1ドル=935キープ(1997年初)から2002年には1ドル=10,000キープを越え、対ドルで10分の1以下に減価した。

このため、多くの消費財をタイからの輸入に頼るラオスでは、消費者物価上昇率が1998年に90%、1999年には128%に達するなど猛烈なインフレに見舞われた。ラオスの景気は、近隣諸国におけるSARSの流行で観光客の激減した2003年まで低迷を続けた。

2003年にセボン金銅鉱山が操業を開始すると、翌2004年から経済は再び発展軌道に乗り、2006年から2013年まで実質GDP成長率は7.5%以上を維持し続けている。

2008年下半期に発生したいわゆるリーマン・ショックも、鉱産物・木材などの資源輸出国であるラオスにとっては、同時期に進んだ資源価格高騰により、その影響は軽微であった。ただ、ラオスは2003年以降の鉱産物輸出の増加によって、2005年以降、資源輸出国の通貨が高止まりするオランダ病のために対ドル為替レートが強含みで推移しており、繊維産業などの輸出加工業は不利な環境に置かれている。

1人当たりGDPは、2003年の360ドルから2013年の1,490ドルへ、この10年間で約4倍に増加した。

ひとくちメモ(8): 土地価格の高騰とモータリゼーション

一昔前まで、ビエンチャンと言えば、メコン河沿いに東西に5キロずつ、北はメコン河から2キロ入ったタートルアンまでを指していた。ところが、2003年ごろからはじまり現在まで続く経済発展で、まず中心部の地価が上がり始め、その後、土地の値上がりを受けて郊外の土地の売買が始まった。土地を売って得たまとまったお金の一部は自動車の購入に充てられ、通勤圏がどんどん広がっていき、今ではビエンチャンの町といえば、メコン河から内陸へ9km～13kmまでがその範囲と考えられるようになった。このように、土地価格の高騰とモータリゼーションが、車の両輪のように相乗効果を持って進み、この10年間で土地の値段は10倍以上、場所によっては100倍に値上がったところもある。ビエンチャンの多くの人の収入は少ないのに、高価な新車が多く走るようになった理由は、地価の高騰にあったのである。

図表 3-1 実質 GDP 成長率と 1 人当たり GDP の推移(注)



(注) 2012 年、2013 年は推計値。
 (出所) IMF World Economic Outlook database

図表 3-2 ラオスの主要経済指標

	単位	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
名目GDP	億ドル	20.24	23.76	27.26	35.64	42.26	52.93	55.97	68.55	81.62	91.69
1人あたりGDP	ドル	360	417	471	604	703	862	893	1,072	1,252	1,380
実質GDP成長率	%	6.2	7.0	6.8	8.6	7.8	7.8	7.5	8.1	8.0	7.9
人口	万人	561.9	569.9	579.1	589.6	601.3	613.9	626.8	639.6	652.1	664.6
消費者物価上昇率	%	15.5	10.5	7.2	6.8	4.5	7.6	0.0	6.0	7.6	4.3
輸出額	億ドル	4.7	5.4	7.0	11.3	13.2	16.1	15.2	22.0	31.2	33.2
輸入額	億ドル	7.9	10.6	12.7	16.0	21.6	28.3	28.9	35.7	46.4	63.6
貿易収支	億ドル	-3.1	-5.2	-5.7	-4.7	-8.4	-12.2	-13.7	-13.8	-15.2	-30.3
経常収支	億ドル	-2.7	-4.3	-4.9	-3.5	-6.6	-9.8	-11.7	-12.5	-12.4	-26.1
直接投資流入額	億ドル	0.4	3.2	2.5	3.4	7.9	9.3	7.6	6.7	12.1	14.0
外貨準備高	億ドル	2.2	2.3	2.4	3.4	5.3	6.4	6.3	7.3	6.8	7.4
為替レート(年平均)	キープ/ドル	10,569	10,585	10,655	10,160	9,603	8,744	8,516	8,259	8,030	8,008

(注) 2012 年は推計値。
 (出所) IMF World Economic Outlook 2013 database, IMF, International Financial Statistics, IMF, Lao PDR Article IV Consultation Report 各年版

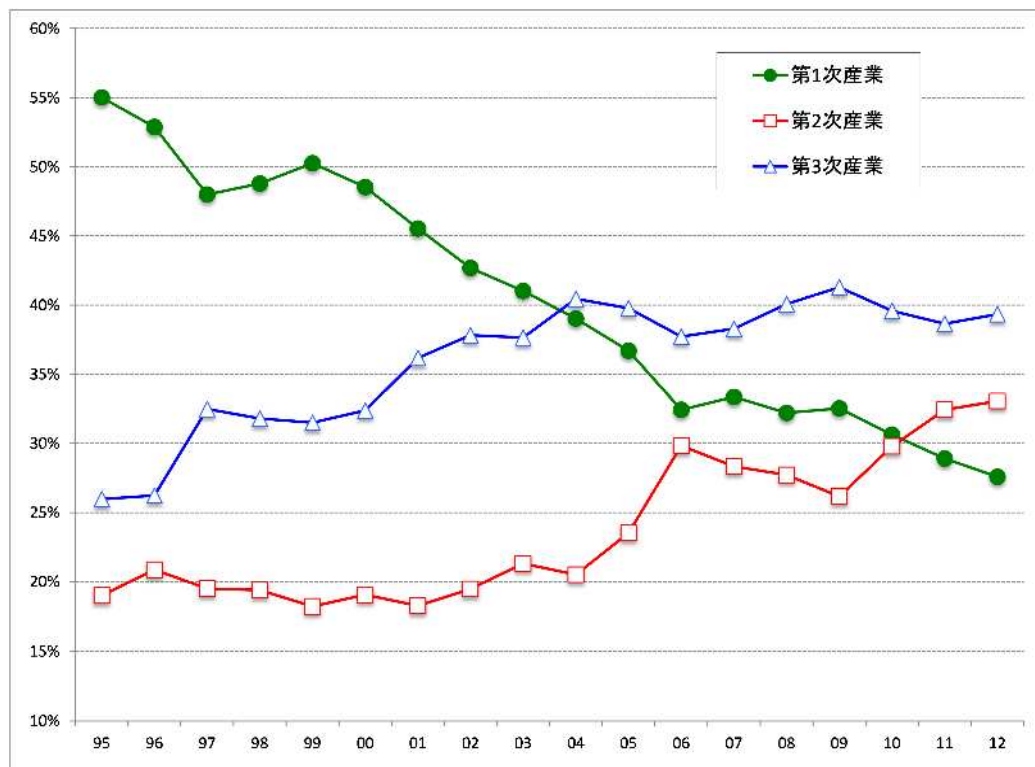
2. 産業構造

ラオスの産業構造は、1995 年には農林業が GDP の 50%以上を占める農業国であったが、2003 年まではサービス業、2003 年以降は鉱業・電力を中心とする第 2 次産業の発展に伴い、農林業の占める割合は急速に減少した。

その結果、第 1 次産業(農林水産業)の全 GDP に占める割合は、1995 年の 55%から 2012 年には 28%へ減少している。1990 年代は木材製品がラオスの主要輸出品であるなど経済に

大きく貢献していたが、政府が丸太の輸出を禁止、木材伐採クォータを減らすなどの政策を採ったため、2009年から2012年まで4年連続で、林業の実質 GDP はマイナス成長を記録した。農牧業は、自給自足的な農業生産からコーヒー、キャッサバ、トウモロコシなど商品作物の生産へのシフトが起こっているが、2003年～2012年までの10年間で、GDP全体に占める農牧業のシェアは31%から21%へ低下した。

図表 3-3 産業別実質 GDP 比率の推移



(出所) Lao Statistics Bureau

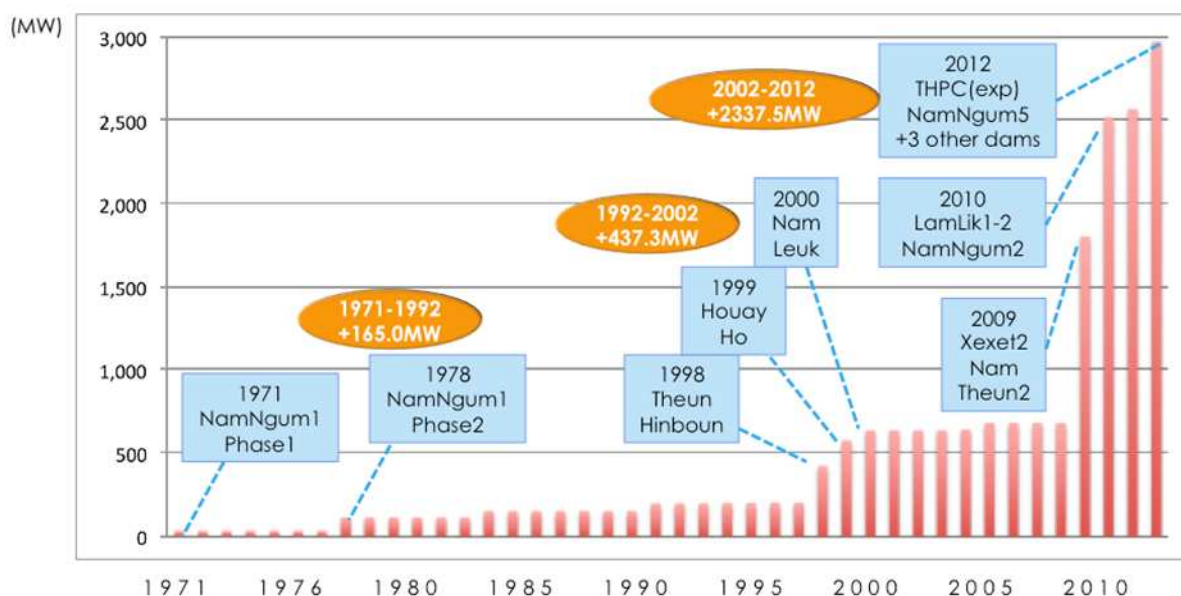
第2次産業(鉱業・エネルギー・製造業・建設)は、1995年の19%から2012年には33%へと拡大した。鉱業セクターは、オーストラリア資本の2つの大規模な金・銅鉱山(2003年にセボン鉱山、2006年にプーピア鉱山)が、相次いで操業を開始したため、鉱業セクターの比率を急速に伸ばしている。特に、2003年の鉱業セクターのGDP成長率が985.5%という高い値を記録したのは、セボン鉱山操業開始によるものである。鉱業セクターは、2003年から2012年までの10年間で、GDPに占める割合を2.6%から10.0%へ急拡大させた。

ラオスの製造業は従来、食品・縫製・木材加工などが中心であった。近年、タイや中国での人件費高騰のためラオスに工場を設立する外資企業が増えており、2013年の日系企業によるラオスへの投資は電気・電子、自動車部品など多岐に渡り、投資額は4億600ドルを記録した。2012年の製造業がGDPに占める割合は、鉱業とほぼ同じ10.3%である。

ラオスの電力業はメコン河とその支流の豊富な水力を利用した発電で、タイを中心とす

る近隣諸国に電力を供給している。2009年から2012年にかけて、ナムトゥンⅡ(1,088MW)やナムグム2(615MW)など12のダムが完成・操業に入っており、それまでの681MWから2,973MWへと2,300MW近く発電設備容量を拡大した。これを受けて、電力・水道セクターのGDPに占める割合は、2008年の2.5%から2012年には4.2%へ増大した。現在、メコン本流のサイニャブリ・ダム(1,260MW)、地元の褐炭を原料とする火力発電所ホンサー・リグナイト発電所(1,800MW)など多くの発電所が建設中であり、今後とも電力セクターの拡大が見込まれる。

図表 3-4 設備発電量の推移



(出所) ラオス電力公社「年次報告書 2012」のデータを基に作成

第3次産業(サービス産業)は1995年から2004年までの10年間で、GDPに占める比率を26%から40%に拡大した。その後も前年比6%~10%の高い成長率を示しているものの、第2次産業の急成長に押され気味であり、GDP全体に占める割合は2012年時点で39%に留まる。

サービス産業でもっとも重要なのが卸売・小売などの商業で、GDP全体の19%、サービス産業の約半分を占める(2008~2012年まで51%)。アジア金融危機の影響を脱した2003年以降、順調な経済拡大に伴い、銀行セクターは順調に成長しつつある。運輸・倉庫・通信、リース・不動産業も規模は拡大しているものの、GDPに占めるシェアを落としている。ホテル・レストラン業は、2002年11月から2003年にかけて周辺国で発生した伝染病SARSの流行でラオスを訪れる観光客が減少したため、2003年の実質GDP成長率がマイナスを記録したが、その後は順調に成長しているものの、GDPに占める割合は0.6~0.7%と少ない。

図表 3-5 名目 GDP の産業別構成比の推移

(単位：%)

	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012 ^{注)}
第1次産業	38.7	36.7	34.4	30.3	31.2	30.1	30.5	28.8	27.2	26.0
農牧業	31.1	28.9	26.9	23.9	23.3	22.6	23.8	22.8	22.0	21.4
林業	3.5	3.7	3.3	2.8	4.4	4.0	3.3	2.8	2.1	1.6
漁業	4.2	4.1	4.2	3.6	3.5	3.4	3.5	3.3	3.1	3.0
第2次産業	20.1	19.3	22.0	27.9	26.5	25.9	24.5	28.0	30.6	31.2
鉱業	2.6	2.0	5.8	12.6	10.5	9.9	6.9	9.3	10.6	10.0
製造業	8.2	8.4	8.1	7.7	8.4	8.7	10.2	9.8	9.6	10.3
電力・水道	4.4	4.3	3.5	3.0	2.6	2.5	2.7	3.8	4.4	4.2
建設	4.9	4.6	4.6	4.5	5.0	4.7	4.8	5.2	5.9	6.7
第3次産業	35.5	38.0	37.3	35.3	35.8	37.4	38.7	37.2	36.4	37.1
卸売・小売	17.1	20.5	19.1	17.8	18.6	18.9	19.6	18.9	18.7	19.1
ホテル・レストラン	0.8	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.6	0.7	0.7
運輸・倉庫・通信	4.9	4.6	5.0	4.5	4.3	4.6	4.9	4.6	4.5	4.4
金融	2.0	1.9	1.5	2.8	2.8	3.2	3.4	3.3	3.5	3.6
リース・不動産	4.2	4.1	3.8	3.2	3.3	3.2	3.1	2.9	2.9	2.9
公共・個人・企業へのサービス	1.7	1.5	1.9	1.7	1.7	1.6	1.7	1.6	1.6	1.5
家庭における雇用	0.8	0.6	0.7	0.6	0.6	0.6	0.7	0.7	0.6	0.6
政府サービス	4.4	5.0	5.8	5.2	5.6	6.7	7.3	7.4	6.9	7.3
直接計測できない仲介業務	▲ 0.4	▲ 0.8	▲ 1.2	▲ 1.3	▲ 1.6	▲ 2.1	▲ 2.7	▲ 2.9	▲ 3.0	▲ 3.1
輸入税	5.7	6.0	6.3	6.5	6.5	6.7	6.2	5.9	5.8	5.7
名目 GDP	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(注) 2012 年は推計値。

(出所) Lao Statistics Bureau

図表 3-6 実質 GDP に対する産業別成長率

(単位：%)

	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
第1次産業	2.5	3.4	0.7	2.5	8.6	3.7	2.8	3.2	2.7	3.3
農牧業	2.4	2.1	0.5	2.8	3.0	3.7	7.5	3.4	4.9	5.2
林業	2.3	15.0	-4.6	-0.9	66.4	4.5	-23.5	-3.5	-18.8	-19.6
漁業	3.2	3.6	7.4	3.0	2.7	2.6	4.0	8.0	5.1	4.9
第2次産業	19.4	3.7	10.6	14.2	4.4	10.4	18.5	17.5	14.6	11.4
鉱業	985.5	-18.4	113.8	46.8	-11.3	20.6	49.3	12.6	5.2	8.1
製造業	5.6	15.1	3.5	10.1	14.8	9.4	6.8	7.0	9.7	14.5
電力・水道	1.0	-5.3	-5.9	5.7	-3.6	6.2	-7.4	63.1	29.5	0.2
建設	11.1	4.5	-4.5	-0.4	9.5	5.1	28.5	20.0	24.8	19.2
第3次産業	3.8	12.0	9.9	9.7	9.1	9.7	6.0	7.0	8.1	9.2
卸売・小売	1.5	21.2	9.6	6.6	10.5	7.3	6.8	6.5	8.7	10.3
ホテル・レストラン	-5.5	3.6	3.9	6.3	7.5	6.3	7.1	6.1	13.8	8.3
運輸・倉庫・通信	6.3	-1.2	17.7	8.7	7.4	8.1	5.5	6.7	8.5	6.3
金融	35.8	0.8	-17.2	127.2	5.2	22.7	8.6	9.0	12.3	11.9
リース・不動産	-5.1	2.8	0.1	-1.9	10.2	2.6	2.5	3.5	8.0	8.0
公共・個人・企業へのサービス	-3.6	3.6	24.8	3.7	5.0	6.2	6.2	6.2	7.5	5.0
家庭における雇用	35.7	-7.0	20.4	3.5	4.7	10.5	7.5	5.0	5.3	5.6
政府サービス	4.4	24.3	23.4	6.0	15.5	25.8	13.4	12.9	5.9	9.4
直接計測できない仲介業務	-32.0	152.3	51.1	27.7	35.3	36.5	35.2	16.6	12.4	10.7
輸入関税	5.0	13.4	13.1	19.3	8.1	9.0	3.5	4.5	6.2	5.7
実質 GDP	6.2	7	6.8	8.7	7.8	7.8	7.5	8.1	8.0	7.9

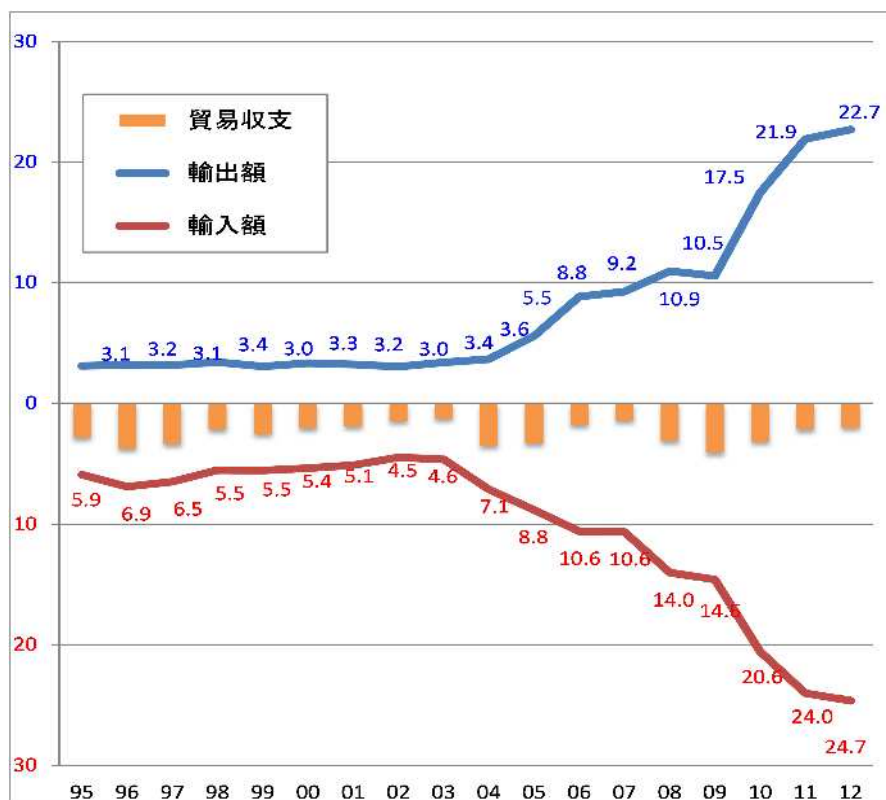
(注) 2002 年基準価格。2012 年は推計値。

(出所) Lao Statistics Bureau

3. 貿易構造

ラオスの貿易額は、1995年から2003年まで輸出が3.0～3.4億ドル、輸入が4.5～6.9億ドルで、貿易収支は1.3～3.5億ドルの赤字で推移していた。アジア経済危機の影響を脱した2003年以降は、輸出入ともに急拡大しており、2003～2012年の輸出額は年率23.7%、輸入額は年率20.5%の高い伸びになっている。なお、同期間の貿易赤字は4.1億ドル以下に抑えられている。

図表 3-7 ラオスの輸出入の推移



(出所) IMF, Direction of Trade Statistics

(1) 輸出入の品目別構成

ラオスの2002年と2012年の主要輸出品を比較することによって、この期間のラオスの産業構造の変化をうかがい知ることができる。2002年の輸出額のうち、木材製品・木炭が40.5%、衣類が37.1%と、この2つの品目で輸出の8割近くを占めていた。しかし、2003年から2008年にかけて金・銅鉱山であるセボン鉱山とプーピア鉱山が相次いで操業を開始、精錬された金・銅などの金属が輸出されるようになった。金・銅以外にもスズ、鉄、鉛、亜鉛、シリコン等の鉱山が新たに開発され、鉱石或いは精錬した形で輸出され始めた。また、2009年から2012年にかけて、ナムトゥン2やナムグム2など12のダム工事が完成したが、多くの大規模ダムは発電量の大部分を輸出するため電力の輸出も増加している。こ

のように鉱産物と電力の輸出が伸びた結果、ラオスの輸出額は 10 年間でほぼ 10 倍に急増した。

輸入については、油田を持たないラオスはガソリンなどの石油製品を 100%輸入に頼っており、タイからの輸入が 9 割近くを占める。石油製品の他は、自動車、機械類、電気製品などの工業製品が主な輸入品である。近年の経済発展に伴い、国内での投資・消費が活発になっており、それに伴い輸入額も年率 24.7%増加と高い伸びを示している。

図表 3-8 ラオスの主要輸出品の変化

2002年			2012年		
	百万ドル	構成比(%)		百万ドル	構成比(%)
木材製品・木炭	126.7	40.5%	銅精鉱・粗銅・沈殿銅	685.1	21.3%
衣類	116.3	37.1%	木材製品・木炭	603.4	18.8%
自動二輪車・同部品	22.3	7.1%	銅・スズ・鉄・鉛鉱石	507.0	15.8%
コーヒー・茶	12.6	4.0%	電力	497.0	15.5%
家畜	5.2	1.7%	衣類	268.9	8.4%
その他	30.1	9.6%	その他	648.3	20.2%
合計	313.2	100.0%	合計	3,209.7	100.0%

年率
+26.2%

(出所) UN Comtrade のデータを基に作成

図表 3-9 ラオスの主要輸入品の変化

2002年			2012年		
	百万ドル	構成比(%)		百万ドル	構成比(%)
石油製品	96.9	15.1%	石油製品	1,061.1	18.3%
自動車	70.8	11.1%	自動車	950.4	16.4%
電気製品	60.9	9.5%	機械	876.0	15.1%
機械	47.2	7.4%	電気製品	353.3	6.1%
飲料・アルコール類	31.6	4.9%	鉄鋼	274.4	4.7%
その他	332.2	51.9%	その他	2,291.4	39.5%
合計	639.5	100.0%	合計	5,806.7	100.0%

年率
+24.7%

(出所) UN Comtrade のデータを基に作成

(2) 輸出の国別動向

ラオスの輸出相手国を見ると、2002 年には近隣諸国であるタイとベトナムが 2 カ国で輸出総額の約 50%を占め、これにフランス、ドイツ、ベルギーなどヨーロッパ諸国が続いていた。フランス、ドイツ、ベルギーへの輸出は衣類が大部分で、コーヒーなども含まれる。

2012 年には中国への輸出が急増し、タイ、中国、ベトナムの隣接 3 カ国で輸出総額の 8 割近くを占めるに至った。これにインドと日本が続き、ヨーロッパ諸国はラオスの主要輸出相手国 5 カ国から姿を消した。

タイへの輸出は、2002 年には木材製品が 8 割を占めていたが、2012 年になると銅などの鉱産物が 8 割となり、木材製品の比率はわずか 5%へと減少した。これに対して、ベトナムへの輸出は逆に、木材製品が 2002 年の 58%から 2012 年には 63%へ増加している。2012 年の中国への輸出は、銅や各種鉱産物が 57%、木材製品が 30%となっている。

図表 3-10 輸出の国別動向（2002年 2012年）



（出所） UN Comtrade データを基に作成

(3) 輸入の国別動向

ラオスの輸入相手国は、2002年から2012年まで常にタイが輸入総額の半分以上を占めている。タイに続いて、2002年はベトナム（10%）、中国（9%）の順であったが、2012年には中国がシェアを伸ばして、中国（16%）とベトナム（7%）の順位が入れ替わった。

タイからの輸入は、燃料などの石油製品が2002年に19%、2012年には26%を占め、輸入品目第1位である。これに続くのが自動車、機械類、電気製品などの工業製品である。ベトナムからの輸入は2002年に生糸・絹糸などが第1位で33%を占め、燃料などの石油製品が16%と続いたが、2012年には燃料などの石油製品が26%で第1位、鉄鋼が25%で第2位であり、自動車（7%）、肥料（4%）が続く。中国からの輸入は2002年に自動車35%、電気製品24%であったが、2012年には機械類25%、電気製品16%、自動車15%となった。

2012年の輸入相手国として、上記の近隣3カ国に続くのが、ドイツと韓国であり、ドイツは「航空機とその部品」が74%、韓国は「自動車及びその部品」が90%を占めている。

図表 3-11 輸入の国別動向（2002年 2012年）



（出所） UN Comtrade データを基に作成

4. ASEAN 中でのラオス

(1) ASEAN におけるラオスの位置づけ

ASEAN は 1967 年にインドネシア、マレーシア、タイ、シンガポール、フィリピンの 5 カ国によって設立された東南アジアの地域協力機構である。インドシナ諸国では、ベトナムが 1995 年、ラオスとミャンマーが 1997 年、カンボジアが 1999 年に加盟した。2015 年の ASEAN 経済共同体 (AEC) を実現すべく、商品・サービス・投資・熟練労働力・資本の域内における移動自由化に向けた制度の構築・整備に努めている。

ラオスは人口、名目 GDP とともに ASEAN に占める割合は極めて小さい。面積は ASEAN 諸国の 5%程度であるが、ラオスはタイとベトナムと長い国境を共有するほか、中国と ASEAN を結ぶ地政学上の重要な位置にあり、内陸国でありながら陸上交通の要所として期待される。

ラオスの 1 人あたり GDP は 1,380 ドルであり、ASEAN 新規加盟 4 カ国のなかでは、ベトナムに次ぐ金額である。

図表 3-12 ASEAN 諸国の比較表 (2012 年)

	人口 万人	面積 1,000 km ²	名目GDP 億ドル	1人あたり所得 ドル
シンガポール	531	0.7	2,765	52,052
ブルネイ	40	6	170	42,402
マレーシア	2,946	331	3,047	10,345
タイ	6,789	513	3,660	5,390
インドネシア	24,447	1,911	8,785	3,594
フィリピン	9,580	300	2,502	2,612
ベトナム	8,876	331	1,556	1,753
ラオス	665	237	92	1,380
カンボジア	1,525	181	141	926
ミャンマー	6,367	677	553	868
合計 (平均)	61,766	4,487	23,270	3,767
【参考】				
日本	12,761	378	59,603	46,707
中国	135,404	9,597	82,210	6,071
インド	122,719	3,287	18,417	1,501
ブラジル	19,836	8,515	22,531	11,359
E U (28カ国)	50,658	4,381	166,733	32,913
N A F T A (3カ国)	46,607	21,578	192,434	41,289

(出所) IMF、UN、Demographic Yearbook system, Demographic Yearbook 2011、
総務省より作成。

(2) ASEAN・中国の賃金比較とラオスの魅力

ラオスの最低賃金は、最低賃金を設定していないミャンマーを除けば、ASEANでもっとも低い月 78 ドルである。しかし、ビエンチャンにおける実際の賃金（基本給）は、製造業の一般工職で月 132 ドルと、ベトナム・ホーチミンより低いものの、ミャンマーのヤンゴンやカンボジアのプノンペンと比べればずっと高い。ただし、製造業の課長クラスの賃金は、ヤンゴンやプノンペンよりも安くなっている。

近年ラオスで外資企業による工場建設が増えているのは、タイや中国での人件費高騰、ベトナムやカンボジアへの工場進出はすでに過剰気味でワーカーが不足していること、政治・経済の安定、これまで労働争議が起きて来なかったことに見られる温和な国民性、ラオス語とタイ語が方言レベルの違いしかない等の理由による。特にタイでの人件費高騰に伴い、採算に合わなくなった工程の移転を考える企業にとって、ラオスの賃金はタイの 2 分の 1 から 3 分の 1 であるほか、タイで育った人材が言葉の壁なくラオスで使える点が魅力である。

図表 3-13 ASEAN 諸国・中国との賃金コスト等の比較（2013 年）

	国名	ミャンマー	カンボジア	ラオス	ベトナム	タイ
	単位 都市	ヤンゴン	プノンペン	ビエンチャン	ホーチミン	バンコク
国の人口 (2012年)	100万人	63.7	15.3	6.6	88.8	67.9
1人当たりGDP (2012年)	ドル	868	926	1,380	1,753	5,390
製造業・一般工職	ドル/月	53	74	132	148	345
製造業・中堅技術者	ドル/月	138	298	336	297	698
製造業・課長クラス	ドル/月	433	563	410	653	1,574
非製造業・一般職	ドル/月	236	297	321	440	664
非製造業・課長クラス	ドル/月	668	1,088	1,109	1,222	1,602
法定最低賃金	ドル/月	最低賃金なし	80	78	113	197

	国名	フィリピン	マレーシア	インドネシア	中国	
	単位 都市	マニラ	クアラルンプール	ジャカルタ	上海	広州
国の人口 (2012年)	100万人	96	30	245	1,354	
1人当たりGDP (2012年)	ドル	2,612	10,345	3,594	6,071	
製造業・一般工職	ドル/月	301	344	239	449	395
製造業・中堅技術者	ドル/月	452	944	433	835	704
製造業・課長クラス	ドル/月	1,070	1,966	1,057	1,456	1,274
非製造業・一般職	ドル/月	493	858	423	824	848
非製造業・課長クラス	ドル/月	1,194	1,986	1,245	1,891	1,886
法定最低賃金	ドル/月	220	296	226	231	247

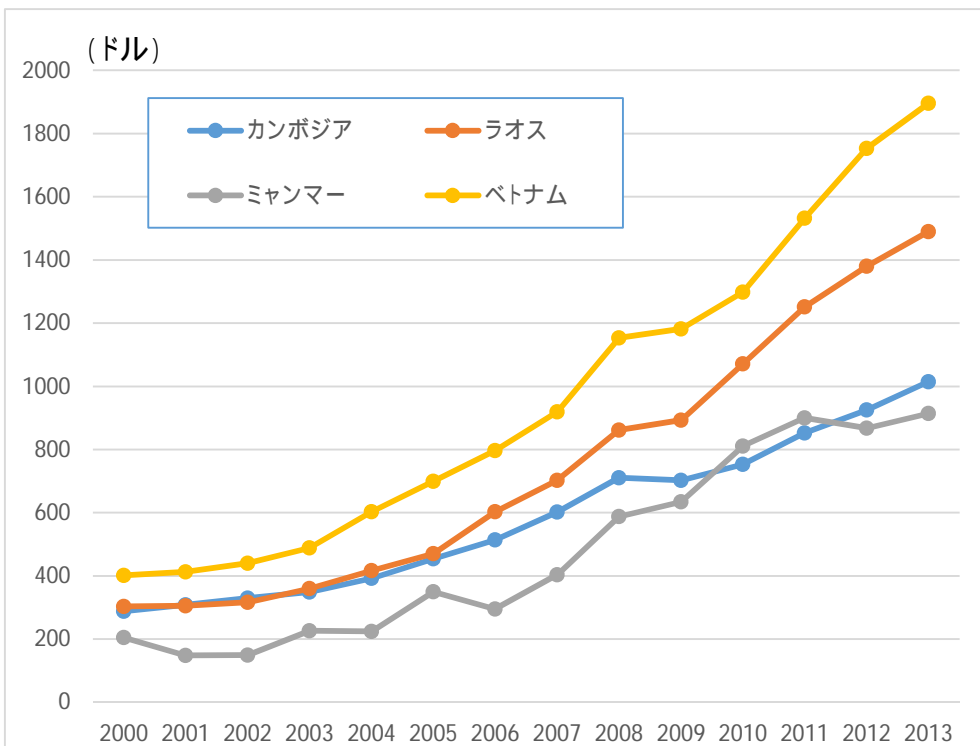
（出所）JETRO 『第 23 回 アジア・オセアニア主要都市・地域の投資関連コスト比較』 2013年5月、但し、人口と1人当たりGDPは IMF World Economic Outlook 2013 database

(3) ASEAN 新規加盟国（ベトナム・ラオス・カンボジア・ミャンマー）の比較

ここでは、ASEAN 諸国の中で経済発展度が同レベルで、似たような労賃・投資環境にあると思われる新規加盟 4 カ国（CLMV：ベトナム・ラオス・カンボジア・ミャンマー）について主要な経済指標の動向を比較する。

まず、ASEAN 新規加盟 4 カ国の 1 人当たりの GDP の推移である。2000 年の 1 人当たり GDP は、ベトナム 402 ドル、ラオス 304 ドル、カンボジア 288 ドル、ミャンマー 205 ドルであった。ラオスはカンボジアと同程度であり、ベトナムとは 100 ドル近い差があった。2013 年にはラオスの 1 人当たり GDP は 1,490 ドルとなり、カンボジアの 1,015 ドルより 475 ドル高く、ベトナムの 1,896 ドルとは約 400 ドルの差がある。ミャンマーの 1 人当たり GDP は 2000 年代前半にやや低迷するものの、2007 年からはカンボジアを追い上げる勢いで増加している。

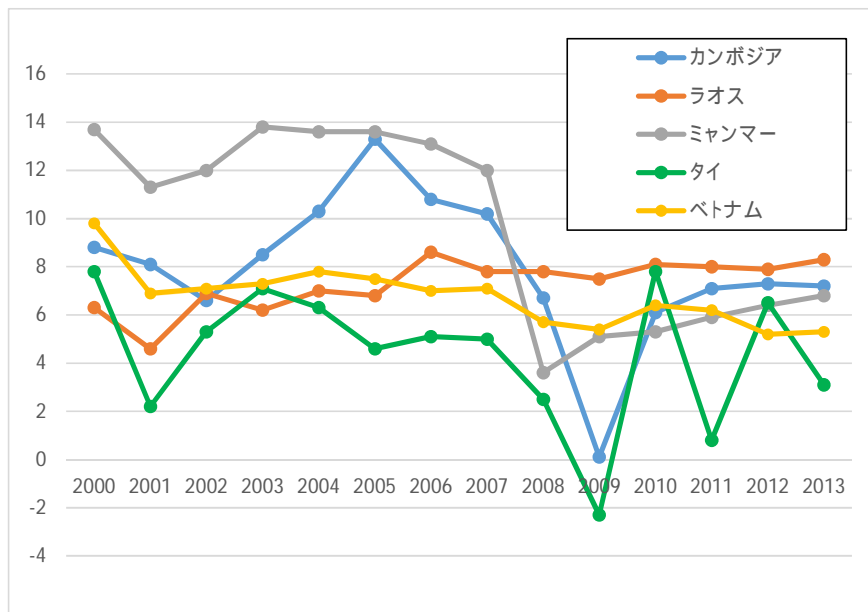
図表 3-14 ASEAN 新規加盟国の 1 人当たり GDP の推移



(出所) IMF, World Economic Outlook database より作成

ASEAN 新規加盟 4 カ国とタイの実質 GDP 成長率を見ると、タイとカンボジアが、2008 年後半に始まった所謂リーマン・ショックの影響を大きく受け、2009 年の経済成長率を下げています。ミャンマーも景気のブレが大きく、これらインドシナ 5 カ国のなかで、ラオスがベトナムとともに比較的高い経済成長率で安定していることが分かる（図表 3-15）。

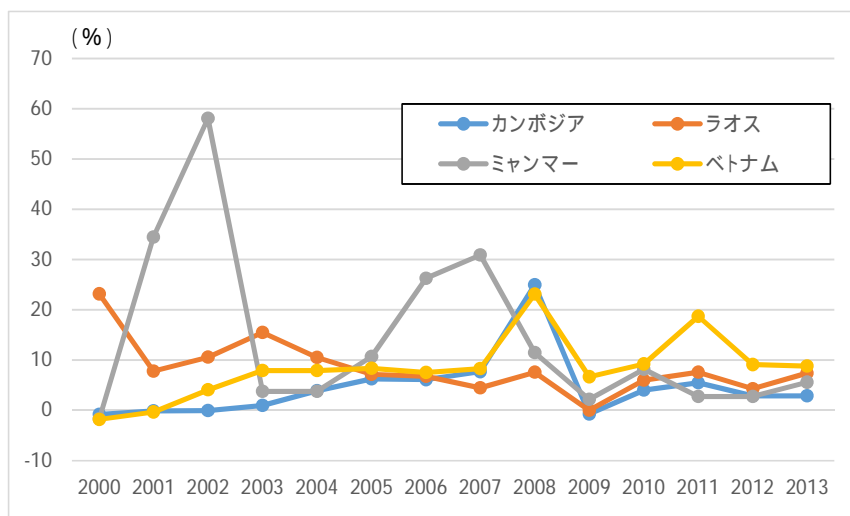
図表 3-15 ASEAN 新規加盟国とタイの実質 GDP 成長率



(出所) IMF, World Economic Outlook database より作成

ASEAN 新規加盟 4 カ国の消費者物価上昇率の比較をすると、目につくのはミャンマーの激しいインフレ率であり、2001 年と 2002 年は共に年率 54%、2006 年にも年率 39%の上昇を記録している。ベトナムも 2008 年に年率 20%、2011 年に年率 18%の高い物価上昇率を経験した。ラオスは、アジア金融危機に伴う自国通貨キープの下落により、輸入消費財の価格が高騰したため、1998 年に 142%、1999 年に 87%という激しいインフレに見舞われた。しかし、2000 年代後半以降、ラオス・キープの為替レートが強含みで推移しているため、物価上昇率は年率 8%未満と比較的低い水準を維持している。

図表 3-16 ASEAN 新規加盟国の消費者物価上昇率の推移



出所：IMF, World Economic Outlook database より作成

(4) ASEAN 域内の貿易とラオス

ラオスはASEAN 諸国との貿易で、2000年から2012年のあいだに輸出が14億ドル、輸入は36億ドル増加した。しかし、その大半は長い国境を接するタイとベトナムの2カ国に集中している。カンボジアやミャンマーが、隣接国だけでなく、シンガポール、インドネシア、マレーシアとの貿易を拡大させているのとは対照的である。ただし、この期間の輸出入額の伸びは、人口規模を考慮すれば、ベトナム、カンボジア、ミャンマーより良いパフォーマンスだったと言えよう。

図表 3-17 ASEAN 諸国間の貿易総額の変化 (2002年 - 2012年)

(単位: 100万ドル)

輸出先 輸出元	年	タイ	マレーシア	シンガ ポール	インド ネシア	ベトナム	フィリピン	カンボジア	ミャンマー	ラオス	ブルネイ	ASEAN10	増減額 02 12
		タイ	02 12		2,835 12,352	5,554 10,763	1,678 11,142	947 6,645	1,274 4,830	515 3,765	324 3,108	404 3,588	40 190
マレーシア	02 12	3,972 12,231		15,959 30,944	1,801 8,954	664 3,827	1,335 3,398	55 249	239 704	3 13	257 694	24,285 61,014	+36,729
シンガポール	02 12	5,710 15,622	21,807 50,432		0 43,332	2,082 10,383	3,039 6,337	352 988	524 1,341	26 30	456 1,546	33,966 130,010	+96,044
インドネシア	02 12	1,227 6,635	2,030 11,280	5,349 17,135		393 2,274	778 3,708	69 292	54 402	1 24	32 82	9,933 41,831	+31,898
ベトナム	02 12	227 2,832	348 4,496	961 2,368	332 2,358		315 1,871	178 2,831	7 118	65 421	0 17	2,434 17,312	+14,878
フィリピン	02 12	1,083 2,446	1,653 1,018	2,472 4,861	205 840	103 593		8 16	4 0	0 1	3 7	5,530 9,801	+4,271
カンボジア	02 12	8 228	23 117	27 518	1 11	32 442	0 3		0 0	0 1	0 0	91 1,319	+1,228
ミャンマー	02 12	831 3,363	70 168	97 72	29 58	5 100	2 25	0 0		0 0	0 0	1,034 3,785	+2,751
ラオス	02 12	85 1,131	0 0	0 5	0 3	57 404	0 0	0 2	0 0		0 0	143 1,545	+1,402
ブルネイ	02 12	413 405	3 48	194 119	32 382	0 555	21 50	0 1	0 0	0 0		664 1,560	+896
ASEAN10	02 12	13,557 44,894	28,769 79,911	30,612 66,783	4,078 67,078	4,284 25,223	6,765 20,222	1,178 8,144	1,152 5,691	498 4,077	788 2,535	91,680 324,561	+232,881
増減額	02 12	+31,337	+51,142	+36,171	+63,000	+20,939	+13,457	+6,966	+4,539	+3,579	+1,747	+232,881	
輸出増 - 輸入増 (注)		+11,476	-14,413	+59,873	-31,102	-6,061	-9,186	-5,738	-1,788	-2,177	-851		

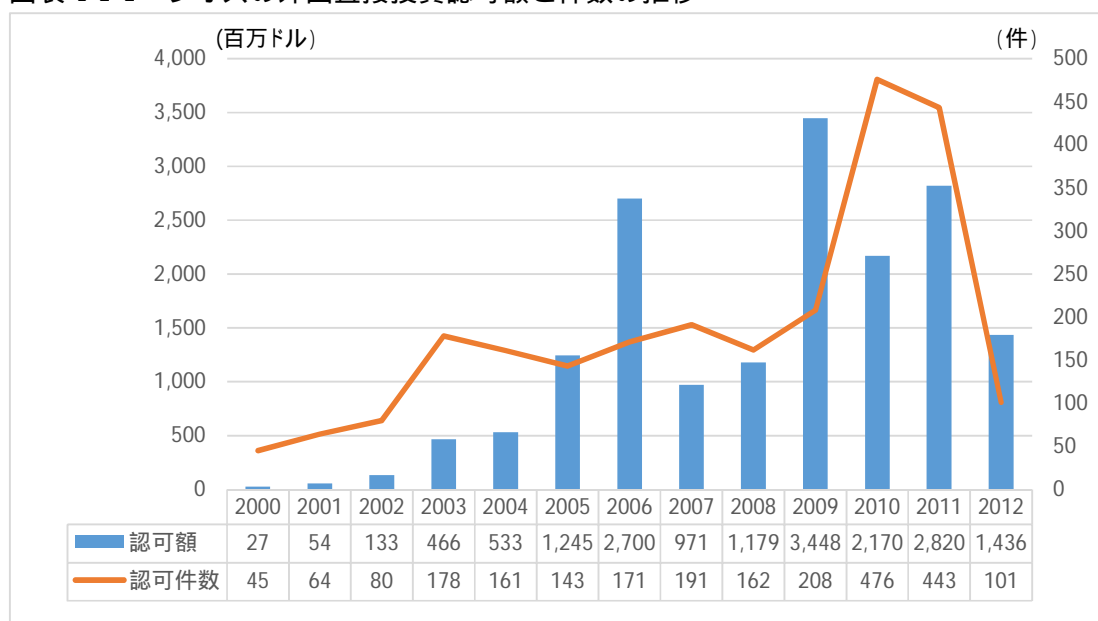
(出所) IMF, "Direction of Trade Balance"及びCEICより作成

第4章 直接投資受入動向

1. 外国直接投資（FDI）受入動向

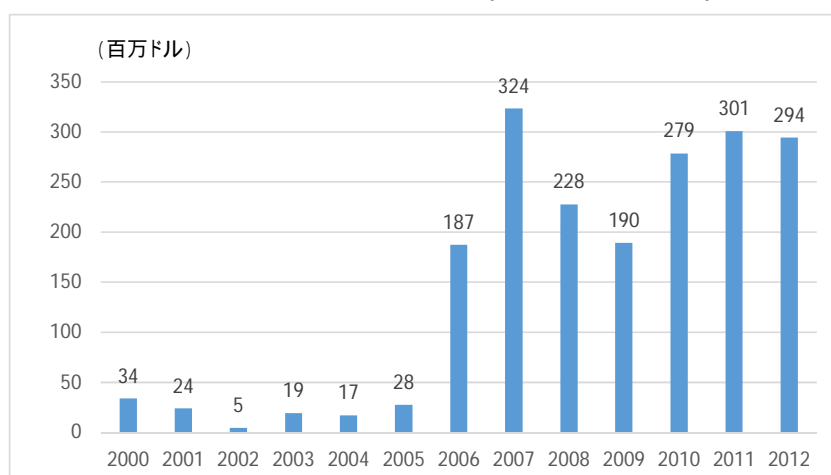
ラオスへの直接投資は法制度の整備とともに、世界的な資源ブームを背景に2000年代後半に入り急増した。なお、ラオス側の直接投資統計は認可ベースの統計であり、不明な点が多いため、UNCTAD（国連貿易開発会議）の国際収支ベースの直接投資統計を併記する（図表4-1-1及び図表4-1-2）。

図表4-1-1 ラオスの外国直接投資認可額と件数の推移



（出所）MPI（計画投資省）ホームページ及び受領資料

図表4-1-2 ラオスの直接投資受入額（国際収支ベース）の推移

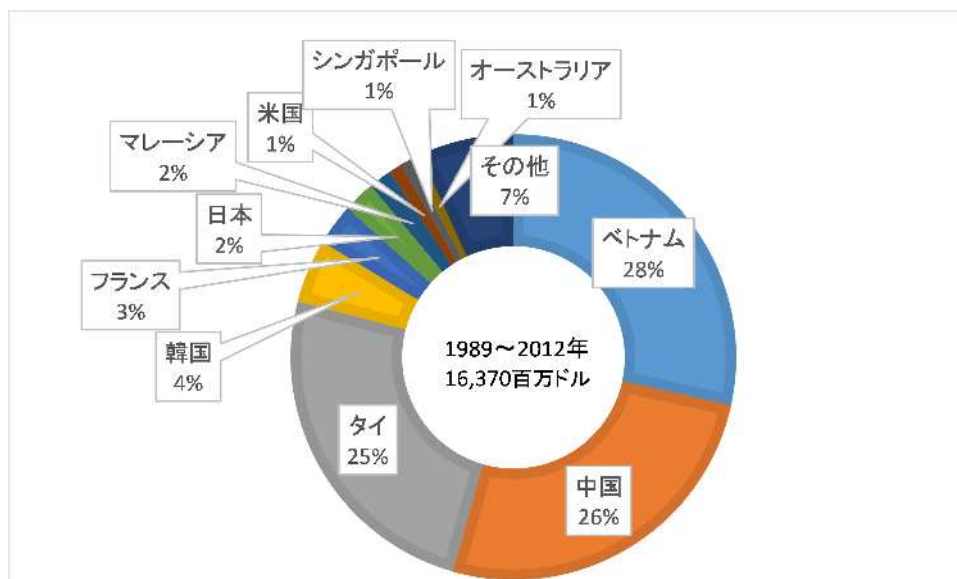


（出所）UNCTAD（ホームページ）

2. 国別受入動向

西側諸国に門戸を開放し始めた 1989 年から 2012 年末までのラオスの直接投資受入相手国を見ると、ベトナムが最大の投資国であり、中国、タイが続いており、この 3 カ国で投資累計額の約 80%を占めている（図表 4-2）。

図表 4-2 対ラオス国別直接投資額（1989～2012 年末）



（出所）MPI

積極的な投資政策を採るようになった 2000 年から 2011 年末までの国別の投資件数及び累計額を見ると、その順位は上位 5 ヶ国については変わらず、上位 3 カ国が依然として全体の約 80%を占めている点も変わらない（図表 4-3）。しかし、それ以下になると、ノルウェー、インドといった新たな国が台頭してくる。

投資上位国の投資額と件数の関係を見ると、ベトナムの投資件数は投資金額に比べて小さいのに対して、他の国、特に韓国とフランスについては投資額に対して投資件数が多く、後者では小規模な投資が多いのではないかと推察される。新しく投資国として台頭したノルウェーとインドについては投資金額に比べて投資件数が少なく、大規模投資が行われたことが分かる。ちなみに、ノルウェーは水力発電所の拡張工事を、インドはパルプ・植林、鉄鉱石開発などを行っている。

図表 4-3 対ラオス国別投資認可額 (2000～2011年)

		件数	金額
			(百万ドル)
1	ベトナム	410	4,770
2	中国	721	3,428
3	タイ	519	2,854
4	韓国	255	596
5	フランス	150	475
6	ノルウェー	3	357
7	日本	79	347
8	インド	17	150
9	マレーシア	77	138
10	オーストラリア	48	101
	その他	411	723
	合計	2,690	13,939

(出所) MPI

3. 業種別受入動向

ラオスの内外資を含めた業種別投資額の累計額(2000～2011年末)の内訳は図表4-4の通りであり、鉱業が最大の投資額を集めている。鉱業に次いで多いのは発電事業であり、この2業種で投資全体の51%を占めている。外資の投資分野についてもこの2業種が最大の投資分野であり、同じく全体の51%を占めている。

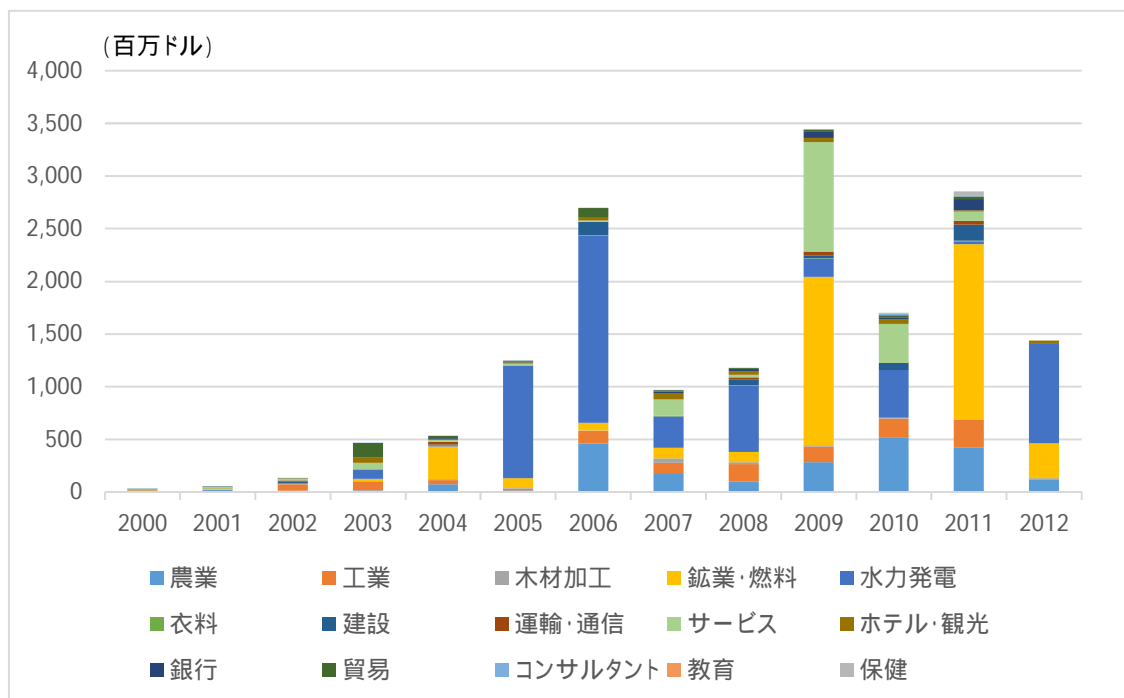
図表4-5は外国直接投資のみの業種別投資の年別推移を表している。2000年代の投資の増加は2005年以降に顕著であり、まず水力発電所への大型投資があり、次いで2009年以降に鉱業部門への大型投資が行われた様子を見て取れる。その他、農業部門への投資が一貫して行われていることが分かる。農業部門への投資は、主に最大投資国である隣国ベトナムからの投資が多く、南部のチャンパサック県をはじめとする地域においてゴムのプランテーション、コーヒー栽培などを行っている。

図表 4-4 業種別投資累計額と件数 (2000～2011年末)

	総投資額 (百万ドル)	外資	内資		件数
			民間	政府	
鉱業	5,011	3,979	994	37	220
発電	4,393	3,152	228	1,014	24
農業	2,536	2,128	401	6	880
サービス	2,259	1,788	398	73	561
工業・手工芸	1,918	1,309	592	17	813
建設	668	497	159	12	112
ホテル・レストラン	567	319	237	11	380
貿易	244	156	88	0	247
金融	241	223	17	-	18
木材加工業	236	152	81	3	181
通信	135	84	45	5	14
保健	63	52	11	-	12
コンサルタント	60	43	16	-	135
衣料	41	36	6	-	47
教育	31	18	12	1	76
合計	18,403	13,936	3,285	1,179	-

(出所) MPI ホームページ

図表 4-5 業種別投資額の推移



(出所) 2006年まではMPI、2007年以降は統計局資料

4. 経済特区 (SEZ) への投資

(1) 経済特区とは

ラオスでは最近、経済特区 (SEZ) の整備に伴い、工業団地が出現、ラオスの風景を一変している。ラオスでは個別 SEZ 毎に法令があり、優遇制度なども SEZ によって異なっている。なお、SEZ には特別経済区 (Special Economic Zone) と特定経済区 (Specific Economic Zone) があり、この両者を合わせて「経済特区」(SEZ) と称している。なお、2009 年投資奨励法 (No.02) はそれぞれについて次のように規定している。

特別経済区とは、近代都市として総合的に開発し国内外の投資を誘致することを目的に、政府が定める、1,000ha 以上の広さを持つ区域を意味する。特別経済区は、独自の投資優遇策と、経済財務に関する自治体制を持つと共に、小規模社会行政単位として、治安体制と持続可能な環境保護体制を備えるものとされている。

特定経済区とは、工業ゾーン、輸出加工ゾーン、観光都市ゾーン、免税ゾーン、情報技術ゾーン、国境経済貿易ゾーン等、政府によって具体的に定められる区域を意味する。

特定経済区は特別経済区の中に設置される場合もあり、ディベロッパーと特別経済区管理委員会及び/あるいは経済執行委員会との間で締結された契約に従い設立される。

一方、特別経済区の外に設置される特定経済区は、「特別経済区及び特定経済区に関する首相令」(No.443、2010)に定められた設立手続き及び政府とディベロッパー間の契約に従い設立される。

経済特区を管轄しているのは日本の内閣府に当たる Government Office(以前は首相府と称した)傘下の国家経済特区委員会 (NCSEZ : National Committee for Special Economic Zone) である。

(2) 既存及び開発中の経済特区

図表 4-6 及び図表 4-7 は既存及び開発中の経済特区の概要とその位置を示している。

図表 4-6 ラオスにおける SEZ (2013 年末現在)

	名称	設立	県	目的	ディベロッパー
1	サワン・セノ SEZ (特別経済区)	2003	サワンナケート	商業、サービス、工業	政府+民間(マレーシア)
2	ボーテン SEZ (特別経済区)	2003	ルアンナムター	ロジスティックス、商業、観光	民間(中国)
3	ゴールデン・トライアングル SEZ(特別経済区)	2007	ボケオ	観光、商業、サービス	政府+民間(中国)
4	VITA Park (特別経済区)	2011	ビエンチャン	工業、商業、サービス	政府+民間(台湾)
5	ブーカニョー SEZ (特定経済区)	2011	ビエンチャン	工業、商業、サービス、教育、空港、ロジスティックス	民間(ラオス+中国)
6	サイセッター SEZ (特定経済区)	2010	ビエンチャン	農産物加工、木材加工、軽工業、観光、電機、機械、新エネルギー	政府+民間(中国)
7	タートルアン・レイク SEZ ^(注) (特定経済区)	2011	ビエンチャン	商業、観光、サービス(病院、学校等)	民間(中国)
8	ロンタン・ビエンチャン SEZ (特定経済区)	2012	ビエンチャン	サービス、観光(ゴルフコース、ホテル)	民間(ベトナム)
9	ドンポーシー SEZ (特定経済区)	2012	ビエンチャン	商業、住宅、公共機関(大学等)	政府+民間(マレーシア)
10	タケーク SEZ (特定経済区)	2012	カムアン	ロジスティックス、サービス、森林保護、緑地	政府

(注) タートルアン・レイク SEZ は当初、蘇州工業団地が開発しようとしたが、住民との間で立退き料に関する紛争が起こり、中国人移民 30 万人の受入れといった噂に対する反感もあって廃止に追い込まれ、別の中国のディベロッパー (Shanghai Wanfeng Group) が規模を縮小して開発しようとしているが、依然として一部住民が立退きを拒んでいる。

(出所) Government Office、国家 SEZ 開発管理局、Phanchinda 氏の資料等より作成

図表 4-7 経済特区の位置



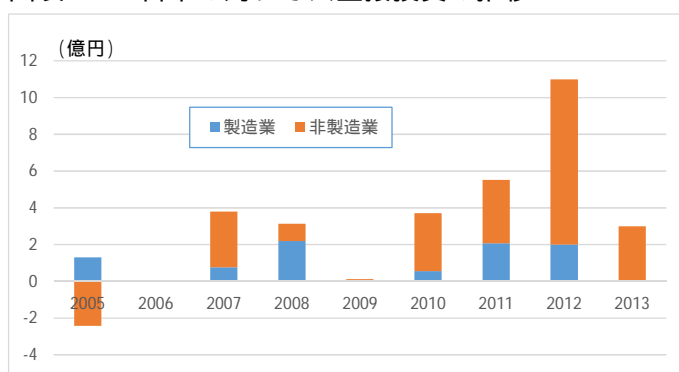
(出所) Phanchinda Lengsavad, "Investment Opportunities in Special and Specific Economic Zone" (プレゼン資料、2013年12月)

最初に設立された SEZ はサワン・セノ経済特区であり、2003 年に同特区に関する首相令 (No.148) 及び管理規則及び奨励政策に関する首相令 (No.177) が出された。同経済特区は 2006 年 12 月に日本の援助によって第 2 メコン友好橋が開通し、東西回廊が完成したことで注目を集めている。なお、サワン・セノ SEZ については、第 23 章の 2. の経済特区の整備状況で詳しく述べるが、2013 年 9 月 19 日現在、認可企業は 33 あり、その内訳は、ラオス 11、マレーシア 4、タイ 4、日本 3、フランス 3、オランダ 2、その他オーストラリア、ベルギー、香港、韓国、ラオス = マレーシア、ラオス = 日本が各 1 である。サワン・セノ経済特区はラオス政府とマレーシアの Pacifica Stream Development 社との合弁事業として行われている。

5. 日本からラオスへの直接投資

日本からラオスへの直接投資額 (国際収支ベース) を図表 4-8 と図表 4-9 に示す。この統計には、最近話題を集めている「タイ・プラス・ワン」(次項参照) のタイを経由した投資は含まれていないことに注意する必要がある。ここから読み取れるのは、他の ASEAN 諸国への投資と異なり、製造業ではなく、非製造業への投資が多いこと、2012 年にその金額が急増したこと、である。

図表 4-8 日本の対ラオス直接投資の推移



(出所) 日本銀行ホームページ

図表 4-9 日本の対ラオス直接投資額の推移

(億円)

	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
製造業	1.31	-	0.77	2.20	-	0.56	2.07	2	0
食料品	-	-	-	-	-	-	-	-	-
繊維	X	-	X	X	-	X	X	-	X
木材・パルプ	-	-	-	-	-	-	X	-	-
化学・医薬	-	-	-	-	-	-	-	-	-
石油	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ゴム・皮革	-	-	-	-	-	-	X	X	X
ガラス・土石	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉄・非鉄・金属	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一般機械器具	-	-	-	-	-	-	-	-	-
電気機械器具	-	-	-	-	-	-	-	-	-
輸送機械器具	-	-	-	-	-	-	-	-	-
精密機械器具	-	-	-	-	-	-	-	-	-
非製造業	-2.42	-	3.04	0.94	0.13	3.16	3.46	9	3
農・林業	X	-	-	-	-	3.16	X	6	X
漁・水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	-	-	1.80	0.94	X	-	-	X	-
運輸業	-	-	X	-	-	-	-	X	-
通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
卸売・小売業	-	-	-	-	-	-	-	-	X
金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	-1.10	-	3.81	3.14	0.13	3.72	5.56	11	3

(注) X は報告件数が3件に満たない項目で、個別データ保護の観点から X としている。

(出所) 図表 4-8 に同じ。

非製造業の中で日本企業が投資している分野は農・林業、建設業、運輸業、そして2013年に出てきた卸売・小売業の4業種である。しかし、在外邦人を含む主な事業活動の概要を示す図表 5-3 を見ると、日系企業はラオスを製造業の拠点とみなしていること、特に「タイ・プラス・ワン」としての進出が増えていることが分かる。2012年末のラオスの製造業の賃金はタイの約40%、非製造業のそれは約50%である上、タイの2011年の洪水による被害、2013年から2014年にかけて行われている反政府デモなどもラオスへの事業進出の一因となっている。

第5章 日本・ラオス経済関係

日本とラオスの関係は良好に推移しており、2013年11月には安倍総理が訪問し、12月にはトンシン首相が来日するなど要人往来も活発である。2015年は日本とラオスが国交樹立して60周年に当たるため、両国間の関係をさらに緊密化することで合意している。

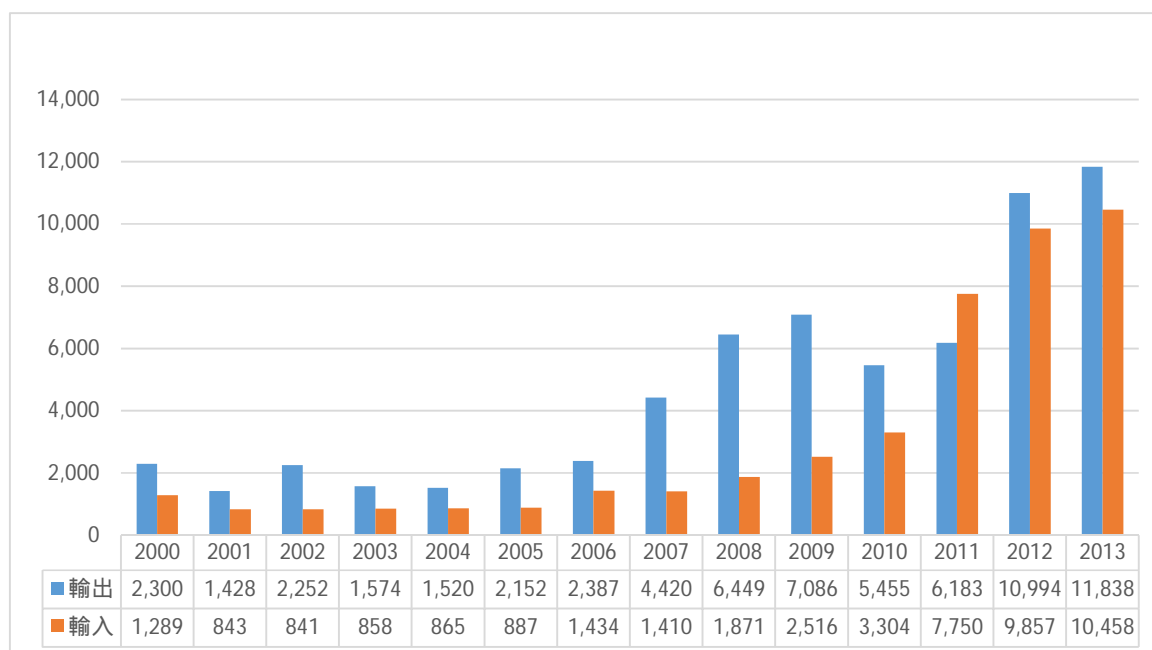
1. 日本とラオスの貿易

日本は1991年以来、ラオスにとって最大の援助国であるが、貿易の上では輸出相手国としてはタイ、オーストラリア、ベトナム、中国に次いで第5位、輸入相手国としては、タイ、中国、ベトナムに次いで第4位に位置づけられている（2012年）。ラオスは内陸国であり、隣国タイとの結びつきが強く、貿易においてもタイが輸出入ともに約半分を占めている。

日本とラオスの貿易額は極めて少ないが、それでも最近急増しており、2011年を除いて継続して日本の出超で推移している（図表5-1）。2011年にラオスからの輸入額が2倍以上に急増した大きな理由は、日本の主な輸入品であるコーヒーの価格が2010年半ばから2011年半ばにかけて急騰したことに加えて、コーヒーの輸入量が約4倍に増加したことにある（図表5-2）。

図表5-1 日本とラオスの貿易額の推移

（百万円）



（出所）財務省ホームページ

ラオスとの品目別の輸出入の内訳は図表 5-2 の通りであり、輸出入ともに少ない商品に特化している。ラオスからの主な輸入品はコーヒー、衣類、はき物、木材、貴金属・希土類である。中でもタイ・プラス・ワンによる日系企業進出による衣料品及びはき物の輸入量が増えている。コーヒー、木材、貴金属・希土類金属など、ラオスに産出する原材料の加工品の輸入も増加している。

一方、日本のラオスに対する輸出の最大の品目は自動車である。8%成長が続くラオスではモータリゼーションが進んでおり、2012 年の四輪車の登録台数は 23.8 万台であったとされ、ビエンチャンの幹線道路では、朝・昼・夕には渋滞が見られるようになった。自動車の年間販売台数は約 5,000 台と推計されており、日本からの輸出台数は 2,306 台(2013 年)であるが、日本車(主にピックアップ)はタイから多く輸出されているので、登録台数に占めるシェアは高いものと思われる。ただし、韓国車(現代、起亜)の輸入販売を手掛ける KOLAO 社が政府の関税特権を得て価格競争力を手にしたことと自動車金融により、最近販売台数を伸ばしている。

一般機械の内訳では、鉱業部門の発達と SEZ や道路整備などインフラ需要が活発なことから、建設用・鉱山用機械の輸出が増えている。

図表 5-2 日本から見たラオスとの貿易額

(百万円)

	2010	2011	2012	2013
輸入総額	3,304	7,750	9,857	10,458
コーヒー	496	2,257	2,691	1,993
衣類・同付属品	718	1,166	1,888	2,983
はき物	636	816	1,206	1,621
木材・コルク	430	594	845	1,581
無機化合物・貴金属・希土類	26	1,539	1,968	871
その他	998	1,378	1,259	2,280
輸出総額	5,455	6,183	10,994	11,838
自動車	2,794	3,266	6,186	6,799
一般機械	1,286	2,006	1,820	2,642
建設用・鉱山用機械	989	1,805	1,124	2,192
電気機器	382	80	321	307
肉類・同調製品	-	14	938	367
再輸出品	35	24	508	144
その他	958	807	2,159	1,946

(出所) 財務省ホームページ

2. ラオスにおける日本企業

JETRO によると、2012 年時点の日系企業数は 77 社である。ラオスにおける日系企業団体である「ビエンチャン日本人商工会議所」の会員数は、2013 年 12 月時点で 60 社であり、設立された 2009 年 11 月には 27 社であったので、4 年の間に倍増した。

図表 5-3 はラオスで何らかの事業活動を行っている 38 の日系企業を設立年順に見たもの

である。この表からは、日系企業がラオスを当初から「タイ・プラス・ワン」とみなしてきたこと、その展開がタイとラオスの間に横たわるメコン河に橋が建設されたことと関係が深いことが分かる。

図表 5-3 日系企業の事業活動

	事業	立地(県)	企業名	設立年	備考
スズキ	二輪車製造販売	ビエンチャン	Santiphab Suzuki Lao	1992	タイ・プラス・ワン
CBC タイ	縫製(リネン、紳士服)	ビエンチャン	Creative Business Corp	1998	タイ・プラス・ワン
王子ホールディングス	植林	中部2県 中部2県 南部5県	BGA Lao Plantation Forestry Oji Lao Plantation Forest Co Oji South Lao Plantation Forest	2005 2005 2010	BGA Holdings買収(85%) 王子ホールディングス72% 王子製紙100%
JALUX	空港ターミナルビル運営	ビエンチャン	Lao-Japan Airport Terminal Service Co.	1999	JALUX27.8%、豊田通商12.3%
タイ矢崎	自動車部品	ビエンチャン	Vientiane Automation Products	2002	タイ・プラス・ワン、委託加工
山喜	紳士用シャツ縫製	ビエンチャン	Lao Yamaki Co.	2005	タイ・プラス・ワン、GSP利用 山喜85.5%、伊藤忠
梅田メリヤス	靴下	サワンナケート	Craft Industry Co.	2005	タイ・プラス・ワン
太田商事(神戸)	木材加工	カムアン	P&O Wood Industry Co.		日本60%
丸八真綿	縫製	ビエンチャン	ハッチラオ	2005	チャイナ・プラス・ワン
サンテイ・グループ	縫製(紳士・婦人服)	ビエンチャン	Santei-Lao	2007	日本55%、チャイナ・プラス・ワン
ミドリ安全	安全靴	ビエンチャン	ラオ・ミドリ・セーフティ・シューズ	2007	GSP利用、日本市場
日本ロジテム	ロジスティックス	サワンナケート	Logitem Laos GLKP	2007	日本ロジテム55%
Laodi Japon	砂糖黍栽培・加工	ビエンチャン	Lao-Agro-Organic Distillery	2007	日本100%
東京コイルエンジニアリング	カメラのストロボ用部品	ビエンチャン	Tokyo Coil Engineering Lao	1999	タイ・プラス・ワン
ヤギ	縫製	ビエンチャン	Union Yagi Lao	2008	ヤギ50%、タイ50%
ティー・エス・ビー(株)	プリンタケーブル	ビエンチャン	TSB Lao	2008	タイ・プラス・ワン、TSB100%
マニー	医療器械	ビエンチャン	Mani Vientiane	2009	マニー100%
三井住友海上火災	保険	ビエンチャン	MSIG Insurance	2009	MSIG Asia(シンガポール)51%
三井物産	鉱業(ボーキサイト)	アタプ/セコン	Lao Sanxai Minerals	2010	三井30% Rio Tinto 70%
ツムラ	生薬栽培・加工業	サラワン	Lao Tsumura	2010	ツムラ100%
野村貿易	自動車輸入販売	ビエンチャン	KP3G & Nomura Trading	2011	野村貿易49%
第一電子産業(香港)	家電ワイヤーハーネス	ビエンチャン	Dai-ichi Denshi Lao Co.	2011	チャイナ・プラス・ワン
日新	ロジスティックス	サワンナケート	Lao Nissin SMT	2012	日新85%
アンドウ株式会社(京都)	着物	チャンパサック	Varitha Huan Ando Lao Co.	2012	チャイナ・プラス・ワン
日建設シビル	設計(都市開発)	ビエンチャン	Nikken Sekkei Civil Engineering	2012	事務所
原田食品	駐在員事務所	ルアンパバン	Harada foods Co.	2012	将来はこんにゃくを生産
マルハン	銀行	ビエンチャン	Maruhan Japan Bank	2013	シンガポール投資会社の子会社
アデランス	女性用かつら	サワンナケート	Aderans lao Quality Co.	2013	タイ・プラス・ワン、委託加工
関西電力	水力発電	ボリカムサイ	Nam Ngiep 1 Power Co.	2013	関西電力45%、EGAT30%
前畑産業 (日本華媒交易)	活性炭	カムアン	Japan Carbon	2013	
大成機電販売	コイル製造	チャンパサック	Japan Tec Co.	2013	タイ・プラス・ワン
ビューロ	入浴剤、化粧品	サワンナケート	KP Beau Lao	2013	チャイナ・プラスワン
佐川急便	ロジスティックス	ビエンチャン	Sagawa Express	2013	
Leonka World(タイ) フェザー株式会社	女性用かつら	チャンパサック	Leonka World(タイ)	2013	タイ・プラス・ワン
光陽オリエントジャパン	ロジスティックス他	サワンナケート	Koyo (Lao) Co.	2013	商社機能、物流拠点の拡大
ニコン	デジカメ部品	サワンナケート	Nikon Lao	2013	タイ・プラス・ワン
旭テック	自動車アルミ部品	サワンナケート	BMM Asahi Tec Co	2013	タイ・プラス・ワン、旭テック50%
トヨタ紡織	自動車部品(シート)	サワンナケート	Toyota Boshoku Lao	2013	タイ・プラス・ワン、Toyota Boshoku, Asia(タイ)90%

(出所) 各種資料より作成

第1友好橋(ノンカイ=タナレーン(ビエンチャン))が1994年4月に開通した後、メコン河を跨ぐ2番目の橋として、日本のODAにより南部パクセーに「ラオス・日本橋」(1,380m)が2000年に開通し、タイまで陸路で結ばれた。さらに、2006年12月には日本の援助で第2友好橋(ムクダハン=サワンナケート)が完成した。第2友好橋の完成は、JICAによる「国道9号線(メコン地域東西回廊)整備計画」の実施とともに東西回廊への注目を集めるようになり、ロジスティックスを含めてサワンナケートへの日系企業の立地が始まった。

業種の上でも当初は縫製業が主であったが、最近では機械部品の製造や組立といった業種が増えている。中でもサワン・セノSEZにニコンがタイ工場の補完工場としてデジタル・カメラの部品の組立工場を建設し、2013年10月から稼働を始めたことが他の日系企業の関心を呼んでいる。2013年12月、同工場は立ち上がったばかりであり、タイから支援を受けて労働者の教育・研修に当たっていた。

なお、ラオス在留邦人数は2000年の366人から2013年には637人に増加している。一方、在日ラオス人は2012年11月現在、2,584人に達している。

3. 日本・ラオス投資協定締結

日本とラオスの「日・ラオス投資協定」は2006年末に交渉を開始し、2007年に3回の交渉を行った末、2008年8月3日に発効した。同協定の正式名称は「投資の自由化、促進及び保護に関する日本とラオスとの間の協定」であり、他の国との投資協定及び経済連携協定(EPA)と同じように、投資財産の保護を謳い、投資の自由化に関して、投資の許可段階の内国民待遇及び最恵国待遇の原則供与、締約国による投資家との契約遵守義務、投資阻害要因効果を有する特定措置の履行要求の原則禁止、等を規定している。

投資協定締結に際して期待されたのは、周辺国(タイ、中国、ベトナム等)に進出した日系企業にとって潜在的な投資誘因となっている低い労働コストや安定した社会情勢の活用、2006年末に日本のODAで開通した第2友好橋によって東西回廊が結ばれ、ベトナムの港への輸送時間の短縮、である。

前者についてはタイ工場の補完工場の建設が急増していることで、不安定化しているタイの政治情勢と相まって、ラオスへの期待が十分満足されつつある。しかしながら、後者のベトナムへの輸送時間短縮という期待は、ベトナムに通じる道路の未整備もあって、ほとんどの企業がタイに製品・部品を持ち帰り、タイの港(クロントイ港やレムチャバン港)を利用して、日本や欧米に輸出している、ということから、2013年末の時点ではまだ期待は満足されていないと言える。

投資協定の締結が最近の日本におけるラオス・ブームともいえる状況を加速していることは両国にとって好ましいが、日本企業の投資が小国であるラオスの受入能力に見合った内容とスピードで進むことが必要であろう。

なおラオスは2013年現在、タイをはじめとする世界27カ国と投資協定を締結している。

ひとくちメモ(9): ラオスヒノキからラオス備長炭へ

1990年代のラオスから日本への重要な輸出品にラオスヒノキがあった。日本の神社仏閣用としてベトナム経由で多く輸出された。ラオスの高級材は2000年ごろには底をついてしまう。そして、2010年以降、急増しているのが、いわゆる「ラオス備長炭」の輸出である。備長炭といっても、日本の紀州産などのように姥目樫(ウバメガシ)が使われるわけではない。マイティウと呼ばれる木を20日以上、1,000度近い高温で焼いて作られる。マイティウには、切っても傍芽がすぐに伸びてきて2~3年もすれば備長炭の原料として使えるほどに生長したり、長期保管して水分を吸っても爆ぜないといった優れた点があって、近年、日本への輸出が急増している。日本では安価な備長炭として、焼き鳥屋やうなぎ屋を中心に使われるほか、インド料理屋でナンを焼いたり、缶の焙煎コーヒーのコーヒー豆に香りをつけるのにも用いられる。このようにラオスの木材は、意外と身近な場面で使われている。



(日本に輸出される備長炭 - 中部カムアン県)

ひとくちメモ(10): タイ・プラス・ワン~ラオス生産工場の位置付け

ラオスにおける日系製造業企業の工場の多くは、図表5-3にあるように「タイ・プラス・ワン」と呼ばれ、タイ工場の第二工場と位置付けられ、タイ工場と補完関係にある。日本本社からの直接投資の場合もあるが、タイ法人からの直接投資も多い。この場合は日本の直接投資とはカウントされないが、図表5-3には日系企業の事業展開ということで掲載した。

2000年代半ば、中国への一極集中がSARSや反日デモなどの発生によってリスク分散すべき、との気運が高まり、タイやベトナムなどASEAN諸国に分散投資が行われ、これを「チャイナ・プラス・ワン」と呼んだことがあるが、「タイ・プラス・ワン」はリスク分散というよりも、コスト削減の意味合いが強い。

タイには、タイ商務省によると約7,000社の日系企業が登録している。これらの企業は、2011年の洪水、政治不安によるデモの発生などから操業停止に陥ったこともあるが、それでもタイの工場を畳んで他の国に移転する、という企業は少ない。ラオスで「タイ・プラス・ワン」を展開している企業によると、タイでの賃金高騰がその主因であり、タイにおける労働集約的工場のラオスに移転し、コスト低減を図る、というのがその理由である。

その際、タイ語とラオス語は標準語と方言といった関係にあり、タイ人技術者がラオスで技術指導したり、ラオス人労働者をタイで研修することが出来ることもメリットの一つである。また、メコン河をまたぐ友好大橋が次々に完成し、道路を含む輸送インフラや、税関システムといったソフトインフラが整備されつつあることも「タイ・プラス・ワン」を加速させている。

ひとくちメモ(11) ラオス在住日本人の買い物と医療

ビエンチャンには大型ショッピングセンターがまだ無く、現地に住む日本人は、外国人向けミニマートで日用品や加工食品を買うことが多い。野菜や肉・魚などの生鮮食料品は地元の人々が利用する市場で購入する。日本人向けの雑貨店もあり、日本製の加工食品や調味料、冷凍の刺身などを買うこともできる。ビエンチャンからメコン河沿いに南へ約 20 キロのところにある第 1 友好橋を渡り、対岸に位置するタイのノンカイや更に 50 キロ、自動車で約 40～50 分程度のウドンタニには、外資系の大型ショッピングセンターがあり、週末に自分の車を運転したり、ビエンチャンとタイの 2 つの町を結ぶ国際バスに乗って、買い物に行く人も多い。

医療については、ビエンチャン市内の病院やクリニックに行く在住日本人は少なく、多くは第 1 友好橋を渡ってウドンタニ、更にはバンコクの病院へ行く。ウドンタニやバンコクの大きな病院には日本語の話せる医師や通訳があり、日本並みの医療サービスを受けられる。在ラオス日本大使館にも医務官が常駐しており、医療に関する相談や病院の紹介を受けることが可能である。



(ビエンチャンのミニマートにて)

第6章 外資導入政策と管轄官庁

1. 外資導入政策

ラオスは2020年までに「貧困国脱却」を目指すことを国家目標に掲げ、経済開発を推進してきたが、その手段の一つが外資導入であった。そのため、2003年の改正憲法では外資を導入することを定め（第15条）、2004年には「改正外国投資奨励法」を制定し、積極的に外資導入を図った。2009年にはWTO加盟を視野に内外資を区別しない「投資奨励法」を制定したが、内国資本が育っていないラオスにおいて、同法は実際には外国投資を誘致するための法律といっていよい。

政府の投資奨励策について投資奨励法は、「関税・税金に係る政策、労働者・土地所有権に関するガイドラインや必要な情報提供、ワンストップ・サービス提供、投資家の所有権・権利・正当な利益の認識・保護を促す魅力的な投資環境形成による、国内外のすべての経済セクターにおける投資を奨励する」（第4条）と述べている。

そして、ワンストップ・サービスを提供する機関を設けることで投資手続きを簡単にし、様々な優遇策を提供して投資を誘致することなどを原則として掲げた上で「投資家の所有権、権利及び利益を認め、その保護を保障する」と明言している（第5条）。

ラオスは2013年1月18日に正式にWTOに加盟し、世界共通のルールの下で貿易・投資活動を行うようになったので、外国投資がし易くなった。2012年9月には米国が商工会議所を開設するとともに、一般特惠関税も供与することを表明し、これまで投資件数・金額ともに少なかった米国の投資も増加するものと考えられる。

2. 管轄官庁

内外投資の一体化により、一般投資案件の窓口は計画投資省(MPI: Ministry of Planning and Investment)から工商業省(MOIC: Ministry of Industry and Commerce)に移管された。工商業省の管轄部署は企業登録管理局(Department of Enterprise Registration and Management)である。

「一般投資案件」とは、3種の投資形態（一般事業への投資、コンセッション事業への投資、SEZへの投資）の中のものであり、コンセッションを通じた投資は計画投資省が、SEZへの投資はSEZ委員会が管轄することになっている。

(1) 一般投資

投資家は投資案件の申請をする前に、その案件が規制業種、外資参入規制業種、外資制限業種、ネガティブ・リストに抵触しないかどうかを確かめた上で、投資手続きを行う（投資手続きについては第11章を参照されたい）。なお、外国投資の場合の一般事業の資本金は10億キープ以上でなければならない。

(2) コンセッション

コンセッション事業とは、法規則に基づいて、政府が開発や事業のためにその有する所有権、その他の権利を使用することを認めた投資活動のことである。コンセッションには、土地、鉱物、電力、航空、通信、保険、金融機関に関する権利などがある。

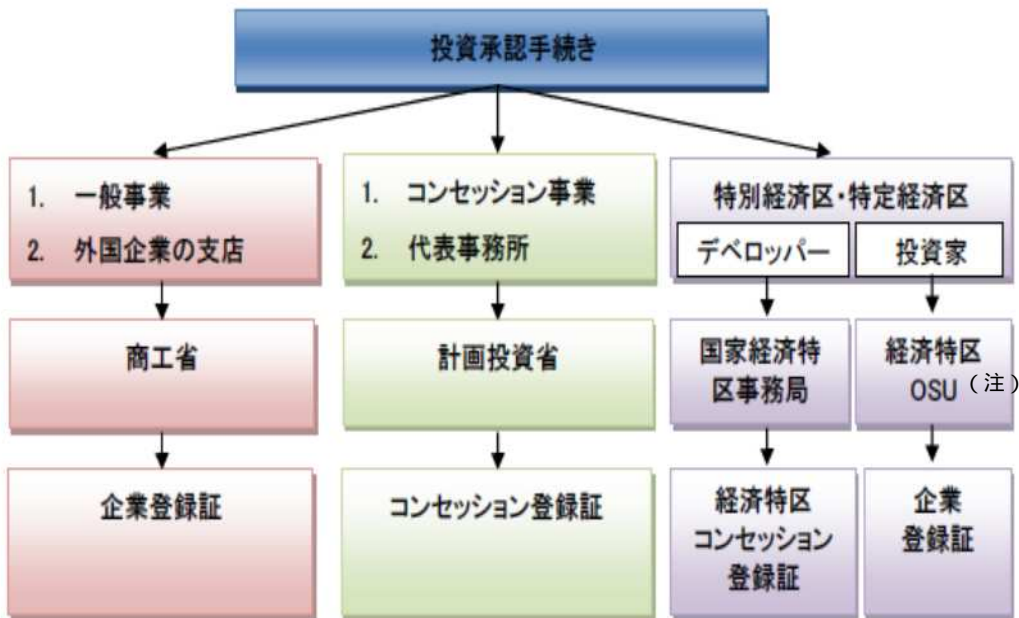
コンセッション事業への投資を希望する投資家は、政府または県政府に申請する前に、計画投資省（MPI）または地方の計画投資局のワンストップ・サービスに評価申請を行わねばならない。

(3) SEZ 開発

特別経済区（Special Economic Zone）開発に係る活動とは、インフラ整備及び新都市開発の建設に対する投資のことである。特定経済区（Specific Economic Zone）に係る活動とは、インフラ及び個々のゾーンを法律に基づき建設する投資のことであり、工業ゾーン、輸出加工ゾーン、観光都市ゾーンなどの建設事業への投資をいう。

特別経済区あるいは特定経済区を開発しようとする投資家は、首相府の国家経済特区委員会（NCSEZ）に申請する。一方、SEZ 内に投資を希望する投資家は特別経済区あるいは特定経済区のワンストップ・サービスに直接申請書を提出する。図表 6-1 は以上 3 種の投資承認手続きを簡単に示したものである。

図表 6-1 3 種の投資の承認手続き



(注) 各経済特区のワンストップ・サービス
(出所) 計画投資省、「ラオス投資ガイドブック」

(4) 計画投資省の役割

計画投資省は上述の通りコンセッション・ライセンスの発行という機能を持つが、従来の経緯もあって、ラオスに対する内外投資（主に外国投資）を促進する役割も担っている。管轄部署は投資促進局（IPD：Investment Promotion Department）であり、投資申請書を審査し、投資分野に関係する省庁（例えば、エネルギー鉱業省や天然資源環境省など）と協議の上、最終的な決定を下し、政府に承認を求める。この政府の承認によって、コンセッション事業は、はじめて具体化に向けて動き出す。

IPD のもう一つの役割として投資データの収集・作成がある。計画投資省のホームページに内外投資データが業種別、国別に掲載されているが、これは認可ベースの数値であるので、実際の投資額とは異なる点に注意する必要がある。

3. 日ラオス官民合同対話

2013年12月6日、ビエンチャンにおいて第7回「日ラオス官民合同対話」会議が開催された。同会議は2007年に第1回会合が開催されて以来毎年開催されており、主に日本側から対ラオス投資を増やすための投資環境整備について政策提言を行い、次の対話会議においてラオス側から日本側の提言に基づき「行動計画」とその進展状況（Progress Report）が示される、ということが進められてきた。

同対話に参加してきたのは、ラオス側が計画投資省（大臣）をはじめとする関係省庁やラオス商工会議所、経済特区委員会であり、日本側はラオス日本大使館、ビエンチャン日本人商工会議所、JICA 事務所（ビエンチャン及びバンコク）、JETRO バンコク事務所（JETRO は2014年4月にビエンチャンに事務所を開設、7月から始動）、日本アセアンセンター等である。

これまで日本の政策提言に基づき、ラオス側が行ってきた投資環境整備例を挙げると、統一投資奨励法、その他投資促進に必要な法令の施工、ワンストップ・サービス（OSS）の導入、サワン・セノをはじめとする工業団地（SEZ）の整備の進展、通関における電子システムの導入開始、等であり、日本側は進捗状況について評価してきた。

第7回対話において、日本側は、ラオスの投資環境改善の努力により成果が上がりつつあるとの認識を示しつつも、「投資環境の整備は終りのない課題」であるとして、さらなる投資環境改善のための政策提言を行った。

第 7 章 主要投資関連法規

ラオスは 2013 年 2 月 2 日、WTO 加盟を果たした。WTO に加盟申請したのは 1997 年のことであり、申請以来 15 年を経ての実現であり、ASEAN 諸国最後の加盟国であった。その間、ラオスは関税、知的財産権、植物検疫など法制度を整備することで、国際社会に認知されるようになり、貿易・投資を促進して、最貧国から脱出しようとしたのである。

一方で、ラオスの投資関連法制度は新しく、運用面で相互に整合性がとれていなかったり、全国的に法令が徹底されていなかったりすることがあるようである。

1. 投資法

(1) 投資奨励法 No.02/NA (2009 年 7 月 8 日公布)

WTO 加盟を見越して策定された現行投資奨励法 (No. 02/NA) は 2009 年 7 月 8 日に公布、60 日後の 9 月 7 日に発効した。同法は、2004 年公布の国内投資奨励法及び外国投資奨励法を置換するものであり、WTO の原則に基づき内外投資を一体化した。

同法は 1994 年外国投資法と同じく、外国投資家の投資分野として、国家の安全保障、文化、公衆衛生、自然環境に悪影響を与えると政府が判断する分野以外の分野、を挙げている。一方、新投資奨励法が 1994 年外国投資法と異なる主な点は、投資の種類を一般事業、コンセッション事業、特別経済区及び特定経済区開発、の 3 種に分け、管轄する機関を別にし、投資手続きを簡素化した、投資の種類により減免税など細かなインセンティブを付与した (第 9 章参照)。一般事業の投資期間は制限がなく、コンセッション事業の投資期間は最大 99 年 (延長可) となった (1994 年外国投資法の場合、合弁企業、外資出資 30% 以上、最低登録資本 10 万ドル以上のライセンス有効期限は 20 年であった)。外国投資家の不動産業への参入が可能になった、登録資本 50 万ドル以上の外国投資家に土地使用権を購入する資格を与えた、などである。

2009 年投資奨励法は XI 部から成り、その内容は以下の通りである。

第 部 一般規定

第 部 投資の形態

第 部 投資事業

第 1 章 投資の種類

第 2 省 一般事業への投資

第 3 章 コンセッション事業への投資

第 4 章 投資要望リストに記載のプロジェクト及び活動への投資

第 5 章 特別経済区および特定経済区における投資

第 6 章 投資のためのワンストップ・サービス

第 7 章 代表事務所と支店

- 第 部 投資の奨励と保護
 - 第 1 章 関税・税金面の優遇措置
 - 第 2 章 投資促進に資するその他優遇措置
 - 第 3 章 投資の保護
- 第 部 投資家の権利と義務
- 第 部 禁止事項
- 第 部 投資の中止、変更、取り消し、終了
- 第 部 紛争解決
- 第 部 管理と監査
- 第 部 優良な成果に対する授賞と違反行為に対する制裁
- 第 XI 部 最終規定

(2) 投資法施行に関する首相令 No.119/PM (2011 年 4 月 20 日公布)

2011 年 4 月 20 日、上記投資奨励法に関する施行規則として投資法施行に関する首相令 No. 119/PM (以下施行令) が公布された。同施行令は先の投資奨励法のいくつかの条項についてより詳しい説明を加えている。特に、中央と地方の管轄機関の役割の明確化、中央レベルの管轄機関、ワンストップ・サービス機関の間の役割を明らかにして、有効な投資が全国で統一された理解の下に成されることを目的としている。

同施行令の構成は以下の通りである。

- 第 部 一般規定
- 第 部 契約による事業協力及び登録資本の決定
- 第 部 一般事業への投資
- 第 部 コンセッション事業への投資
- 第 部 投資奨励プロジェクトリストの策定
- 第 部 投資奨励委員会とワンストップ・サービス
- 第 部 駐在員事務所
- 第 部 関税及び税に関する優遇措置
- 第 部 情報及び土地利用権に関する優遇措置
- 第 部 ラオス人民民主共和国での投資家及び外国投資家の家族の手続き
- 第 XI 部 地方への権限委譲
- 第 XII 部 投資情報の要約及び報告
- 第 XIII 部 既存の投資認可企業の承認
- 第 XIV 部 投資法遵守の投資家と投資法を犯した投資家に対する措置
- 第 XV 部 最終規定

2. SEZ（特別経済区及び特定経済区）に関する法律

ラオスは日本政府や ADB の支援により、2008 年頃から工業団地・経済特区を整備・推進する計画にとりかかり、2010 年 10 月には SEZ 令が承認され、11 月には政府（Government Office、元首相府）内に SEZ 委員会（National Committee for Special Economic Zone）を立ち上げた。SEZ 導入の直接のきっかけは、日本の援助によって第 2 友好橋が建設され、ベトナムからサワンナケート経由でタイに至る国道 9 号線によって繋がり、東西回廊が完成したことにあり、とされており、図表 7-2 にあるように Sawan-SENO SEZ が最初に着手された。第 4 章 4 で見たように、これまで開発されている SEZ は全国に 10 カ所あるが、各 SEZ は独自の法制度及び優遇措置を有している。

図表 7-1 は個別 SEZ に関する法律以外の SEZ 関連の法令、図表 7-2 は個別 SEZ を規定する法令である。

図表 7-1 SEZ に関する法令

投資奨励法（No. 02/NA）	2009 年 7 月 8 日
特別経済区及び特定経済区に関する首相令承認についての国会常任委員会決議（No.47/NASC）	2010 年 10 月 26 日
特別経済区及び特定経済区に関する首相令（No.443/PM）	2010 年 10 月 26 日
特別経済区及び特定経済区管理委員会の組織及び活動に関する首相令（No.517/PM）	2010 年 12 月 9 日
国家経済特区委員会事務局の組織と活動に関する政令（No.01/NCSEZ）	2010 年 12 月 13 日
特別経済区及び特定経済区の開発戦略 2011～2020（No:188/PM）	2012 年
SEZ の開発及び管理に関するワンストップ・サービスのガイドライン（2011 年版）	2011 年

（出所）NCSEZ ホームページ（<http://www.sncsez.gov.la/index.php/en/legal-acts>）

図表 7-2 個別 SEZ を規定する法令と管理機関

法令	公布	管理機関
Sawan-SENO SEZ 令（No.148/PM）	2003 年 9 月 29 日	首相府
Boten-Danekham SEZ 令（No. 089/PM）	2010 年 2 月 4 日	MPI（計画投資省）
Golden Triangle SEZ 令（No. 090/PM）	2010 年 2 月 4 日	MPI（計画投資省）
Vientiane-Nonthong Industrial and Commercial Zone(Vita Park、No. 443/PM)	2010 年 10 月 26 日	工業省
Phoukhiao SEZ （No. 443/PM）	2010 年 10 月 26 日	NCSEZ（SEZ 委員会）

（出所）『Development Strategy for Special and Specific Economic Zone(SEZ)in the Lao PDR, 2011-2020』（首相令 No. 188/PM）より作成

図表 7-1 にある「特別経済区及び特定経済区の開発戦略（2011～2020）」によれば、2012 年現在、図表 4-7 及び 4-8 で示した 10 の SEZ の他に 12 の SEZ が F/S の段階にあり、23

が投資家を募っているところだという。今後開発される SEZ は、製造業ばかりでなく、商業・サービス、観光、住宅（ニュータウン）、国境貿易など様々な産業に特化した特別経済区ないしは特定経済区が含まれている。

3. 会社法

現行会社法（Enterprise Law、No. 29/PO）は、2005 年 12 月 9 日に公布され、次の部から成る。

- 第 部 一般規定
- 第 部 会社
- 第 部 個人所有会社（Sole-Trader Enterprise）
- 第 部 パートナースhip会社（Partnership Enterprise）
- 第 部 株式会社（Companies）
- 第 部 国有株式会社（State-Owned Enterprise）
- 第 部 連合株式会社（Joint Companies）^{（注）}

（注）国と国以外の投資家が 50：50 の比率で株式を保有する株式会社をいう。

- 第 部 企業の管理及び監査
- 第 部 賞罰
- 第 部 最終規定

4. 税法

ラオスでは改正税法（Amended Tax Law）（No. 05/NA）が 2012 年 1 月 10 日、国家主席令として公布された。同法は 2005 年税法（No.04/NA）の改正版であり、売上税に代わって VAT（付加価値税）の導入、法人税の引き下げなどの変更があった。税制についての詳細は第 12 章を参照されたい。

5. 金融・外国為替関連の法律

(1) 銀行関連の法律

本章 1.の(1)で述べた投資奨励法第 53 条「資金調達に係る投資優遇措置」は、「内外の投資家は法律及び規則に基づき、ラオスおよび外国の商業銀行、その他金融機関から資金調達や融資を受けることができる」としている。

ラオスにおける銀行に関する法令は図表 7-3 の通りである。商業銀行法は外国の商業銀行がラオスに支店を開設することを認めている。2013 年末現在ラオスには 33 の銀行があるが、最大の地場商業銀行は BCEL（Banque pour le Commerce Exterieur Lao）である。外資系銀行としては、バンコク銀行をはじめとするタイの主要銀行の支店、中国工商銀行、ANZ、Maybank 及び Public Bank（マレーシア）、合弁銀行（Lao Viet Bank、Banque Franco Lao、IndoChina Bank）などがあり、2013 年にはマルハン・ジャパン銀行がマルハン（京

都)のシンガポール投資子会社を通じて設立された。

図表 7-3 銀行関連の法令

法令	公布	監督機関
中央銀行法 (No. 29/PO)	1995年10月14日	独立機関 (省庁と同格)
中央銀行の組織及び活動に関する首相令 (No.40/PM)	2000年4月6日	
商業銀行法 (No. 02/PO)	2007年1月16日	中央銀行

(出所) 各種資料より作成

(2) 外国為替管理

ラオスにおける外国為替の取扱いは、2008年3月17日大統領令 (No.01/OP)「外国為替及び貴金属管理令」によって規定されている。個人及び法人は、同大統領令に基づき、商業銀行 (及び許可を受けた外国為替両替所) から外国為替を購入することが出来、外為取引は自由化されている。

従って、外国投資家による利益等の本国あるいは第3国への送金も、2009年投資奨励法、外国為替及び貴金属管理令によって認められている。

6. 貿易・通関関連の法律

(1) 輸出入管理

ラオスは2013年2月2日にWTOに正式に加盟したので、WTOが認める例外を除いて輸入規制 (数量規制、割り当て、禁止措置など) を適用することが出来なくなった。例外品目として考えられるのは、工商大臣告示 (No. 0973/MoIC.DIMEX) (2011年5月25日) にある「安全保障・治安、公衆道徳、人・動植物の生命あるいは健康、国宝あるいは天然資源、あるいはラオスが締結している条約のコンプライアンスを守る」に当て必要な輸出入品目である。

(2) 通関

WTO加盟に伴い、貿易取引については、国際商業会議所 (ICC) の「信用状統一規則」に従うこととなった。

ラオスでは陸路輸送が主な輸送手段であり、国境での通関に当ってはアジア開発銀行が主導するGMS (大メコン経済圏: Greater Mekong Sub-region) プログラムの一環である「貨物と旅客の国際輸送を促進するための協定」 (CBTA: Cross Border Transport Agreement) に従って手続きが行われる。同協定は、タイ、ラオス、ベトナムが1999年

11月26日に署名、カンボジアは2002年11月3日、中国は2002年11月3日、ミャンマーは2003年9月19日にそれぞれ加盟した。

また、本協定の適用を促進するために別途定められた二国間協定がある。しかし、道路輸送車両法は道路運送事業法等、国によって関連法規が異なるため、調整が必要であり、2015年末のASEAN共同体成立に向けて、各国でそのための取り組みが行われている。

7. 知財に関する法律

知財制度を規定する法律は知的財産法改正法 No. 01/NA (2011年12月20日公布)であり、特許、商法、意匠、著作権をはじめとする基本的な知財権制度を包括的に規定している。現在、同改正法を受けて細則の整備に着手している、とされている(知的財産権については第14章参照)。

8. 労働法

ラオスの労働法は、2007年1月16日に発効した改正労働法 (No. 05/PO) である。同法第25条はラオス人の雇用を優先することを規定しており、外国人の雇用については、労働監督機関の承認を得ることになっている。(労働事情については第19章参照)。

第8章 投資形態

1. 投資形態

(1) 3種の投資形態

2009年投資奨励法はラオスにおける投資の形態として、国内資本あるいは外国資本による単独投資、国内資本と外国資本の合弁投資、契約に基づく共同投資となっている。すなわち、外国投資家は100%の投資が可能であり、の合弁投資においては、出資比率30%以上という規定がある。の契約に基づく共同投資は、法人や支店を設立しないで行う投資形態とされている。これについては、計画投資省が、「外国企業は、製品や商品を注文するため、ラオスのパートナーと契約あるいは合意することが出来、逆の場合もある」としている（MPI、Business Guide 2011）ので、投資というよりも委託契約といった事業形態であると考えられる。

(2) 3種の投資事業

上述の通り、外国企業（個人）は総資本の30%以上100%まで投資を行うことが出来る。そうした投資事業は2009年投資奨励法によって以下の3種類の投資事業に分かれており、それぞれ所轄機関、投資承認手続きが異なっている（図表6-1及び本章2.参照）。

一般事業

一般事業とは、ネガティブ・リスト^{（注）}に規定される事業を含む一般事業分野への投資であり、コンセッションを伴うものではない。

（注）ネガティブ・リストは投資規制業種のリストではなく、英文では controlled business となっており、それ以外の業種に比べてセンシティブな業種であり、投資手続きに時間がかかる、というだけで、外国投資が禁じられている訳ではない。ネガティブ・リストは第10章の図表10-1に掲載したが、農・林・漁業、鉱業など一次産業及び電気・ガス・水道、運輸・倉庫、情報・通信、金融・保険などのサービス産業が対象となっている。

コンセッション事業

コンセッション事業とは、政府が規則に基づいて、開発や事業のために政府が有する所有権及びその他権利を使用することを認めた投資活動のことである。コンセッションには土地、鉱物、電力、航空、通信、保険及び金融機関に関する権利などがある。コンセッション事業のリストは政府が定める。

SEZ（特別経済区及び特定経済区）の開発事業

特別経済区の開発事業とは、新たな都市造りとしてのインフラ及び施設の整備に係る投資活動のことである。

特定経済区の開発事業とは、個々の特定地域の現状や規則に基づくインフラ及び施設の整備に係る投資活動であり、工業団地、輸出加工区、観光ゾーンなどの開発事業を含む。

特別経済区及び特定経済区に関する所轄機関とその活動は個別の規則によって定められる。

2. ラオスの会社形態

2005 年会社法（Enterprise Law No. 29/PO）はラオスにおける会社形態を図表 8-1 のように分類、規定している。この内、有限（非公開）会社が一般的である。

図表 8-1 ラオスにおける会社形態

会社の種類	名称	概要
個人所有会社		個人が無限責任を負う
パートナーシップ会社	一般パートナーシップ会社	出資者は無限責任を負う
	有限パートナーシップ会社	無限責任を負う出資者と有限責任を負う出資者から成る
株式会社	有限（非公開）会社	株主 2～30 名（「一人有限会社」も可）
	公開会社	株主（発起人）9 名以上

（出所）JETRO「アジア新興国のビジネス環境比較」より作成

ラオスでは個人所有会社（一人会社）という「会社」が存在し、株主が一名でも会社を設立することが出来る。この個人所有会社と有限（非公開）会社は別々に定義されているが、実質はほとんど変わらず、個人、法人のどちらでも株主となることが認められている（会社法第 78 条）。

会社法の上では、公開会社、有限（非公開）会社ともに取締役の国籍、居住地に関する規定はなく、外国人も取締役となることが出来るし、ラオスに居住する必要もない。

会社設立に当っては、投資許可申請書他書類¹を工商業省の企業登録管理局（ERM）、県の企業登録管理部門、あるいは郡の工商業事務所に申請することとなっている。

¹ 設立予定の会社の定款、F/S（事業計画）、投資者の CV（履歴書）等。

第9章 主な投資インセンティブ

1. 一般的投資優遇措置

(1) 投資地域別優遇措置

2004年改正外国投資奨励法（No. 11/NA）及び2005年改正ラオス外国投資奨励法施行細則（No. 31/PM）は、開発の遅れた地域への投資を促進するため、全国をインフラの整備状況に従って奨励措置の異なる3つのゾーンに分けて（図表9-1-1）、それぞれに優遇措置を設けた。ゾーンによる優遇措置は2009年投資奨励法に引き継がれたが、減免税措置の内容には、奨励レベルが設けられるなどの変更が加わった（図表9-1-2）。

さらに外国投資奨励法が定めていた投資奨励分野^{（注）}は、2009年投資奨励法の下で内資の区別がなくなったことで、投資奨励分野として改めて「農業、工業、手工芸及びサービス業」が挙げられている。

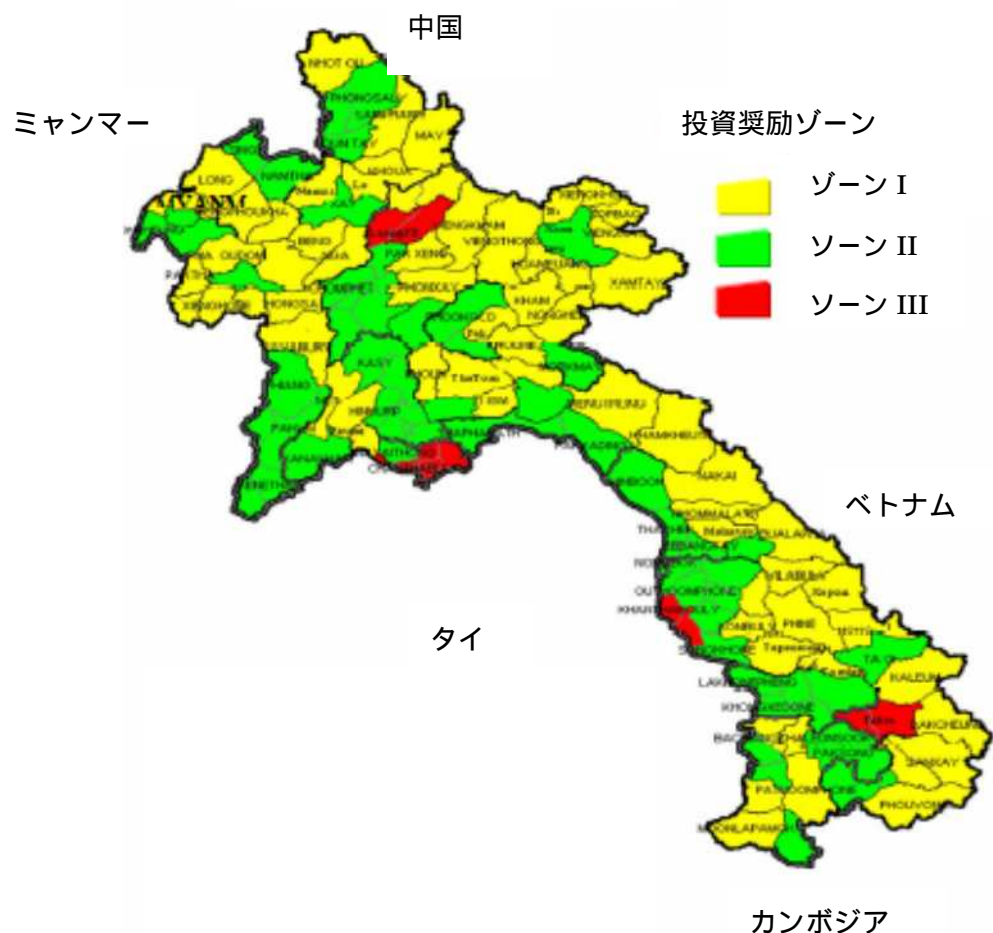
（注）2004年改正外国投資奨励法における外国投資奨励分野

		最低投資額（千ドル）
1	輸出品の生産（総生産に占める輸出割合80%以上）	300
2	農林業、農林産品加工及び手工芸品の生産	300
3	加工産業、熟練・近代技術利用産業	500
	R&D活動、及び環境・生物多様性保護活動	100
4	人的資源開発、技能開発、保健関連活動	100
5	インフラ建設	500
6	主要産業に提供する原材料及び設備機器生産	500
7	観光開発及び輸送サービス	500

（出所）Law on the Promotion of Foreign Investment No.11/NA（22 October 2004）及び同法施行細則（Decree No. 301/PM）

なお、開発投資省（MPI）の投資奨励局（IPD）は2010年に投資招致リスト（Investment Calling List）を発表し、SEZ、観光開発、インフラ整備、工業、工業団地・ロジスティクス、水力発電の各部門について特に外国投資家の投資を想定した具体的な開発プロジェクト45件を挙げている。この投資招致リストについては付録1.に掲載する。

図表 9-1-1 投資奨励段階に応じた投資奨励地域区分



図表 9-1-2 ゾーン別法人税減免税措置¹⁾及び特定分野の投資優遇措置

ゾーン	インフラ整備状況	奨励レベル ²⁾	法人税免除期間 ³⁾	病院・幼稚園・小中高校・職業訓練学校、大学、研究所等の設立	
未整備な地域		1	10年	左記免除期間+5年の法人税免除	
		2	6年		リース・コンセッション料免除：15年
		3	4年		同上：10年
部分的に整備された地域		1	6年	左記免除期間+5年の法人税免除	
		2	4年		同上：10年
		3	2年		同上：3年
十分に整備された地域		1	4年	左記免除期間+5年の法人税免除	
		2	2年		同上：3年
		3	1年		

(注1) 鉱業及び水力発電への投資(コンセッション)の優遇措置は別途法律で定める。

(注2) 奨励「レベル」がどういった基準かについては投資奨励法に記述がなく不明である。

(注3) 法人税の免除は企業が操業を開始した日から始めるが、新製品の生産、開発及び新技術導入の場合は、企業が利潤を上げるようになってから始める。

(出所) 2009年投資奨励法及びJETRO「ラオス概況」(2013/Nov/15)より作成

(2) その他優遇措置

投資地域による優遇措置の他に、2009年投資奨励法は以下のような優遇措置を定めている。

関税及びその他税に関する優遇措置

- ・ 純利益を事業拡大のために投資する場合、次の会計年度の法人税が免除される。
- ・ 機器、原料、部品及び生産に直接使用する車両の輸入関税免除
- ・ 商品及び製品の輸出に係る輸出関税は免除される。
- ・ 年度赤字は3年以内であれば次会計年度に繰り越すことができる。

その他優遇措置

- ・ 登録資本が50万ドル以上の外国投資家に対して、住居または業務用施設建設のための土地使用权を購入する資格が与えられる。

2. 経済特区 (SEZ) における優遇措置

(1) 特別経済区及び特定経済区開発のための投資優遇措置

- 特別経済区及び特定経済区に関する首相令 (No. 443/PM) によるディベロッパーと投資家への優遇策 (第 章)
 - ・ 税に関する特別優遇：減免については税法/関税法の規定を超えてはならない。
 - ・ ラオス国内から搬入され、SEZ 内で使用される原材料は、経済特区への輸出として扱い、法律に従い関税及び税の優遇措置を受けることができる。
 - ・ 国家経済特区委員会 (NCSEZ) は、遠隔地あるいは地理的に危険な (hazardous) 地域における特別経済区及び特定経済区のディベロッパーに対して、建設期間中に使用する燃料の輸入関税・輸入税を免除する。
 - ・ 投資奨励法第 58 条に従い、土地使用权及びその他固定資産の所有権に関する優遇策を受けることができる。
 - ・ 開発投資契約の期間中、家族と共にラオス国内に居住する権利を受ける。
 - ・ その他優遇措置 (投資その他に関する情報提供の便宜供与、褒章、名誉市民号など)。

(2) 特別経済区及び特定経済区内への投資優遇措置

SEZ 内への投資の優遇措置については個別 SEZ が独自の規定を設けることになっている。例えば、最初の SEZ であるサワン・セノ経済特区については、2003年サワン・セノ経済特区の管理規則及び奨励政策に関する首相令 (No.177/PM) が図表 9-2 にあるような優遇措置を定めている。

但し、経済特区内に投資する企業が優遇措置を受けるには、最低登録資本が決められている (首相令 No. 177/PM 第 15 条)。すなわち、工業、職業学校、倉庫・運輸業 (重量物運搬車の所有者)、建設業、ホテル業、住宅 (賃貸アパート、団地)、観光地開発、

一般教育機関、病院、スーパーマーケット及び内外子会社・支店については10万ドル、（重量物運搬車の所有者を除く）配送業、旅行会社（パッケージツアー）、卸・小売などの一般サービスについては5万ドルである。駐在員事務所の場合の最低登録資本は1万ドルである。

図表 9-2 サワンパーク経済特区の減免税措置（特区外との比較）

	サワンパーク	経済特区外
法人税免除期間 ・登録資本5～15万ドル未満 ・" 15万～30万ドル未満 ・" 30万～50万ドル未満 ・" 50万～200万ドル未満 ・" 200万ドル以上	利潤が出た年から ・2年間免除（以後10%） ・4年間免除（"10%） ・6年間免除（"10%） ・8年間免除（"8%） ・10年間免除（"8%）	図表 9-1-1、9-1-2 のゾ ーンにより異なるが、 累進税率で0～24% （第12章参照）
法人税の免除期間後の税率	8%ないしは10%	最高24%
個人所得税（駐在員、外国籍市民、 ラオス市民）	5%	0～24%（累進税率）
法人税免除後の配当税率	5%	10%
付加価値税（VAT）	0%	10%
輸入関税率 ^{注）}	0%	3～40%

（注）車両の輸入については別途規定されており、車両の使用目的、輸入台数などによって異なる。

（出所）Decree on the Management Regulations and Incentive Policies Regarding the Savan - Seno Special Economic Zone（第 章）及びサワン・セノ経済特区資料

輸出入関税については、2015年末にASEAN経済共同体が成立し、ASEAN域内取引の関税が撤廃されるので、ラオスに投資するメリットはASEAN域内で増すことになるだろう。

サワンパーク経済特区及びVITAパークについては、第23章でその開発状況、入居企業などについて触れる。

第 10 章 外資規制業種

1. 規制業種

2009 年投資奨励法は内外資の区別をせずに、広く投資を奨励することを規定している。しかし、同法は 2004 年外国投資奨励法 (No. 11/NA) に引き続き、投資を**奨励しない**例外的分野として、「短期的あるいは長期的に国家の安全保障に関わったり、自然環境に悪影響を与える地域や事業、または公衆衛生や国民文化に害を与える事業」を挙げている (第 4 条)

上記の「奨励しない分野」は 2008 年制約事業 (Controlled Business) に関する首相令 (No. 68/PM) で規定され、通称「ネガティブ・リスト」と呼ばれている (図表 10-1)。

図表 10-1 ネガティブ・リスト (Controlled Business)

農林漁業	狩猟及び関連サービス、造林及びその他林業関連事業、伐木搬出、材木以外の林産物の収穫、淡水魚の漁業
鉱業・採掘業	無煙炭、褐炭、原油、天然ガス、鉄鉱石、ウラニウム及びトリウム、その他非鉄金属の採掘、石・砂・粘土の採石、化学・肥料鉱物の採掘、ピートの採掘、岩塩の採掘、他に分類されない地下資源の採掘
電力・ガス・蒸気・空調	発電、送・配電、ガス生産、配ガス事業
上下水道・ゴミ処理	貯水・処理及び供給、下水 有害ゴミの収集、有害ゴミの処理と廃棄
運輸・倉庫	旅客鉄道、都市間鉄道、貨物鉄道、パイプライン輸送、旅客航空輸送、貨物航空輸送、郵便事業
情報・通信	出版、新聞・雑誌発行、映画・ビデオ・TV 番組制作、映画・ビデオ・TV 番組ポストプロダクション、映画・ビデオ・TV 番組配信、音楽録音・出版、ラジオ放送、TV 放送、ケーブル・衛星などを用いた配信、固定電話、無線電話、衛星通信、その他通信事業
金融・保険	中央銀行、その他金融仲介事業、持ち株会社、信託・ファンド等、リース、その他信用業務、(保険・年金を除く) その他金融サービス、生命保険、非生命保険、再保険、年金基金、金融市場行政、証券・商品取引仲介、その他の補助的金融業、ファンド・マネジメント
保健・社会福祉	病院事業、医療・歯科事業、その他保健事業
アート、演芸・娯楽	ギャンブル、遊園地・テーマパーク

(出所) WTO, Report of the Working Party on the Accession of Lao PDR to the World Trade Organization, 1 October 2012

ネガティブ・リストに挙げられている事業は、企業登録の前に監督官庁の許可が必要な事業ということであり、投資が禁じられているということでも、ラオス国民でなければ投

資できないということでもない。

2. 出資規制

ラオスへの投資は原則として外資 100%出資が可能であり、合併企業の会社設立当初の出資比率は最低 30%と規定されている。ただし、鉱業や水力発電などコンセッション事業への投資は覚書（MOU）あるいは契約で出資比率を記す場合があり、その場合は MOU/契約に従うこととなっている。

ラオスは 1990 年代以降、国営企業の民営化を進めてきた。その結果、1990 年に約 800 社あった国営企業は 2002 年には 37 社に減った。民営化の主な手段は合併であるが、国は出資比率 51%以上のマジョリティを堅持しており、将来的には国の出資比率を徐々に減らすとの方針は先送りとなっている。また、これら国営企業が従事する事業の多くは独占事業であるが、2013 年 2 月にラオスが WTO に正式に加盟したことにより、政府はサービス産業（ビジネスサービス、建設、流通、教育、環境関連サービス、銀行・保険・金融、医療、観光、航空輸送など）の自由化を進め始めており、すでにこれらの分野に対して外資参入が段階的に行われている。

第 11 章 許認可・進出手続き

1. 会社設立手続きの概要

第 7 章で見た通り、ラオスは特に外国投資を地場資本の投資と区別することはない。従って会社設立手続きについても内外資の区別はないが、第 8 章で見たように、3 種類の投資事業（一般事業、コンセッション事業、SEZ の開発事業）があり、それぞれの進出手続きは異なっている。

(1) 一般事業の投資手続き（図表 11-1）

投資申請

- 企業法に定められた企業登録：工商業省の企業登録管理局または地方の工商業局のワンストップ・サービスに申請書を提出する。
- 外国投資家の総資本金は 10 億キープ以上でなければならない。

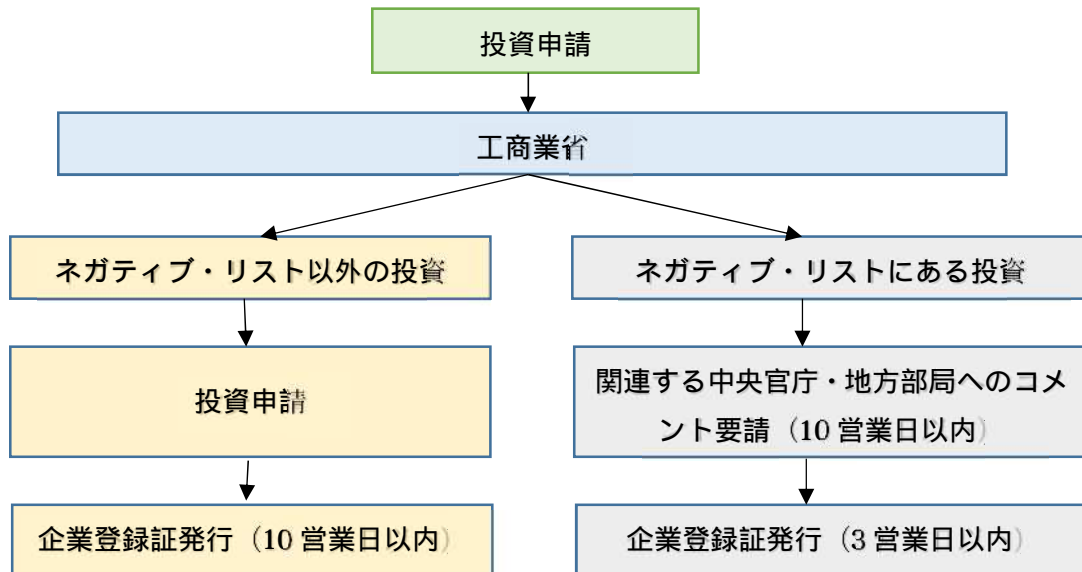
投資承認手続き

- ネガティブ・リスト（図表 10-1 参照）にある業種を除く一般事業への企業登録手続きと所要期間：企業登録申請書が受領された日から 10 営業日以内に企業登録証を発給する。
- ネガティブ・リストにある事業については、企業法の規定に基づき、企業登録申請書が受理された日から 13 営業日以内に企業登録証を発給する。
- 既存企業の事業拡大のための申請は、別の規定に基づく必要書類を申請書に添えて提出する。事業拡大の申請に係る審査は新規申請の審査より迅速に行われる。

企業登録証

- 企業登録証は、法に従って事業を実施するための登録証明書である。
- 企業登録証には、関係機関により発行される投資承認、投資優遇措置、税務証明書、及び関連部門（セクター）が発行する事業活動の認可証が含まれる。
- 企業登録証の発給を受けた投資家は直ちに事業を始めることが出来る。

図表 11-1 一般事業の進出手続き



(出所) MPI, General Information Guide for Investing in Lao PDR, 2011 他より作成

(2) コンセッション事業の投資手続き (図表 11-2 参照)

投資申請

- コンセッション事業への投資を希望する投資家は計画投資省 (MPI) あるいは県の計画投資部のワンストップ・サービスに申請し、次いで政府あるいは県の所轄機関に申請する。

投資家選定

- コンセッション事業の申請は、ケース・バイ・ケースで選定作業に移る。選定方法は、法律に基づき、関連部門及び関係する地方機関と協力して計画投資省 (地方部局) が行う比較検討、入札、あるいは評価などである。
- 投資家の選定は、透明性、公開性、監査可能性を持たねばならない。
- コンセッションの選定方法は、別途、規則によって定められる。

コンセッション事業投資の審査

計画投資省あるいは地方の計画投資局 (地方局) は、以下の方法によってコンセッション事業を審査する。

- 投資の審査と承認は、政府及び投資家にとって公共の利益を確保することが原則である。投資家が有する土地使用权を政府に返還する場合、関連する土地管理機関は、投資家及びそれにより影響を受ける人々の損失に対する補償を市場価格に基づいて算出するものとする。
- フィージビリティ・スタディ、環境社会影響評価、輸入関税及び免税措置のための車両、機械設備、原材料のリストなどを所定の書式で作成、提出するに当たり、助言する。これらの書類は、その後、さらなる調査、審査及び承認の根拠として

用いられる。

- 計画投資省（あるいは地方局）は、他の関係機関と協力して、交渉し、初期合意文書を作成する。
- 交渉結果をワンストップ・サービスが開催する審査会議にかける。
- 政府あるいは県政府にさらなる審査と承認を提起し、投資家に対して、投資の種類と規模に応じた保証金を供託するよう助言する。保証金は国庫の口座に保管され、プロジェクトがスタートした時点で返却される。

承認された後で、計画投資省（地方局）は、規則に従って、投資家に対してコンセッション登録証を発給する。

コンセッション登録証の発給

- 計画投資省は、政府の合意が得られた後、コンセッション登録証を発給する責任を担う。
- 県の計画投資局は、地方自治体の承認が得られた後、コンセッション登録証を発給する責任を担う。

コンセッション登録証

- コンセッション登録証は、コンセッションに係る投資家の権利を法に基づき承認する。
- コンセッション登録証には、企業登録、投資許可、投資優遇措置、税務登録及び関係機関による事業許可が含まれる。
- 投資家はコンセッション登録証受領後直ちに事業を開始することが出来ると共に90日以内に事業活動を開始する義務も負う。投資家が、その期間内に事業を始めることが出来ない場合は、計画投資省/地方局は文書で警告する。もし、投資家がその後60日以内に事業活動を開始しなければ、当該事業に対するコンセッション登録証は破棄され、保証金は没収される。

コンセッション契約の締結

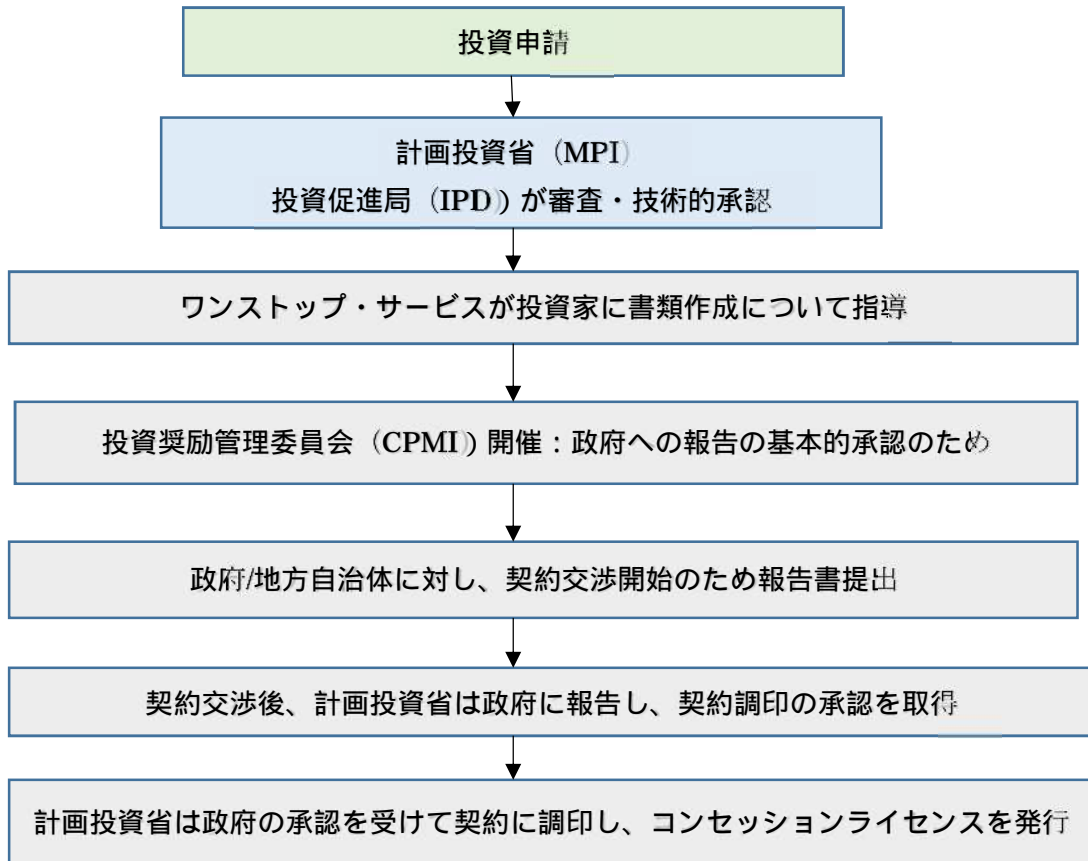
- コンセッション契約は投資家と政府あるいは地方政府との間で、自発的かつ合意に基づき締結される。
- コンセッション契約では、契約の目的、価値、条件、契約者双方の権利及び義務を定める。
- 投資契約、特にコンセッションの権利や株式の移転は、公証人役場によって承認されなければならない。

コンセッション契約の改定

- コンセッション契約の内容は、契約者双方の合意により改定、変更もしくは追加することが出来る。改定、変更もしくは追加が重要なものでない場合は、計画投資省あるいは地方の計画投資局は、一方の契約者からの提案に基づき、関係機関と検討し、政府や地方自治体に報告する。

- コンセッションに係る権利や株式の移転を伴うコンセッション契約の改定、変更、追加に対しては、税法に従って課税される。

図表 11-2 コンセッション事業の承認手続き



(出所) MPI, General Information Guide for Investing in Lao PDR, 2011

(3) SEZ (特別経済区及び特定経済区)

SEZ への投資という場合には、SEZ そのものを開発するための投資を指す場合と SEZ 内への投資の二つのパターンがある。

前者は、首相府傘下の「国家経済特区管理委員会 (NCSEZ : National Committee for Special Economic Zone) に申請して、受理されれば、経済特区コンセッション登録証を受けることが出来る。SEZ 開発に当たっては、土地収用や住民移転の問題がからんでくるが、その場合には関連する自治体の代表者から成る土地収用・人民移転委員会を組成して話し合いを行い、測量調査などを行った上で政府が補償する。

後者の投資家は入居したい特別経済区あるいは特定経済区にあるワンストップ・サービスに申請し、受理されると企業登録証が発行される。

2. 会社設立の手続きと必要書類

世界銀行グループ(世界銀行と IFC)は毎年、世界の国々の「ビジネス環境の現状(Doing Business)」調査を行っている。2013年10月に発表された「Doing Business 2014」によると、189ヶ国/地域の「ビジネスの容易度」ランキングでラオスは総合159位、ビジネスの開始手続きのランクは85位であった。

Doing Business 調査の項目は、ビジネスの開始手続き、建設許可取得、電力需給、不動産登記、信用力、投資家の保護、徴税、対外貿易、契約の強制力、破産処理、の10項目である。各項目のラオスの順位及び近隣諸国との比較表については巻末の「アジアの主な国・地域の概要と主要経済指標」を参照されたい。

図表 11-3 は Doing Business のチームが調査した、ラオスにおける典型的な企業(在ビエンチャン、有限(非公開)会社、設立資金は GNI の 10 倍まで^(注))の設立に必要な書類、必要日数、必要コストである。

(注)世界銀行によると2012年のラオスの一人当たり GNI は 1,270 ドルであったので、2012年時点で設立資金 12,700 ドル(2012年のレートで約 100 万円)までの会社ということになる。

ちなみに、“Doing Business 2014”におけるビジネスの開始手続きの容易さについて、ラオスと近隣諸国を比べるとラオスは容易な国と見られている。すなわち、ラオスは 189ヶ国中 85 位にランク付けられており、タイの 91 位、ベトナムの 109 位、インドネシアの 175 位、カンボジアの 184 位よりもかなり上位にランクされているのである。なお、ラオスよりビジネスの開始手続きが容易なアジアの国はマレーシアであり 16 位に位置づけられている。

図表 11-3 工商業省企業登録局の会社設立の手続きと必要日数及び費用

	手続き（必要書類）	申請先	必要日数	費用（LAK）
1	企業名予約証書申請	工商省、企業登録局	1日	10,000
2	企業登録証書（ERC）申請 ・ 設立契約書 3 通 ・ 会社設立の署名済み書類（工商業省書式）3 通 ・ 企業設立者による決議書 3 通 ・ 代理人が申請する場合委任状（工商業省書式）3 通 ・ 設立者の ID カード/パスポートのコピー 3 通 ・ 最高責任者の写真（3×4cm）6 通 税金登録証書申請 ・ 申請レター、会社設立書、ERC ・ 納税者番号申請	工商省、企業登録局 財務省、資産管理局 税務署	1 週間 2 週間	10,000 （法人設立書） + 70,000 （申請書）+ 300,000 （申請料） + 25,000 （税登録） + 100,000 （納税証明書）
3	事業ライセンス申請	関連省庁	2-3 週間	50,000
4	商標及びビル広告の認可申請		5 日	10,000
5	社印作成申請		45 日	120,000 （ラオス語） 123,000 （ラオス語 + その他言語）
6	労働者の社会保険登録	関連機関	7 日	無

（出所）World Bank & IFC, “Doing Business 2014 ” Economy Profile: Lao PDR

第12章 税制

ラオスにおける税法は1995年に制定された。現在の税制は2011年12月に成立し、2012年10月より施行されている改正税法（Amended Tax Law No.05/NA）等により規定されている。

課税年度は原則として暦年である。一方、政府の財政年度は10月1日から始まる。

日本のような国税・地方税の区別はなく、すべて国が徴収する国税であり、財務省の税務局が管轄している。

国税には直接税と間接税がある。直接税には法人税（Profit Tax）、所得税（Income Tax）、環境税（Environment Tax）などがあり、間接税には付加価値税（Value-Added Tax）や物品税（Excise Tax）がある。

ラオスにおける法令体系は発展途上であり、例えば、税法の規定が明確でなく、実務上の取り扱いが複数想定されるケースや、税法において「別途定める」と規定されているにも関わらず、関連する規定が制定されていないケースも多い。このような点については、税務当局による運用や解釈に合理性・一貫性を欠くこともあり注意を要する。

また、改正税法第7条、第8条に規定しているとおり、租税条約及び投資奨励法に基づく税務特典を利用するケースや個々の投資案件が政府・経済特区等との協議・交渉により特別な税務特典を取得しているケースにおいては、以下に記述する税法の定めが当てはまらないことになる。

ラオスは10カ国と租税条約を締結しているが、現時点では日本との間には租税条約を締結していない。

1. 法人税

ラオスでは税務上の居住者の定義が存在しない。従って、ラオスの法令に基づき登録されている、あるいは外国の法令に基づき設立されラオスで事業を営んでいるすべての法人はラオスの法人税の納税義務を負う。

ラオスでの法人税の標準税率は24%である。ラオス証券取引所に登録している企業については登録日から4年間は税率が5%軽減される。また、タバコの製造、輸入、供給を事業とする法人に対する法人税率は26%が適用される。

旧税法に規定されていた最低税（Minimum Tax）は改正税法において廃止された。

なお、投資奨励法等により、一定の要件を満たす事業については、一定期間法人税が減免される。また、コンセッション事業を行う企業及び経済特区に立地する企業には、ラオス政府との覚書または協定及び各経済特区に設定された優遇措置に基づき、法人税の減免が適用される場合がある。これらの法人税の減免制度の詳細については、第9章「主要投資インセンティブ」を参照。

一定の要件を満たす中小・個人事業は売上高ベースのみなし課税制度(Lump-sum Tax)も適用できる。事業内容と売上高により3%から7%の累進税率が適用される。年間収益額が12百万キープ以下の事業者は法人所得税が免税となる。

(1) 課税所得

課税所得は課税年度における全ての種類の事業活動の結果発生した純利益(あるいは純資産の純増額)に基づく。

独立したキャピタルゲイン課税の仕組みは存在しないため、キャピタルゲインには他の事業利益と合わせて法人税が課税される。

(2) 費用の損金算入

一般に企業会計法に定める正規の会計帳簿を備える事業体は、以下に示す税法上の損金不算入項目に該当せず、かつ事業に伴い発生した費用であれば当該年度での損金算入(課税所得計算上で益金から差し引くこと)が認められる(改正税法第33条、第34条)。

減価償却費は資産の種類ごとに定められた耐用年数により定額法等に基づいて算定した金額を損金算入できる(改正税法第35条)。

耐用年数が決定できない無形資産(土地の使用権など)の減価償却費は損金算入できない。

図表 12-1 減価償却率(定額法の場合)

固定資産の種類	償却率
経済耐用年数が20年以内の工業用施設	5%
経済耐用年数が20年超の工業用施設	2%
永久的な商業用及び居住用施設	5%
半永久的な商業用及び居住用施設	10%
工業用、農業用、手工業用、建設用の機器、掘削機、運搬車	20%
陸上・水上輸送車両	20%
業務用機材、工具	20%
事務用機器・備品	20%
船舶及び航空機	10%
創立費・営業前費用	50%
試掘、探査、フィージビリティ・スタディのコスト	20%
業務用ソフトウェア・ハードウェア	50%

(出所) 税法、KPMG 資料より作成

図表 12-2 主な損金不算入項目

項目
法人税額、繰延税金費用
固定資産の購入にかかる付加価値税
会計基準に従った減価償却費
企業の資産として認識されていない固定資産に係る償却費
一定の場合の支払利息
従業員以外の個人に支払った給料
事業運営に直接関係しない経費（ゴルフ、ダンス、接待、贈答品、景品など）
企業のオーナーまたはパートナーの個人的な支出
適切なインボイスのない経費、費用の実際額を超過する支払額
契約や証憑書類を欠く外部への支払
会計基準に従って計上されたすべての引当金繰入額や資産の評価損（固定資産、在庫、不良債権などの減損）
未実現為替差損（外貨建て資産及び負債の期末日レートによる換算差損）
一定の限度額を超える交際費、寄附金、旅費交通費、電話代
すべての種類の罰金

（出所）税法、KPMG 資料より作成

(3) 繰越欠損金

事業損失を計上した投資家は、その損失が政府の監査機関または監査法人の監査を受け、かつ、税務当局に承認された場合、発生年度の翌年度以降3年間繰り越して、それらの年度の課税所得と相殺することができる。3年経過した時点での損失の未使用額は繰り越すことができない（改正税法第39条）。

一方で、欠損金の繰戻しは認められていない。すなわち、発生した欠損金を過去の課税所得と相殺し、納付済みの税金の還付を受けることはできない。

(4) 申告・納税手続

法人税

法人税は原則として暦年を課税年度として算定され、四半期ごとに前納し、年度末後に確定させる。最初の3回の納付期限は当該年の4月10日、7月10日、10月10日で、最終納付期限は翌年の3月10日である。

四半期ごとの納付額は納税者の選択により以下のいずれかに基づき計算される。

- 前年の法人税納付実績額
- 各四半期の実際利益額
- 当年の法人税見込み額

最終の納付は実績課税所得による要支払額となる。過払いがある場合、繰り越して将来の法人税納付額から控除することができる。

会社は年度末後、翌年 2 月末までに財務諸表（貸借対照表、損益計算書、試算表、重要な税務関連書類を含む）と利益の用途や配当金の支払いに関する株主総会議事録を税務当局に提出しなければならない。

みなし法人税

みなし法人税を適用する場合には、納税者と税務当局との間で契約書が交わされる。税額は過去の実際総収入額を考慮して見積もった当年の総収入額から算定される。但し、税務当局は当該見積額が実態にそぐわない、あるいは当年の実績総収入額が見積もりと乖離する場合には税額の修正を行う。納税のタイミングは月次、四半期、半期、年次のいずれかが当該契約書において示されており、それに従う。

(5) 税務調査

ラオスにおける法人税に関する税務調査は、一般に年度の最終確定税額の支払い時に実施される。すなわち、最終納付にあたり申告書を提出した際に、税務当局が提出された資料をもとに税額の再計算を行い、その結果、会社の納付予定額が過少であるとの指摘を受けることがある。

また、その他の税務調査の形式として、事前に通知のうえで税務調査が実施されるケースが多いが、税法上は事前通知なしの税務調査も規定されている。

税務調査の対象期間は最大過去 3 年間に及ぶ。

(6) ペナルティ

税務申告や納税の義務に違反した場合のペナルティとして以下の定めがある。

延滞

延滞額に対して 1 日あたり 0.1%の利息が課される。但し、最大で延滞額と同額までとされる。

過少申告、適切なインボイスの不発行

納付不足額の 20%から 60%の罰金が科される。違反行為の回数を重ねる毎に罰金が重くなる。さらに、3 回目の違反時には営業停止処分の規定もある。

無申告、税務調査の拒否など

税務当局が納税額を決定する。納付不足額の 30%から 100%の罰金が科される。違反行為の回数を重ねる毎に罰金が重くなる。さらに、3 回目の違反時には営業停止処分の規定もある。

(7) 帳簿書類

会計帳簿は、零細事業者を除き、複式簿記の方法により記帳することが要請されており、会社は、資産を保全し、会計記録の誤謬、不正や粉飾を未然に防止するよう会計記録を整備することが求められる。すべての会計帳簿・記録は証拠となる証憑類とともに、最低10年間保管されなければならない。また、これらは税務調査官の求めに応じて提出しなければならない。なお、会計帳簿は、すべてキープを通貨単位として記帳されなければならない。

(8) 源泉徴収

ラオスでは、特定の支払いについては以下の税率で源泉徴収税が課される。

図表 12-3 源泉徴収税率

支払いの種類	税率
配当金の支払い	10%
利息の支払い	10%
特許権、著作権、商標権、その他の知的財産の利用の対価（ロイヤリティ）の支払い	5%

（出所）KPMG 資料より作成

(9) 租税条約

国際的二重課税は租税条約により回避が図られており、ラオスはタイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ブルネイ、中国、韓国、北朝鮮、ロシア、ルクセンブルグと租税条約を結んでいる。日本とは未締結である。

ラオスからの対外投資は多くないため、租税条約の二重課税回避に関する規定は、相手国の要請に追随していることが多い。これらの租税条約における恒久的施設（PE）に関する定義は、OECD モデルに準じている。

(10) 直接親会社の所在地の検討

一般に、すでに ASEAN 諸国に子会社等を展開している日系企業がさらにラオスへ進出する際には、どのグループ会社から出資・投資するか（どのグループ会社がラオス子会社の直接親会社になるか）という検討課題も生じる。

日本、タイ、シンガポールの3カ国を比較対象とした場合、次のような状況となる。

ラオス子会社から直接親会社への支払いが上記の源泉徴収対象取引となった場合、いずれの国に支払うケースでも上記の表に示した税率が適用される（日本及びシンガポールはラオスとの間に租税条約がない。タイはラオスと租税条約を締結しているが、源泉徴収税

率が軽減される条項がない)。また、これら3カ国には、それぞれ一定の条件はあるものの、海外子会社からの受取配当金を益金不算入とする制度がある。

従って、これらの点に限って言えば、いずれの国に直接親会社が所在していたとしても全体としての税金費用に大きな差異が生じるケースは少ないと考えられる。

(11) 法人税の優遇措置

投資奨励法では、優遇措置の適用にあたり、地域及び社会経済インフラと地理的条件に基づいて、全国を以下の3つの投資奨励地域に区分している。

- 第1ゾーン：投資に必要なインフラ整備が進んでいない地域で主に遠隔山岳地帯
- 第2ゾーン：一定水準のインフラが整備されている地域
- 第3ゾーン：十分なインフラが整備されている地域

なお、各ゾーンの位置は図表 9-1-1 に、各ゾーンの法人税免税措置については図表 9-1-2 に示したのでそちらを参照されたい。

各事業の免税期間は企業登録証またはコンセッション登録証に記載される。

自らの事業により得た純利益を事業拡大に投資した場合には次年度の法人税が免除される。

2. 所得税

ラオスでの個人の所得に関する課税は、給与所得やその他の所得（事業所得除く）に対して所得税（Income Tax）が課される。一方で、事業所得については法人税またはみなし法人税が課される。すなわち、各税目は所得の種類に従って規定されており、個人と法人の区別はない。

(1) 課税所得と非課税所得

課税対象となる給与所得には、給料、賃金、残業代、各種手当、賞与、役員報酬、その他の経済的利益（現物支給含む）が含まれる。

図表 12-4 主な非課税所得項目

項目
外務省の規定に準拠した外交員及び国際機関職員の所得
100万キープ以下の賞金や宝くじの賞金、景品
銀行預金及び債券の利息に関する所得
科学的な研究開発の成果に対する報奨金

（出所）税法、KPMG 資料より作成

(2) 給与所得税の計算と納付

課税給与所得の金額は、雇用契約に従った給料、賃金、残業代、各種手当、賞与、役員報酬等の現金支給額と現物支給価額、その他の経済的利益の金額の合計として計算される。

給与所得税額は、課税給与所得に 24% を上限とする累進税率を乗じて計算される。

給与所得税は雇用者によって毎月源泉徴収され、翌月 15 日までに税務当局に納付される。

図表 12-5 給与所得に対する所得税率

階層	年間給与所得（キープ）	税率
1	1,000,000 以下	0%
2	1,000,001 から 3,000,000	5%
3	3,000,001 から 6,000,000	10%
4	6,000,001 から 12,000,000	12%
5	12,000,000 から 24,000,000	15%
6	24,000,001 から 40,000,000	20%
7	40,000,001 以上	24%

（出所）税法より作成

なお、投資奨励法等により、一定の要件を満たす事業については、関係省庁等との交渉により所得税の軽減を受けられる場合がある。また、コンセッション事業を行う企業及び経済特区に立地する企業には、ラオス政府との覚書または協定及び各経済特区に設定された優遇措置に基づき、所得税の減免が適用される場合がある。

3. 付加価値税

付加価値税は従来の売上税（Business Turnover Tax）を置き換えるものとして 2009 年 1 月 1 日より導入された。付加価値税に関する事項は税法とは別の付加価値税法により規定されている。

付加価値税（以下「VAT（Value-Added Tax）」）は日本の消費税に相当し、ラオス国内において創生された付加価値を課税対象とする税金であり、最終的な負担者はそれら付加価値を含む物品やサービスの国内の最終消費者である。

(1) 納税義務者

以下の事業者は付加価値税の納税義務を負う。

- ・ 年間 4 億キープ以上の売上のある事業者
- ・ 物品・サービスの輸入者（輸入の目的、頻度は問わない）
- ・ ラオスで税務登録をしていない非居住者でラオス国内でサービスの提供を行っている者

なお、売上が年間 4 億キープ（約 4 百万円）未満の事業者でも、一定の要件を満たせば任意で付加価値税の登録を行い、VAT 対象事業者となることができる。

(2) 税率と非課税取引

付加価値税の税率は以下の通り。

- ・ 国内取引及び輸入取引：10%
- ・ 輸出取引：0%

農業や教育、金融、医療等に関する一定の取引に関しては付加価値税は非課税とされている。

(3) 納付額の計算、申告納付手続き

付加価値税については、課税売上に伴う受取と課税仕入に伴う支払を行い、原則としてその差額を納付、繰越または還付請求することになる。

VAT 登録事業者は VAT 登録証の受領以降、月次 VAT 申告書を翌月 15 日までに税務当局に提出し納付する。申告書の提出は VAT の受払いや納付が一切ない月でも同様に行う必要がある。

輸入業者は関税の申告時に輸入 VAT も合わせて申告し納付する。

(4) タックスインボイス

インボイスは物品・サービスの販売や VAT の受け払い、仕入税額控除、還付請求を証明する文書である。

VAT 登録事業者はすべての物品・サービスの販売時には税抜き価格、手数料（該当あれば）、VAT 金額、税込み価格を示すインボイスを発行しなければならない。

VAT 非登録事業者もインボイスを発行しなければならないが、VAT の支払いを請求してはならない。

売り手がインボイスを発行しない場合には、買い手はインボイスの発行を売り手に請求しなければならない。

ひとくちメモ (12) : 現地進出企業の声 課税の実態

ラオスでは会計事務所は司法書士の役割しか果たしておらず、書類を作成するのみである。税務署が作成した P/L に合わせて確定ベースで法人税を納入するが、実際に払うべき課税額より低い傾向が多い。毎年、監査に来る税務署の職員によって課税項目が異なるものの、トータルとしての課税額は変わらないとの話も聞かれた。

4. その他の税金

(1) 物品税 (Excise Tax)

物品税は、特定の商品及びサービスに課される間接税である (図表 12-6)。

図表 12-6 改正税法における物品税の例

物品・サービス	税率
燃料	5 ~ 25%
酒、アルコール	50 ~ 70%
タバコ	60%
化粧品	20%
電化製品	10%
二輪車	10 ~ 25%
四輪車	25 ~ 150%
ゴルフ、マッサージ、サウナ	10%
携帯電話、インターネット	10%
カジノ	80%

(出所) 税法より作成

国内生産品及びサービス：生産業者及びサービス提供者が毎月、翌月 15 日までに物品税申告書を税務当局に提出し月次で納付しなければならない。

輸入品：輸入者は輸入の都度、通関書類を税関に提出する際に物品税を申告・納付しなければならない。

(2) 関税 (Customs duty)

あらゆる種類の輸入品及び輸出品には、原則として 5 ~ 40% の関税が課される。資機材の輸入の際にはその価格の 5% の管理手数料が課される。

投資奨励法や経済特区における投資優遇策により減免されるケースもある。

(3) 天然資源税

天然資源税は、石油・ガス事業と希少資源 (水力発電、オイルシェール・原油・天然ガス、金属・非金属鉱物、建材、泥炭、無煙炭、土地コンセッションなど) の開発に關与する事業に適用される。タバコ、コーヒー、茶、花の種にも天然資源税が課される。木材の場合、種類によって税率が異なる。

税率は売上高または輸出価額の 5 ~ 25% の範囲となっている (立方メートル当たりで課税されるケースもある)。

(4) 土地税

土地税はその土地の場所や用途（建設用地、農地など）によって異なる。税額は、その土地の場所と広さの双方に基づいて計算され、毎年1平方メートル当たりの一定の率で課される。納付期限は、当該暦年の第1四半期（1～3月期）内である。

(5) 印紙税

印紙税は、契約書の種類ごとに決められている。

(6) 環境税

改正税法第4章において、自然環境や生態系あるいは健康に悪影響をもたらす事業を運営するものには環境税を課することが定められている。しかし、現時点では具体的な課税対象や税率などは定められておらず、事実上税金は発生しない。

第 13 章 用地取得

ラオスは 2003 年憲法で「国家は組織及び個人の財産権（占有権、使用权、受益権及び処分権など）ならびに財産相続権を保護する。土地は国家の資産であり、国は法律に従ってその使用权、譲渡権及び相続する権利を保障する」（第 17 条）としている。従って、土地は国家のものであり、個人所有は認められていない。

1. 土地所有（リースあるいはコンセッション）

改正憲法の公布に続いて策定・公布された 2003 年改正土地法（No.04/NA）は、「ラオス人民民主共和国の土地は憲法第 17 条にある通り国民共同体が所有、国家が全国土を集中的に一括して管理し、個人、家族及び経済組織の利用、軍、国家、政治組織及びラオス国家建設戦線（LFNC）の各組織、居住者、無国籍者、外国人及び外国組織の利用に際してリースあるいはコンセッションの形で割り当てる」（第 3 条）としている。また、「ラオス人民民主共和国内に居住し、投資し、合法的な活動を行っている居住者、無国籍者、外国人個人及びその組織は国から土地のリースあるいはコンセッションを受ける」（第 64 条）ことが出来る、となっている。

外国人あるいは外国組織に対するリース期間はラオス国民に対するリース期間と同じく 30 年を上限とするが、政府が承認した場合には延長が可能である。一方、開発された土地のリース期間は 20 年を上限とし、当事者同士の交渉による延長が可能である（第 65 条）。

国家がラオス国内で投資する外国人に土地をリースあるいはコンセッションする場合には、操業しようとするプロジェクトの性格、規模、条件により、最大 50 年のリースあるいはコンセッション期間が与えられ、政府の判断で延長することが可能である（第 65 条）。

ラオス国内で投資を行う外国人がラオス国民から土地をリースする場合のリース期間は 30 年を上限とし、プロジェクトの性格、規模、条件により、当事者同士の合意と国の土地管理機関の承認により延長が可能である（第 65 条）。

10,000ha 以上の土地のリース、コンセッション付与については国会の承認が必要である。土地のリースあるいはコンセッション期間は、その土地で行われようとする事業の性格、規模、条件によって異なる。例えば、大使館、国際機関がラオスで土地を利用しようとする場合、政府との契約で最大 99 年間のリース期間が与えられる（2003 年土地法 65 条）。

ラオス政府から土地のリースあるいはコンセッションを受けた外国人及び外国組織の権利および義務は以下の通りである（2003 年土地法第 66 条）。

権利

リースあるいはコンセッションにより所有する土地の関連資産を売却する場合、政府がそれを購入する優先権を持つ。

リースあるいはコンセッションにより所有する土地を銀行他金融機関の担保として用いる場合には、前もって政府の許可を必要とする。

リースされた土地を再リースする場合には、政府の許可を必要とし、再リース期間は最初の土地リース契約の期間を越えないこととする。

リースあるいはコンセッションを付与された土地の相続期間は契約に記された期間に限定される。

リースあるいはコンセッション契約を他の契約に利用する場合、事前に政府の承認を必要とする。

義務

土地を目的に沿って使用すること。

土壌の質にダメージを与えることなく、自然/社会環境に悪影響を与えないこと。

他人の権利・利益を侵害しないこと。

やむを得ない事態に対しては法律に従うこと。

リース/コンセッション代金他土地に関する費用を支払うこと。

土地に関する法制度に従うこと。

土地法第 70 条は「やむをえない事情による損失の補償」について、「個人あるいは組織が、生活道路や水路などを設けるなど、リースあるいはコンセッション付与により得た土地を使用することにより、作物や建造物に損失を与えた場合には、その損失に対して相応の補償をしなければならない」と述べている。

2. 経済特区 (SEZ) での土地リース

特定経済区及び特別経済区内での土地のリース期間は 75 年を上限とし、国会の承認によって延長が可能である (2003 年土地法第 65 条)。

各 SEZ はそれぞれ異なる根拠法を有しており、土地リース期間についても、SEZ によって異なっている。例えば、現在稼働中のピエンチャン市郊外の VITA Park は 75 年、東西回廊に位置するサワンパークも 75 年である。しかし、ピエンチャン市に設立予定の Thatluang Lake SEZ と LongThanh Vientiane SEZ の場合は 99 年と長い期間が設けられている。一方、北部の Boten SEZ、Golden Triangle SEZ の場合、土地リース期間は 50 年と短い。

SEZ における土地のリース代金については、割引があり、サワンパークの場合、30 年以上のリース期間については、12 年間分の土地リース代金が免除になるので、75 年のリースを受けた場合には実際のリース代金の支払いは 63 年分でよい。

図表 13-1 土地リース代金の決済の手順



(出所) SAVAN Park、2013年12月訪問時の受領資料

第 14 章 知的財産権

1. 知的財産権保護の状況

ラオスは 1995 年に「世界知的所有権機関 (WIPO : World Intellectual Property Organization)」設立条約、1998 年に工業所有権の保護に関するパリ条約、2006 年に「特許協力条約 (PCT : Patent Cooperation Treaty)」にそれぞれ加盟した。さらに、2013 年 2 月に WTO に加盟を果たしたことから、TRIPS (知的所有権の貿易関連の側面に関する協定) にも加入した。

国の法制としては、2011 年 12 月に改正知的財産法 (No.01/NA) を公布した (改正前の法律は 2008 年知的財産法)。同法は、特許・意匠、商標、著作権をはじめとする基本的な知財権制度を包括的に規定している。同法律の制定を受けて知的財産法に関する首相令 (No.054/PM) が 2012 年 1 月に公布された。

知的財産に関する主な官庁は、科学技術省知的財産局 (Department of Intellectual Property) であり、特許や商標から著作権まで幅広く、その登録と権利保護を行っている。

ラオスにおける特許出願件数は年間 30 ~ 40 件にとどまっており、従って、特許出願の実体審査は行われず、対応する外国出願の審査結果を参照し、必要に応じて WIPO による先行技術調査支援制度を利用している²。

他方、商標については年間 2,000 件以上の出願を受理し、実体審査も自ら行っている。現在の平均的な審査期間は半年程度である。

他の開発途上国と同じように、ラオスでも模倣品や海賊版が市場に出回っているが、市場規模が狭く、所得水準が低いことから、権利者がラオスにおいて知財権を問題にすることはないといいよい。しかし、ラオスは権利者が問題とする中国の不正商品の近隣諸国 (ベトナム、ミャンマー、タイ) への流通ルートになっている場合があり、ラオスにおいて貨物が差し押さえられるケースが見受けられる³。

² 大熊 康夫「ASEAN 諸国の知財情勢」、『特許研究』No. 54、2012/9、p.78

³ 同上資料、p.79

2. 知的財産権保護の概要と留意点

図表 14-1 は保護対象となっている知的財産権の概要を示している。

図表 14-1 知的財産権の保護の概要

	法律	登録要件	優先制度	保護期間
特許 小特許	2011 年改正知財法・2012 年首相令	新規性・進歩性・産業上利用性	先順主義	特許：20 年間 小特許：10 年間
意匠	同上	新規性・装飾的	同上	15 年間
商標	同上	識別性	同上	10 年間
地理的表示	同上	商品が特定の地理的産地に由来すること	同上	無期限
著作権	同上	-	-	著作者の死後 50 年間
集積回路の回路配置	同上	独自性	同上	12 年間
植物品種	同上	新規性、識別性、均一性、安定性	同上	木と蔓：25 年間 その他：20 年間

(出所) JETRO、「ラオス知財レポート」、2013 年 3 月より作成

以上の他、各知財権には次のような留意点がある⁴。

商標

- ・ 公用語であるラオス語の他、いかなる言語による商標も登録を受けることができる。但し、英語以外の外国語による商標の登録出願を行う場合には、英語による翻訳及び音訳を提出しなければならない。
- ・ 日本語商標を登録する場合の留意点：ラオスにおいて日本語商標の登録出願を行う場合には、当該商標の英語による翻訳及び音訳を用意する必要がある。登録された日本語商標の意味内容は翻訳または音訳されたものによることになるが、日本語文字の文字商標として取り扱われる。

特許

- ・ 国外に居住する出願人は、ラオス国内に代理人を置かなければならない、とされている(知財権法第 27 条)のみで、具体的な資格の要否や資格取得の手続きについては規定されていない。実務上、弁護士を特許代理人として選任することが一般的となっている。

⁴ JETRO、「ASEAN 各国における商標の言語に関する調査」2013 年 4 月(特許庁受託事業)(http://www.jetro.go.jp/world/asia/asean/ip/pdf/report_trademark_language_rev.pdf)

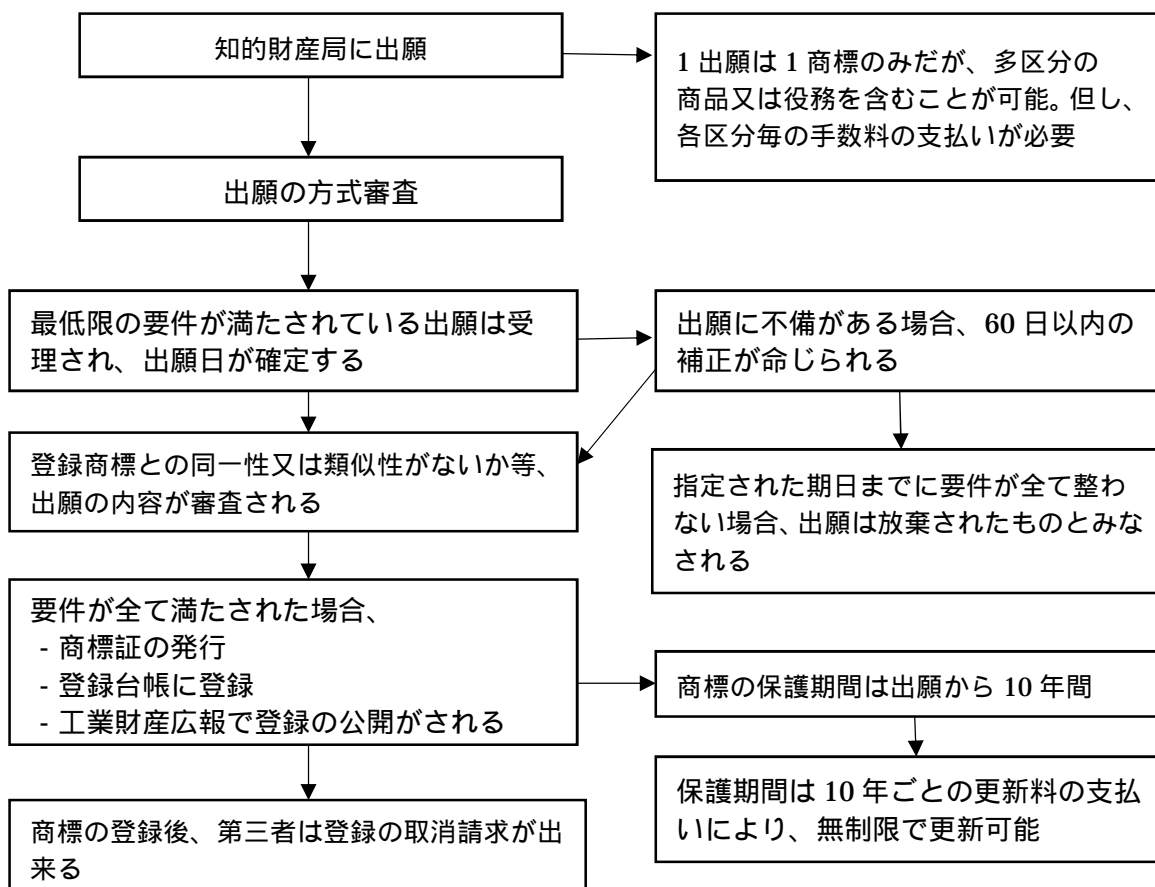
周知・著名意匠及び商標の保護

- ・ 周知商標（Well-known mark）は登録がなくても知的財産権法に基づき登録された商標と同様に保護されており、第三者に対して差止め請求及び損害賠償請求等の権利行使を行うことが出来る（2011年知財権法第16条第2項各号）。
- ・ 周知商標とは、ラオスの国内において一般的かつ広く認識されている商標であることを要する（同上法第3条第13号）。

3. 商標及び特許の出願手順

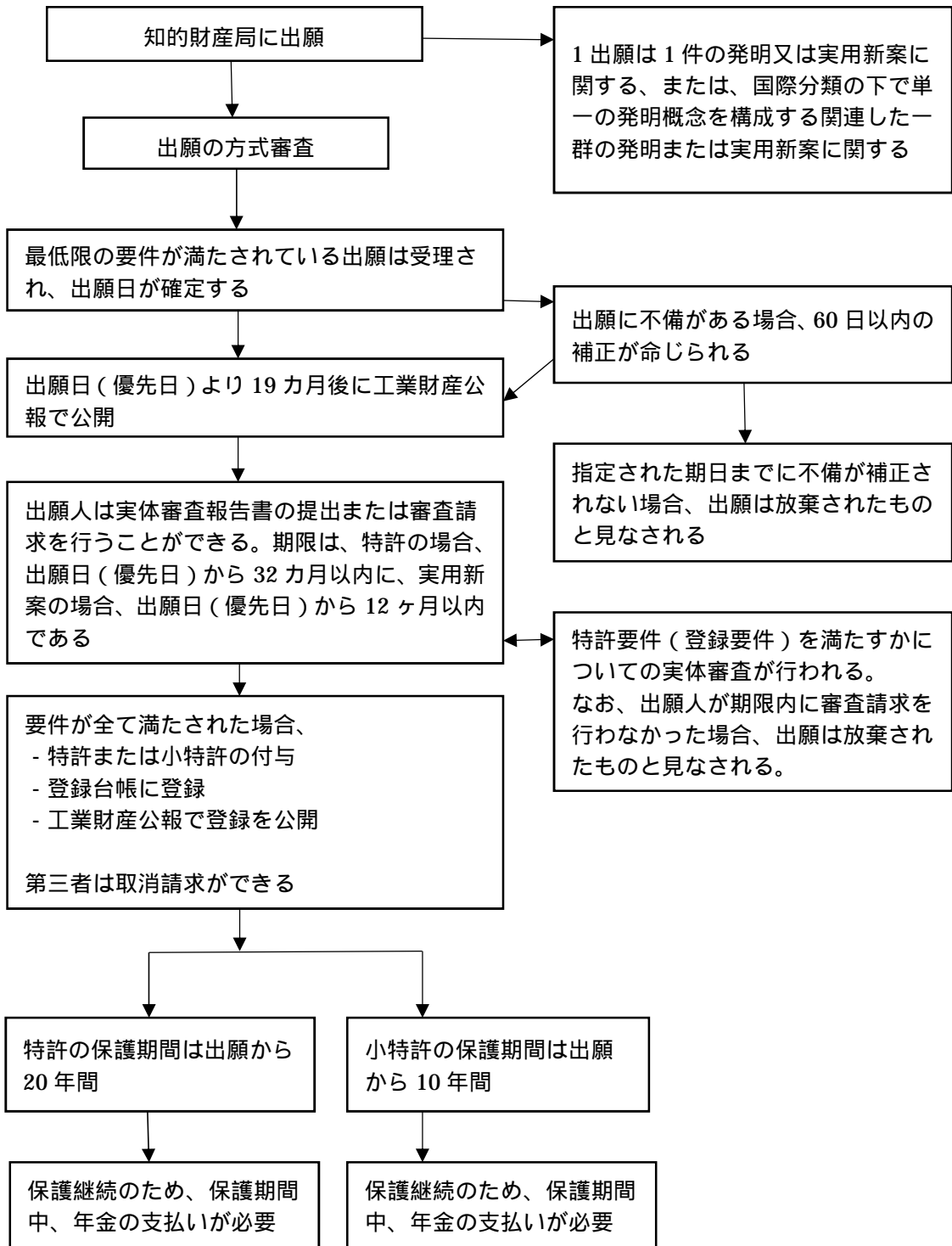
図表 14-2 は商標の出願手続きを、図表 14-3 は特許及び小特許の出願手続きを示している。

図表 14-2 商標の出願手続き



（出所）JETRO、「ラオス知財レポート」、2013年3月

図表 14-3 特許の出願手続きの流れ



(出所) 図表 14-2 に同じ。

第 15 章 環境規制

1. 環境保護政策

ラオスは水資源、森林資源及び鉱物資源に恵まれた国であり、それらの資源を開発することによって 2020 年には後発開発途上国を卒業することを最大の政策目標としている。ラオス政府はこの天然資源に依拠した経済発展の重要性を認識しており、国連のミレニアム開発目標が目指す持続可能な開発の実現を目指して多くの環境関連の法令及び制度を策定してきた。しかしながら、そうした法制度の運用は整合性をもって適切に実施されてきたとは言い難く、林野庁によると過去 50 年間に森林面積は国土の 70% から 43% に減少したとされている。

環境関連の主な法律は、まず 2003 年改正憲法であり、「全ての機関及び国民は環境と天然資源を保護する義務がある」(第 19 条)と環境保護を規定している。その他、水及び水資源法(1996)、土地法(1997)、鉱業法(1997)、電力法(1997)など資源利用・開発に関する法律が相次いで出され、1999 年には環境保護法が、2007 年には改正森林法が公布された。

制度の上では、2011 年に水資源・環境庁、国家土地管理庁、エネルギー鉱業省の地質局及び農林省の林野局の一部を合併して「天然資源環境省(MONRE)」を設立、環境行政を一元化した上、2012 年には新たに気候変動局と森林資源管理局を創設した。気候変動局の創設はラオスが 2009 年に気候変動に関する国際連合枠組条約(地球温暖化防止条約)を承認したことに伴う。

環境アセスメントについては、2000 年に環境アセスメント規定(Regulation on Environment Assessment)を制定し、環境影響評価(EIA)の手続きを定めたが、2010 年に環境アセスメント規定の改訂版ともいえるべき、環境影響評価に関する首相令(Decree on Environmental Impact Assessment)が公布された。

2. 大気汚染規制

現在のところ、ラオスの農村はもとより、都市でも汚染源となるような工業が発展していないので大気汚染が問題となることはないが、天然資源環境省(MONRE)に統合された水資源環境庁(WREA)は試験的に大気汚染基準を設けている(図表 15-1)。ラオスの基準を WHO のガイドラインと比べると、ラオスの基準は緩やかな基準となっていることが分かる。MONRE は大気状況のモニタリングをピエンチャンで 1 年に 3 日間だけ行うようになったとされているが、データとしては不十分である。

図表 15-1 ラオスの試験的大気汚染基準

汚染物質	計測期間	ラオス基準	WHO ガイドライン
TSP	24 時間平均	330 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	
	年平均	100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	
PM10	24 時間平均	120 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	50 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
	年平均	50 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	20 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
Pb	1 ヶ月平均	1.5 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	
O3 (Ozone)	1 時間平均	200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	
SO2	1 時間平均	78 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	
	24 時間平均	30 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	20 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
	年平均	100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	
NO2	1 時間平均	320 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
CO	1 時間平均	30 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	
	8 時間平均	10.26 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	

(出所) MONRE, “Lao Environment Outlook 2012”

3. 水質規制

ラオスはメコン河の恩恵により多くの水資源を保有しているが、80%が雨季に集中しており、乾季には20%しか流量がないので、雨季には洪水、乾季には水不足が生じている。ラオスの水資源量 2,700 億 m^3 のうち様々な生産活動に利用されているのは 57 億 m^3 (2%) にすぎない。

主要都市 (ビエンチャン、ルアンパバーン、タケーク、サワンナケート、パクセー) の水道普及率は 50% 超であるが、農村部での水道利用は 1% にすぎず、近くの井戸等を利用できるのは農村人口の 53% であり、残りは遠くまで水を汲みに行かねばならない。

最近、井戸水の利用が増えているが、水質検査は行われておらず、水が原因の病気 (下痢、伝染病、皮膚病) を引き起こすリスクがある。

都市部の水供給を管理するのは公共事業・運輸省傘下の住宅・都市計画局と水道局 (Water Supply Regulatory Office) である。公共事業・運輸省は上下水道の整備、運営、計画を管轄している。

水質基準を管理しているのは水資源・環境研究所 (WERI : Water Resources and Environment Research Institute) であり、地下水の質・量を計測するプログラムを導入しようとしているが、水質基準については、大気汚染基準と同じく、天然資源環境省 (MONRE) がモニタリングと基準の設定を行う予定となっている。

4. 廃棄物処理

天然資源環境省 (MONRE) によると、都市部ではゴミの量が増え続けているが、収集・処理されるのはその中、45～50%にすぎないとされている。その理由の一つはゴミ処理を規定する法令がないことであり、2001年にゴミ処理を含む、国民の保健・衛生を守るという法案が議会で承認されたが、資金不足から実施されるに至っていない。

全国に57ある都市の中、ゴミ埋立地を有する都市は、ピエンチャンと主要4都市(ルアンパバーン、タケーク、サワンナケート、パクセー)である。しかし、埋立地は狭く、堆積ゴミからの浸出水の回収設備やモニター用の井戸は無く、ゴミは野積みされているだけで、自然発火がしばしば発生しているという。さらに有害物質も一緒にゴミ埋立地に廃棄されている。

また、ゴミからの浸出水が地下水に影響を与えている可能性もあり、雨季にゴミ処理場から流れ出た水が土壌ばかりか、その近辺の川や湖を汚染する可能性もある。

ピエンチャンでゴミ収集を始めたのは1998年、タケーク、サワンナケート、パクセーでは2000年から、ルアンパバーンでは2002年からのことで、収集トラックの数もまだ限られている。

5. 環境影響評価 (EIA)

天然資源環境省 (MONRE) の傘下の環境の社会的影響評価局 (ESIA) が EIA を司っている。EIA を規定するのは2010年 EIA に関する首相令 (No.112/PM) であり、これによって、投資プロジェクトは EIA に関して次の二種類に分類される。

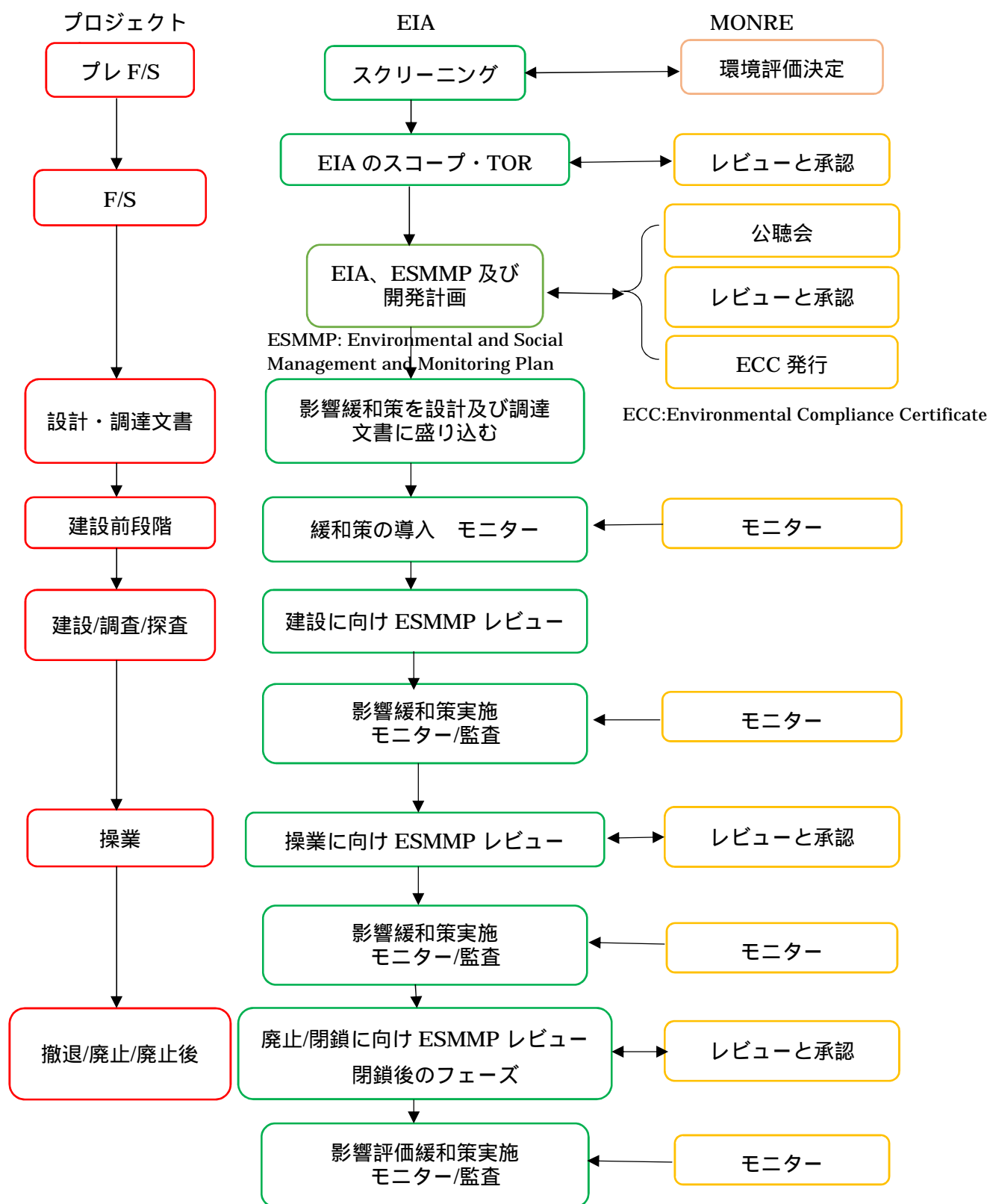
小規模あるいは環境及び社会への影響が少ないプロジェクトで、初期環境調査 (IEE : Initial Environmental Examinations) を必要とする。

環境及び社会への影響が複雑あるいは著しい大規模なプロジェクトで、EIA を必要とする。

の IEE では、プロジェクトがもたらす環境及び (住民の健康を含む) 社会的影響に関する初期的な調査・分析、すなわち、プロジェクトに関する文書やプロジェクトの地域に関する情報の分析、プロジェクト・サイトの検分、公的機関及びステークホルダーとの協議、通常的环境影響分析と適当な緩和策の提示、インフラ整備などプロジェクトがもたらす効果、環境保護のための政府の制度的枠組み、などを行う。

図表 15-2 は のカテゴリーに属するプロジェクトの導入に当って EIA に関する必要な手続きを示している。

図表 15-2 プロジェクト計画と EIA プロセス



(出所) “EIA Guidelines”, October 2012

第 16 章 貿易管理・為替規制

1. 輸出入規制

輸出入禁止品目は、2011 年 5 月 25 日付け工商業省公告 No.0973/MoIC.DIMEX で定められており、安全保障、社会秩序、公衆道徳、人/動物/植物など生命体、国宝あるいは天然資源あるいはラオスが加盟している条約に定められた商品、とされている。

輸出入許可が必要な品目については、2012 年 1 月 13 日付け工商業省輸出入局公告 (No.0076 /MoIC.DIMEX) に定められており、自動認可品目と非自動認可品目に分かれている。自動認可の場合は、しかるべき申請書 (自由フォーム、DIMEX に雛形あり)、納税証明書、会社設立証明書、輸出入を必要とする旨を記した書類などをラオス政府 (工商業省及び工商業省地方事務所) に提出し、許可を受けねばならない。例えば石油製品を輸入する場合は、計画投資省 (MPI) の許可証と税関の輸入記録 (輸入計画に照合) を付す必要があるが、プロジェクトに必要な石油製品を輸入する場合には納税証明書は必要としない。

ラオスは 2013 年 2 月 2 日に WTO に正式加盟したため、数量制限を目的とする輸入ライセンス制度や割当て、禁止措置を、WTO が認める例外を除いて適用しないことが義務付けられた。このため、2012 年以前に定められた輸入規制を一部変更することが求められている (Lao PDR Trade Portal : <http://www.laotradeportal.gov.la/index.php?r=site/index> 参照)。

(1) 輸入規制

輸入禁止品目：有害化学物質、兵器、アヘン/芥子 (ケシ) の種子/マリファナ等、破壊的漁業道具、猥褻物/メディア、紙幣用紙/インク/プリンター及び貨幣製造機などの品目を輸入禁止にしている。エンジン付き車両などの輸入規制品目は事前許可が必要。

輸入許可を必要とする商品 (工商業省輸出入局公告 No.0076)

- ・ 自動輸入許可 (書類が揃っていれば許可される) 商品：三輪車を除く自動車、石油・ガス、丸太・樹幹・樹皮及び材木、粳米・精米・半加工米、棒・条鋼及び鉄鋼製品、セメント・モルタル・コンクリート、書籍・新聞・雑誌等、鋤物及び鋤物製品、(部品を含む) 木材伐採機・チェーンソー。
 - ・ 非自動認可商品：スポーツ目的の銃器・銃弾、工業用爆発物、金の延べ棒 (国際的に決済手段として認められている商品)。
- 衛生植物検疫 (SPS : Sanitary and Phytosanitary Measures)
- ・ 衛生植物検疫の必要な商品、例えば加工食品などを輸入する場合には特別な許可を必要とする。

- ・ 輸入食品については、輸入時に保健省が指名した検査官が検査する。
- ・ 農畜産物の輸入については、農林省による事前承認が必要である。
- ・ 植物・植物製品は農林省植物検疫局 (Plant Quarantine Department) が、動物・畜産製品は農林省畜産局が管轄している。
- ・ ラオスの輸出入の大半はタイ経由で行われているが、ラオスの農林省植物検疫局は 2013 年 8 月、タイに対して、ラオスがタイに輸出あるいは再輸出する農産品はラオスの安全基準を満たしており、それはタイの輸入規準に準拠する、ということを書いた指令 (instruction No.1219/DOP) を発表した。

(2) 輸出規制

輸出禁止品目：50 年以上以前の歴史的、文化的仏像、神像など宗教上の宝物、国宝など、及びコウモリの糞/肥料。

輸出許可を必要とする商品 (工商業省輸出入局公告 No.0076)

- ・ 自動輸出許可 (書類が揃っていれば許可される) 商品：プランテーションの丸太・樹幹・樹皮及び材木、粳米・精米・半加工米、鋳物及び鋳物製品。
- ・ 非自動認可商品：自然林の丸太・樹幹・樹皮及び材木、金の延べ棒 (国際的に決済手段として認められている商品)。

2. 関税制度

現在のラオスの関税品目表は 2007 年版 HS コードに基づく重価税システムであり、平均関税率は 5%、加重平均関税率は 14.7%、単純平均関税率は 9.5% である (2012 年 10 月時点)。基本関税率は 6 段階制 (5、10、15、20、30 及び 40%) を採っている。5%、10% の低関税率は原材料及び農業投入物 (インプット) に対して、最高関税率は奢侈品。ラオスの農業、工芸品及び工業製品を保護するための目的で課される。

2013 年 2 月の WTO 加盟に伴い、適用関税率として、全品目平均 18.8%、農産品平均 19.3%、農産品以外の鋳工業製品平均 18.7% を上限とすることが求められているが、上述の通り、すでにこの義務はクリアしているといえる。

ラオスは AFTA (ASEAN 自由貿易地域) のメンバーであり、2003 年 10 月に ASEAN 共通関税コード (AHTN: ASEAN Harmonized Tariff Nomenclature) を受入れ、域内諸国からの輸入関税の緩和を図り、近年、7,525 品目について関税を撤廃し、さらに 9,110 品目についての関税を 5% に引き下げた。

なお、2013 年 12 月 6 日に開催された第 7 回日ラオス官民合同対話において、輸入税免除に必要なマスターリストについて、日本側が「前年に提出する必要のある 1 年間に輸入する物品リスト」の「年 1 回のみ変更可能」という規則を「無制限に変更」できるように要望したところ、ラオス側は「新たにマスターリストを作成し、輸入が必要な理由を明記する」とし、日本企業に便宜を図る考えを表明した⁵。

⁵ JETRO、「通商弘報」2014 年 1 月 16 日

3. 通関手続き

ラオスでは 2011/12 会計年度にまず、ビエンチャン郊外のラオス・タイ友好橋に近接する陸路国境タナレーンにおいて、UNCTAD が開発した電子通関システム ASYCUDA による通関処理を導入（図表 16-1）した。2014 年 2 月現在、同システムは 11 カ所の国境で利用されるようになった⁶。将来的には全ての国境で通関システム ASYCUDA を導入する方針である。しかし、現状、一般的な商品の輸入については IM4 と呼ばれる手続き（図表 16-2 参照）が適用され、それ以外の商品^{（注）}については、特別な手続きを要する。

（注）特別な手続きを要する規制商品

- ・ プロジェクトに用いる鉄鋼（年間輸入計画を DIMEX（工商業省輸出入局）に提出）
- ・ ダイヤモンドの輸出入（DIMEX に指定書類を提出）
- ・ 木材製品の輸出入（DIMEX に対して購入契約、品目リスト、原産地証明等を提出）
- ・ プロジェクトに用いる車両（DIMEX に対して車両の価格、MPI（計画投資省）の許可証を提出）
- ・ プロジェクトに用いる石油製品（MPI の許可証を DIMEX に提出すると共に、輸入計画外での輸入の場合、それを示す国境税関吏が発行したログブックを提出。プロジェクト利用の場合、納税証明書は必要としない。）
- ・ プロジェクトで用いるガス製品（MPI の許可証を DIMEX に提出すると共に、輸入計画外での輸入の場合、それを示す国境税関吏が発行したログブックを提出。プロジェクト利用の場合、納税証明書は必要としない。）

図表 16-1 電子通関システム ASYCUDA を利用した手続き

貨物の国境到着から 24 時間以内に運送書類（航空貨物の場合は積荷目録、パッキングリスト、陸送貨物の場合は輸出申請書のコピーなどが該当）を税関に提出。輸入者（通関業者）は運送書類到着後（15 日以内に）、タナレーン（国境）に設置されたパソコンから ACDD（ASEAN Customs Declaration Documents）フォームを入力して税関申告書を作成しプリントアウトする（手書きによる申請書は受け付けない）。同申告書と関係書類（インボイスもしくは販売契約書、原産地証明書、パッキングリスト、輸入許可書（輸入規制品目の場合）、その他必要な許可書）を国境税関に提出。ASYCUDA により、税関申告書は、そのリスクに応じて四つの色（緑、青、黄色、赤）に区分される。緑及び青と判定された申告書については、書類審査も開披検査（書類審査を含む）も省略される（ただし、青については、通関後の書類審査の対象となる）。黄色については書類審査、赤については開披検査（書類審査を含む）の対象となる。各審査が終了すると、課税価格が決定され、関税の支払いとなる。支払いは国境における銀行での支払いが現金払いとなる。

その後、税関職員による開披検査が行われ、問題がある場合は、申告書を修正するなど必要な対応が取られる。問題が無ければ貨物はリリースされる。

（出所）JETRO、「アジア新興国のビジネス環境比較」2013 年 3 月

⁶ ワットタイ国際空港、タイ国境（第 1 友好橋（タナレーン）、第 2 友好橋（サワンナケート）、第 3 友好橋（タケーク）、第 4 友好橋（ボケオ）、チャンパサック県ワンタオ、サイニャブリー県ゲンタオ）、ベトナム国境（フアパン県ナーメオ、サワンナケート県デンサワン、ポリカムサイ県ラクサオ）及び中国国境ルアンナムター県ボーテン

図表 16-2 IM4 手続き

図表 16-1 の と同じ。
輸入者（通関業者）は、輸送書類到着後（15 日以内に）ACDD（ASEAN Customs Declaration Documents）フォームにより税関申告書と関係書類（図表 16-1 と同じ）を国境税関に提出。
税関による書類審査が終了すると、課税価格が決定され、関税の支払いとなる。現在は現金のみの支払い。
その後、税関職員による開披検査が行われ、問題がある場合は、申告書を修正するなど必要な対応が取られる。問題が無ければ貨物はリリースされる。

（出所）図表 16-1 に同じ

ラオスでは、大型貨物の場合、陸路輸送が主な輸送手段であり、タイ・プラス・ワンとしてラオスで輸出のための加工・製造を行っている多くの日系企業はバンコクのレムチャバン港を活用しており、ラオスとタイの国境通関を利用する。

現在、ラオスを含むインドシナ半島ではアジア開発銀行（ADB）が主導する GMS（大メコン圏）プログラムが実施されており、その一つに越境交通協定（CBTA：Cross Border Transportation Agreement）がある。同協定は、メコン地域の越境交通円滑化に関する多国間協定であり、2003 年にラオスを含むメコン地域 5 カ国（ベトナム、カンボジア、ラオス、タイ、ミャンマー）と中国の 6 カ国が署名した。

国境をまたぐ輸送の円滑化には道路や橋などのハードインフラの整備と同時に、法制度などのソフトインフラの整備が重要であり、この点でラオスばかりでなく、地域全体に多くの課題が残っている。例えば、国境を通過する際、国境を接する 2 カ国の通関手続きを行わねばならないが、CBTA はまとめて 1 回で行うシングル・ストップ制度や、通関・輸出入手続き・検疫など関連手続きを 1 回で行うシングル・ウィンドウ制度を導入することを目指している。しかし、ラオスと周辺国との国境ではまだ実現していない。また、税関の開庁時間が 24 時間となっておらず、2 カ国の間で異なる場合があり、待ち時間が長くなる、という問題もある。

4. 為替相場

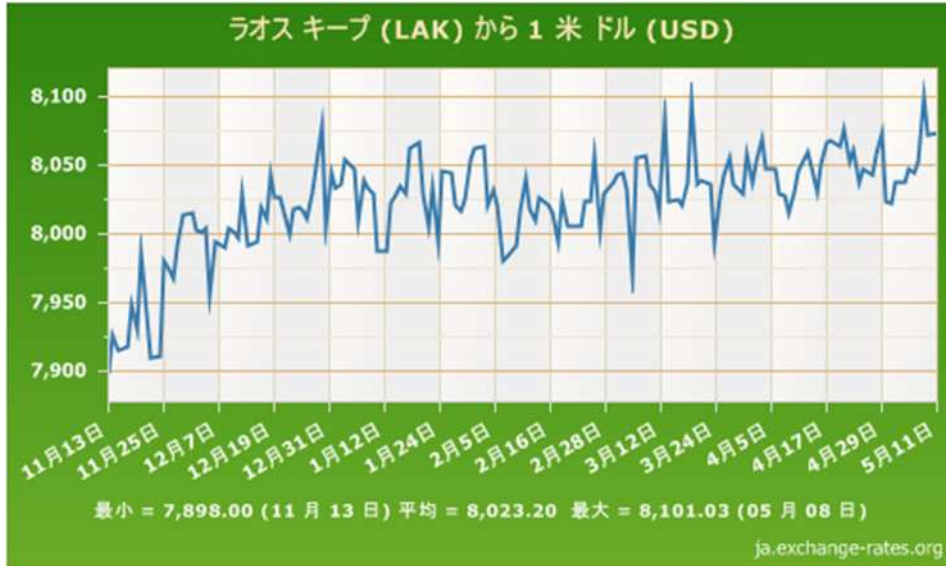
ラオスの通貨単位はキープであり、LAK と表示する。管理フロート制を採っており、2014 年 6 月 11 日現在の対ドル為替レートは $1\text{US\$} = 8,064\text{LAK}$ である。キープはアジア通貨危機の影響を受けて、2000 年代初めには $1\text{US\$} = 10,000\text{LAK}$ 前後まで下がったが、セボン金・銅鉱山の開発により、金・銀・銅の輸出が急増した 2006 年以降キープ高が進行し、2010 年以降は 1 ドルが 8,000 キープ台で推移し、現在に至っている。

最近の対ドル為替レートの推移は図表 16-3 の通りであり、世界的なドル高傾向を反映してやや弱含みで推移している。

ラオス経済にとってタイとの関係は極めて重要であり、タイパーツはラオスの都市部で流通している。図表 16-4 は最近のタイパーツに対する LAK の為替レートを示しているが、

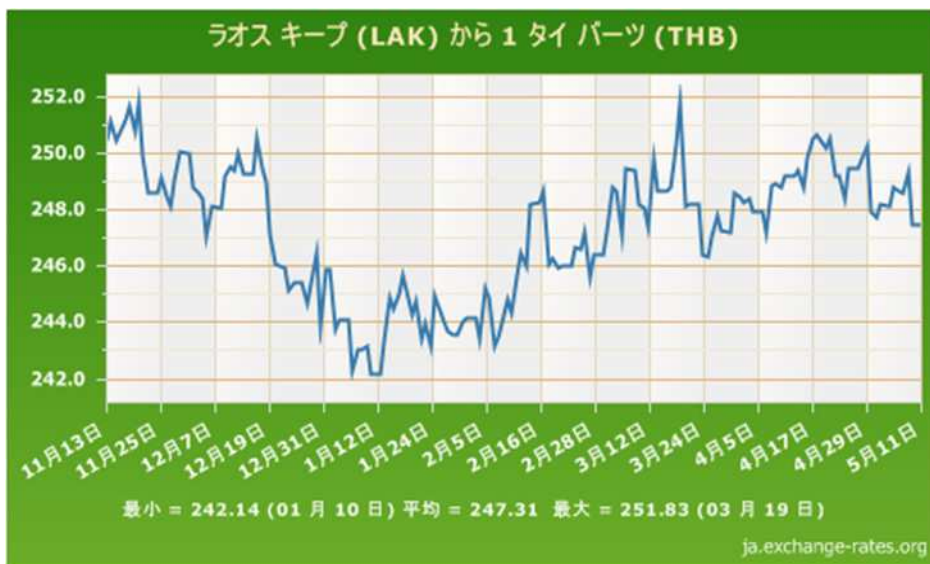
タイの政治的混乱を反映して、パーツに対してはキープ高に振れるようになった。

図表 16-3 1US\$当りラオスキープの為替レートの推移
(2013年11月13日~2014年5月11日)



(出所) <http://ja.exchange-rates.org/history/>

図表 16-4 1タイパーツ当りのラオスキープの為替レートの推移
(2013年11月13日~2014年5月11日)



(出所) <http://ja.exchange-rates.org/history/>

LAK と日本円の関係は図表 16-5 のようになっている。日本円は 2013 年から 2014 年にかけてドルに対して円安に振れたため、ラオスキープは図表 16-3 でみたドルとの関係もあり、2013 年 12 月から 2014 年 1 月にかけて円に対してやや高くなったが、2 月以降、円は

ドルに対して 102 円を挟んだ小幅な動きをしていることを反映して 78~79 円/LAK で推移している。

図表 16-5 日本円とラオスキープの為替レート



(出所) <http://ja.exchange-rates.org/history/>

5. 外国為替管理制度

2008 年外国為替・貴金属管理に関する大統領令 (No.01/P、以下外国為替令) は、中央銀行が提案して政府が認めた場合以外、ラオス国内での財及びサービスの取引、債務支払いなどに外国為替を用いることを禁じている (第 3 条) が、ラオス国内、特に都市では、現地通貨の他に米国ドル、タイバーツ、人民元などが流通しており、ドル化の現象が見られる。なお、帳簿類も必ず現地通貨で記載しなければならない、とされている。

(1) 外貨の購入・利用

外国為替の購入は商業銀行あるいは中央銀行が認めた外国為替両替所において行うことができる。但し、2013 年 8 月 5 日付「外貨販売に関する中央銀行告示 (No.243/BOL) によって、商業銀行や両替所でキープから外貨に換える際の限度額 2,000 万キープ (約 2,600 ドル) が示された。この措置によって、内需型企業 (自動車・バイク販売、輸入代理店等) では、キープの受取りを拒否する動きが出ており、闇両替が出現するなどの影響が出てきた、という⁷。

外国為替令によれば、商業銀行は以下の目的で外貨を販売できる (第 5 条)。

財の輸入に対する支払い

財の輸出入に伴うサービス (トランジット輸送料、保険料、トランジット倉庫料等) の支払い

⁷ JETRO、「ラオス概況」(経済編) 2013/Nov/15

政府及び政府が認めた機関が締結した協定に基づく外国債務の返済
政府・政府承認機関による対外援助の供与
利益、配当、初期投資、金利、外国投資家のサービス料及び外国人労働者の賃金などの母国あるいは第 3 国への送金
政府が承認した対外投資
国家予算の支出
その他ラオス中央銀行の規定に基づく支出（医療サービス、留学、海外旅行など）に対する支払い

(2) 外貨預金口座及び外国での口座開設

同じく外国為替管理令は、合法的な外貨収入のある居住者、居住法人及び非居住者はラオス国内にある商業銀行に外貨預金口座を持つことが出来る、としている（第 8 条）。

商業銀行は、居住者に対して外貨を貸し出すことが出来（第 17 条）、国の内外から外貨を取り入れることが出来る（第 19 条）。

同外国為替管理令は第 11 条で、居住者が外国の銀行に預金口座を開くことの出来るケースを次の 4 ケースとしているが、その場合、ラオス中央銀行に口座利用の報告を上げねばならない。

通過のための陸上・航空・海上・郵便輸送、保険、観光、労働力輸出、外国での建設プロジェクト

対外借入れ及び債務返済

外国に支店あるいは駐在員事務所を開設したり、外国で外貨関連ビジネスを行う場合

その他関連監督機関が認めた目的

(3) 資本取引

ラオスに投資する外国投資者（個人/法人）は商業銀行に口座を開設し、投資資金の使い道が分かるようにする。外国で支払い、国内に持ち込まれた設備・機械の価額は投資とみなすが、輸入設備・機械は投資とはみなされない。

外国投資家は投資許可証に基づく投資資金を口座に振り込んだ後で、地場銀行から資金を借りることが出来るとされている（第 26 条）。

外国投資家は利益、配当を母国あるいは第 3 国に送金することが出来る。投資期間が満了するか、あるいは投資活動を部分的/全面的に停止する場合、投資家は、全ての財務上の義務を果たし、他の債務を返済したのち、投資資金を母国あるいは第 3 国に送金することが出来る、として投資資金の本国送金を認めている。

第 17 章 金融制度

1. 金融機関

ラオスの現行金融システムが整ったのは 1990 年代に入ってからのことである。1988 年閣僚評議会（Ministerial Council）政令（No.11）によって計画経済時代のモノバンク体制を廃し、中央銀行と国営商業銀行の二層（Two-tier）制度を導入した。そして 1990 年中央銀行法（No.05/NA）によって中央銀行は省と同格の政府機関に位置づけられ、商業銀行・金融機関を監督し、通貨や信用を通してマクロ経済の安定化を図る機関となった。

中央銀行以外の銀行は全て商業銀行であり、図表 17-1 にそれらの名前と支店数等を掲げた。国営商業銀行には図表 17-1 にある 4 行があり、それらが商業銀行全体に占める割合は、資産規模 55%、預金 63%、貸出 65%と大きな役割を担っている。

外国貿易銀行（BCEL）はラオス最大の銀行であり、貿易金融はもとより、通常の銀行業務全てを行っている。同行はラオス証券取引所が開設当初から上場しており、図表 17-1 にある合弁銀行のラオス側の担い手でもある。

ラオス開発銀行は中小企業金融を主な業務としており、16 県の全てに支店を置いている。政府は 2010 年に SME Fund（中小企業基金）140 億キープを設け、開発銀行にその運営を任せたとされている。同基金は 2015 年までの 5 年間で約 70 の中小企業（農産品加工、手工芸品生産、観光サービス等）への融資を検討するとのことである。

農業振興銀行は 1993 年に農業開発を目的に設立され、人口の 15%に当たる 12 万世帯を顧客とし、農業金融の他、マイクロファイナンスを行ってきた。しかし、補助金による利益を無視した経営から 2002 年には貸出しに対する不良債権比率が 88%に達したため、市場原理に基づく経営に方針転換し現在に至っている。

政策銀行は貧困撲滅のための政策銀行であり、主に貧しい農民に対するマイクロファイナンスを行っている。

民間銀行は 2007 年以降に設立されたものが多く、韓国系 2 行の他、日系「マルハンジャパン銀行」が 2013 年 2 月に設立された。株式会社マルハン（本社：京都、東京）は日本国内でパチンコをはじめとするアミューズメント施設を展開しているが、シンガポール法人「アセアン金融事業統括会社マルハン・インベストメント・アジア社」を有しており、マルハンジャパン銀行ラオスはその子会社として設立された。同社は 2008 年にカンボジアにマルハンジャパン銀行を設立するとともに、2012 年にカンボジアでマイクロファイナンス機関サタバナ社を買収しており、ミャンマーに駐在員事務所を設立するなど、今後アセアン域内で総合金融サービスを行おうとしている。

図表 17-1 ラオスの商業銀行

	設立	支店数	サビ スユニット	両替所	ATM 数
国営商業銀行					
外国貿易銀行	89/7	18	46	11	222
ラオス開発銀行	02/12	18	64	22	144
農業奨励銀行	93/6	17	77	2	22
政策銀行	06/9	10	62	0	0
合弁銀行					
Lao-Viet Bank	00/3	5	2	0	17
Banque Franco-Lao	10/7	0	10	1	16
民間銀行					
Joint Development Bank (ラオス)	89/7	0	4	0	35
Phongsavanh Bank (ラオス)	07/2	4	19	0	35
ST Bank (ラオス)	09/5	3	20	0	31
Indochina Bank (韓国)	08/11	1	5	0	19
Booyong Lao Bank (韓国)	09/9	0	0	0	0
Lao Construction Bank (ラオス)	12/2	0	0	0	0
マルハン Japan Bank (日本)	13/2	0	0	0	0
外国銀行					
ANZ Lao Bank (豪・ニュージーランド)	07/8	0	0	0	19
Aceda Bank Lao Ltd. (カンボジア)	08/2	7	26	0	30
International Commercial Bank (スイス)	08/10	2	0	0	3
外国銀行支店					
Bangkok Bank	93/2	0	0	0	0
Krung Thai Bank	93/2	0	0	0	0
Ayudhya Bank	94/4	0	0	0	0
Thai Military Bank	92/7	0	0	0	0
Siam Commercial Bank	93/12	0	0	0	0
Public Bank	95/10	0	0	0	1
Public Bank Sikhai 支店	08/2	0	0	0	1
Public Bank Savanakhet 支店	08/2	0	0	0	1
Ayudhya Bank Savanakhet 支店	09/6	0	0	0	0
Sacom Bank	08/9	0	1	0	2
Military Commercial Joint Stock Bank	10/12	0	0	0	0
ICBC Bank	12/2	0	0	0	0
Vietin Bank Lao Branch	12/1	0	0	0	2
Saigon-Hanoi Commercial Joint-Stock Bank Branch	12/9	0	0	0	0
Public Bank Pakse 支店	12/10	0	0	0	0
May Bank	12/10	0	0	0	2
駐在員事務所					
Standard Chartered Bank	97/7	0	0	0	0

(出所) Bank of the Lao PDR, "Monetary Statistics" Q1-2/2013

中央銀行の統計月報によると、商業銀行における 2013 年第 四半期の預金の構成は LAK 預金が 51%、外貨預金が 49% という構成になっており、外貨預金の割合は 2009 年の 57% をピークとして、2010 年 54%、2011 年 53%、2012 年 51% と徐々に低下している。

与信残高は急速に増加（2012 年は前年比 34% 増）している。増加の著しい与信部門は建設部門であり、2012 年に前年比 91% 増加し、全与信残高の 18% を占めるに至り、高成長に伴う旺盛な建設需要を反映している。最大の与信先である商業部門への与信増加率も 51% と高く、同部門は与信全体の 24% を占める。不良債権比率は 1.5% と低いが、実態と乖離しているとの指摘もある。

ひとくちメモ (13): ラオスの紙幣

通貨は紙幣のみで 500 キープ札、1000 キープ札、5000 キープ札、1 万キープ札、2 万キープ札、5 万キープ札、10 万キープ札がある。5000 キープ以上の紙幣の表は王政を廃止し、現在のラオスの政治体制を打ち立てたカイソン首相・大統領（首相在任：1975 - 1991、大統領 1991 - 1992）・人民革命党書記長の肖像である。

表	裏
 <p>10,000 kip</p>	 <p>10,000 kip</p>
 <p>20,000 kip</p>	 <p>20,000 kip</p>
 <p>50,000 kip</p>	 <p>50,000 kip</p>

（出所）中央銀行ホームページ

ひとくちメモ (14): 現地進出企業の声 地場の取引銀行について

ラオス最大の地場銀行はラオス外国貿易銀行 (BCEL) であり、日系企業は地場の取引銀行として同行を使うケースが多い。販売代金の日本など外国からの入金、外国への送金なども輸入インボイスを提示すれば、特に問題なく行うことができる。

ひとくちメモ (15) 街角の ATM

ラオスの都市を歩いていると、銀行の存在に関係なく道端に電話ボックスのように ATM が設置されていることに驚かされる。都市のみの現象かと思うと、ボロベン高原の山中のリゾートホテルで、カードしか持たない観光客に「どこそまで行けば ATM があるから、そこで現金を引き出すことができる」と案内していた。

ATM が写真のような形で置かれている、ということはラオスの治安が極めて良いということの表れとみてよいであろう。



南部パクセの街角の ATM (2013 年 12 月撮影)

2. 資本市場

(1) 株式市場

アジア諸国との連携を強めている韓国証券取引所 (KRX) は 2007 年 9 月、ラオス中央銀行とラオスにおける証券取引所設立に関する覚え書を交わし、2010 年 10 月、首都ビエンチャンにラオス証券取引所 (LSX) を開設した。LSX はラオスと韓国の共同出資であり、出資比率はラオス中央銀行 51%、KRX49%である。

LSX は 2011 年 1 月 11 日、国営電力会社 (EdL) から分離独立した EDL-Generation と国営外商銀行 BCEL (Banque pour le Commerce Extérieur Lao) の 2 銘柄の取引を開始した。取引されるのは、EDL-Generation の発行済み株式 25%、BCEL の同 15%であり、その後しばらく銘柄は増えなかった。しかし、2013 年 12 月 25 日、会議施設などの貸し出しをはじめとして、スーパーマーケット、映画館、ボウリング場、結婚披露宴などを展開するラオワールド (LWPC) が上場し、上場銘柄数は 3 社になった。売り出されたのは LWPC の総株数の 10%であるとされている。LSX によると、2014 年中にあと 2 社が上場する準備をしているという⁸。

従来、2 社しかなかった証券会社も 2013 年に 1 社増えて 3 社になった。いずれの証券会社も外資との合弁であり、既存のランサン証券はラオス開発銀行とベトナムのサコム証券の合弁、BCEL-KT 証券はラオス外商銀行とタイの KT-Zimco 証券の合弁である。2013 年

⁸ LSX ホームページ、Articles, “3rd Anniversary of First Trading Day and Performance in 2013 of Lao Securities exchange” 2014.01.13

7月に新たに設立された Lao-China Securities Co. Ltd.はラオス農業奨励銀行（41%）、中国太平洋証券有限会社（39%）、ラオス情報産業有限会社（20%）という出資構成である。

2012年の総取引額に占める外国人投資家の割合は58%と極めて高かったが、外国人の株式購入については規制がある。すなわち、外国人投資家が保有できる株式の上限は上場企業によって異なっており、EDL-Generationの場合、1投資家が保有できるのは発行済み株式数の5%を超えず、株式総額の1%を超えない範囲であり、外国人投資家全体としては株式総額の20%を超えてはならない；BCELの場合、外国人投資家全体が投資できるのは発行済み株式数の10%を上限とし、1投資家が購入できるのは株式総額の1%を超えてはならない；LWPCの場合、制限はない⁹。

なお、ラオス証券市場に投資している外国人は、一位が中国人、二位がタイ人、三位がベトナム人とのことである。

図表 17-2 株価指数と取引高（2013/5～2014/5）



（出所）LSX ホームページ

(2) 債券市場

満期3ヶ月～1年の国債短期証券（T-bill）及び中央銀行債を発行しているが、債券市場は未発達であり、主な買い手は銀行である。

2013年5月、ラオス政府はタイにおいてタイパーツ建て国債を発行した。金額は15億パーツ、期間3年、金利（クーポン・レート）4.5%/年である。ラオスが国際金融市場において資金調達をしたのはこれが初めてのことであり、政府は今後とも資金調達の多様化を図るため、外国での債券発行を考えている。

⁹ http://www.lsx.com.la/en/product/trading_equities2.jsp

第 18 章 資金調達

1. ラオスにおける資金調達の現状

ラオスでは企業の資金調達についての規制はほとんどなく、地場銀行ないしは外資系銀行からの現地通貨建て借入れ、外貨通貨建て（パーツとドル）借入れが可能である。

外貨口座であっても現金での引きおろしや他の口座への送金が可能であるが、引き出し金額が 2 万ドルを超える場合は、事前に当該銀行に通知する必要がある。これは事前に資金を準備する必要があるためであり、ラオス国内において、銀行から現地通貨ないしは外貨を借入れるに当たっては資金に制約がある点に注意する必要がある。

地場企業によるラオス国内での資金調達は増えてきたが、外国企業の資金調達については、担保など条件のハードルが高く、海外調達が一般的である。

海外からの資金調達は海外金融機関（タイ工場の出先である場合、タイの銀行）からの借入れもしくは親子ローンが一般的である。借入れに際しては、ラオス中央銀行の許可を得る必要がある（ローン契約書、送金許可書を提示）。その場合、金額の上限や用途制限などは無く、借入れ期間、金利などは当事者間あるいは親子間で取り決めることになっている。

図表 18-1 は 2013 年 1～8 月のキープ、パーツ、ドル建ての貸出し期間別、平均貸出金利を示している。

なお、貸出し金利は顧客を信用度に応じて 3 種類に分けて決められている。すなわち、最も信用度の高い顧客（A）、要注意顧客（B）、債務の多い顧客（C）であり、キープ建て、パーツ建て、ドル建てのそれぞれについて、金利は A ランクの顧客が低く、C ランクの顧客には高くなっている。

ラオス最大の商業銀行である BCEL（外国貿易銀行）の貸出し構成を見ると、2013 年 9 月末時点で A ランクの顧客への貸出しが全体の 95% と圧倒的な割合を占め、B ランクへの顧客への貸出しは 4.1%、C ランク以下の顧客への貸出しは 0.7% にすぎなかった。同じく 2013 年 9 月期の BCEL の通貨別の貸出し額を見ると、パーツ建てが 42.9% と最も多く、キープ建ては 42.5%、ドル建ては 14.6% であった。貸出し期間別にみると、中期（1～3 年）が最も多く 54.7% と過半を占め、次いで短期（1 年）が 29.5%、長期（3～5 年）が 15.8% であった。

第 17 章で見たとおり、ラオスにおける資本市場はまだ発展の初期段階にあり、制度的には可能であっても内外の一般企業がラオスの資本市場を利用することは稀であるといつてよいだろう。

図表 18-1 信用度に応じた顧客別平均貸出し金利 (%)

		2013/1	2013/2	2013/3	2013/4	2013/5	2013/6	2013/7	2013/8
顧客A									
キープ	短期(1年)	12.85	12.85	12.81	12.63	12.80	12.69	12.96	12.96
	中期(1~3年)	13.23	13.23	13.23	13.05	13.23	13.12	13.21	13.21
	長期(3~6年)	13.76	13.76	13.69	13.51	13.80	13.69	13.81	13.81
パーツ	短期(1年)	9.20	9.20	9.26	9.26	9.27	9.22	9.36	9.36
	中期(1~3年)	9.04	9.04	9.13	9.13	9.12	9.08	9.26	9.26
	長期(3~6年)	10.03	10.03	10.09	10.09	10.00	9.94	10.16	10.16
ドル	短期(1年)	8.14	8.14	8.23	8.25	8.33	8.27	8.52	8.52
	中期(1~3年)	8.79	8.78	8.89	8.89	8.92	8.87	9.12	9.12
	長期(3~6年)	9.47	9.47	9.54	9.54	9.70	9.65	9.90	9.90
顧客B									
キープ	短期(1年)	13.10	13.10	13.10	11.85	13.85	13.10	13.12	13.12
	中期(1~3年)	14.44	14.44	14.44	13.19	15.19	14.44	14.46	14.46
	長期(3~6年)	14.77	14.77	14.77	13.52	15.52	14.77	14.84	14.84
パーツ	短期(1年)	9.23	9.23	9.23	9.23	9.60	9.23	9.12	9.12
	中期(1~3年)	9.73	9.73	9.73	9.73	10.11	9.73	9.78	9.78
	長期(3~6年)	10.05	10.05	10.05	10.05	10.42	10.05	10.07	10.07
ドル	短期(1年)	8.77	8.77	8.77	8.77	9.14	8.77	9.12	9.12
	中期(1~3年)	9.34	9.34	9.34	9.34	9.71	9.34	9.78	9.78
	長期(3~6年)	9.67	9.67	9.67	9.67	10.05	9.67	10.07	10.07
顧客C									
キープ	短期(1年)	14.14	14.14	14.14	12.48	15.14	14.14	14.39	14.39
	中期(1~3年)	15.31	15.31	15.31	13.64	16.31	15.31	15.56	15.56
	長期(3~6年)	15.78	15.78	15.78	14.11	16.78	15.78	16.03	16.03
パーツ	短期(1年)	10.02	10.02	10.02	10.02	10.52	10.02	9.94	9.94
	中期(1~3年)	10.54	10.54	10.54	10.54	11.04	10.54	10.46	10.46
	長期(3~6年)	11.21	11.21	11.21	11.21	11.71	11.21	11.13	11.13
ドル	短期(1年)	9.47	9.47	9.47	9.47	9.97	9.47	9.72	9.72
	中期(1~3年)	10.07	10.07	10.07	10.07	10.57	10.07	10.32	10.32
	長期(3~6年)	10.83	10.83	10.83	10.83	11.33	10.83	11.08	11.08

(出所) ラオス中央銀行ホームページ

2. 日系企業の資金調達

多くの日系企業の主な資金調達手段は親会社からの出資であるが、親会社(日本あるいはタイ)からのローンもある。特にラオス法人が日系タイ法人の子会社である場合、親子間の送金にはパーツが用いられる。日本からの送金はドルである場合が多い。

日系企業がラオス国内で口座を開く場合、地場最大の商業銀行である BCEL を使うケースが多く、それらの企業によると販売代金の入金など、決済に問題はないという。「タイ・プラス・ワン」タイプの投資の場合、BCEL に口座を開設した後、タイ系の銀行の支店に口座を開設し、タイ本社との資金のやり取りを行う場合が多いとされている。このため、多くの日系企業は、ラオス国内に、ドル、パーツ、キープの当座預金口座を持ち、通貨の運用を行う場合、ドルや円をパーツやキープに交換して行っている。

第 17 章で見たように、ラオスには 2012 年まで日系の銀行はなかったが、2013 年初めに、シンガポールから出資のマルハンジャパン銀行が開設された。マルハンは日本国内で金融ビジネスを行っていないため、日系企業が利用するというよりも、今後カンボジアをはじめとした域内でのビジネス展開により、地場企業、個人を取り込んでいくことになるだろう。

う。

一方、2013年12月、三菱東京UFJ銀行(MUFG)が、タイのアユタヤ銀行を株式公開買付により完全子会社化したことによる、日系企業への影響も大きいと考えられる。タイ中央銀行の規制によって、外国銀行は「一拠点主義」に従わねばならないため、MUFGバンコク支店とアユタヤ銀行を統合し、MUFGは今後アユタヤ銀行の支店網を通して、インドシナ諸国において、日系企業向け業務に加えてアユタヤ銀行が得意としている個人・中小企業金融を展開することが出来るようになった。今後、日系企業のアユタヤ銀行の利用が増えるだろう。

3. 商業銀行の役割

商業銀行は中央銀行を除くとラオスにおける金融機関の全てであり、個人、法人を問わず、金融機関を利用するとなると商業銀行を選択することになる。

図表 18-2 は最近の商業銀行の信用供与額を部門別に見たものである。近年の信用供与額の伸びは年率 449%と高く、中でも増加率が著しいのは、建設部門(117%)、サービス部門(69%)、輸送部門(63%)である。しかし、最大の貸出し先は商業部門であり、全体に占める割合は約 4 分の 1 となっている。一方、工業・手工業部門への貸出しの伸びは平均伸び率を下回っており、ラオスの最近の経済発展が建設、輸送などインフラ部門の需要に支えられていることが分かる。

図表 18-2 商業銀行の部門別信用供与額

	2008		2010		2012		08~12 平均伸び率 (%)
	金額 (10億キープ)	シェア (%)	金額 (10億キープ)	シェア (%)	金額 (10億キープ)	シェア (%)	
工業・手工芸	1,001	19.4	2,463	18.7	4,091	16.0	42.2
建設	206	4.0	1,620	12.3	4,602	18.0	117.4
資材・技術供与	439	8.5	632	4.8	1,023	4.0	23.6
農業	671	13.0	2,068	15.7	2,045	8.0	32.1
商業	1,336	25.9	3,082	23.4	6,136	24.0	46.4
輸送	145	2.8	514	3.9	1,023	4.0	63.0
サービス	501	9.7	1,659	12.6	4,091	16.0	69.0
その他	862	16.7	1,133	8.6	2,557	10.0	31.2
合計	5,162	100.0	13,170	100.0	25,566	100.0	49.2

(出所) ラオス中央銀行、Annual Report 2012

第 19 章 労働事情

1. 労働法

ラオスの現行労働法は 2006 年 12 月に改正版が公布された大統領令 No. 05/PO であり、雇用する側（使用者）と雇用される側（労働者）について規定している。

同改正労働法では、改正前 1994 年労働法にあった女子労働の制限を撤廃し、最低雇用年齢を 15 歳から 14 歳に引き下げ、時間外労働時間の上限を月 30 時間/1 日 3 時間から月 45 時間に引き上げるなど、全体として、雇用する側にとって制限が緩くなったといえる。その背景には、同法の冒頭部分に書かれている「産業の近代化、社会・経済発展への貢献及び地域的・国際的な統合によって多民族から成る国民の生活水準の向上を図る」ことを目的とするようになったことがある。

2013 年に開かれた ILO を交えた労働専門家による会議では、国際基準に合わせてさらに労働法を改定するという方向性が打ち出されたとされている¹⁰。

2. 労働市場と雇用情勢

(1) ラオスの労働市場

ラオスの人口は 669 万人（2014 年推計）と少ないが、経済活動人口（15～60 歳）はその 57%、381 万人を占め、若い層の人口構成が多い、典型的な発展途上国の人口構成を示している。労働人口が少ないことがラオスの投資環境のネックといわれることもあるが、10 万人とも 30 万人ともいわれるラオス人が隣国タイに出稼ぎに行っていることを考えると、ラオス国内での雇用機会は今後も増えていくだろう。

なお、失業率は 2010 年時点で 1.9%と低かった。

(2) 就業構造

2010 年の就業構造を見ると、75%が農業、19.5%がサービス業、5.5%が鉱工業という構成になっており、労働者のほとんどが農村部に居住し、零細農業に従事しているという実態が浮かび上がる（図表 19-1）。しかし、最近までなかった工業団地が相次いで設立されており、今後、零細な縫製業が主であった工場労働者に代わって組立・機械工業に従事する労働者が増加するものと考えられる。但し、2015 年になっても鉱工業部門の従業員の割合は 7%と先行国タイの 2012 年の 15%などと比べると低率に留まる。

¹⁰ Asia News Network, “Laos moves to reform labour laws” 28-06-2013
(<http://www.asianewsnet.net/Laos-moves-to-reform-labour-laws-47244.html>)

図表 19-1 産業別労働力構成の変化

(%)

	2005	2010	2015 (予測)
農林業	78.5	75.1	70.0
鉱工業	4.8	5.5	7.0
サービス業	16.7	19.5	23.0
総人口 (万人)	560	626	690
労働人口 (万人)	319	386	410

(出所) JETRO、「激動する東アジアの労働・雇用環境と政府・産業界の対応」2013年7月

(3) 雇用契約

労働法における雇用契約は改正労働法第4章に規定されており、「働く場所、労働の内容、賃金水準、その他労働者が受けるべき待遇を規定」している(第23条)。そして雇用契約は「書面で締結するものとし」、「使用者と労働者の間で合意した期間あるいは雇用期間を限定しない契約を交わす」(第24条)こと、となっている。

さらに、試用期間についても規定されており、使用者は労働者の業務遂行能力を確認するために試験採用を行い、さらに現場でテスト試用することが出来る。試用期間は労働の質によって異なり、低技能労働の場合は30日を超えない期間、技能労働の場合は60日を超えない期間とする。労働者は試用期間中も通常の90%の賃金を受け取ることが出来る。試験期間終了の7日前までに使用者は労働者に対して書面をもって雇用の可否を通知する(第27条)。

雇用契約を終了する際は、期間を限定しない雇用の場合、使用者あるいは労働者のどちらかが、低技能労働の場合は最低30日前まで、技能労働の場合は45日前までに通知し、期間限定雇用の場合は、最低15日前に通知する(第28条)。

3. 賃金

(1) 賃金に関する法制度

ラオスの最低賃金は、インフレと経済成長に伴い、2~3年に一度見直されてきた。最近では2011年11月23日付「民間セクターにおける労働者の最低賃金改正に関する労働社会福祉省勧告」(No.2951/MLSW)によって2012年1月1日から月額(26日労働)626,000キープ(約78ドル)となった。

その前は、2010年の290,000キープから348,000キープへ、約20%の引き上げであったので、今回の引上げ幅80%は極めて大幅なものであった。そのため、これに従わない使用者もあって、労働組合連盟(Federation of Trade Unions)には多くの労働者から訴えがあるという¹¹。それにもかかわらず、ラオスではカンボジアで2014年初めに起こったよう

¹¹ “Laotian firms fail to comply with minimum wage hike”, Vientiane Times, February 22, 2013

な縫製工場労働者のデモとそれに伴う治安部隊との衝突による死傷者の発生といった事件は起きていないし、起こることはないと見られている。

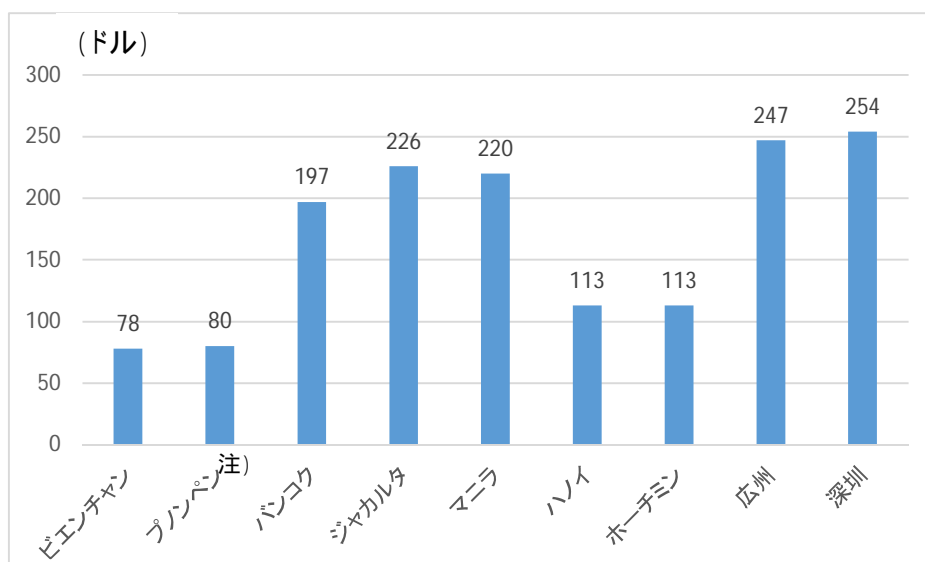
(2) 周辺国との賃金比較

前述の通り、政府は2012年1月から最低賃金を626,000キープに引き上げたが、この賃金(24,000キープ/日)は、タイの76,000キープ/日と比べると3分の1にすぎない¹²。

実際にビエンチャンで縫製業を営んでいる日系企業によると、タイの賃金が10ドル/日とすると、ラオスは5ドル/日であると言い、こうした賃金格差が近年のタイ・プラス・ワンと云われるタイ経由のラオスへの投資が加速している要因の一つとなっている。

JETROの調査によると、最低賃金制度のないミャンマー(ヤンゴン)を除いて、上記ビエンチャンの最低賃金はプノンペンよりやや低く、ASEANの中では最低水準にあり、バンコクの半分以下であることが分かる(図表19-2)。

図表19-2 法定最低賃金の比較(月額)



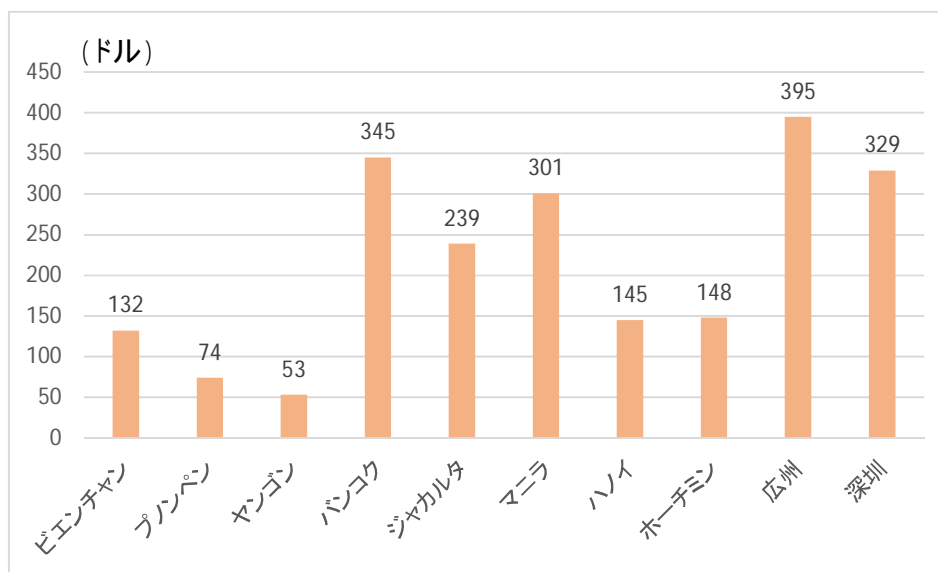
(注) カンボジアの最低賃金は2014年2月、80ドルから100ドルに上がった。

(出所) JETRO『第23回アジア・オセアニア主要都市・地域の投資関連コスト比較』2013年5月

同じくJETROの2013年調査からワーカー(一般工)の月額基本給を比較したものが図表19-3である。最低賃金とは異なり、ビエンチャンのワーカーの賃金はプノンペン、ヤンゴンと比べて高くなっている。ヤンゴンのワーカーの賃金がここに取り上げた都市の中で最低であるが、これは法定最低賃金制度がまだないことにより、ワーカーが安く使われているものと見る事が出来る。

¹² “Laotian firms fail to comply with minimum wage hike”, Vientiane Times, February 22, 2013

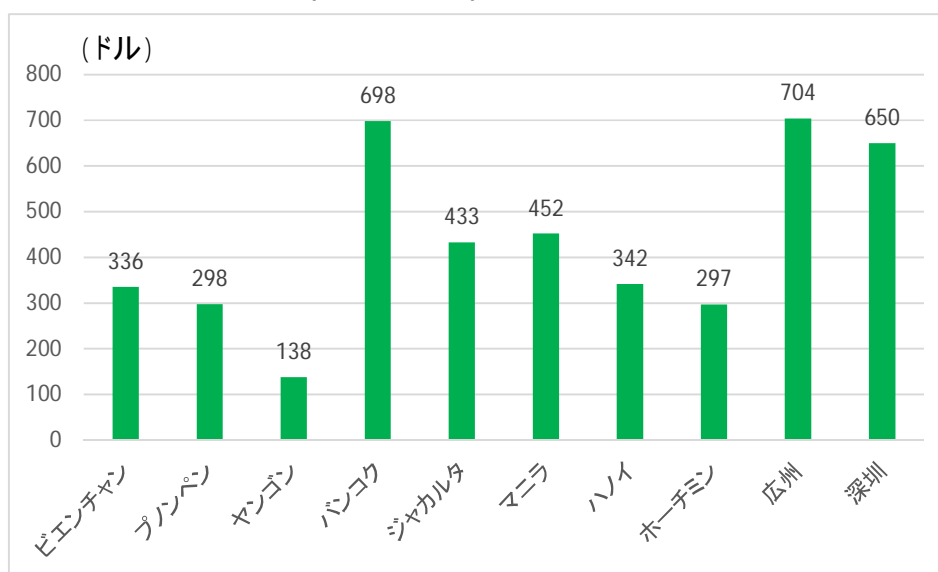
図表 19-3 ワーカー（一般工）の月額基本給比較



(出所) 図表 19-2 に同じ。

図表 19-4 はエンジニア（中堅技術者）の月額基本給であるが、ビエンチャンの 336 ドルはワーカーの月給と同じくヤンゴン及びプノンペンよりも高く、バンコクの 2 分の 1 であり、ホーチミンと比べても高い。エンジニアについては、ラオスではこれまでほとんど無かった職種であり、人材を集めるのが大変ということもあり、人材育成から始める必要がある。その際、言葉が通じるタイ人技術者による教育・訓練が有用となり、実際、タイから多くのエンジニアが教育係として働いている。

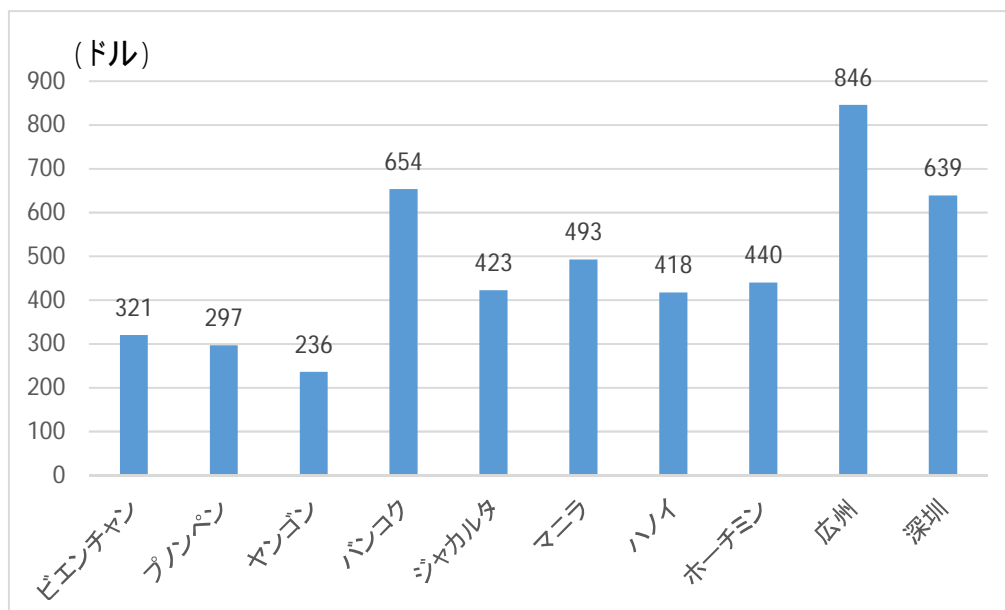
図表 19-4 エンジニア（中堅技術者）の月額基本給比較



(出所) 図表 19-2 に同じ。

上記工場労働者の賃金は後発国であるラオス、カンボジア、ミャンマーと、先行国であるタイ、フィリピン、インドネシア、ベトナムを比べると差は大きかったが、非製造業スタッフになるとその差はあまり大きくない。これは非製造業という職種がラオスのような新興国であっても以前からあるもので、他の国と比べて大きな差が出ない職種であるためと考えられる（図表 19-5）。

図表 19-5 非製造業スタッフ（一般職）の月額基本給比較



（出所）図表 19-2 に同じ

4. 雇用関係

(1) 従業員の募集

これまでラオスに進出してきた製造業は主にビエンチャンの街中のパートナーの土地などを借りたりして小規模な工場を建設・運営してきた。そのため、従業員の募集に当たっては、チラシや新聞・ラジオで試みたものの効果はなく、専ら、工場前に貼り紙を出すか人伝でに拠ることが多かった。

これからは、最近相次いで設立されている経済特区（SEZ）に入居する企業が多くなると思われるが、サワンナケートのSEZで500人以上を募集した精密機械組立企業は、人の多く集まるマーケットの近くで看板を出し、ブースを設けてアナウンスをしたり、近隣の村の村長にリクルートの挨拶に行ったりしたという。

(2) 雇用契約

雇用契約に関する規則は2.(3)で記したとおりであるが、ここでは解雇について触れておく。解雇による雇用契約の終了は、労働者が必要な専門技能を欠いている、もしくは

労働者の健康状態が悪く、労働を継続できない場合、使用者が労働者数を減らす必要があると判断した場合、のいずれかであり、どちらの場合でも事前通知義務、補償金（退職金）の支払い義務がある。

しかし、労働者に重大な過失があった場合には、使用者は補償金を支払わずに雇用契約を終了させることができる。その場合には3日前までに通知しなければならない。

5. 労働条件

(1) 就業規則

就業規則も労働法に規定されている（第3章）。

- 労働時間は1週間に6日、1日8時間あるいは1週間に48時間を超えてはならない。但し、放射物や伝染病を扱う仕事、健康に害を与える蒸気や煙を浴びる仕事、危険な化学物質を扱う仕事、地下トンネルや穴の中での仕事等の特殊業務については、1日6時間、1週間36時間を超えてはならない。
- 使用者が労働者に時間外労働をさせる場合、1日3時間、1カ月45時間を超えてはならない。例外は災害復興や事故の始末。
残業が必要になった場合、使用者は労働組合あるいは労働者の代表にうかがいを立てた上で従業員に残業の必要性を説明する。
- 規定の時間(月45時間)を超える残業の場合、労働監督機関との合意が必要である。
- 超過時間については、賃金150%、さらに深夜(22:00~05:00)については200%。
- 休暇：期間を決めない雇用契約あるいは1年以上の雇用契約の場合、1年間働いた時点で有給休暇は年間15日間となる。重労働や健康に悪影響を与える労働の場合、有給休暇は18日である。

(2) 労働報酬

給与は労働の対価として月単位で支払われ、同質、同量の労働に対しては同じ額を支払うものとされている。使用者は政府が決めた最低賃金以下で労働者を雇用することは出来ないが、最低賃金以上の給与については条件に応じて決めることが出来る。その中には能力給、社会保障、社会保険なども含まれる。

給与は特に労使の間で他に決まりのない限り、現金で、最低月1回の決まった日に支払われるものとする。給与の他の報酬としてのボーナスなどは労働単位毎に決める。

ある日系企業は62.6万キープの最低賃金に食事手当等補助金を加えて月給100万キープを支払っている¹³。また、離職率が月10%程度と高いため、最低賃金の20%増しの賃金を支払ったり、皆勤賞やボーナスを支払い、定着率を高めようとしている企業もある¹⁴。

その他のフリンジベネフィットとして、寮を整備したり、その寮に扇風機を備えたり、

¹³ 2013年12月に訪問したSEZに入居したばかりの電子部品企業による。

¹⁴ 2013年12月に訪問したピエンチャンの日系縫製企業による。

通勤のための自転車を支給したりしている企業がある¹⁵。

(3) 最低賃金制度

3.(1) で見たように最低賃金制度がある。最低賃金は経済成長率やインフレを勘案して2~3年に一度見直しが行われることになっているが、2014年3月現在の最低賃金は2012年年初から適用された月額626,000キープ(2014年1月の為替レートで計算すると78ドル)である。IMFは2013年のインフレ率7.3%、経済成長率8.3%を見込んでいるので、近く最低賃金が上げられる可能性がある。

(4) 勤務時間

8時間労働の場合、通常の勤務時間は8:00から17:00までであり、1時間の昼休みがある。

(5) 休日・休暇

原則として週に1日、日曜日及び国民の祝日は休暇とする。その他、特別休暇、病気休暇、出産休暇などが規定されている。

ひとくちメモ(16): 現地進出企業の声 労働事情について

ラオスの労働者は、離職率が高く、なかなか定着しないため、慢性的に人手不足となっている企業が少なくない。進出企業は、食費や通勤費、月半ばに出来高払いのボーナス、皆勤賞を支給したり、寮などの福利厚生に力を入れるなどして、労働者の確保に努めている。

現在のワーカーは、両親は地方で農業を営み、初めて町に出てきて会社や工場勤務を始めた第1世代であり、上司の言うことを聞くということすら知らないため、そこから教育する必要がある。

労働者の作業効率は中国、タイなどと比べて低いが、賃金はそれ以上に低いので、ラオスで生産するメリットはある。作業効率についてはスピードが遅いものの、器用さや丁寧さでは問題がないと考える企業もある。

ラオス人の性格は穏やかで、これまで各企業でストライキが起きたことがないのは、ラオス進出のメリットである。

ラオスは人口が少ないため、ビエンチャンの郊外や南部のサワンナケートやパクセーに進出するなどなるべく労働力の確保しやすいところを選んで各企業は工場を建設している。進出したばかりの企業の中には、既に人件費の上昇を見込んで、省力化の投資を行おうとしているところもある。

¹⁵ ビエンチャンにある縫製企業は製品の納入先であるイオンの基準(イオン・コード)に従って、寮では、一部屋7人以下、扇風機を備えるなどしている。

6. 年金・社会保険

(1) 年金・社会保障制度

ラオスの民間労働者の社会保障制度の根拠法は 1999 年 12 月に公布された首相令 No.207/PM であるが、実施は 2001 年 6 月からで、制度の運営主体は政府の特別法人「社会保障機構（SSO：Social Security Organization）である。社会保障機構を運営する理事の構成は、経営者代表 4 名、労働者代表 4 名、政府代表 3 名（保健省、財務省、労働社会福祉省各 1 名）。社会保障機構は労働社会福祉省の管轄下にある。

制度の対象となるのは、10 人以上の従業員を有する民間企業であるが、10 人に満たない従業員の企業も任意で加入することができる。

社会保障については、社会保障機関に加入している労働者は、社会保障規則に従って給付を受ける。社会保障機関に加入していない労働者については、事業所が社会保障規則に従って支払う責任を負う。

社会保障給付の対象は、葬式費用、医療給付、疾病等休業給付、妊娠手当、労災給付、障害手当、退職年金、遺族年金であり、近く子供手当、失業保険が加わる予定となっている。

年金については、労働法によってその条件が定められており（第 10 章）、給付開始は原則として 60 歳からとされている。年金の受給資格と給付内容については、(3)に記す。

(2) 社会保険料

社会保険料は使用者と労働者の双方が負担するが、使用者は給与（グロス）の 5.0%を、労働者は 4.5%を支払うことになっている。労働者の保険料は使用者が月給から控除し、使用者負担分とともに社会保障機構に銀行振込みで納付される。社会保障機構は労働社会福祉省の監督下に置かれ、政府が債務を保証している。

使用者の負担が 0.5%分多いことについては、労災・職業病給付の保険料相当分として、使用者が単独で負担しているため、と説明されている。これら保険料率を支払う給与の上限は 200 万キープと決められている。

(3) 年金の受給資格と給付内容

年金を受け取るためには最低 5 年間、社会保険料を支払う必要がある。給付条件は以下の通りとなっている。

- 男女とも給付開始は 60 歳から。女性は早期退職も可能であるが、給付は 55 歳以降。
- 早期支給の場合、年金額は 1 年につき、0.5%ずつ減額される。60 歳を超えて支給を受ける場合は、年金額は 1 年につき 0.5%ずつ増額される。
- 勤務年数が 25 年以上なければならない。
- 年金支給前の 5 年以上にわたり継続して健康上危険な仕事に従事した労働者については、年金受給資格を勤続年数 20 年とし、かつ定年を 55 歳とする。但し女性につ

いては定年を 50 歳以上とする。

- 65 歳の給付開始も認められる。

給付額は、退職前 12 カ月の平均賃金をベースに保険料納入による「年金ポイント」を算出し、それに 1.5%を掛けて計算する。保険給付は小切手で受給者に支払われる。

遺族年金は、5 年以上保険料を支払った加入者あるいは年金受給者が死亡した場合に寡婦及び遺児に対して支給される。寡婦は 44 歳以上で、職業能力が無いなどの条件が必要。寡婦が 44 歳未満の場合、15 歳以下の遺児を抱え、働くことが出来ない、という条件を満たすことが必要であり、遺児が 18 歳まで支給される。但し、遺児がフルタイムの学生の場合は 25 歳まで、障害者の場合は期限無しに支給される。

(4) 労働者災害

労働者の業務上受けた怪我や障害、あるいは死亡については、以下のような補償が行われる（労働法第 8 章）。

- 使用者は業務上負傷し、または疾病にかかった労働者に対して適切な支援を行わねばならない。医療費は使用者の負担とするか、あるいは労働者が社会保障制度に加入している場合には、医師の診断に応じて社会保障機構が負担する。
- 怪我の程度が重い場合あるいは死亡した場合、使用者は 48 時間以内に最寄りの労働監督機関に報告しなければならない。労働者が死亡した場合、使用者は葬儀の費用（少なくとも月給の 6 倍）を支払う。
- 労働災害の治療期間中及びリハビリ期間中、災害被害者は通常の月給を 6 カ月を超えない範囲で受け取ることができ、治療期間が 6 カ月を超えた場合には月給の 50% を、18 カ月を超えない範囲で受け取ることが出来る。
- 労働者が労働災害の結果、障害者となったり、身体の機能の一部を失った場合、あるいは死亡した場合、使用者は被害者またはその遺族に対して、規則に従って補償金を支払わねばならない。
- 労働災害の被害者の遺族は規則に基づき一時金を受け取る権利がある。

7. 労使関係

(1) 労働組合

1956 年に設立されたラオス労働組合連盟（LFTU : Lao Federation of Trade Unions）は、ラオス人民革命党とラオス人民民主共和国の唯一の労働組合組織であり、ラオス全体の労働者を代表している。LFTU はその活動を行うために政府から財政支援を受けており、大統領、首相をはじめ政府関係者のほとんどが労働組合員であり、LFTU と政府は一体である。

2010 年 8 月現在の組合員数は 15.5 万人（男性 9.5 万人、女性 6 万人）であり、加盟組合

数は 3,088 組合であった¹⁶。

(2) 労働紛争

労働法第 11 章は労働争議について規定している。

使用者は、労働者、労働組合あるいは労働者代表から労働法、事業所就業規則、労働規則または雇用契約を守っていないと苦情を受けた場合、直ちに直接その主張者との間で解決策を検討しなければならない。

労働者と使用者が争議に係る全て、あるいは一部の事項について合意することが出来た場合には覚書を作成しなければならない。覚書は両当事者及びそれぞれの証人が署名した後、15 日以内に労働監督機関及び労働組合または労働者代表に送付しなければならない。

使用者に対して苦情申し入れ後 15 日を経ても合意に至らない場合、労働者は調停のために労働監督機関に争議を付託する権利を有する。そして、労働監督機関が 15 日以内に争議を解決することが出来ず、または一部のみしか解決することができなかった場合、労働者は人民裁判所に提訴できる。

以上は権利に関する規定であるが、利害に対する労働争議の解決についても適用される。利害のための労働争議に関して労働監督機関が 15 日以内に争議を解決できなかった場合、当該争議は最終決定のため「労働調停委員会」に付託される。この「労働調停委員会」は、労働監督機関、労働組合または労働者代表、使用者代表およびその他の関係者によって構成される。

以上のようにラオスでは政府と労働組合がほぼ一体であり、また穏やかな国民性から労働争議は起こり難い。しかし、残業手当の未払い、賃金の遅配といったことで小さな争議は起きているようである¹⁷。

8. 裁判所における労働紛争の解決

7.(2)にあるように、労働紛争は当事者の間での和解が奨励されており、和解が難しい場合には労働監督機関に付託されることになっている。労働監督機関の仲裁によって解決できない場合には人民裁判所に持ち込まれることになっているが、実際に裁判所までいったケースは少ないものと考えられる。その理由は、裁判には費用と時間がかかるからである。

9. 外国人就労規則と労働許可の取得

(1) 外国人就労規制

2006 年改正労働法は、その第 25 条において、雇用に当たっては必要な人材を雇用する権利があるが、ラオス人を優先させることが望ましい、としている。しかし、必要な場合

¹⁶ 国際労働財団 (JILAF) ホームページ

¹⁷ 2009 年ラオスの労働事情

(http://www.jilaf.or.jp/rodojijyo/asia/southeast_asia/laosu2009.html)

は、外国人を雇用することが出来る。その場合、労働監督機関の許可を得る必要があり、その割合は、低技能労働の場合は全労働者の10%を超えないこと、技能労働者の場合は20%を超えないこと、と決められている。この割合を超えて外国人労働者を雇用する場合は、政府（労働社会福祉省）の許可を得る必要がある。

(2) 外国人労働者の雇用申請手続き

外国人労働者の雇用に当り、労働社会福祉省の許可を得るには「ラオス国営雇用会社（LSEE：Lao State Enterprise for Employment）もしくはその支局で申請のための手続きを行う必要がある（労働社会福祉省合意 No.749/LSW「外国人労働の輸入及び雇用管理に関する合意」）。申請はLSEEが審査機関である労働社会福祉省雇用促進課に提出する。

提出書類は、外国人労働輸入申請書、事業許可証もしくはプロジェクト契約書（入手可能であれば）、外国人労働者使用計画、の3種である。

外国人労働者の雇用を許可された使用者は、労働社会福祉省労働課へ雇用する外国人労働者のリストを同労働者がラオスに入国した日から30日以内に登録しなければならない。

(3) 外国人労働の登録手続き

外国人労働者の雇用者はその登録に必要な申請書として以下の書類を添付しなければならない。登録申請書（外国人労働者の署名入り）、外国人労働者の輸入許可証、法的査証、健康診断書、専門性を証明する学問的証明書、外国人労働者の履歴書、労働契約、写真2葉（3×4cm）。

外国人労働者の雇用の延長もしくは雇用許可の延長のためには、雇用者が記載する延長の理由書及び外国人労働者が居住する村落役場の証明を添付した雇用期間延長申請書、雇用許可書、申請者の所得税納税書、を添付しなければならない。

(4) タイとの間の労働者の移動について

なお、ラオスとタイは、査証免除協定（1ヶ月査証・Border Pass）を締結したため、2004年12月2日から陸路による往来が可能になり、タイ人トレーナーがラオス工場でラオス人ワーカーを訓練・育成することが可能になり、逆にタイのマザー工場でラオス人労働者を育成することが可能になった。

ひとくちメモ（17）：現地進出企業の声 労働者の募集について

日系企業の中には、工場進出とともに、労働者を募集するために長距離バスヘチラシをまいたり、新聞やラジオに広告を出したりしたが、全く反応がなかったところもある。新しい工場ワーカーは、既に働いているワーカーの紹介など人伝でやってくることが多い。市場でブースを設けて宣伝したり、村長にお願いして労働者を集めている企業もある。

第20章 物流・インフラ

ラオスの輸送インフラのモード別構成は、内陸国であることもあって道路輸送が90%とほとんどを占めている他、航空輸送8%、水路輸送2%という内訳となっている¹⁸。公共事業・運輸省は、道路輸送について、全国的な安全、効率的、かつ低コストの道路輸送網を整備すること、近隣諸国とランドブリッジで繋がること、を政策目標としている。そして、前者は公共投資及び先進国の援助で、後者はADBの提唱したGMS（大メコン圏）構想の協力支援によって実現するとしており、これまで主要な道路や橋が相次いで建設されてきた。特にGMSにある、ベトナムからタイを経てミャンマーに至る東西回廊がミャンマー部分を除いてほぼ貫通し、ラオスはもはや陸の孤島ではなく、同国が目指してきたLand Locked CountryからLand Linked Countryへの移行が実現しつつあるといえる。

1. 主な国際空港と利用港湾

(1) 国際空港

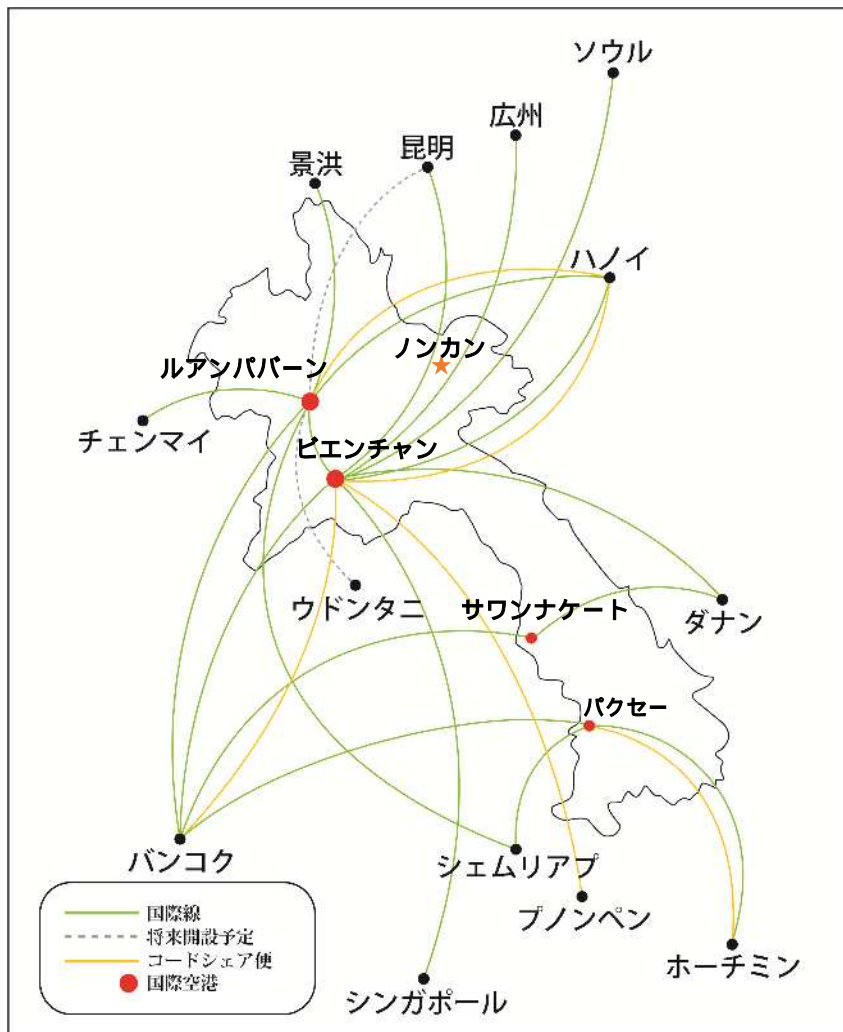
ラオスへの観光客数は2005年以降、年平均17%の割合で増加しており、2013年には378万人に達した。その背景には2008年にニューヨークタイムズ紙がラオスを「訪れるべき国」の第一位に挙げたことがある。2011年の観光客272万人がラオスに入国したルートを見ると、62%がタイとの間の友好橋を利用、国際空港を利用した観光客は10%であった。

ラオスには国際空港は4空港ある。それらはビエンチャンのワットタイ(Wattay)空港(VTE)、ルアンパバーン空港(LPQ)、パクセー空港(PKZ)及びサワンナケート空港(ZVK)であり、各空港は図表20-1にあるように各々、近隣諸国と結ばれている。2013年3月には5番目の国際空港(ノンカン空港)をフアパン県サムヌア郡に建設するための鍬入れ式が行われた。

首都ビエンチャンのワットタイ国際空港はラオス最大の空港であり、ジャンボジェット機の離着陸が可能な2,438mの滑走路を有しているが、近年の旅客・貨物の増加に対応できず、駐機エプロンの容量不足、X線検査機や消防車両などの空港設備の不足、既存設備の老朽化などの問題があり、2014年1月、日本政府が円借款事業として「ビエンチャン国際空港ターミナル拡張事業」を実施する契約が交わされた。同事業の完成予定は2018年6月とされている。

¹⁸ Math Sounmala, Presentation on the Transport Infrastructure Development and the Transport Situation in the Lao PDR, The Ministry of Public Works and Transport (http://www.amchamthailand.com/asp/view_doc.asp?DocCID=1819)

図表 20-1 ラオスの国際空港



(出所) ラオス航空ホームページより作成

1995年に世界遺産に指定され、観光客が増加しているルアンパバーン国際空港は、2011年から滑走路の拡張工事と新たなターミナルビルの建設が行われた結果、それまで山間部の短い滑走路に降りなければならず、危険な空港とみなされていたが、大型航空機の着陸も可能になり、国際便の数を増やしている。

パクセー国際空港は南部ラオスのハブであり、ルアンパバーン国際空港と同じく最近滑走路の拡張とターミナルの建て替えがタイの援助によって行われ、滑走路は 2,400m、幅 45m となり、ジェット機の離着陸が可能になった。

(2) 利用港湾

周知の通りラオスは内陸国であるので、港湾はない。メコン河がタイとの国境を流れており、従来、フェリーで兩岸を結んでいたが、大メコン圏構想による東西回廊の整備が進

む中で、タイとラオスの国境を流れるメコン河をまたぐ 4 本の友好橋が完成し、タイとの道路輸送が活発化した（図表 20-2 参照）。

第 1 友好橋は首都ビエンチャンとタイのノンカイの間に 1994 年 4 月 8 日に開通したが、人の移動が急増するとともに、タイ・プラス・ワンでビエンチャンに進出した企業（当初は縫製業が中心であった）がタイのマザー工場からの材料の輸入や、製品の輸出に当たりレムチャバン港を利用するようになったことから、物流が増加の一途を辿っている。

第 2 友好橋は 2006 年 12 月にラオスのサワンナケートとタイのムクダハンの間に開通した。第 2 友好橋の存在は、サワンナケートに建設中の SEZ への関心と呼び、タイの組立加工業が工程間分業を行うためのタイ・プラス・ワン企業が相次いで工場を建設しつつある。

第 1 友好橋、第 2 友好橋ともに輸出のために利用している企業の多くはタイのレムチャバン港まで製品を運び、日本などへ輸出しているという。特にサワンナケートとタイのムクダハンを結ぶ第 2 友好橋は東西経済回廊を形成する重要なインフラ設備であり、日本の円借款で 2006 年に完成したが、現在、サワンナケートに建設されつつあるサワンセノ経済特区で加工・製造された製品は第 2 友好橋を経て、タイ側に運ばれる。

東西回廊はベトナムのダナン港、東部経済回廊は同じくベトナムのハイフォン港にも通じているが、道路状態がよくないところからまだあまり活用されていないようである。東西回廊などを通しての道路輸送については次項で述べる。

第 3 友好橋は 2011 年 11 月にナコンパノム（タイ）とタケーク（ラオス）の間に開通した。東西経済回廊より 110km 北に位置し、ベトナムとの国境（ラオス側はナパオ）からベトナムの国道 1 号線上の都市ホンリンに通じ、タイからハノイまでの陸上輸送ルート形成する。しかし、このルートのあるラオス国内には東西回廊沿いに建設されつつある SEZ がないため、現状ではラオス国内は通過地点でしかないが、タケークのあるカムアン県は同県内に SEZ を設置することを望んでいる。

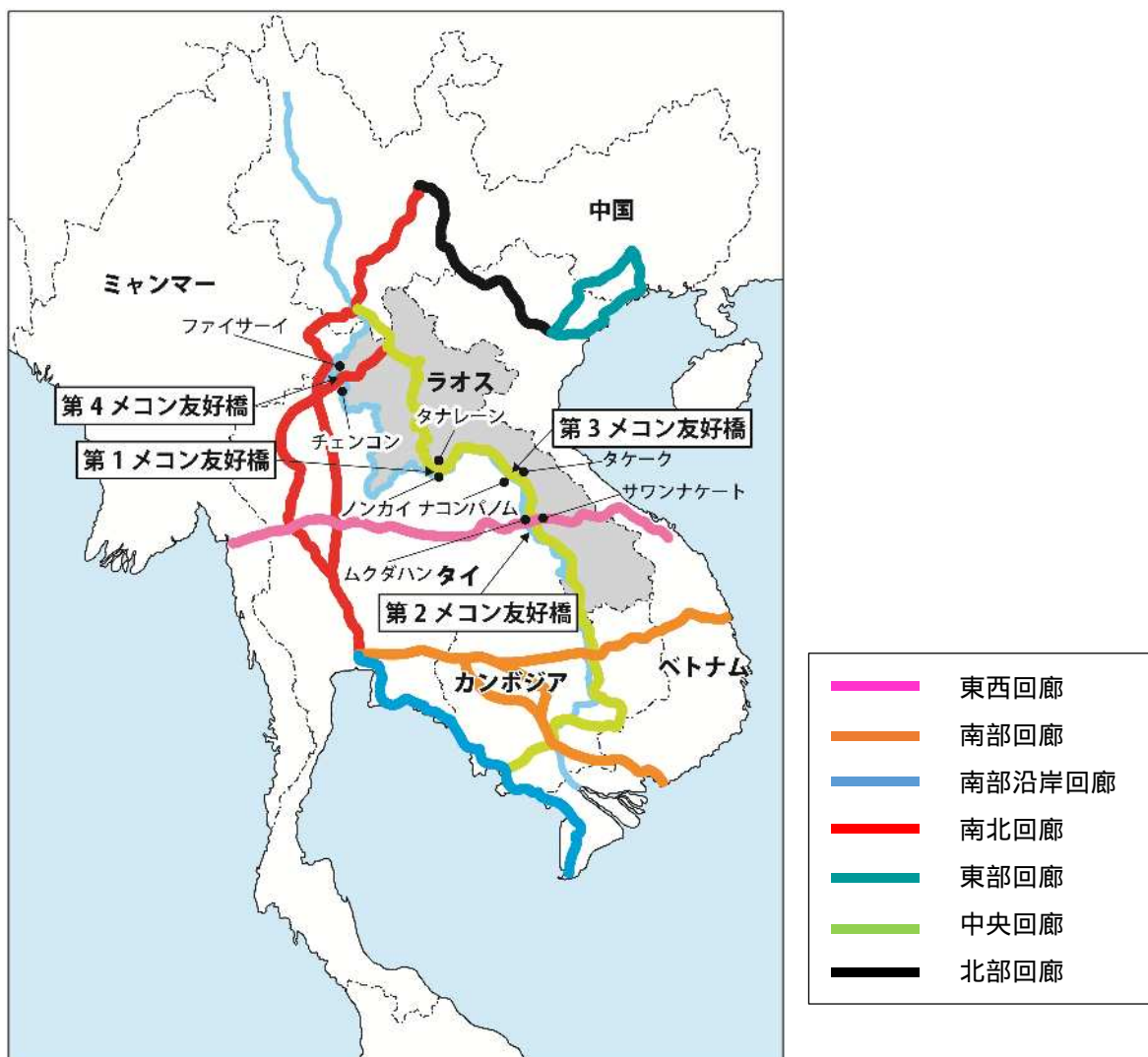
2013 年 12 月には北部に第 4 友好橋（タイ側チェンコン、ラオス側ファイサーイ）が開通した。同友好橋はタイと中国の援助で建設されたことが象徴しているように、南北経済回廊沿いにおいて中国からタイまでが陸路で結ばれた。中国はこのルートが完成することによって、国境を接していないタイに直接アクセスできるようになり、タイについても同じことが言える¹⁹。しかし、ラオスについては、橋の存在によってタイとの人的交流及び貿易量が増えることが考えられるが、第 3 友好橋と同様、通過点となってしまう可能性がある。

以上 4 つのメコン友好橋はラオスとタイの間の交易をより活発化するが、橋が出来る前も出来てからもメコン河は重要な交通・交易手段であった。タイは、2012 年 4 月に第 4 メコン友好橋の近く、チュンライ県チェンセンに第 2 チェンセン港を開設した。チェンセン

¹⁹ 実際、第 3 メコン友好橋の開通により、同友好橋を経由した 2013 年のタイの対中国輸出額は 9 倍、輸入額も 4 倍に拡大しており、第 4 メコン友好橋が地域の物流に与えるインパクトは小さくはないだろう。（JETRO「通商弘報」2014 年 3 月 20 日）

港はメコン河の河川交通の要衝で、中国南部との交易で賑わってきたが、第 1 チェンセン港が手狭になったため、約 10km 下流に敷地面積 62 万㎡、バルク船 6 隻、コンテナ船 4 隻が同時に停泊できるバースを持つ新たな港を建設したのである²⁰。これによって、第 1 チェンセン港は観光用に転用することになり、第 2 チェンセン港が開港したことにより、南北経済回廊は陸路と水路の両者が整備されたことになる。このことは、中国とタイの交流の観点から語られることが多いが、今後ラオス北部の産業・経済にも影響をもたらすだろう。

図表 20-2 GMS における経済回廊とメコン友好橋



(出所) JETRO、「第 3 メコン友好橋を経由したルートにおける 3 国間輸送 (バンコク・ハノイ間) 調査、2012 年 12 月より作成。

²⁰ NNA Asia (<http://news.nna.jp.edgesuite.net/free/news/20120309thb017A.html>)



(第1友好橋手前でタイ側に渡るのを待っているトラック)

2. 道路

2012年現在、ラオスの道路総延長は43,601km、舗装率は約15%であった。道路は国道、県(Provincial)道、郡(District)道、都市道路、地方(Rural)道路、特別道路、に分かれている。国道は首都と各県の都市、経済センター、国境を結び、国家レベルの社会経済発展に寄与する。県道、郡道、都市道路、地方道路はそれぞれの行政単位の中心部と周辺を結ぶ。特別道路は、観光、環境保護、水利保護といった特別目的のための道路である。図表20-3及び図表20-4は2012年現在の国道の状況を示している。

近年、道路総延長、舗装率が増加しつつあるが、多くはADBなどの多国籍金融機関、二国間援助機関からの支援によって行われている。日本もODA資金を用いて以下のような道路整備を行ってきた。

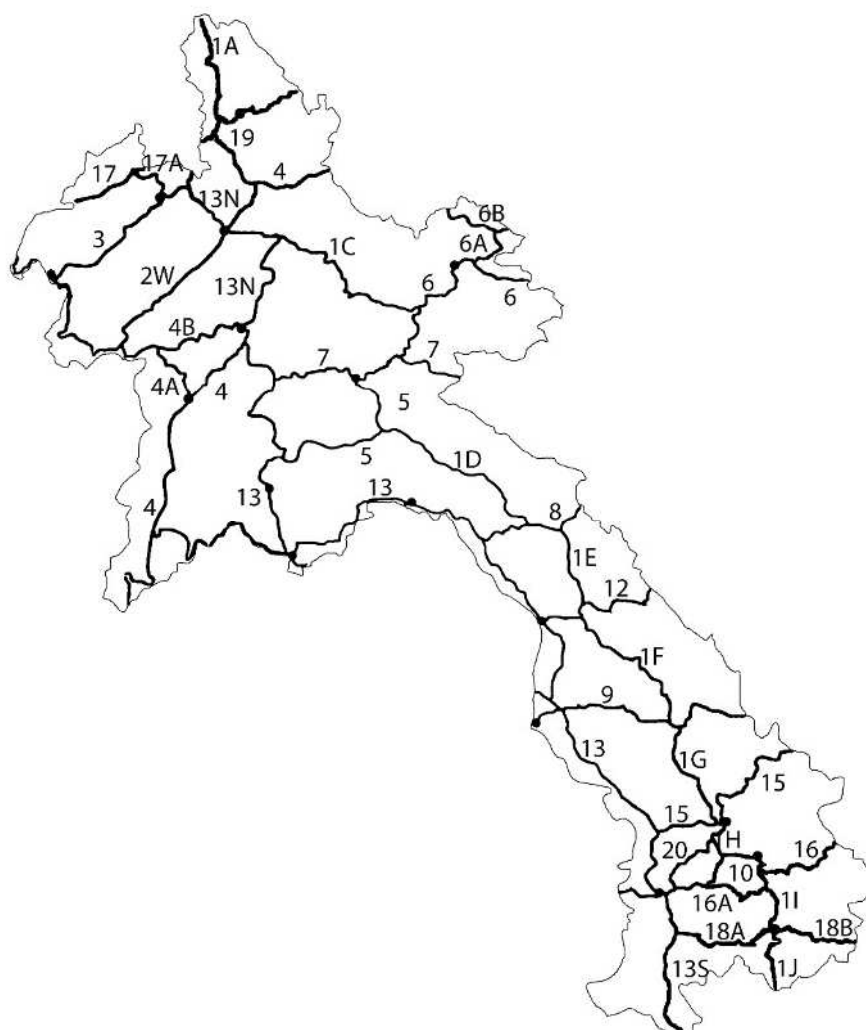
- ヒンフープ(Hinheup)橋建設プロジェクト(2007年8月~2010年1月): 重要な幹線道路である国道13号線(ビエンチャン=ルアンバパーン)のNam Lik川にかかる古いヒンフープ橋を近代的な橋に架け替えるための無償援助。
- 第2メコン国際橋架橋事業(2001年~2006年): 東西回廊整備の一環としてラオスとタイの国境を流れるメコン河に国際橋を建設するための円借款。タイにも同じ金額を供与する初めての2国間に跨る円借款。2006年12月竣工。
- 国道9号線(メコン地域東西経済回廊)整備計画(2011年度): 国道9号線は国際幹線道路であり、東西回廊のラオス部分を成す重要な道路である。本プロジェクトは9号線の痛んだ部分の修復等により、国際物流を促進することを目的としている。
- 道路管理能力強化プロジェクト(2011年9月~2016年9月予定): 2009年に導入された道路維持管理システムが適切に運用されていないこと、技術レベルが低いことが原因で維持管理作業が十分に行き届いていないため、サワンナケート県とビエンチャン県の公共事業・運輸局の維持管理計画の立案能力向上、技術マニュアルやガイドライン類の整備、技術者の能力向上を支援する。

図表 20-3 ラオスの国道一覧（2013 年初め現在）

国道	始点	終点	距離 (km)	状態
1号線	ラントゥイ(中国国境)	カンボジア国境	1,492	一部未舗装
2号線	ダムンゲン村	タイチャング(ベトナム国境)	349	一部舗装工事中
3号線	ホエサイ	ポーテン(中国国境)	227.6	アスファルト
4号線	シェンゲン郡	ナーカー村(タイ国境)	367.18	舗装工事中
4A	トング村	ヴァンソーイ村	140	アスファルト
4B	ルアンバパーン	ナボング村	118	アスファルト
5号線	ホアイモー	ベトナム国境	270	未舗装
6号線	プーラオ三叉路	ナーメオ(ベトナム国境)	179	アスファルト
6A	タングロング	ダーン村(ベトナム国境)	86	未舗装/工事中
6B	ソブバオ郡	パハング	24	未舗装
7号線	プークン郡	ナムカン(ベトナム国境)	263	アスファルト
8号線	ラオ村	ケオヌア(ベトナム国境)	131	アスファルト
9号線	サワンナケート	ラオバオ(ベトナム国境)	238	アスファルト
9A	ケンカバオ港	ナーサイ(国道13号)	20	アスファルト
9B	サワンナケート	ラク35	35	アスファルト
10号線	ドーンヌン三叉路	ポンホング三叉路	93	アスファルト
11号線	シーカイ三叉路	パクライ郡	170.7	舗装工事中
12号線	タケーク	ムヤー峠(ベトナム国境)	153	アスファルト
13号線	ポーテン	カンボジア国境	1,500	アスファルト
14号線	ポントング16号線交差点	ラオス・タイ・カンボジア国境	298	未舗装
15号線	ナボング	ラライ(ベトナム国境)	238	舗装工事中
16号線	ワンタオ(タイ国境)	セコン郡	181	アスファルト
16B	セコン郡	ベトナム国境	20	舗装工事中
16A	パクソン郡	ベンブーカム村	70	舗装工事中
17号線	シン郡	シェンコック(ミャンマー国境)	71	アスファルト
17A	ルアンナムター郡	パングトング(中国国境)	13	未舗装
18号線	タングベング村	ヘッド村(ベトナム国境)	241	未舗装/舗装
19号線	パカー(中国国境)	ベトナム国境	222	舗装/未舗装
20号線	ラク21	ベン村	69	アスファルト

(出所) ジェトロ・バンコク事務所「ラオス・インフラマップ」2013年3月より作成

図表 20-4 ラオスの国道（計画を含む）



（出所）Ministry of Public Works and Transport, 2010

3. 鉄道

現在のところ、タイのノンカイ駅から鉄道・道路併用橋である第 1 友好橋を渡ってタナレーン駅に至る 3.5km の非電化単線路線（軌間：1,000mm）がラオス唯一の鉄道である。2009 年 3 月に開通式を行った同路線には、ビエンチャンまでの延長計画がある。なお、最近の報道によると、政府はタナレーン駅に隣接してコンテナヤードを建設しているところであり、現在客車のみの同路線に貨車を走らせ、2015 年の ASEAN 経済共同体設立に伴うタイとの貿易拡大に備えている²¹。

一方、中国とラオスの間には、昆明からビエンチャンまで延びる 421km の鉄道建設プロジェクトがある。2010 年 12 月、ラオス国会は同プロジェクトを承認し、2011 年 4 月 25

²¹ “Lao-Thai train to provide logistic services in 2015”, Vientiane Times, April 24, 2014

日のラオス = 中国国交樹立 50 周年の記念日に起工式を行った。しかし、費用の大きさから実現を懸念する向きもあり、両国の間でプロジェクトを推進するかどうかを検討中である。というのも、ラオスの複雑な地形から同鉄道はラオス国内に 154 の橋と 76 のトンネルを擁し、ほぼ半分の区間 (196km) がトンネルとなり、工期が長引いているためである。

本プロジェクトはラオス国内では、国境のポーテンから、ウドムサイ、ルアンパバーン、ヴァン・ビエン、ビエンチャンといった主要都市を通るが、最終的には、昆明からラオス、タイ、マレーシアを通過してシンガポールに至る ASEAN 鉄道プロジェクトの一部を成す (図表 20-5)。

図表 20-5 中国からビエンチャンに至る鉄道計画



(出所) MPI, “Foreign Direct Investment Policy” (ASEAN センター、ラオス経済・投資セミナー資料、2013 年 1 月)

さらに、2012 年 11 月にはマレーシアとの間で、サワンナケートからベトナムとの国境のラオパオに至る 220km の東西高速鉄道敷設プロジェクト実施の調印が行われた。本プロジェクトがタイの鉄道とリンクするかどうかはまだ不明である。

4. 通信

通信部門を管轄しているのは郵政通信省 (Ministry of Posts and Telecommunications) であり、電気通信分野における政策立案、免許付与、市場の監督管理、周波数割当て、通信設備の輸出入管理などを所掌している。通信部門は 2002 年に自由化され、外資系企業が相次いで参入した。

(1) 電話

電話は固定電話よりも携帯電話が普及している。2013 年現在、携帯電話普及率 (人口当たり) が 104% であるのに対して固定電話の世帯普及率は 14% にすぎない²² (図表 20-6)。

²² http://wirelesswire.jp/Global_Trendline/201312261700-2.html

携帯電話の数が人口より多いが、これは複数台持っている人がいるためである。携帯電話は SIM カード方式であり、通話料金は電話会社や通話時間帯によって異なるが、およそ 1 分当たり 10 円以下である。固定電話サービスは、ラオス電気通信公社（ETL、国営企業）とラオ・テレコム（LTC）が提供している。

図表 20-6 電話普及率

	2012	2013 (推計値)
固定電話加入者数 (人)	112,000	116,000
インターネット加入者数 (人)	60,000	75,000
携帯電話加入者数	5.8 百万人	6.6 百万人

(出所) <http://www.budde.com.au/research/Laos-Telecoms-Mobile-Broadband-and-Forecasts.html>

携帯電話は全ての県の中心部で 3G が使え、2G と 3G の値段があまり変わらないので、一般的に 3G が使われている。2013 年 1 月から LTC が首都ビエンチャンで 4G (LTE) を提供するようになったが、加入者数は 3,000 弱程度である²³。最近では若者の間で Facebook や Twitter などのソーシャルメディアが普及し始め、punlao.com といったローカルのソーシャルメディアも登場している。

ラオスにおける携帯電話のオペレータは以下の 4 社であり、人口規模が小さいので、激しい競争を展開している (図表 20-7)。

- Unitel: 2008 年に軍が所有する Lao Asia Telecom とベトナムの同じく軍の企業である Viettel が合併で STC (Star Telecom Company) を設立し、2009 年 10 月から Unitel というブランドでサービス提供している。出資比率はラオス側 51%、ベトナム側 49%。ADSL などブロードバンドサービスも提供しており、携帯電話では最大シェアを持つ。
- ETL: 2000 年に再設立された²⁴国営企業。2002 年に携帯電話の他に固定電話や ADSL などブロードバンドサービスも提供している。
- LTC: 1996 年にタイで携帯電話サービス事業を行っていた元首相タクシン・チナワット氏が経営するシナワトラ・グループとラオス政府が合併会社 Lao Shinawatra Telecom (LST) を設立。出資比率はラオス側 51%、タイ 49%。同社には 2021 年まで 25 年間にわたる固定電話、国際通信、移動体通信、公衆電話、専用線等の事業権が付与されているが、期限終了後は経営権をラオス政府に引き渡すことになっている。
- Beeline: 2003 年、民間企業ミリコム・ラオ (MLL: Millicom Lao Co., Ltd.) が移動体通信サービスを開始したが、2009 年 9 月には同社の株式の 78% をロシア事業者

²³ http://wirelesswire.jp/Global_Trendline/201312261700-2.html

²⁴ 1995 年、現在の郵政通信省の前身であるラオス郵便電気通信公社 (EPTL) の郵便部門と電気通信部門を分離してラオス電気通信公社 (ETL) が設立され、翌 1996 年にラオ・タイ合併の LST と ETL が合併し、ラオ・テレコム (LTC) が設立された。しかし、LTC 設立後、予定されていた電気通信開業が実現せず、2000 年 8 月、統合されていた旧 ETL が LTC から分離し、公社 ETL として再設立された、という経緯がある。

VimpelCom に売却することになり、その後、ラオス政府の承認を経て売却手続きが完了（2011年3月）し、Beeline Lao となったが、株式の22%はラオス政府が持つこととなった。

図表 20-7 携帯電話事業者の市場シェアの推移（単位：％）

	2012.6	2012.9	2012.12	2013.3	2013.6	2013.9
Unitel	47.4	49.3	51.6	53.0	54.3	55.7
ETL	21.9	21.7	21.8	21.3	20.8	20.4
LTC	23.6	23.0	21.2	20.6	19.9	19.7
Beeline Lao	7.1	6.0	5.4	5.1	5.0	4.3

（出所）http://wirelesswire.jp/Global_Trendline/201312261700-2.html

(2) インターネット

インターネット接続サービスは低所得者層にとっては依然、高価格であり、固定基盤の整備が遅れていることもあって加入者数が伸び悩んでいる。サービス方式の主流は ADSL であるが、利用者は企業と政府部門に限られている。WiMAX サービスも 2008 年以降、Beeline Lao、Planet Online など 3 社が提供するようになった。

Unitel は 17 の行政区で通常の商業サービスを提供している他、2010 年末には 363 の小中学校や大学、13 の教育機関及び 124 の地域教育オフィスに無料のインターネットサービスを提供している。これは政府が実施するデジタル・デバイド解消のためのプロジェクトによるもので、2015 年までに 3 百万ドルをかけて地方の計 1,290 の小中学校へ無料インターネットサービスを提供する計画である。

(3) 郵便

ラオスでは郵便システムが未発達である。首都のビエンチャンでさえ、住所といえば、村名や通りの名前が一般的であり、番地まで記されないことが多い。中心部を除けば、郵便の配達も一般的でないため、EMS（国際スピード郵便）で送付する際は、EMS 伝票に受取人の電話番号を書いておく必要がある。そうすれば、郵便局から受取人に電話がかかってくるので、受取人が郵便局まで郵便を取りに行く、ということになる。

ひとくちメモ(18)：現地進出企業の声 インフラの実情について

電力供給について、瞬間停電、週末に行われることの多い計画停電がある。水道料金は安いが高台などの場合、乾季に水道供給が何日も途絶えることがあり、敷地内に掘った井戸水などを利用する企業もある。インターネットの接続速度については、主要都市では携帯電波（ビエンチャン市内は 3G、4G）を使った高速インターネット接続が可能であり、一般的にオンラインと比べて速い（条件によるが日中 100kbps、深夜などは 1,000kbps など）。



(市場の魚屋さんもスマホのユーザー：パクセーにて)

5. 電力

ラオスは「インドシナ半島のバッテリー」と呼ばれており、メコン河水系の豊富な水力資源を利用した水力発電のポテンシャルは18,000MWから30,000MWに上るといわれるが、これまで利用されたのは約10%にすぎない。

ラオスの2013年現在の電力設備容量は2,978MW、2012年のピークロードは707MWであったので、残りは輸出されたと見ることができる。ラオスの電力輸出量は増加の一途を辿り、2010年と2011年は国内供給量を大きく上回った(図表20-8)。その背景には、2009年から2013年にかけて、Nam Theun2(1,088MW)、Nam Ngum2(615MW)、Nam Lik1,2(100MW)などの水力発電所が相次いで完成し、操業を開始したことがある。ラオスの電力の主な輸出相手国はタイ、ベトナム、カンボジアであり、2012年の総輸出額に占める電力の割合は15%であった(第3章、図表3-8参照)。タイとベトナムはラオスとの間に電力供給契約を交わしており、タイは最大7,000MWまで、ベトナムは5,000MWまでラオスから電力を輸入することが出来ることになっている。

このようにラオスは電力の輸出国であるが、同時に輸入国でもある。輸入相手国はタイ、ベトナム、中国であり、中国とベトナムからの輸入はナショナル・グリッドの行き届かない国境地域の電化に寄与している。電力輸入量は2010年まで増加を続けたが、2011年には減少した。これは、2010年から2011年にかけていくつかの発電所が稼働し、国内供給量が増加したことによる。

図表 20-8 ラオスの電力需給の推移

(単位：GWh)

	発電量	国内供給	輸出	輸入
2005	3,509.4	1,011.1	2,506.0	329.5
2006	3,595.0	1,406.6	2,487.4	631.1
2007	3,373.6	1,615.7	2,230.4	793.4
2008	3,717.0	1,915.7	2,315.4	844.5
2009	3,384.3	2,257.8	1,920.8	1,175.1
2010	8,449.0	2,440.7	6,646.5	1,209.7
2011	12,979.5	2,555.7	10,668.4	904.3

(出所) Akhondeth Vongsay, “Energy Sector Development in Lao PDR”, July 2013
(<http://eneken.ieej.or.jp/data/5021.pdf#search='IEEJ+vongsay+energy+sector+development+lao+pdr'>)

国内電力需要の内訳は家庭 42%、商業 25%、工業 24%、政府 6%、その他 3%である。家庭への電力普及率は 2012 年末現在、82%であり、政府は 2020 年までにこれを 90%に上げること目標としている。未電化として残されている地域の多くは送配電網整備の困難な辺境地であるため、多額の建設資金が必要である。ラオス電力公社は発電会社を切り離して株式市場に上場させ資金確保に努めているものの、インフラ整備の財源は電力価格にも求めており、通常、ラオスの電力価格は近隣諸国に比べると安いと理解されているが、実際には安くないという現地進出日系企業の声もある。

すなわち、価格設定は電力消費量に応じており、一般家庭の電力価格(2014年)は月に 150kWh までは、334/398kip(約 4~5)/kWh であるものの、これを超えると 960kip (約 12)/kWh となり、ラオスの平均電力価格とされている 6~7 /kWh²⁵の 2 倍に相当する。工業用電力価格は 673kip (約 8.4)/kWh である。

ラオスには現在建設中の発電プロジェクトだけでも 14 プロジェクト、合計約 4,000MW の新規供給計画がある(図表 20-9)。これらのプロジェクトは 1 年程度の遅れをもって完成しているので、Xayaburi 水力の 1,285MW も遅くとも 2020 年までには完成すると見込まれる。

これらのプロジェクトの他にもラオスは計画段階(開発の合意ができた段階)のプロジェクト 24 件、フィージビリティ・スタディ段階のプロジェクト 32 件を有している。ラオスの国内電力市場は小さいので、今後、ラオスがインドシナのバッテリーとして、近隣諸国に対して電力輸出を拡大していくことは確実である。なお、アジア開発銀行が進めている GMS 開発における GMS 電力グリッドにおいてもラオスはその中心的存在となり、500kV 送電線の建設により、主にタイとベトナムに多くの電力を輸出することが期待されている。

²⁵ JETRO「アジア新興国のビジネス環境比較」2013年3月

図表 20-9 建設中の発電プロジェクト

			設備容量 (MW)	操業 予定年	投資家	市場
1	Hongsa Lignite (石炭)	IPP	1,878	2015	ラオス/タイ合弁	ラオス/タイ
2	Nam Beng		34	2016	中国	ラオス
3	Nam Kong 2		66	2015	ラオス民間	
4	Nam Long		5	2013	ラオス民間	ラオス
5	Nam Mang 1	IPP	57	2016	ラオス民間	ラオス
6	Nam Ngiep 2		180	2015	中国	
7	Nam Ou 2		120	2013	ラオス/中国	ラオス
	Nam Ou 5		240	~	ラオス/中国	
	Nam Ou 6		180	2017	ラオス/中国	
8	Nam Sim	IPP	8	2015	ラオス/ノルウェー	
9	Tad Salen水力	IPP	3.2	2013	タイ	
10	Xayaburi(Mekong)	IPP	1,285	2019	ラオス/タイ合弁	ラオス/タイ
11	Xekaman 1	IPP	322	2015	ラオス/ベトナム	ラオス/越
12	Xekaman 3	IPP	250	2013	ラオス/ベトナム	ラオス/越
13	Xenamnoy 1		14.8	2014	ラオス民間	ラオス
14	Xepian-Xenamnoy	IPP	410	2018	ラオス/韓国/タイ	ラオス/タイ

(注) 黄色の網掛けは 2014 年 4 月現在、完成したことが確認されているプロジェクト。
(出所) エネルギー鉱業省ホームページ

6. 上下水道

2010 年時点のラオス国民の水道普及率は 67%、下水道普及率は 63%、2013 年のビエンチャン市の世帯水道普及率は 66% (2010 年は 52%) であった²⁶。水道事業の無収水率²⁷は 2010 年時点で 29% と高く、水道事業の赤字の原因となっている。下水設備については、世界遺産に登録されたルアンパバーンでも下水道ではなく浄化槽方式である。また、2010 年の世帯当り水洗トイレの普及率は都市が 89% (ビエンチャンは 98%)、地方が 50% であった²⁸。

第 7 次 5 カ年計画 (2011 ~ 2015) は計画期間中に総人口の 80% に清潔な水を供給することを、通信運輸郵便建設省 (当時) の開発計画 (1997 年) では 2020 年までに全国の平均水道普及率を 90% に、大都市では 100%、小規模都市では 80% にすることを、国家都市開発戦略 (2010 年) でも、2020 年までに都市の水道普及率を都市人口の 80% とすることを目標としている。水道事業の整備状況を見ると、全 142 郡中、2006 年には 58 郡しか整備されていなかったものが、2009 年には 91 郡で整備 (あるいは資金見通し) され、改善されつつあることが分かる²⁹。

²⁶ 全国統計は the international water association、ビエンチャンについてはビエンチャン水道局ホームページ (<http://www.nampapalao.com/>)

²⁷ 浄水場からポンプで送り出した水道水のうち、水道料金収入に結びつかない部分の比率。

²⁸ World Bank, "Economic assessment of sanitation interventions in Lao Peoples' Democratic Republic", 2013

²⁹ ECFA, "Study on the PPP Project Finding for Vientiane Capital and Luang Prabang Water Supply System in Lao People's Democratic Republic", March 11, 2011

上下水道に関する監督官庁は、公共事業省（MPWT）住宅都市計画局であり、県公共事業局を通して水道事業の管理・監督を行っている。水道事業は、2009年水供給法（Water Supply Law）に従い、投資促進法に定められた規則に基づいて開発許可を取得することによって民間が参加することが出来る。現在、ビエンチャンの浄水場5カ所の中、4カ所はもともと公共事業（ビエンチャン市）としてあったもの、1カ所が民間の投資であり、Lao World Groupを投資家として2006年にBT（Build-Transfer）方式/O&M契約によって建設・運営されている。また、フランス開発庁（AFD）とADBは、ミニ水道配水管網（MIREP）プログラム³⁰のパイロットプロジェクトを実施しており、これらはPPPプロジェクトとして25年間のコンセッション/BOTプロジェクトとして実施されている。

水道事業に対しては、JICAが2007年度から2008年度にかけてビエンチャン市の2つの上水道施設拡張事業を実施し、安定供給の確保と給水普及率を向上させるという当初の目的を達成したと評価されている³¹。

7. 国際物流（東西回廊）

ラオスはGMS圏の中心に位置し、GMSが進めている経済回廊計画の進展によって、現在、ラオスの物流事情は大きく変化している。GMS経済回廊計画（図表20-10）のうち、現在、ラオスに最も大きな影響を与えているのは東西経済回廊である。

日本が第2メコン友好橋の架設を含めて支援している東西回廊はミャンマー部分を除いてほぼ整備され、国際道路として利用され始めた。その結果、交通量は増加の一途を辿っている（図表20-11-(1)及び20-11-(2)参照）。

この交通量の増加となって現われている物流の内容を貿易量として捉え、第2メコン友好橋が出来る前と後を比べたものが図表20-12である。第2メコン橋の開通後に同橋を利用したタイへの輸出は急増する一方であるが、タイからの輸入は増えていない。一方、第2友好橋を利用するラオス経由の第三国への輸出、あるいは第三国からラオスを經由してタイへの輸出を見ると、貿易量はまだまだ多くない。この第三国については、東西回廊の東の終点であるベトナムということになるだろう。ただし、日系メーカーの「ハノイ＝バンコク間の陸上輸送は日系物流会社のサービスを活用。リードタイムは2日間（48時間）。ハノイ発の貨物の場合、ラオス国境でトラックを積み替える。ただし、実質はシャーシの付け替えのみで、ほとんど時間のロスはない。同ルートの陸上輸送コストは40フィート・コンテナ1本当たり3,800ドル。片荷でも往復でも価格は同じ。海上輸送の場合（ハイフォン港＝レムチャバン港）のコストはドア・トゥ・ドアで片道800～900ドル程度（海上輸送部分は200～300ドル）。陸上輸送のコストが海上輸送の4倍程度でも、バンコクまでのリードタイムが2日間であれば、陸上輸送をオプションとして確保しておくメリットはある」と

³⁰ 数百世帯に水道を供給するプロジェクト。

³¹ http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2011_0600600_4_f.pdf

いう例が報告されており³²、東西回廊を通したベトナムへの物流の可能性も見てとれる。

すなわち、現在、東西経済回廊はバンコクとハノイを結ぶルートとして捉えられている。2015年にASEAN経済共同体が設立し、域内貿易が拡大することが予想されるが、すでに工業国となったタイと工業化途上にあるベトナムとの間の貿易量の拡大もさることながら、タイ・プラス・ワンとしてタイから生産工程の一部が移転しつつあるラオスとタイとの貿易量も大幅に増加するとみられている。

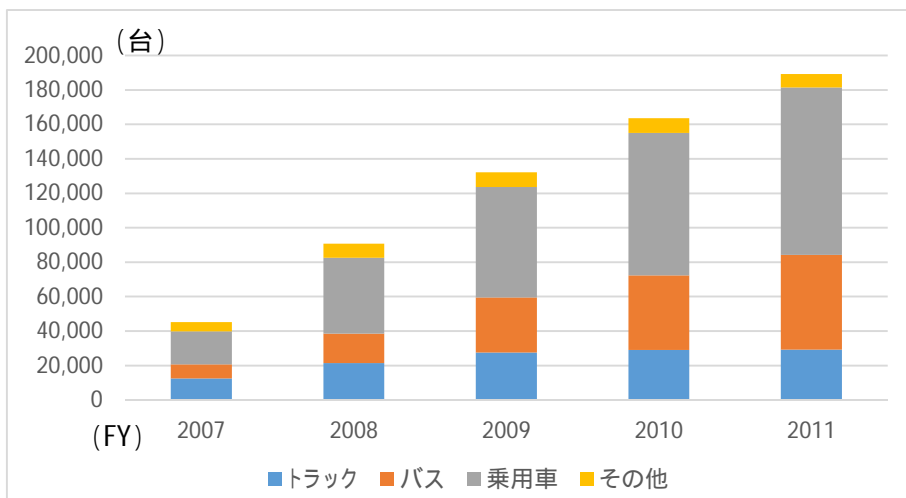
図表 20-10 GMS 回廊計画



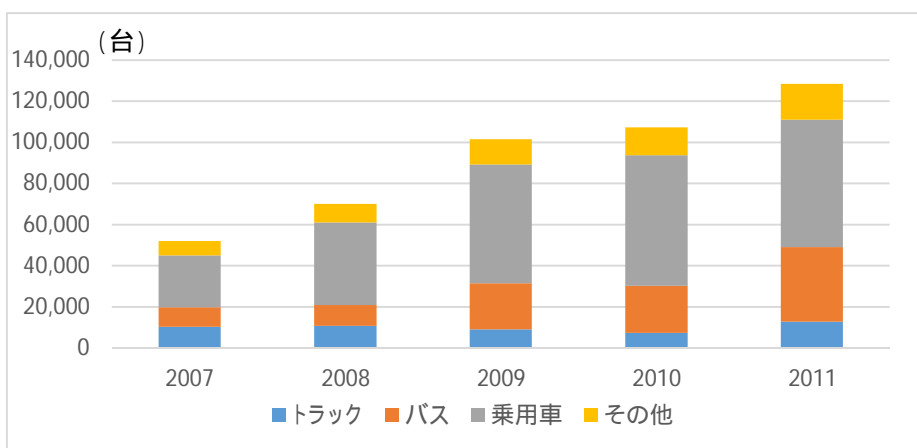
(出所) アジア開発銀行 GMS Transport Sector Strategy, 2007

³² JETRO、「ASEAN・メコン地域の最新物流・通関事情」2013年6月、p.107

図表 20-11-(1) タイ（ムクダハン）からラオス（サワンナケート）への交通量の推移



図表 20-11-(2) ラオス（サワンナケート）からタイ（ムクダハン）への交通量の推移



(出所) 島村真澄「第2メコン国際橋架橋事業」(原データはタイ運輸省道路局(DOH)ムクダハン地方事務所) http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2011_LS-4_4_f.pdf

図表 20-12 第2メコン国際橋を利用した越境貿易の推移(ラオス)
(単位：百万ドル)

会計年度 10～9月	タイへの輸出	タイから輸入	第三国 ラオ ス タイ	タイ ラオス 第三国
2007	93.4	106.2	0.69	3.97
第2メコン国際橋を利用した越境貿易				
2008	232.4	208.4	19.10	7.16
2009	156.5	261.9	19.93	23.14
2010	311.5	198.9	33.03	7.66
2011	485.5	207.7	104.34	n.a.

(出所) 島村真澄「第2メコン国際橋架橋事業」
(<http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2011>)

JETRO が 2013 年 1 月から 3 月にかけて調査したところによると、バンコクからラオス

を經由したハノイに至る物流ルートが、日系物流業者（日本通運、日新、日本ロジテム、商船三井ロジスティクスなど）による貨物サービスの開始などもあって増加している³³。同ルートは2011年11月にタイのナコンパノムとラオスのタケークを繋ぐ第3メコン友好橋が完成したことで、第3友好橋を利用するルートと第2友好橋を利用するルートの二つとなった（図表20-13）。

図表 20-13 バンコク＝ハノイ・ルート



（出所）JETRO「ASEAN・メコン地域の最新物流・通関事情」2013年6月、p.105

第2友好橋を經由するルートは、ムクダハン/サワンナケート デンサワン（ラオス）/ラオバオ（ベトナム） ドンハ ホンリンの595km、第3友好橋を經由するルートは、ムクダハン ナコンパノム/タケーク ナパオ（ラオス）/チャーロー（ベトナム） ホンリンの449kmで、いずれもホンリンからハノイまで337km北上する。

2012年3月にJETROがバンコクからハノイまでトラックによる実走調査を行ったところ、実走行時間は第2メコン橋ルート（1,575km）が32.8時間、第3メコン橋ルート（1,429km）が31.1時間であったが、通関時間等を含む総所要時間は、前者が35.9時間、後者が38.5時間であった。所要日数はいずれも3.5日であったので、いずれのルートも海上輸送（バンコク/レムチャパン ハノイ）の10～14日に比べると3分の1以下の時間で済む。

輸送費は、第2メコン橋ルートが4,450ドル、第3メコン橋ルートが4,600ドル（+通過税³⁴）であるのに対して、海上輸送費は約1,500ドルであるので、陸上輸送の方が約3倍コスト高となる。しかし、ドア・トゥ・ドアで最短だと60時間³⁵でバンコクとハノイが結ばれるということから、この陸上ルートを利用する日系企業は増えているという。

³³ JETRO、「ASEAN・メコン地域の最新物流・通関事情」2013年6月、p.105～108

³⁴ GMS6カ国はCBTA（越境交通協定）を締結し、通関手続きの一本化やトランジット通関などを取り入れてきたが、運用面でまだ導入されていない国境がある。

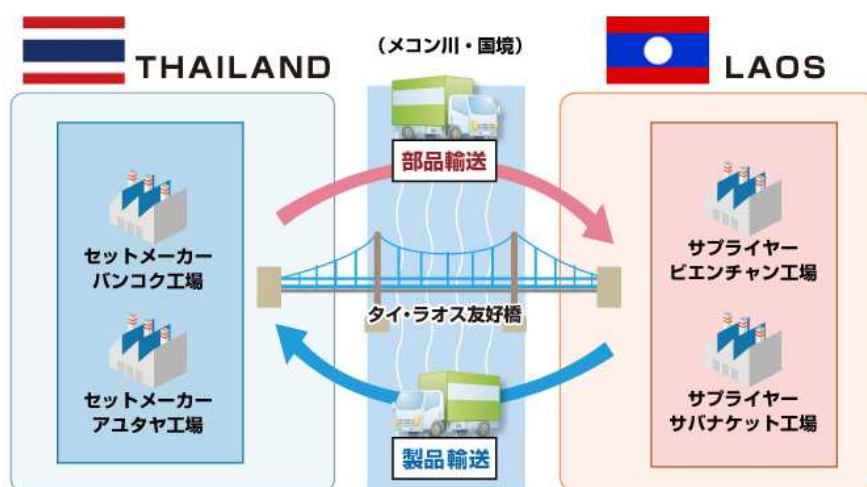
³⁵ ハノイからバンコクのリードタイムは48時間（2日間）という企業もある（JETRO、「ASEAN・メコン地域の最新物流・通関事情」2013年6月、p.107）

その背景には、陸路輸送を提供する日系物流会社が、タイからラオスを経てベトナムに至る乗り入れ可能なライセンスを取得し、積み替えコストの削減や積荷の安全性確保、リードタイムの短縮を可能にしてきたことがある³⁶。特に2015年のASEAN経済共同体(AEC)の発足を控えて、ASEANの域内経済が活発化し、域内輸送の需要拡大が見込まれるため、物流企業のニーズが高まると予想されている。

また、以前あった片荷の問題（タイからベトナムへの貨物に比べて、ハノイからタイへの貨物が少なかった）があったが、最近ではベトナムから二輪車やプリンター等の部品をタイに輸出する日系企業の存在があり、徐々に解消している³⁷。

このように見ると、タイ・ラオス・ベトナムの国際輸送ルートはラオスにとっては単なる通過国にすぎないのではないかと、という疑問が湧く。しかし、この国際輸送ルートの存在によって、ラオスにおいて相次いで設立されるSEZで製造された製品、半製品の輸送が増えることは確かである。また、ビエンチャンやサワンナケートではドライポート（物流センター）が計画されており、これが完成すれば、コンテナやトラックをタイから呼び寄せる片荷構造の解消や混載が可能となり、効率的な物流が可能になり、ラオスにもメリットをもたらす。

図表 20-14 タイ・プラス・ワン往復輸送の例



(出所) 日本ロジテムホームページ

³⁶ 以前は、国境においてトラックとドライバーを変えねばならず、積み替えの時間がかかった上、国境では二つの国の通関で手続きを行わねばならなかったが、そうした手続きは緩和されるようになった。

³⁷ JETRO、「ASEAN・メコン地域の最新物流・通関事情」2013年6月、p.107

第 21 章 ラオス投資の優位性と留意点

1. ラオスの優位性

国際協力銀行（JBIC）が毎年行っている製造業企業に対する海外進出に関するアンケート調査（2013 年度）³⁸で、企業が中期的（今後 3 年程度）に有望とみる事業展開先国の順位に大きな変動があった（図表 21-1）。1992 年以降首位の座にあった中国が第 4 位に後退し、インドネシアが 1 位に躍り出たこと、ラオスが初めて 20 位にランクインしたこと、そしてその結果、ブルネイを除く ASEAN の 9 カ国がいずれも投資有望先国として 20 位以内に入ったこと、が注目される。

すなわち、投資先国・地域として中国の存在感が低下する一方で、ASEAN の存在感が高まっているのである。インドネシア、タイ、ミャンマー、フィリピン、ラオスの 5 カ国が前年度に比べて順位を上げており、ベトナム、カンボジアの順位は変わらず、マレーシアが順位を 1 つ下げているだけ、ということで ASEAN は全体として中期的な事業展開有望国とみられている。ラオスについては、2011 年度 25 位、2012 年度 23 位、2013 年度 20 位と順位を上げている点に、その注目度の高まりを見ることができる。

図表 21-1 中期的に見て企業が進出先として有望と考えている国・地域

	2013年度(488社)			2012年度(514社)			2011年度(507社)		
	有望事業展開先	回答企業数	得票率(%)	有望事業展開先	回答企業数	得票率(%)	有望事業展開先	回答企業数	得票率(%)
1	インドネシア	219	44.9	中国	319	62.1	中国	369	72.8
2	インド	213	43.6	インド	290	56.4	インド	297	58.6
3	タイ	188	38.5	インドネシア	215	41.8	タイ	165	32.5
4	中国	183	37.5	タイ	165	32.1	ベトナム	159	31.4
5	ベトナム	148	30.3	ベトナム	163	31.7	ブラジル	145	28.6
6	ブラジル	114	23.4	ブラジル	132	25.7	インドネシア		
7	メキシコ	84	17.2	メキシコ	72	14	ロシア	63	12.4
8	ミャンマー	64	13.1	ロシア	64	12.5	米国	50	9.9
9	ロシア	60	12.3	米国	53	10.3	マレーシア	39	7.7
10	米国	54	11.1	ミャンマー	51	9.9	台湾	35	6.9
11	フィリピン	39	8	マレーシア	36	7	韓国	31	6.1
12	マレーシア	37	7.6	韓国	23	4.5	メキシコ	29	5.7
13	韓国	28	5.7	トルコ			シンガポール	25	4.9
14	台湾	23	4.7	台湾	22	4.3	フィリピン	15	3
	トルコ	23	4.7	フィリピン	21	4.1	トルコ	12	2.4
16	シンガポール	19	3.9	シンガポール	16	3.1	オーストラリア	8	1.6
17	カンボジア	12	2.5	カンボジア	13	2.5	カンボジア		
18	ドイツ	10	2.0	オーストラリア	11	2.1	バングラデシュ	7	1.4
	南アフリカ	10	2.0	バングラデシュ	10	1.9	ミャンマー	7	1.4
20	ラオス	9	1.8	ドイツ	6	1.2	英国	6	1.2
21					
22					
23				ラオス			...		
24							...		
25							ラオス		

（出所）JBIC「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告」各年度版より作成

³⁸ 対象企業 992 社、有効回答社数 625 社、有効回答率 63.0%。

ASEAN10カ国は2015年にはAEC(ASEAN経済共同体)を形成することになっており、一つの市場としてみた場合、中国やインドに次ぐ市場規模(人口5.8億人)を持つことなどで注目されている。ASEANは、ブルネイとシンガポールというあらゆる意味で別格の国を除き、先行するASEAN4(マレーシア、タイ、インドネシア、フィリピン)とCLMVと呼ばれる後発4カ国(カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム)に分けられる。そして先行する4カ国が中進国に達したのに対して、後発4カ国はようやく発展の緒についたばかりである。1980年代のアジアの経済発展を語る際にいわれた、日本からNIEs、そしてASEAN4へという直接投資の流れをテコにした「高度成長の連鎖」³⁹が、今ASEANの中で起こっている。

ラオスやカンボジアについて語る際に用いられる「タイ・プラス・ワン」はその連鎖を表す象徴的な言葉であり、発展の緒についたばかりのミャンマーが投資有望国と考えられるようになったのも「最後のフロンティア」がASEANの土俵に上がったことによる。

ラオスはASEANの中では人口が670万人と少なく、内陸国であるところからもつい最近まで投資対象国として注目されることはなかった。しかし、2000年代後半以降、以下のような点から投資対象として関心を集めるようになった。

- 2000年代後半から長期にわたって鉱業及び電力開発によって実質経済成長率は8%という高い成長を遂げている。
- WTO加盟(2013年2月)、AEC発足(2015年)などによって、ラオスはASEAN及び国際経済の舞台で他の国と同等の立場に立つようになり、国際ルールに従ったビジネスのための法制度整備を行うようになった。
- 第1メコン友好橋(1994年4月)、第2メコン友好橋(2006年12月)、第3メコン友好橋(2011年11月)、第4メコン友好橋(2013年12月)の開通、東西回廊の整備などインドシナ半島におけるGMS圏のインフラ整備が進み、ラオスの内陸国という弱みが、フロンティアであり開発の余地が大きい、という強みに変わりつつある。
- 2010年に経済特区(SEZ: Special Economic Zone)の整備が始まり、10カ所のSEZが認可され、入居企業に対する各種優遇策が付与された。2013年末現在、ビエンチャン近郊のVITA Park(Vientiane Industry & Trade Park)とサワンナケートのSavan Seno SEZが整備中の中で一部稼働を始めており、タイ・プラス・ワンを志向する日系企業などの建設/入居が始まった。
- タイの賃金水準の高騰と労働力不足により、タイ国内の縫製業、食品産業、機械部品産業などがカンボジアとラオスに生産拠点を拡大しつつある。ラオスの工場ワーカーの賃金はバンコクの40%以下である。

このように注目されるようになった投資対象国としてのラオスの優位性をまとめると以下ようになる。

政治的安定：一党独裁体制の下で政治的に安定しており、これまで反政府活動が顕

³⁹ 児玉卓『「タイ・プラス・ワン」を巡る一考察』、大和総研、2014年4月22日

在化することはなかった。

治安がよく、労働問題がない：ビエンチャンを含めてラオスでは治安の問題はほとんどない。また、これまでは労働者がストライキを行うことはなかった。

外資に開放的な投資法：2009年に公布された投資奨励法（Investment Promotion Law）は内外資の区別なく投資を奨励する法律であり、外国資本は国家安全保障、国民の健康・伝統文化、自然環境に悪影響を及ぼさない限り、全ての分野に投資することができる。

中国及び2015年に経済共同体となるASEANのタイ、ベトナム、ミャンマー、カンボジアのいずれとも国境を接していることから、これらの国々と経済的補完関係を築くことができる。

特にタイとの補完関係では、ラオス語とタイ語が類似していることから、タイ・ブラス・ワンの第2工場をラオスに置いた場合、タイのマザー工場の熟練労働者や管理者がラオスの労働者に訓練・指導を行うことが可能であり、ラオスの労働者をタイのマザー工場に訓練することも、「言葉の壁」なしにできる。

豊富で安価な電力：ラオスは豊富な電力資源（水力）を利用していることから、同水準の発展途上国が電力の確保や高い電力料金に悩んでいるのに対して、約0.7/kWhという安価な電力を安定的に供給することができる。また、国境を接するタイ、ベトナム、カンボジアに電力を輸出しているため、同国は「インドシナ半島のバッテリー」と呼ばれている。

第12章の税制で述べた通り、現在整備中のSEZに入居した場合や投資優遇地域に立地した場合に法人税の減免等の恩典を受けることができる。

2. ラオス投資の留意点

人民革命党による一党独裁体制であり、時に強硬姿勢を見せる⁴⁰。

人口は約670万人と少ないが、経済活動人口（15～54歳）は人口の56%、今後労働市場に参入する0～14歳の若年層は人口の35.5%を占めるピラミッド型の人口構成をしており、平均年齢21.6歳は近隣諸国と比べると最も若く、人口増加率1.9%（年間12.7万人増）はCLMV平均の1.1%を上回っている。

しかし、労働力構成を見ると、2010年時点で農業従事者が労働力人口の73%を占めているため、工場労働者や事務職として働くという経験、知識がない。労働力の質という観点から見ると、若者（15～24歳）の識字率は男性が89%、女性が79%、小学校（5年）就学率は男性98%、女性96%、中学校（4年）就学率は男性43%、女性39%である（いずれも2008～2012年に得られる最新情報）⁴¹。

⁴⁰ 2012年12月に政府を批判したスイスのNGOを国外退去させたことがある（http://www.ifex.org/laos/2012/12/11/ngo_director_expelled）。

⁴¹ unicef ホームページ（http://www.unicef.org/infobycountry/laopdr_statistics.html）

人口は分散して居住しているため、労働者を集めるに当たっては、通勤バスを用意したり、寮を準備する、といったコストが必要となる。

法的には投資分野や投資比率に規制がないといっても、大規模プロジェクトの場合、特に鉱業開発や水力発電への投資は、政府が部分的な出資をする形式にした方がスムーズに事が運ぶ傾向がある。政府の出資分は外国投資家や国際金融機関からの借入れによる場合が多い⁴²。

司法が独立していない上に契約が政治的な介入の影響を受けて破棄されたり、変更されたりする可能性があるので注意しなければならない。そうした事態を回避するためには、信用できる法律事務所に契約について相談し、アドバイスを受けることが必要である⁴³。

投資環境は改善しつつあるが、世界的に見ると、ラオスの投資環境は平均よりはるかに低い水準にある（図表 21-2）。同国への本格的な直接投資はまだ始まったばかりであり、政府も民間も「外国投資」を受け入れることに慣れていないためと考えることが出来る（図表 21-3）。

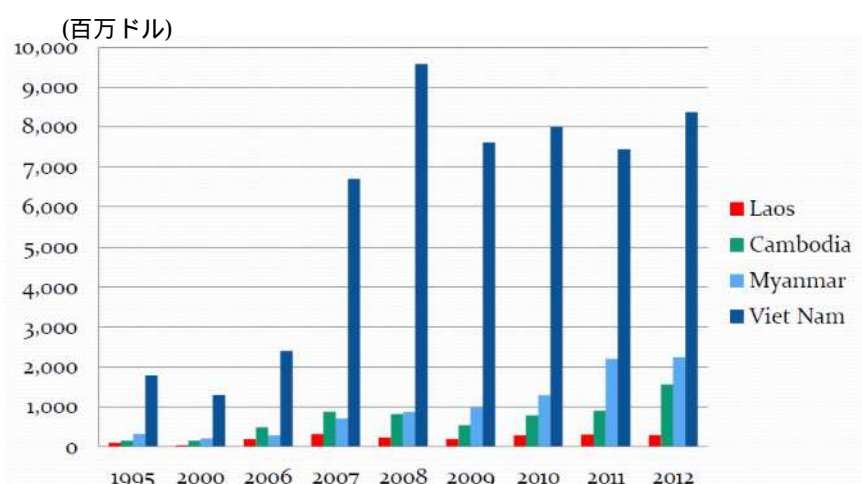
図表 21-2 ラオスの投資環境の評価

	前回（2013）	最新版（2014）
Transparency International 腐敗認識指数（注）	160 位/182 カ国	140 位/177 カ国
Heritage Foundation 経済の自由度指数	144 位/179 カ国	144 位/177 カ国
世界銀行 Doing Business Index	163 位/185 カ国	159 位/189 カ国

（注）Transparency International の腐敗認識指数の今回は 2012 年、最新版は 2013 年。

（出所）US Department of State, “2013 Investment Climate Statement-Laos”

図表 21-3 直接投資流入額の比較



（出所）The European chamber of Commerce and Industry in the Lao PDR ホームページ

⁴² US Department of State, “2013 Investment Climate Statement-Laos”

⁴³ 同上資料。

駐在員の生活：外務省によると、2012年10月現在の在留邦人数は589人と、カンボジアの1,479人、ミャンマーの625人より少ない。これは、これまで日系企業の進出が少なかったためである。在留邦人の多くはビエンチャンに駐在する 경우가多いが、ビエンチャンでの生活は、比較的安全であり、衣・食・住の面から大きな問題はない。しかし、日本人が駐在するに当たってのインフラは、例えば日本人学校がない、などまだ整備されていない。一方、タイとの国境に近く、第1友好橋を渡ればすぐにタイに行くことができるし、バンコクとの間は1日に4~5便ある航空便で1時間、列車だと1日2便の夜行列車（夕方18：20発翌朝6：25バンコク着、19：15発翌朝8：00バンコク着）があるので、日本の食料品や書籍を買いに行ったり、病院を利用したりすることは容易である。しかし、日本人駐在員が列車を利用することはまれであり、航空機利用が多い。平日はビエンチャンのホテルに滞在し、週末はバンコクの自宅に帰る、というタイ在住の縫製工場の日本人経営者もいる。



（ビエンチャンの外国人向けアパート）

第 22 章 ラオスの主要産業の動向と AFTA 及び FTA の影響

1. 主要産業

ラオスの GDP 構成比を同程度の経済発展水準にある他の CLMV 及び先行国としてのタイと比較すると、図表 22-1 のようになる。CLMV のいずれの国もそのほとんどが農業である一次産業の割合がタイと比べると高い。特にカンボジアとミャンマーが 30% 台と高いのに対して、ラオスは 26%、ベトナムは 4 カ国の中で最も低く 20% である。

工業化の程度を表す二次産業の割合は、先行国であるタイとベトナムがほぼ同じ約 40% に達しているが、製造業だけに限るとタイが 29% と他の国をはるかに上回っており、GMS の中で先頭を走る国の姿を見せている。ベトナムの場合、二次産業の割合が高いのは、石油を産出することから鉱業の割合が 12% と高い値となっているためである。ラオスも 2000 年代前半から銅・金の輸出国となり、二次産業に占める鉱業の割合が製造業と同じ 10% 台を占めるが、製造業の割合だけを見ると、他の国に比べると極めて低い割合しか占めておらず、「工業化」といった場合、ラオスは CLMV の中で最も遅れた水準にある。製造業の中では縫製業が最大の企業数、雇用者数を有する。

現段階でラオスの主な産業を挙げると、農業、鉱業、縫製業ということになるだろう。

図表 22-1 CLMV の産業構造 (GDP 構成、2012 年)

	(%)				
	ラオス	カンボジア	ミャンマー	ベトナム	タイ(p)
一次産業	26.0	35.6	30.5	19.7	11.1
農牧業	21.4	} n.a	} n.a	15.3	10.2
林業	1.6			0.6	n.a.
漁業	3.0			3.8	0.8
二次産業	31.2	24.3	32.1	38.6	38.3
鉱業	10.0	0.8	6.1	11.9	3.7
製造業	10.3	16.0	19.9	17.4	29.1
電気・水道	4.2	0.6	1.2	3.7	2.7
建設業	6.7	6.9	4.9	5.6	2.8
三次産業	37.1	40.1	37.5	41.7	50.6
商業	19.1	14.5	19.4	13.1	14.5
ホテル・レストラン	0.7	n.a.	n.a.	3.9	3.4
運輸・倉庫・通信	4.4	8.0	13.3	3.8	6.6
金融	3.6	7.7	0.2	5.5	5.9
不動産・ビジネスサービス	2.9	n.a.	n.a.	5.4	6.8
その他サービス	6.4	9.9	4.7	10.0	13.4
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(注) タイの 2012 年のデータは推計値。

n.a.: 統計上、内訳が明記されておらず、他項目に含まれる。

(出所) ラオスとベトナムはそれぞれの国の統計局。カンボジアとミャンマーは ADB、タイは NESDB。

2. 農業

農業は GDP 比でも、労働人口でもラオス最大の産業である。すなわち、農牧業は GDP の 21% (2012 年)、労働人口の 72% (2010 年) を占めている。ラオスの農業は稲作を基盤としており、水田稲作と焼畑稲作の二種類の栽培が行われている。水田稲作はメコン河とその支流の流域が形成する谷底や盆地などで、焼畑稲作は国土の 85% を占める山地の傾斜地で行われている。

耕作面積の小さな自給的な生産が中心であり、雨季作を基本とし、天水依存がほとんどであるため、水稻栽培及び山間部での焼畑による陸稲栽培は稲の生育期間中の雨量によって生産量は大きく左右される (図表 22-2)。一方、ラオスは 1999 年にコメの自給を達成したと発表している。

図表 22-2 主な農産物の生産量の推移

(単位：万トン)

	2007	2008	2009	2010	2011
コメ (粳)	271	297	314	307	307
さとうきび	32	42	43	82	122
とうもろこし	69	111	113	102	110
キャッサバ	23	26	15	50	74

(出所) 農林水産省ホームページ (原典は FAO)

ラオスの主な商品作物はコーヒーととうもろこしであり、コーヒーは 2011 年から 2012 年にかけて日本がラオスから輸入している第 1 位品目であった⁴⁴ (図表 22-3)。コーヒーはラオス南部のサラワン県、チャンパサック県、セコン県にまたがるポロベン高原で栽培されている。コーヒーの栽培はベトナムと同じく、フランスの植民地時代にもたらされたもので、ポロベン高原の麓にはラオスを代表する民間企業であり、ダオ・コーヒーのブランドでコーヒーを生産しているダオファン社の立派な工場がある。また、最近ではベトナム資本がコーヒー農園の経営に乗り出している。

ポロベン高原は標高 1,100 ~ 1,200m の高原で、常に雲がかかっており、年間雨量 3,000mm 以上の豊富な水資源を擁している上、最低気温 10、最高気温 30 と冷涼な気候で、年間を通して野菜の栽培が可能である。そのため、コーヒーの他、キャベツ、じゃがいも、しょうが、とうもろこし、トマト、きゅうりなどの高原野菜の産地となっており、キャベツをはじめとする新鮮な野菜は毎日タイに輸出されている。ポロベン高原で栽培される野菜類は有機栽培であるため、高値で取引されている。

このポロベン高原では、2010 年に、日本の製薬メーカーであるツムラが現地法人「Lao Tsumura Co. Ltd.」を設立、漢方薬の材料である桂皮 (シナモン) やしょうがを栽培している。

⁴⁴ 2013 年になってラオスからの最大の輸入品は衣類・同付属品に変わった (図表 5-2 参照)。

図表 22-3 農作物の輸出額（2010年）

	百万ドル	シェア（%）
コーヒー豆	33.0	42.9
とうもろこし	26.0	33.8
ごま	3.0	3.9
果実調製品	1.0	1.3
果実	0.7	0.9
その他	13.3	17.2
総額	77.0	100.0

（出所）農林水産省ホームページ（原典はFAO）



（キャベツ満載のトラック）



（コーヒー豆の天日干し）



（乾季の水田風景：2013年12月）

3. 鉱業

鉱業は 2012 年の GDP の 10%、輸出額の 37%を占めるラオスを代表する産業である。2003 年にセボン銅・金鉱山が生産を始めて以来、ラオスは銅及び金の輸出国となり、ラオスにおける鉱業開発が注目されるようになった。

2012 年現在の主な鉱物資源の埋蔵量は図表 22-4 の通りであり、政府は鉱物資源開発を優先課題として内外資の参加を奨励してきたが、最近になって、多くの開発ライセンス取得者が投機的な目的でライセンスを取得し、高く転売するなどの動きがあるところから、投資審査の一時停止（モラトリアム）を行うようになった。図表 22-5 は最近の鉱業政策の動向をまとめたものである。

図表 22-4 主な鉱物資源の埋蔵量

	埋蔵量（千トン）
カリ	326,197
ボーキサイト	442,577
亜炭・褐炭	384,532
銅鉱石（品位 0.5～1%）	152,623
金（0.56～3.43g/T）	44,403
石灰岩（CaO > 50%）	1,708,147
スズ	32,439

（出所）鉱山エネルギー省鉱山局

（JOGMEC 主催「ラオス鉱業投資セミナー」（2012 年 3 月 16 日）資料）

図表 22-5 最近の鉱業政策

1997	鉱業法公布
2000	環境アセスメント規則
2003	セボン鉱山稼働
2007	プーカム鉱山稼働
2008/12	改正鉱業法成立
2009/9	鉱業投資審査の一時停止（モラトリアム）
2011/8	天然資源環境省設立（概査、探査、プレ F/S までを所管）
2012/4	改正鉱業法施行
2012/5	鉱業コンセッション審査の一時停止
2012/6	首相令（No.13/PM）発布：2015 年 12 月まで新規投資事業の審査及び許可を一時停止する（既存事業は契約に則って実施される）

（出所）五十嵐吉昭「ベトナム・ラオスにおける最近の鉱業政策動向について」平成 24 年 11 月 22 日（JOGMEC、平成 24 年度第 8 回金属資源成果発表会資料）

2012 年初め時点で 121 社の内外企業が鉱物資源の探査・開発プロジェクト 194 プロジェクトを実施している⁴⁵。生産を行っている鉱山は 135 あるが、それらのうち主な鉱山を図表

⁴⁵ JFE テクノリサーチ株式会社「ラオスにおける鉱業事情について」2012 年 3 月 16 日。2012 年 3 月に 290 プロジェクトという報告もある（エネルギー工業省、鉱業局）

22-6 に示す。これらの鉱山が産出する各鉱物の生産量の推移は図表 22-7 の通り。これらの他、まだ生産段階には至っていないが、カナダの Amanta Resources が 2 件(Luang Namtha と OudomXai) の銅・金鉱山開発、中国の Chinalco Yunnan Copper Resources 社が北部で銅・銀鉱山の開発を行っている。日本企業では、双日と日鉄鉱業が 2009 年 10 月に Moune 地区の銅鉱床探鉱権を取得し探鉱活動を、三井物産が 2010 月に Rio Tinto と共同でラオス南部でポーキサイトの探鉱を行っている⁴⁶。

図表 22-6 主要 3 鉱山

	権益所有企業	鉱物	生産量 (2012)
Sepon	Minmetals Resources Ltd (中国、90%) ラオス政府(10%)	銅(SxEw カソード) 金(ドーレ) 銀(ドーレ)	86,295t 70,275oz 33,311oz
Phu Kham Copper-Gold	PanAust Ltd(豪、90%) ラオス政府(10%)	銅(精鉱中含量) 金(精鉱中含量) 銀(精鉱中含量)	63,285t 59,516oz 469,945oz
Ban Houayxai Gold-Silver ^(注)	同上	金(ドーレ) 銀(ドーレ)	76,449oz 146,742oz

(注) Ban Houayxai Gold-Silver 鉱山は 2012 年 4 月に開山した。

(出所) JOGMEC「世界の鉱業の趨勢 2013」ラオス(原典は World Metal Statistics Yearbook)

図表 22-7 鉱産物の生産量の推移

	2010	2011	2012
銅(千トン)	132.0	138.8	149.6
亜鉛(千トン)	3.0	3.0	3.0
スズ(千トン)	0.6	1.2	0.8
金(トン)	5.1	4.1	6.4

(出所) JOGMEC「世界の鉱業の趨勢 2013」ラオス(原典は World Metal Statistics Yearbook)

4. 縫製業

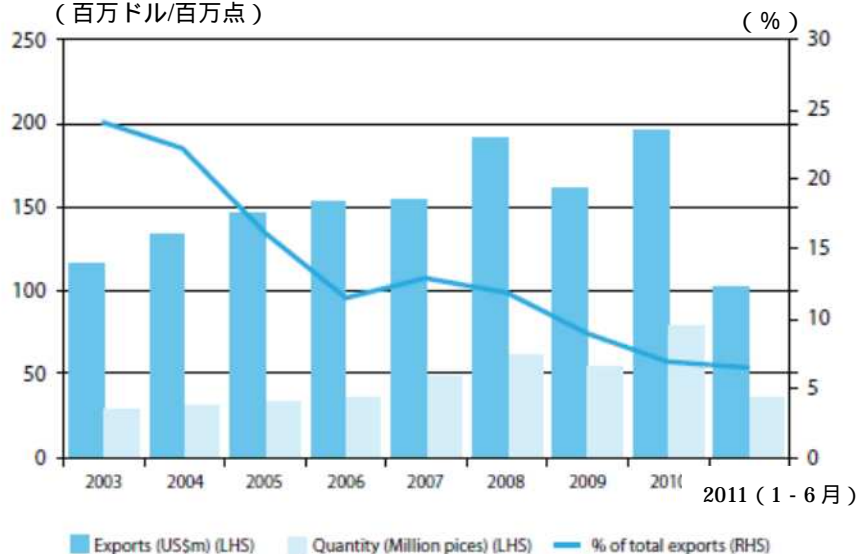
縫製業はラオスの製造業の中で最大の企業数と雇用数を有しており、輸出産業でもあることから、代表的な産業となっている。

2011 年現在、ラオスにはおよそ 110 の縫製工場があり、約 3 万人の主に若い女性労働者を雇用している⁴⁷。工場のうちの 50 社は輸出志向で、縫製業全生産品の 75%以上が輸出向けであり、輸出額は 2 億ドルに及ぶ。2004 年末に WTO が ATC 繊維協定を廃止したことに伴い、2005 年から繊維貿易は自由化され、ラオスのように中小企業がほとんどである繊維産業の行方が心配されたが、その後もラオスの繊維産業は成長を続けてきた(図表 22-8)。

⁴⁶ 出資比率は、三井物産 30%、Rio Tinto 70%。

⁴⁷ <http://apparelresource.asia/news/laos>

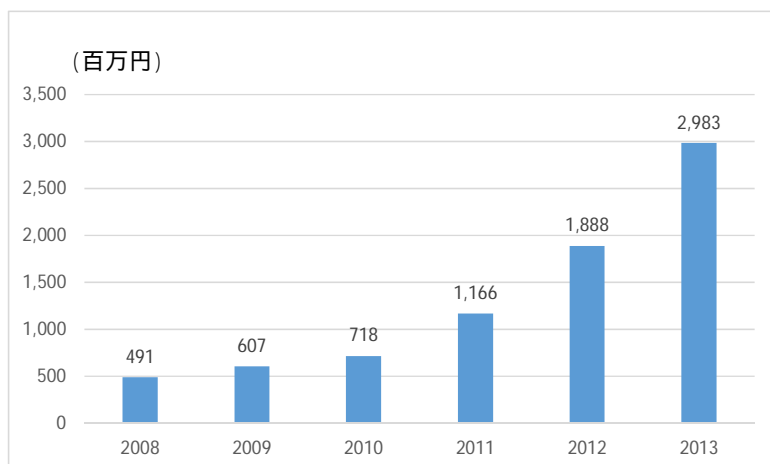
図表 22-8 衣料品輸出額・輸出点数及び総輸出に占める割合の推移
(百万ドル/百万点)



(出所) World Bank, “Lao PDR Labour Standards and Productivity in the Garments Export Sector”, July 2012

ラオス製の衣料品の輸出先は、75%がEU、17%が米国、日本とカナダに3%ずつという内訳になっている。EU市場が中心となっている理由は、一般特恵関税制度(GSP)による免税制度の存在と、ラオスの縫製業が小規模であり、米国が求める大量注文に応じることが出来ないため、とされている。衣料品とその付属品は2013年の日本のラオスからの輸入商品の中で初めて第1位となったが、その背景には第5章でみたようなタイにおける賃金上昇に伴いラオスに工場を移転したり、分工場を設立した日本の衣料品メーカーの存在がある。図表 22-9 は日本のラオスからの衣料品・その付属品の輸入額の推移を表している。2008年から2013年まで、同輸入額は年平均伸び率43%という高い割合で伸びてきた。

図表 22-9 日本のラオスからの衣料品輸入額の推移



(出所) 財務省ホームページより作成

ラオスの縫製業の将来を考えると、課題が多い。日系縫製業の話では離職率が1カ月に8～10%と高く、生産性が上がらない、という問題がある。ラオス縫製業協会（ALGI：Association of the Lao Garment Industry）も「新世紀の縫製業、ラオス縫製会社は生き残れるか？」と題したセミナー⁴⁸において、労働力不足、キープ高、最低賃金の上昇の3点を課題として挙げる一方で、2015年までに労働者を現在の2倍の6万人に増やし、輸出を倍増するという目標を掲げた。2015年に成立するAECもラオスの縫製業にとっては競争の激化を意味しているが、雇用確保のために賃金を上げると競争力が失われる、というジレンマにどう対処するかが、ラオスの縫製業の中期的な課題となるだろう。

特に最近のSEZの整備とそこに入居する機械などの組立加工産業が、多くの労働者を雇用することになるので、労働力も機械産業にシフトし、ラオスの輸出構造も変わってくるものと考えられる⁴⁹。そして、緊急に必要とされているのは労働力の確保とともに、労働者の教育・訓練であり、今後の工業化に備えた熟練労働者の育成である。

雇用確保のための対策例

- 香港系企業 Trio Laos Export 社は作業着製造を専門とし、ラオス最大のアパレル縫製工場として 2,274 人を雇用している。労働者に優しい環境をつくることへの投資が功を奏し、労働者の離職率は著しく低く、労働者の子息らのための幼稚園や学校までも設立している。
- イタリアの Hi-Tech Laos Apparel 社は業務空間に冷房を入れ、毎年5セットの作業着を労働者に提供している（もっともそれを着る従業員は稀とのことであるが）。
- ビエンチャンに集中している工場に労働者を連れてくるのではなく、労働者の住んでいる農村部に工場を移転する（欧州商工会議所所長の提案）。

出所：<http://apparelresource.asia/news/laos>



（ビエンチャンの日系縫製工場）

⁴⁸ 2011年7月29日に、ALGIと貿易開発基金の共同で開催された（<http://laotimes.exblog.jp/15280310>）。

⁴⁹ 衣料品はラオスでは、鉱産物、木材・木製品、電力に次ぐ輸出商品である。

5. FTAの進捗状況

ラオスが現在締結している FTA あるいは地域貿易協定 (RTAs : Regional Trade Agreements) は図表 22-10 の通りである。近年、多くの国が多数国と 2 国間 FTA を締結しているが、ラオスの場合、これまでのところ 1997 年に加盟した ASEAN の枠組みで進められており、2 国間 FTA は 1991 年に発効したタイとの間の貿易協定 1 件である⁵⁰。

タイとの貿易協定は、ラオスが ASEAN に加盟する前に締結されており、タイとは歴史的関係が深く、また言語・文化・宗教なども共有するラオスが最貧国の状況にあったことから、タイがラオスに「モノ」の輸入に関して最恵国待遇を与えることを謳っている。タイへの貿易依存度は、輸出の 32%、輸入の 62% (いずれも 2012 年) と依然として高く、本協定はラオスにとって有用なものとなっている。

図表 22-10 ラオスの自由貿易協定

		発効年月
ASEAN 自由貿易地域 (AFTA) ATIGA へ発展	自由貿易地域	1993/1
ASEAN・中国自由貿易協定 (ACFTA)	自由貿易協定	2004/1
ASEAN・韓国自由貿易協定	自由貿易協定	2007/6
ASEAN・日本包括的経済連携協定	自由貿易協定	2008/12
ASEAN・インド包括的経済協力枠組協定	自由貿易協定	2010/1
ASEAN・豪州・ニュージーランド自由貿易協定 (AANZFTA)	自由貿易協定	2010/1
ASEAN 物品貿易協定 (ATIGA)(旧 AFTA 形成のための共通効果特惠関税 (CEPT) 協定)	自由貿易協定	2010/1
ラオス・タイ貿易協定	特惠関税協定	1991/6
アジア太平洋貿易協定 (APTA) ^(注)	特惠貿易協定	1976/6
東アジア包括的経済連携協定 (CEPEA/ASEAN+6/RCEP)	自由貿易協定	交渉開始 合意
ASEAN・EU 自由貿易協定	自由貿易協定	交渉中
東アジア自由貿易協定 (EAFTA/ASEAN+3)	自由貿易協定	構想・提案段階

(注)WTO がラオスの地域貿易協定 (RTAs) として挙げている自由貿易協定であり、2006 年に韓国、インド、スリランカ、バングラデシュ、ラオスの参加で始まり、2002 年に中国が加わり、貿易協定に加えて、投資及びサービスに関する協定締結に向けた交渉が行われている。

(出所) JETRO、「世界と日本の FTA 一覧」2013 年 11 月他より作成

しかしながら、ラオスは 1997 年に ASEAN に加盟し、ASEAN の枠組みの中でタイを含む先行国とも貿易交渉に臨むようになった。AFTA 及び CEPT 協定では、ASEAN 先行加盟 6 カ国 (ASEAN6) は 2010 年に、ラオスを含む新規加盟 4 カ国 (CLMV) は 2015 年に

⁵⁰ ラオス工商業省 (MOIC : Ministry of Industry and Commerce) によると、ラオスは 2 国間貿易協定を、タイを含む 18 カ国 (アルゼンチン、ベラルーシ、ブルガリア、カンボジア、中国、インドネシア、インド、韓国、クウェート、マレーシア、モンゴル、ミャンマー、フィリピン、ロシア、タイ、トルコ、米国及びベトナム) と結んでいる。

域内関税を撤廃することとなっていた。AFTA は 2008 年に見直され、より包括的な ASEAN 物品貿易協定 (ATIGA) として、AFTA に盛り込まれていなかった貿易円滑化や原産地規制、直接輸送 (積送規準) などを規定している。

AEC (ASEAN 経済共同体) はこうした流れの中であって、2003 年にその創設が決まった。そして、2007 年に ASEAN の法的根拠となる ASEAN 憲章が採択され、2009 年には AEC 設立、さらに政治・社会分野の一体化に向けた「ASEAN 共同体ロードマップ」⁵¹が発表された。

当該ロードマップによると、AEC は後発 4 カ国に配慮しつつも、単一市場・生産基地形成を目指すもので、域内では、モノ、サービス、投資、資本移動、熟練労働者の自由な移動を可能にする。

モノの域内貿易自由化では、関税引き下げ・撤廃だけでなく、非関税障壁の撤廃、関税手続きの共通化・簡素化などを目指す。

サービス貿易の自由化では、航空輸送、通信、保健及び観光、ロジスティックス、金融の自由化を目指す。

投資の自由化では、製造業、農林漁業、鉱業、サービス業の全ての分野で外国投資を ASEAN 域内に誘致するばかりでなく、域内での投資を活発化する。域内投資の促進に当たっては、ASEAN6 から CLMV への投資を促進する。そして、そのため、投資保証協定 (IGA: Investment Guarantee Agreement) を見直し、紛争調停メカニズムを導入するなど投資環境を整備する。

資本移動の自由化は、規制緩和を行い、すべての ASEAN メンバー国が自由化の恩恵を享受できるようにする。

熟練労働力の移動については、貿易及び投資活動を行っている ASEAN のプロフェッショナル、技術労働力の移動を自由化するが、そのためには、ASEAN 域内の大学をネットワーク化し、学生・教員の自由な交流を促し、職業訓練を行い、域内で労働市場の情報を共有できるようにする。

ロードマップが示すこれらの行動計画の中、後発国であるラオスにとってすぐに実現できる事項は限られている一方で、2015 年に迫った AEC の実現に向けて待った無しの状況にあることも確かである。2000 年代後半以降のラオスの高度成長は鉱業と水力発電によりもたらされたが、2015 年以降は外資主導の工業化を受け入れて、一層の発展を実現できるような環境整備が欠かせない。中・長期的には、ASEAN という単一市場化、単一生産基地化の中でラオスは立地面で陸上輸送の要であること、資源国であること、人口は少ないが若年層が今後しばらくは増え続ける、という特徴を活かした戦略が求められよう。

⁵¹ ロードマップは「ASEAN 経済共同体」の他に、「ASEAN 政治・安全保障共同体」、「ASEAN 社会・文化共同体」のそれぞれの共同体形成に向けた取組みを示している。

ひとくちメモ(19): 過熱する観光開発～世界遺産都市ルアンパバーン

ラオスを訪れる外国人観光客の数は、1994年にわずか1万6千人であったが、1995年にルアンパバーンの旧市街が世界遺産に登録され、1999年と2012年にラオス観光年として観光客を呼び込んだことから、2012年には333万人に達した。これに伴い、ホテルとゲストハウスの数も、それぞれ1994年の76軒と55軒から、2012年には468軒と1,562軒に増えている。

世界遺産都市であるルアンパバーンを訪れる観光客の増加に対応する形で、旧市街の建物の多くが改築、リノベーションされてホテルやレストラン、お土産物屋や旅行代理店となった。しかし、旧市街で広い敷地を持つ建物は限られるため、近年になってルアンパバーン県病院や塀に囲まれた刑務所までがリノベーションされ、高級リゾートに変貌した。

一時はルアンパバーン県庁まで、国際ホテルチェーンに貸し出されるという話が持ち上がった。UNESCOが、もし県庁がホテルになるのであれば、世界遺産登録を取り消すと声明を出すに至り、この件は立ち消えとなった。

ルアンパバーン観光の1つに早朝の托鉢があるが、観光客のもっとも多い年末年始には、観光客の方が托鉢する人々より多く、写真を撮ることなどが托鉢の妨げになっており、現地では日本語を含む6カ国語で伝統文化を尊重するよう観光客に呼びかけるパンフレットが作られたほどである。



ルアンパバーンの象徴、シェントーン寺

第 23 章 最近のトピックス（SEZ の概要と入居状況）

ラオスは第 4 章 4. で述べた通り、2010 年 10 月に「ラオス人民民主共和国における特別経済区及び特定経済区に関する首相令（No.443/PM）」（通称 SEZ 法）を制定、その後の関連法令の制定とともに、全国に 10 カ所の SEZ が計画され、一部整備・開発されている。そのうち、最も早く開発され始め、日系企業の建設、入居の始まったビエンチャンの VITA Park と東西経済回廊沿いに位置するサワンナケートのサワン・セノ経済特別区（SaSEZ）の 2013 年末現在の状況を以下に報告する。

1. VITA Park（ビエンチャン）

VITA Park は正式名称 Vientiane Industry & Trade Park、2011 年にラオスで最初に許可され、整備が始まった特別経済区（Special Economic Zone）である。同 SEZ の開発・経営に当たる Lao-VITA 開発会社は、ラオス工商業省が 30%、台湾の南偉開発が 70% を出資する合弁会社であり、2011 年に設立された。

VITA Park はビエンチャン市街からもタイとの国境（第 1 友好橋）からも約 60km、車で約 20 分の国道 13 号線から 450 年道路（2010 年にビエンチャンが首都になって 450 年経ったことを記念して造られた道路）に入った、右手に位置する（図表 23-1 参照）。

図表 23-1 VITA Park の位置



（出所）VITA Park 提供資料

当初の開発面積は 110 ヘクタール、第 2 フェーズとして 220 ヘクタールの開発が予定されており、最終的には 600 ヘクタールの工業団地となる予定である。2013 年 12 月現在、第 1 フェーズ 110 ヘクタールはまだ整地していない場所を残しているが、開発区内の道路、税関の建物が完成し、完工した工場もいくつかある他、変電所を建設中であった。



第 1 フェーズの区画及びその販売（リース）状況は図表 23-2、契約済み及び予約済みの企業のリストは図表 23-3 の通りである。土地を整備中であり、工場やインフラを建設するための建設会社の入居が 4 件あるが、国別の契約（予約）状況は、中国が 10 件、タイが 5 件、台湾 4 件、日本 2 件、マレーシア及びラオスが 1 件ずつである。

日本企業の投資として 2 件挙げられているが、これらはいずれも日本からの直接投資ではない。兵庫県尼崎に本社のある冷蔵庫用ワイヤーハーネスなどを生産する第一電子産業株式会社は香港法人（1999 年設立）のラオス進出であり、2002 年に深圳、2007 年に上海の合併会社の契約が満期に達したことから中国から撤退し、人件費や電力料金の安いラオスを選択したという。Lao Tool Co., Ltd.は新潟県燕市の作業工具メーカーである株式会社ツノダのタイ法人（1991 年設立）の出資であり、タイ・プラス・ワン型のラオス進出といえ

る。

図表 23-2 VITA Park 第 1 フェーズの区画と販売状況



(注) 区画番号は図表 23-3 の区画番号に同じ。

(出所) Lao VITA Development Co., Ltd.

図表 23-3 入居企業（予定を含む）のリスト（2013年9月17日現在）

	企業	国	事業内容	区画 No.
1	Lao VITA Development Co. Ltd.	台湾	ディベロッパー	7
2	Dai-Ichi Denshi Lao Co., Ltd.	日本(香港)	電子部品・ワイヤハーネス	19,20
3	Hunan Industrial Park Co., Ltd.	中国・湖南省	区画 23、24 の開発	23,24
4	PTS Construction Machinery (Indochina) Co. Ltd.	タイ	農業機械の輸出用再梱包	78
5	Big-J Machinery (Indochina)Co. Ltd.	タイ	輸入機械の再生、輸出	79
6	Lao Tool Co., Ltd, (Thai Tsunoda Co.)	日本(タイ)	工具	28、29
7	Lao Jian Hong Da Co. Ltd.	中国・湖南省	建設会社	6
8	Shang Yu Construction Co., Ltd.	マレーシア	SEZ 内インフラ建設	7(注)
9	Huang Jin Fu, Huan Jin Heng	中国・広西チワン族自治区	輸出用食品包装	21
10	San He Construction Co., Ltd.	ラオス	建設会社	84,85,86
11	Huang Jin Fu, Huan Jin Heng、Huan Jin Le	中国・広西チワン族自治区	食品	22
12	Mekong Industrial Co., Ltd.	中国・河北省	溶接品加工/木製家具	76/1,2,3
13	Laos GUANDE Co. Ltd.	中国・河南省	特別仕様活性炭製品	87
14	Dong Wei Co., Ltd.	中国・広西チワン族自治区	インテリア・リフォーム	33
15	Charoen Pokphand Produce (Lao)Co.	タイ	食品	10
16	Mascot International (Lao) Sole Co.	デンマーク	作業着	44,45,46,47
17	広州 O-JENAS Machinery Mfg. Co.	中国・広州	木製可動パティション	32
18	ChuaCity Foods (Laos)Co., Ltd.	タイ	醤油製造	12
19	Lao Zhi Hao Construction Co., Ltd.	台湾	建設会社	80
20	Hong Xin Industrial Co., Ltd.	中国・湖南省	二輪車組立	25,26
21	Mega International Co., Ltd.	中国・山東省	自転車・バイク組立	81
22	Shinning Win Enterprise Co., Ltd.	台湾	電力	3,14
23	Mr. Huang Jun Kai	台湾	n.a.	77/1-2

(注) Shang Yu Construction は建設会社であり、VITA Park 内のインフラ整備に当たっているため、ディベロッパーと同じ建物の中に事務所を有している。

(出所) Lao VITA Development Co., Ltd.

VITA Park に入居するに当たって必要となる費用は図表 23-4 の通りであり、図表 23-5 はインフラをはじめとする諸コストを隣接国（Lao VITA 開発会社の提示資料であり、具体的にはどの国を想定しているかは不明であるが、労働者の賃金水準から見るとベトナムと考えられる）と比較したものである。なお、詳細な減免税優遇措置については図表 23-6 にまとめた。

図表 23-4 VITA Park 入居費用

● 申請費	US\$ 100
● ライセンス料	US\$ 70
● Company Seal (社印)	US\$ 90
払込み資本金別登録料 5万ドル未満(基本料金) (追加料金)	US\$ 500
5~10万ドル未満	0.5%
10~30万ドル未満	0.4%
30~50万ドル未満	0.3%
50万ドル以上	0.2%
建築費	
A 建築許可費	
・50万ドル未満	US\$ 500
・50万ドル以上	増加額の0.5%
B 建築管理費(VITA Parkの規定)	
・VITA Park未登録のコントラクター	総建設費用の2%
・VITA Parkに登録したコントラクター	総建設費用の1%
C 建築家費用	
・1,000 m ² 未満	US\$ 500
・5,000 m ² 未満	US\$ 800
・5,000 m ² 以上	US\$ 1,000
その他費用	
A 工場ライセンス(立地地域に基づく)	
・1,000 m ² 未満	US\$ 300
・5,000 m ² 未満	US\$ 800
・5,000 m ² 以上	US\$ 1,000
B 管理費	US\$ 0.36/m ² (建築面積に対して) 空き地についての料金は半分
C 土地登記証明分割費	
・工業用地	US\$ 0.5/m ²
・商業地	US\$ 1.0/m ²
D 土地転売費	US\$ 1,000

(出所) Lao VITA Development Co., Ltd.

図表 23-5 VITA Park と隣接国のコスト比較

	VITA Park	隣接国
インフラ		
水	US\$ 0.25 ~ 0.35/m ³	US\$ 0.18 ~ 0.47/m ³
電気	US\$ 0.059 ~ 0.065/kWh	US\$ 0.08 ~ 0.09/kWh (地域による)
土地賃借料	US\$ 0.025 ~ 0.06/m ² /月	US\$ 0.3 ~ 1/m ² /月 (地域による)
賃借期間	75 年	30 年/50 年 (地域による)
賃金		
一般労働者	US\$ 42 ~ 70	US\$ 110 ~ 185
大卒あるいは技術者	US\$ 75 ~ 150	US\$ 250 ~ 373
税制上の優遇措置		
製造業法人税	3 ~ 10 年免除 (業種による)	3 年間免除、2 年または 3 年間半減
サービス業法人税	3 ~ 10 年半減	n.a.
商業法人税	外資可。3 年免除。	2007 年時点で外資不可。
個人所得税	外国投資家 5 ~ 10%	n.a.
申請から許可までの日数	5 営業日	3 ヶ月 ~ 1 年
輸送費	バンコクまでの鉄道輸送 US\$ 350/コンテナ	-

(出所) Lao VITA Development Co., Ltd.

図表 23-6 投資に当たっての減免税措置

関税	特区内で使用、生産、加工または販売のために輸入する商品の関税は無税。
消費税	特区内で使用、生産、加工または販売のため、外国または特区外から輸入あるいは持ち込む商品の消費税は無税。
税控除	国内企業が特区内の企業に生産、加工用の商品を提供する場合、免税あるいは控除を受けることが出来る。ただし、優遇を受ける企業は、税務署あるいはその他特区管理委員会が指定する機関に税務登録を行い、納税証明書がある企業に限られる。
禁止事項	特区以外の国内企業が特区内に輸入商品を販売することを禁ずる。特区管理委員会の許可を得たものは例外的に再輸出できる。
法人税	
製造業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製造会社で、総生産量の 70% 以上を輸出する場合は利益の発生した年から 5 ~ 10 年免税。この期間を過ぎると、10% 以下の法人税がかかる。 ・ 総生産量の 30-69% を輸出する場合、利益が発生してから 5 ~ 7 年の免税。この期間を過ぎると、10% 以下の法人税がかかる。
輸出業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製品の 30% 未満を輸出する場合、利益が発生してから 5 年以下の免税。 ・ 特区内を含みラオス国内で生産された商品を輸出する場合、利益が発生した年から 5 年間免税。以後 10% の法人税を課税。 ・ 中継貿易の場合、利益が発生した年から 3 年間免税。以後 10% 課税。 ・ その他の貿易企業は、利益が発生した年から 2 年間免税。以後 10% 課税。
サービス業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 投資額 5 ~ 14.9 万ドル：利益が発生した年から 2 年間免税。以後 10% 課税。 ・ 投資額 15 ~ 29.9 万ドル：利益が発生した年から 4 年間免税。以後 10% 課税。 ・ 投資額 30 ~ 49.9 万ドル：利益が発生した年から 6 年間免税。以後 10% 課税。 ・ 投資額 50 ~ 199.9 万ドル：利益が発生した年から 8 年間免税。以後 10% 課税。 ・ 投資額 200 万ドル以上：利益が発生した年から 10 年間免税。以後 8% 課税。
個人所得税	<p>外国人は 5 ~ 10%</p> <p>ラオス人あるいは海外に居住しているラオス人：月収 60 万キープ以上は 7%。</p>

(出所) Lao VITA Development Co., Ltd.

2. サワン・セノ経済特区 (SaSEZ)

サワン・セノ経済特区 (SaSEZ) は、2003 年首相令 No.177/PM を主な根拠法として設立が決まり、2006 年 12 月に日本の協力で第 2 メコン友好橋が竣工したこと、2008 年にサイト C の開発がマレーシア資本の協力で始まったことで脚光を浴びるようになった。SaSEZ は国道 9 号線沿いの、A、B、C、D の 4 つのサイトから成り (図表 23-7)、現在整備が進んでいるのはサイト C (サワンパーク) とサイト B である。

投資ライセンスを発行するのは、サワンナケート市内にあるサワン・セノ経済特区庁 (SEZA) であり、SEZA はワンストップサービス (OSS) センターでもあり、進出手続きを一括して受けることができる。

図表 23-7 サワン・セノ経済特区とその概要



(出所) サワンパーク説明資料

(1) サワンパーク (サイト C)

サワンパークは、2008 年 2 月 24 日、ラオス政府とマレーシアの Pacifica Streams Development 社がプロジェクト開発契約に署名し、共同で Savan Pacifica Development 株式会社を設立したことに始まる。出資比率はラオス政府 30%、Pacifica Streams Development 社 70%。

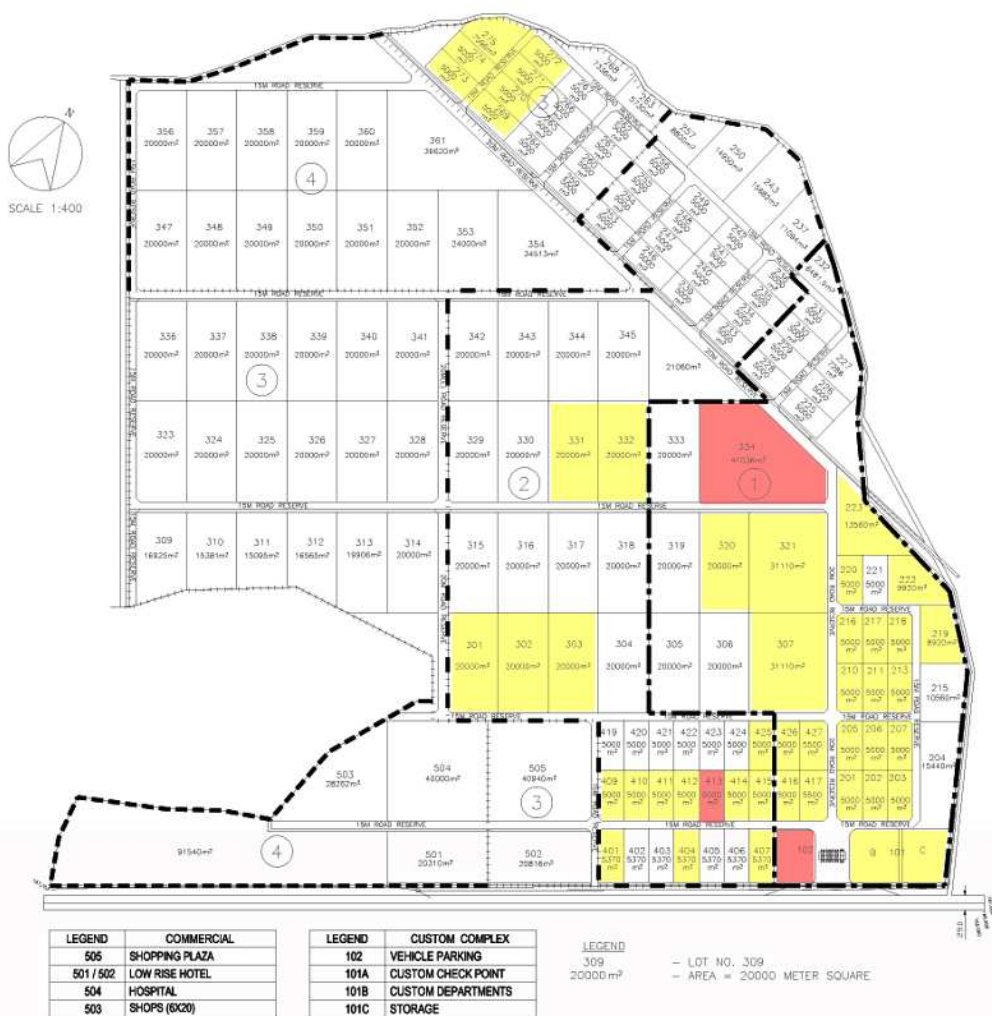
サワンパークでは 2013 年末現在、区画整理が進み、30 社以上の企業が区画を購入し⁵²、工場建設を進めており、生産を始めた企業もいくつかある。

⁵² サワンパークのホームページによると 55 の区画が販売済み/予約済みである (2014 年 4 月末現在)。

SaSEZ が注目されるようになったのは、東西経済回廊沿いに位置し、第 2 メコン友好橋に 2km と近く、タイからのアクセスがよいことである⁵³。

図表 23-8 はサワンパークの区画を表しており、2014 年 5 月 5 日現在、ホームページ上では販売区画数は 52 区画、予約数は 3 区画である⁵⁴。2013 年 9 月 19 日現在の国別の認可件数は、ラオス 11 件、マレーシア 4 件、タイ 4 件、日本 3 件、フランス 3 件、オランダ 2 件、オーストラリア、ベルギー、香港、韓国、ラオス = マレーシア、ラオス = 日本、各 1 件の 33 件となっており、主な入居企業は図表 23-8 の通り。

図表 23-8 サイト C の区画



注(1) 、 、 、 はそれぞれフェーズ 1 からフェーズ 4 を表しており、これまでフェーズ 1 (49.35ha) とフェーズ 2 (64.09ha) の開発が終わり、2013 年末現在、フェーズ 3 (62.13ha) を行っているところである。

注(2)黄色は販売済みの区画、朱色は予約済みの区画。

(出所) サワンパーク資料より作成

⁵³ サワンパークの General Manager である中国系マレーシア人の鄭志盛氏は、タイ側に住み、毎日、第 2 友好橋を渡ってサワンパークに勤務している。

⁵⁴ Savan Park ホームページ (<http://www.savanpark.com/>) による。

図表 23-9 サワンパーク入居企業

企業	事業内容	国
Laos Tin Smelting & Refining Co., Ltd.	錫の精錬	日本
SJK (Lao) Co., Ltd.	鋳業	韓国
KP Beau Lao Co., Ltd.	玩具、化粧品	日本
Aeroworks Co., Ltd.	車体機能部品	オランダ
Essilor Lao Co., Ltd.	各種レンズ	フランス
Toyota Boshoku Asia Co., Ltd.	自動車用内装品	日本（タイ経由）
Souk Phatana Co., Ltd.	建設機械	
Lotushall Lao Co., Ltd.	鋳山機械	タイ
Savan Concrete Co., Ltd.		
TCR Concrete Co., Ltd.		
Savan Innovative Precast Co., Ltd.		
URAI Paints Lao Co., Ltd.	工業用ペンキ	
Denzo International Co., Ltd.		
Xokxay Gas Co., Ltd.		
SCG Logistic Management Lao		
Tan Chong Motorcycles (Laos) Co., Ltd.	二輪車組立	マレーシア
DKLS Properties Development Co., Ltd.		マレーシア

（出所）サワンパークの紹介資料他より作成。

日系企業は、Laos Tin Smelting & Refining Co., Ltd.、KP Beau Lao Co. Ltd.、そして Toyota Boshoku Asia Ltd.（トヨタ紡織）の3社である。

- Laos Tin Smelting & Refining Company：東大阪市のハンダのリサイクルを手掛ける株式会社オーエムが2008年に設立した会社である。オーエムは、まず休眠中であった中国系企業が持っていた錫の採掘権と選鉱場、重機、従業員を引継ぎ、O.M. Laos Co., Ltd.を設立、錫精鉱（純度60%）を100トン/月、生産することとなった。場所は中部のカムアン県。次いで、同社はカムアン県から約250km離れたサワンパークにLaos Tin Smelting & Refiningを設立して月間200トン程度の処理が可能な精錬工場を設立し、錫の純度を95%まで高めることとした。精錬された錫は同社のフィリピンかタイの拠点（グループ事業会社）で再精製し、ハンダの材料としてメーカーに販売する予定であるが、将来的には、サワンパークで最終製品にして販売することも検討している⁵⁵。
- KP Beau Lao Co., Ltd.（KPBL）：KPBL社は資本金79.8億キープ、3社の合弁であり、株式会社ビューロ（化粧品OEM製造、大田区、65%）、KP Company Ltd.（ラオス、30%）、KP-Nissei Mizuki（Lao）Co., Ltd.（タイ、5%）が出資。2013

⁵⁵ <http://news.nna.jp.edgesuite.net/free/news/20110830icn001A.html>

年 10 月 17 日に開所式を行い、化粧品、玩具（プラスチック成型）の製造を開始した。製品は当初、日本及び ASEAN 諸国へ輸出することを目的としているが、将来的には欧米市場も視野に入れている。雇用は 2013 年中に 200 人、2014 年には 500 名となる予定。

- トヨタ紡織株式会社：2013 年 4 月、トヨタ紡織株式会社はシートカバーなど自動車用内装部品の生産会社、Toyota Boshoku Lao Co., Ltd.を設立した。出資構成は、Toyota Boshoku Asia Co., Ltd(アジア・オセアニア地域統括会社、バンコク、90%)、Toyota Tsusho Asia Pacific Pte. Ltd.(シンガポール、7%)、豊田通商株式会社(3%)、同社はタイの生産拠点（東部チャチュンサオ県、「トヨタ紡織ゲートウェイ」）でシートカバーを生産しているが、増産に伴い、前工程の裁断と縫製をラオス工場に移管。ラオス工場からゲートウェイまでは約 700km で、縫製した製品はゲートウェイに輸送し、組立てる。

図表 23-10 サウンパークの諸費用

土地賃料		
75 年		最初の 12 年間は無料
2 万㎡未満	US\$ 0.40/㎡/年	
2 万㎡以上	US\$ 0.46/㎡/年	
50 年		最初の 12 年間は無料
2 万㎡未満	US\$ 0.59/㎡/年	
2 万㎡以上	US\$ 0.63/㎡/年	
人件費	(月給)	
経営者	US\$ 500-800	
財務担当	US\$ 500-800	
秘書	US\$ 80-200	
事務員	US\$ 100-200	
運転手	US\$ 100-200	
一般労働者	US\$ 80-150	
電力料金	<u>2013</u> <u>2014</u>	
工業(22kV、5MW 未満)	K 611 K 624	
工業(22kV、5MW 以上)	K 660 K 660	
高電圧 (115kV)	K 660 K 673	

(出所) サウンパーク提供資料より作成。

図表 23-11 税制

	サウンパーク内 (首相令 No.177)
法人税免除期間	利益を上げ始めた年から 2-10 年
法人税免除期間後の税率	8%または 10%
個人所得税 (外国人、ラオス人)	5%
法人税免除後の配当税率	5%
付加価値税 (VAT)	0%
正規輸入関税率	0%

(出所) サウンパーク提供資料より作成。

図表 23-12 サワン・セノ経済特区からの距離

サワンナケート国際空港	5km
ウボンラチャタニ空港（タイ）	180km
ピエンチャン	424km
ダナン港（ベトナム）	455km
ハノイ（ベトナム）	628km
プノンペン（カンボジア）	692km
バンコク（タイ）	698km
ハイフォン港（ベトナム）	722km
レムチャパン港（タイ）	679km
マプタプット港（タイ）	790km
スワンナブーム国際空港（タイ）	927km
ヤンゴン（ミャンマー）	1,178km

（出所）サワン・セノ経済特区提供資料



(2) SaSEZ サイト B

図表 23-7 にある SaSEZ のサイト B は、日本によって開発されていると理解されている。その理由は、サイト B のディベロッパーである Savan Japan Joint Development Co. Ltd. にプノンペン SEZ (PPSEZ) が 20% 出資しているためである⁵⁶。残りは Namtha Road and Bridge Construction Co., Ltd. (NCC、地場建設会社) 50%、SaSEZ 管理委員会 30% となっている。このサイト B はタイ経由で日本のニコンが進出したことで知られるようになり、ラオス政府はサイト B を日本企業専用の工業特区としたいと考えている⁵⁷。

これまでに入居した日系企業は、ニコンの他、日本ロジテム、光陽オリエンツジャパンであるが、ロジスティクス関連 2 社が入居していることに象徴されるように、本来、サイト B はロジスティクス拠点として計画されていた。

- Nikon Lao Company Ltd. は、Nikon (Thailand) Co., Ltd. がほぼ 100% 出資して、2013 年 3 月に設立、同年 10 月から操業を始めた。サワンナケート工場では、タイのアユタヤ工場で生産するデジタル一眼レフカメラ向けのトップカバー、背面カバーといったユニットを生産、組立てたユニットはタイに戻し、タイで最終製品にする、という「タイ・プラス・ワン」の典型的な例である。

タイの賃金上昇、タイとラオスの言葉が近くタイ人から技術指導を行えること（稼働直後の 2013 年 12 月には 30 人がタイから応援に来ていた）などがラオスに出た理由である。その後 2011 年にアユタヤ工場が洪水の被害を受けると、洪水リスク分散ということも理由の一つになった。サワンナケートに立地した理由は、インドシナ半島の東西経済回廊の要衝に位置している点、サワンナケートとアユタヤの間は直線距離で 660Km、通常、車で凡そ 11 時間程度かかるが、道路は整備されており、午後 4 時に部品を積んだ車がアユタヤ工場を出ると翌日午前中にサワンナケートに着き、午後 4 時にサワンナケートから組み立てた製品をアユタヤに運ぶ。輸送には別の運送会社のトラックで週に 5 回程タイとの間を往復している。

2013 年 12 月の雇用はオペレータ 520 人、最終的には 800 人にする予定。

- 日本ロジテム：2006 年 12 月に第 2 メコン友好橋が完成したことを受けて、2007 年にラオス初の日系物流会社として Logitem Laos GLKP Co., Ltd. を設立した。設立に当たっては、ラオス法人である Global Logistics Co., Ltd. の第三者割当増資を引受け、同社を子会社化した。新会社の出資構成は日本ロジテム 55%、Toulaxay Volachit 氏 (Global Logistics Co., Ltd. 社長) 25%、KP Co., Ltd. 20% となった。

⁵⁶ PPSEZ はカンボジア華僑リム・チホー氏 78%、日本の中堅ディベロッパー「ゼファー」が 22% 出資して始まったが、ゼファーが 2008 年 7 月に民事再生法の適用を受けて経営破綻したため、リム氏がゼファーの持分を買取ったことから日本側の出資はなくなった。しかし、PPSEZ の社長を務めていた上松裕士氏が引き続き PPSEZ の社長であり続け、そして、住友商事が 2012 年に販売提携したために、PPSEZ は日系と理解されている。

⁵⁷ “Laos allocates SEZ for Japanese investment”, Vientiane Times, March 17, 2014

セノ経済特区に 30,000 m²の敷地を確保し、2 棟の保税倉庫を保有し、タイとベトナムを繋ぐ国際陸上貨物輸送サービスの中継拠点としての機能を果たしている。

- 光陽オリエントジャパン:光陽オリエントジャパンは、2013年7月に Koyo (Lao) Co., Ltd を設立、2014年3月1日に操業を開始したばかりである。同社の敷地面積は 10,000 m²、うち 3,000 m²が物流倉庫となっている。同社は東西経済回廊と南北経済回廊の中心に位置するタイとラオスを拠点に、「商社機能の拡充」と「物流拠点機能」を図ることを目的としており、Koyo (Lao) は、事務所・倉庫・工場スペースの賃貸をはじめ、ラオス他 ASEAN 諸国へ進出を検討している企業に対するサポート業務を行っている。

図表 23-13 SaSEZ サイト B



(注) 赤の部分光陽オリエント、道路から入ったすぐ右側にニコン
(出所) 光陽オリエントジャパンホームページ

経済特区への入居に関して必要書類は経済特区委員会のホームページから入手することが可能である：<http://www.sncsez.gov.la/index.php/ja/archives/application-forms>。

第 24 章 主要地域別の概要

1. ラオスの地域分類

ラオスは地理的に、北部、中部、南部の 3 地域に区分される。サワンナケート県は一般的に南部に区分されるが、5 年に 1 度行われるセンサスの 1 つラオス支出消費調査 (Lao Expenditure and Consumption Survey; LECS) や電力グリッドのように、中部として扱われることもある。

北部は山岳地域に盆地が点在しており、耕地に限られるため、人口密度が低い。中部はビエンチャン平野を除けば山岳地帯が多く、メコン河沿いなどに狭い平野が若干見られる程度である。南部は、サワンナケートやチャンパサック県のメコン河沿いに比較的広い平野が広がっている。

図表 24-1 ラオスの地域・県別の面積と人口

県/地域名		面積		人口	
		(km ²)	(%)	(人)	(%)
北 部	北 部	96,925	40.9	2,026,406	31.1
	ポンサリー	16,270	6.9	179,822	2.8
	ルアンナムター	9,325	3.9	171,967	2.6
	ウドムサイ	15,370	6.5	314,269	4.8
	ボケオ	6,196	2.6	173,962	2.7
	ルアンパバーン	16,875	7.1	463,485	7.1
	フアパン	16,500	7.0	333,762	5.1
	サイニャブリー	16,389	6.9	389,139	6.0
中 部	中 部	74,010	31.3	2,258,688	34.7
	シェンクアン	16,358	6.9	282,769	4.3
	ビエンチャン県	22,554	9.5	506,881	7.8
	ビエンチャン特別市	3,920	1.7	797,130	12.2
	ポリカムサイ	14,863	6.3	281,207	4.3
	カムアン	16,315	6.9	390,701	6.0
南 部	南 部	65,865	27.8	2,229,338	34.2
	サワンナケート	21,774	9.2	937,907	14.4
	サラワン	10,691	4.5	384,438	5.9
	セコン	7,665	3.2	103,326	1.6
	チャンパサック	15,415	6.5	670,122	10.3
	アタプー	10,320	4.4	133,545	2.0
全 国		236,800	100.0	6,514,432	100.0

(出所) Lao Statistical Bureau, Lao Statistical Yearbook 2012

ラオスの地域別の消費額を見ると、中部が一番多く、北部と南部はほぼ同じ金額である。このラオス支出消費調査では、サワンナケート県が中部に含まれている点に注意を要する。県別で見ると、北部のサイニャブリー県が月 300 万キープ台と最も多く、次いで中部のビエンチャン特別市、サワンナケート県、シェンクアン県、南部のチャンパサック県、北部のルアンパバーン県が月 200 万キープ台でこれを追っている。住民の自給率を見ると、ビ

エンチャン特別市が 5%で最も低く、ついで北部のサイニャブリー県やルアンパバーン県、パクセーのある南部チャンパサック県、中部のサワンナケート県なども比較的 low、商品経済化が進んでいることが分かる。

図表 24-2 ラオスの地域・県別の消費額と自給率

地域	県名	消費額 (千キープ/月)	自給率 (%)
北 部	北 部	1,976	29.5
	ポンサリー	1,259	50.5
	ルアンナムター	1,655	34.1
	ウドムサイ	1,735	37.8
	ボケオ	1,279	42.0
	ルアンパバーン	2,178	21.6
	フアパン	1,472	48.8
	サイニャブリー	3,035	18.5
中 部	中 部	2,389	19.0
	シェンクアン	2,191	30.0
	ビエンチャン県	1,858	26.8
	ビエンチャン特別市	2,389	5.3
	ポリカムサイ	2,019	26.2
	カムアン	1,871	32.8
南 部	南 部	1,948	26.8
	サラワン	1,456	42.5
	セコン	1,519	35.3
	チャンパサック	2,300	20.2
	アタプー	1,760	30.4
	全 国	2,171	23.4

(注) 消費額とは、支出額と自給自足分を金額に換算した合計である。

(出所) 4th Lao Expenditure and Consumption Survey (FY 2007/08)

ラオス工商業省の地域別・県別の工場数を見ると、大・中・小規模の合計では中部のビエンチャン特別市、ポリカムサイ県が 2,000 カ所を越えて多い。しかし、これは必ずしも実態を反映しているとは言えず、むしろ大工場の数字を見た方が実感に近い。すなわち、ビエンチャン特別市が 138 工場と圧倒的に多く、ルアンパバーン県、サワンナケート県がこれに続く。

ひとくちメモ (20): ラオス山岳地域の開発と不発弾

第 2 次インドシナ戦争中、ラオスとベトナムの国境に近い山岳地域を支配する左派勢力（現政権に繋がる）は北ベトナムと協力していた。北ベトナムは、北緯 17 度にある軍事境界線を越えて、南ベトナム領内で展開する解放勢力（ベトミン）を支援するため、中立国であるラオスの左派勢力支配地域を通して物資の供給を行ったが、この物資供給ルートをホーチミンルートと言う。アメリカ軍は、ホーチミンルートを遮断するために激しい空爆を行ったので、現在でも土中には多くの不発弾が残っている。日本を始めとする各国の支援によって不発弾処理が行われているが、毎年、農作業等で地面を掘り起こし、不発弾が爆発するケースは少なくない。これらの地域で、大規模な農業開発、植林事業、鉱山開発、道路建設などを行う際に不発弾処理は 1 つの大きな課題となっており、ラオスでも発展の遅れる山岳地域の開発を妨げる原因となっている。

図表 24-3 ラオスの地域・県別の工場数

地域	県名	工場の規模			県別・小計		地域別・小計	
		大	中	小				
北 部	ボンサリー	-	-	136	136	1.3%	1,508	14.8%
	ルアンナムター	11	2	126	139	1.4%		
	ウドムサイ	2	23	218	243	2.4%		
	ボケオ	10	39	183	232	2.3%		
	ルアンパバーン	55	61	202	318	3.1%		
	フアバン	3	24	97	124	1.2%		
	サイニャブリー	46	40	230	316	3.1%		
中 部	シェンクアン	14	14	111	139	1.4%	7,051	69.0%
	ビエンチャン県	34	29	189	252	2.5%		
	ビエンチャン特別市	138	170	2,249	2,557	25.0%		
	ポリカムサイ	34	51	2,237	2,322	22.7%		
	カムアン	23	25	1,733	1,781	17.4%		
南 部	サワンナケート	28	56	1,048	1,132	11.1%	1,664	16.3%
	サラワン	19	13	251	283	2.8%		
	セコン	10	6	81	97	0.9%		
	チャンバサック	20	13	89	122	1.2%		
	アタプー	7	16	7	30	0.3%		
全国・合計		454	582	9,187	10,223			

(出所)ラオス工商省

2. 地域別の経済動向

(1) 北部

北部では中国に隣接するボンサリー県、ウドムサイ県、ルアンナムター県で、近年、中国人の流入が多い一方、タイに接するボケオ県やサイニャブリー県のメコン河沿いはタイの影響が色濃い地域である。

北部では、古都でユネスコの世界遺産都市として登録されているルアンパバーンが最大の都市であり、ホテル・レストラン業をはじめ観光産業が発展している。

ウドムサイはラオスを南北に貫く幹線道路である国道13号線と、ベトナム・ディエンビエン省からタイ・ルーイ県へ抜ける国道2号線の交点に当たる交通の要所として栄え、中国資本のホテル、レストラン、商店などが多く、中国色の強い町である。

中国国境のポーテンからルアンナムターを通りタイのチェンコンまでは、タイ・ラオス・中国の資金で国道3号線が整備され、国道3号線南端のラオス・ファイサイとタイ・チェンコンのあいだを流れるメコン河には、2013年12月に第4友好橋が開通している。中国国境のポーテンからウドムサイを経由してルアンパバーンまでも中国の援助で道路が整備されつつある。タイと国境を接するサイニャブリー県内の道路は、タイの援助で整備が進んでおり、ビエンチャンから北部へのルートは従来の国道13号線だけでなく、メコン河に沿った国道10号線を使いサイニャブリーを経由してウドムサイに抜ける道も整備されつつある。

中国の援助による、中国国境のポーテンからルアンパバーンを経由してビエンチャンに至る高速鉄道の建設計画もラオス＝中国両政府の間で合意が結ばれている。中国政府は、この高速鉄道をビエンチャンから更にバンコク経由でシンガポールまで延ばしたいと考えている。ルアンパバーン国際空港は中国の援助により、空港ビルと滑走路の拡張が行われ、2013年に完成・運用を開始している。

ひとくちメモ(21): 中国人がやってきて行うラオス北部の農業

中国に近いルアンナムター県を中心にラオス北部では、近年、高い人口密度のために農地の足りない中国から、隣国に目をつけた中国人がやってきて自ら農業を行っている。ラオス人から年間1ヘクタールあたり1,000ドル程度で土地を借りて、バナナやスイカを生産する。収穫期には中国から大量のトラックが来て、ラオスで箱詰めされたバナナやスイカが運ばれていく。ラオスの農業生産では伝統的に化学肥料や殺虫剤などはほとんど使われてこなかったが、中国の農民は本国と同じように、大量の農薬を使って農産物を作る。中国人がラオス国内で作った野菜はラオスの市場でも売られており、中国国内の残留農薬問題はラオスも無縁ではなくなっている。

ラオス北部で唯一、メコン河の西岸にあるサイニャブリー県では両岸がラオス領であることを生かしてメコン河本流にサイニャブリー・ダム(1,260MW)と、地力で採れる褐炭を使ったホンサー・リグナイト火力発電所(1,800MW)の建設がタイ資本によって進められている。メコン河支流のカン川、ウー川では中国資本によって水力発電ダムの建設が進む。

山岳地帯にはモン族、ヤオ族、カム族、アカ族など少数民族が多く、焼畑耕作が盛んである。ルアンパバーン県では、1990年代後半に植林を奨励されたチークが生長し、チークを加工する製材所が増えつつある。また、2000年代半ばから住民の間で急速に栽培の広まった天然ゴムも樹液が取れるまで成長してきている。タイ国境のメコン河沿いではタイ向けの飼料作物としてトウモロコシの栽培が多く、中国国境近くのルアンナムター県やポンサリー県では中国人の手により中国向けにスイカやバナナ、茶の生産が広がりつつある。



(田植えをするボンサリー県のレンテン族の子供)

(2) 中部

中部の中心は首都ビエンチャンである。ビエンチャン市内や国道 13 号線沿いに工場の建設が進んでおり、地方、特に北部各県から大量の若年人口が流入し、工場でワーカーとして働いている。ビエンチャン中心から 22km のところには経済特区 Vita Park があり、近年、外国資本の工場が次々と建設されはじめた。国道 13 号線北では、ビエンチャンから北へ 30~50km の道路沿いに、縫製、靴、医療機器などの日本企業の工場が点在する。ビエンチャン市内からタイとの国境である第 1 友好橋までのタードゥア通り沿いには、製薬、ビール、タバコなどの比較的大きな工場があり、日系企業でもバイク、電気部品の工場がある。

国道 13 号線南は、ボリカムサイ県で国道 8 号線、カムアン県で国道 12 号線が分岐し、分岐した 2 本の道路はそれぞれ東へベトナム国境まで延びる。国道 8 号線はラオス中部からベトナム・ハイフォン経由で日本へ商品を輸送する際に利用される。メコン河にはカムアン県タケークにタイと結ぶ第 3 友好橋がかかっているほか、ボリカムサイにも第 5 友好橋の建設が計画されている。

ビエンチャン平野を流れるナムグム川とその支流は、ラオスで最も古い水力発電ダムであるナムグム 1 ダム (1971 年完成) のほか、ナムグム 2、ナムグム 5、ナムリーク 1/2 など多くの水力発電所が完成・稼働している。カムアン県では、2014 年時点でラオス最大のナムトゥン 2 ダム (1,088MW) が 2009 年に完成し、発電量の 90%がタイへ輸出されている。中部では、日本企業の出資するナムグム 3 ダム、ナムニアップ 1 ダムの建設も進んでいる。

カムアン県でナムトゥン 2 ダムの建設が進められていた 2000 年代後半は、ダムの貯水池として水没する地域から大量の木材が伐採され、製材業が盛んであった。現在は、ボリカムサイ県での道路建設に伴う木材が多く出てきており、製材所もカムアン県からボリカムサイ県へ移りつつある。

ビエンチャン特別市の北に広がるビエンチャン県は鉱産物が多く、オーストラリア資本のプーピア金・銅鉱山のほか、亜鉛、鉛、バライトなどを産出し、日系企業も銅の探鉱を行っている。ビエンチャン県北部にあるヴァン・ヴィエンは石灰岩の山が連なる観光地であるが、すぐ近くには石灰石を使った中国資本のセメント工場があり、現在、第 3 工場を建設中である。シェンクアン県には鉄やシリコン鉱山、カムアン県には錫鉱山がある。

(3) 南部

南部はフランス植民地時代からベトナム人が多く住み着いた地域で、サワンナケートとパクサーという 2 つの大きな都市があるが、現在でもベトナム系住民の割合が多い。

サワンナケートはタイとベトナムを結ぶ東西経済回廊 (国道 9 号線) のラオス西端、メコン河沿いの町である。国道 13 号線と国道 9 号線の交点にセノという町があり、サワンナ

ケートとセノを結ぶ約 30km の地域に、サワン＝セノ経済特区がゾーン A～D の 4 カ所に分かれて点在する。

パクセーは、ポロベン高原で栽培されるコーヒーや高原野菜の集散地としてメコン河沿いに発展した町である。パクセーはサワンナケートと並ぶ大都市で、後背地となるサラワン、セコン、アタプー県を含めれば人口規模も比較的大きいが、2014 年現在、パクセー及びその周辺に経済特区はない。

南部では東西経済回廊（国道 9 号線）のほか、国道 18B 号線がベトナム国境まで綺麗に舗装されている。サラワン、セコンから、それぞれベトナム国境へ伸びる道路が 2015 年の完成を目指して建設中であり、これら 2 本の道路が完成すれば、南部だけで 4 本の幹線道路によってベトナムと結ばれることになる。

サワンナケート県にはタイ最大の製糖会社が工場を建設し、サトウキビの生産を奨励している。ポロベン高原ではコーヒーやキャベツ等の高原野菜の栽培が盛んであり、野菜はパクセーを経由してタイ・バンコクまで運ばれ、バンコク市内のスーパーに並ぶ。パクセーからポロベン高原方面へ少し入ったところにはベトナム系ラオス資本による大規模なインスタントコーヒー工場がある。ラオスから日本への最大の輸出品目はポロベン高原で生産されるコーヒーである。ポロベン高原では日本企業によって漢方薬原料の栽培も行われている。

ポロベン高原では豊富な水力を利用して、多くの水力発電ダムが計画・建設中である。水力発電の建設に伴い、ダムの貯水池に沈む森林から産出される木材が多く、ベトナムへ輸出される。南部にはベトナム資本による大規模なゴム園があるほか、日本企業によるユーカリやアカシアの植林も盛んである。

サワンナケート県にはオーストラリア資本によってセボン鉱山が開発されたが、2008 年のリーマン・ショックが原因で、現在は中国資本となっている。また、ベトナム・カンボジア・ラオスの国境付近は世界でも有数のボーキサイト鉱床があり、各国で探鉱が盛んに行われている。ラオスでも日系企業を含め多くの外資企業が、ボーキサイト鉱床の調査を行っている。



(南部セコン県の少数民族の村)

付 録

付録 1. 外国投資招致プロジェクトリスト (Investment Calling List Guide)

1. SEZ

(1) 検討中の SEZ

- ラオス = タイ 第 3 友好橋地域 (ラオス側 : カムアン県)
- Phu Kiew Nakon 観光地域 (カムアン県)
- Nam Huang 国境チェックポイント (サヤブリー県)
- Mahanati Sipandone (四千島) 観光地域 (チャンパサック県)
- Xiengkhouang 県のジャール平原開発

(2) 新たな開発提案

- Sam Nua 地区、フアパン県
- Xiangxai 地区、フアパン県

2. 観光開発

(1) 歴史・自然環境 (約 3 百万ドル)

Ban Pakpok、Naxay、XeingNue、NamHang、Nam Nga、TungChark、
Phou Sanchingpao、Sumphan District、Phongsaly

- (2) Tad Nam Kad Green Natural 観光地区 (1 万ヘクタール、38 百万ドル)
- (3) Nam Hin Basin 観光地区 (8 千ヘクタール、35 百万ドル)
- (4) Pha Thork 洞窟、Tham Nam Lord、Tad Hian (1.2 百万ドル)
- (5) 温泉 (Ban MuangHan、Vieng Thong District、フアパン県、3 百万ドル)
- (6) 歴史的洞窟 (Viengxay District、フアパン県、3 百万ドル)
- (7) King Souphanouvong 湖リゾート開発 (2.5 百万ドル)
- (8) Moaungkham 温泉リゾート (シェンクアン県、2.5 百万ドル)
- (9) XingXou 島開発 (ビエンチャン市、120 百万ドル)
- (10) Sangkey 島開発 (ビエンチャン市、10 百万ドル)
- (11) KangKhong 島開発 (ビエンチャン市、10 百万ドル)
- (12) 05 観光地域開発 (ビエンチャン県、15 百万ドル)
- (13) Samane 湖開発 (バリカムサイ県、50 万ドル)
- (14) HinNamNor 山開発 (カムアン県、10 百万ドル)
- (15) Tad Saland 滝開発 (サワンナケート県、3 百万ドル)
- (16) Tad Sakob 開発 (サワンナケート県、1.5 百万ドル)
- (17) Xiengthong 山開発 (チャンパサック県、15 百万ドル)
- (18) Salao 山開発 (チャンパサック県、14 百万ドル)
- (19) Pa Tam Lahit 山開発 (サラワン県、1.5 百万ドル)
- (20) Tok Ongkeo 洞窟開発 (セコーン県、30 百万ドル)

3. インフラプロジェクト
 - (1) メコン河橋梁プロジェクト（ルアンパバーン県、29 百万ドル）
 - (2) Xiengman=Hongsa District 道路プロジェクト（ルアンパバーン県、22 百万ドル）
 - (3) テーマパーク・プロジェクト（ルアンパバーン県、5 百万ドル）
 - (4) Nam Ngum 橋（Mouangkao=Pakayoung）プロジェクト（ビエンチャン県、9 百万ドル）
 - (5) フアパン県空港改修のためのフェージビリティ調査（40 万ドル）
 - (6) Paksan バスターミナル・プロジェクト（ボリカムサイ県、10 百万ドル）
 - (7) ハイウェイ・プロジェクト（ビエンチャン市 = Phonhong = Vangvieng、150Km、750 百万ドル）
 - (8) ハイウェイ・プロジェクト（ビエンチャン市 = Banhai、40Km、2 億ドル）
 - (9) 近代的病院（ウドムサイ県、50 ヘクタール、10 百万ドル）
4. 工業プロジェクト
 - (1) バイオディーゼル製造（原料はジャトロバ、ルアンパバーン県、100 ヘクタール、9 百万ドル）
 - (2) ゴム工場（ウドムサイ県、100 ヘクタール、12 百万ドル）
 - (3) キャッサバ粉製造（ボリカムサイ県、30 ヘクタール、3 百万ドル）
 - (4) 製紙工場（ボリカムサイ県、30 ヘクタール、3 百万ドル）
 - (5) 電子部品・組立工場（サワンナケート県、20 ヘクタール、3.5 百万ドル）
 - (6) 石膏工場（サワンナケート県、10 ヘクタール、5 百万ドル）
 - (7) 電子部品工場（チャンパサック県、100 ヘクタール、4 百万ドル）
5. 工業団地・ロジスティックス
 - (1) Nam Souy および Na Moia 国境ロジスティック・パーク（フアパン県、100 ヘクタール、2 百万ドル）
 - (2) 工業団地（ウドムサイ県、2,000 ヘクタール、152 百万ドル）
 - (3) ウドムサイ県とサヤブリ県の間新たな橋の近くの工業団地（ウドムサイ県、3,000 ヘクタール、150 百万ドル）
 - (4) 03 地区で工業団地開発（ビエンチャン県、3,000 ヘクタール、10 百万ドル）
 - (5) 第 3 メコン友好橋（カムアン=ナコンパノム）の工業地域、ロジスティック・パーク、倉庫（カムアン県、200 ヘクタール、3~5 百万ドル）
6. 水力発電所（コンセッション）
 - (1) Nam Lik (Kang Seuten) 水力発電所フェージビリティ調査（ビエンチャン県、130 百万ドル）
 - (2) Tin Phu Soi 滝水力発電所フェージビリティ調査（カムアン県、20 百万ドル）
 - (3) Kang Lith 滝水力発電所フェージビリティ調査（フアパン県、14.4 百万ドル）
 - (4) Nam Sam 水力発電所フェージビリティ調査（フアパン県、20 百万ドル）

付録 2. 関係機関連絡リスト

1. 国内投資相談・連絡先

投資関連情報、生活環境、ビザ取得に関する情報入手が可能

(1) 大使館・領事館

名 称	所在地	電話
在日本国ラオス人民民主共和国大使館 Embassy of the Lao People's Democratic Republic in Japan	〒106-0031 東京都港区西麻布 3 丁目 3-22	電話/ 03-5411-2291 03-5411-2292
在名古屋ラオス人民民主共和国名誉領事館 Honorary Consulate of the Lao People's Democratic Republic in Nagoya	〒464-8650 愛知県名古屋市千種区楠元町 1-100	電話/ 052-751-2572
在京都ラオス人民民主共和国名誉領事館 Honorary Consulate of the Lao People's Democratic Republic in Kyoto	〒604-8822 京都府京都市中京区高辻通坊城西入	電話/ 075-801-6291
在福岡ラオス人民民主共和国名誉領事館 Honorary Consulate of the Lao People's Democratic Republic in Fukuoka	〒812-0011 福岡県福岡市博多区博多駅前 3 丁目 12-21 NK ビル 8F	電話/ 092-409-5789
在豊見城（沖縄）ラオス人民民主共和国名誉領事館 Honorary Consulate of the Lao People's Democratic Republic in Tomishiro (Okinawa)	〒901-0213 沖縄県豊見城市高嶺 395-44	電話/ 098-996-2510

(2) 投資・輸入関連

名 称	所在地	電話/Fax
国際協力銀行 http://www.jbic.go.jp/	〒100-8144 東京都千代田区大手町 1-4-1	電話/ 03-5218-3579 Fax/ 03-5218-3968
日本貿易振興機構（ジェトロ） http://jetro.go.jp	〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6F	電話/ 03-3582-5511
国際機関日本アセアンセンター http://www.asean.or.jp	〒105-0004 東京都港区新橋 6-17-19 新御成門ビル 1F	電話/ 03-5402-8001（受付） 03-5402-8006（投資部） Fax/ 03-5402-8007（投資部）

2. 在ラオス機関

(1) 外国投資に関する主要行政機関（投資関連情報の入手が可能）

名 称	所在地	電話/Fax
ラオス計画投資省 Ministry of Planning and Investment (MPI) ・ Investment Promotion Department http://www.investlaos.gov.la/show_encontent.php?contID=1 ・ 上級顧問 鈴木 基義氏	Souphanouvong Road Vientiane Capital Lao PDR 01001	電話/ +856-21-217-014 Fax/ +856-21-215-491
ラオス商工省 Ministry of Industry and Commerce (MOIC) http://www.moic.gov.la/ ・ Department of Enterprise Registration and Management	Phonxay Road, Vientiane Capital Lao PDR, P.O. Box 4107	電話/ +856-21-412011 Fax/ +856-21-453-865
Government Office ラオス経済特別区委員会 Lao National Committee for Special Economic Zone (NCSEZ) Secretariat Office http://www.nesez.gov.la/	Lanexang Road, Vientiane, Lao PDR, P.O. Box 1983	電話/Fax +856-21-254-474

(2) その他行政機関

名 称	所在地	電話/Fax
内閣府 Government Office	Lane Xan Avenue, Vientiane Capital	電話/ +856-21-213-656
国防省 Ministry of National Defense	Kaysone Phomvihane Avenue, Vientiane Capital	電話/ +856-21-412-811
公安省 Ministry of Public Security	Nongbone Road, Vientiane Capital	電話/ +856-21-262-396 Fax/ +856-21-262-396
外務省 Ministry of Foreign Affairs www.mofa.gov.la	23 Singha road, Vientiane Capital	電話/ +856-21-413-148 Fax/ +856-21-414-005
財務省 Ministry of Finance	23 Singha road, Vientiane Capital	電話/ +856-21-900-943 Fax/ +856-21-900-943
農林省 Ministry of Agriculture and Forestry	Lane Xang Avenue, Vientiane Capital	電話/ +856-21-412-345 Fax/ +856-21-214-153
情報・文化・観光省 Ministry of Information, Culture and Tourism ラオス政府観光局 (http://www.lao.jp/index.html)	Lang Xang Avenue, Vientiane Capital	電話/ +856-21-212-251 Fax/ +856-21-212-765
公共事業・運輸省 Ministry of Public Works and Transport	Lane Xang Avenue, Vientiane Capital	電話/ +856-21-412-255 Fax/ +856-21-412-250
内務省 Ministry of Interior	Nahaidiaw Road (Government Office Compound) Vientiane	電話/ +856-21-212-545 Fax/ +856-21-217-619
科学技術省 Ministry of Science and Technology	Nahaidiaw Road (Government Office Compound) Vientiane	電話/ +856-21-213-470 Fax/ +856-21-213-472
労働・社会福祉省 Ministry of Labour and Social Welfare	Pang Kham Road, Vientiane Capital	電話/ +856-21-213-005 Fax/ +856-21-252-685
エネルギー鉱業省 Ministry of Energy and Mining	Nongbone Road, P.O. Box 4708, Vientiane	電話/ +856-21-413-000 Fax/ +856-21-451-036
法務省 Ministry of Justice	Lane Xang Avenue, Vientiane Capital	電話/ +856-21-451-920
教育・スポーツ省 Ministry of Education and Sports	Lane Xang Avenue, Vientiane Capital	電話/ +856-21-216-004 Fax/ +856-21-216-000
保健省 Ministry of Public Health	Samsenthai road, Vientiane Capital	電話/ +856-21-214-000 Fax/ +856-21-214-003

天然資源環境省 Ministry of Natural Resources and Environment	Nahaidiaw Road (Government Office Compound) Vientiane	電話/ +856-21-263-775 Fax/ +856-21-260-775
郵便通信省 Ministry of Post, Telecommunications	Lane Xang Avenue, Vientiane Capital	電話/ +856-21-218-897 Fax/ +856-21-285-259
ラオス銀行 (中央銀行) Bank of Lao PDR http://www.bol.gov.la/english/index1.php	Yonnet Road, P.O.Box 19 Vientiane	電話/ +856-21-213-109

(3) その他関係機関 (投資、生活環境等に関する情報の入手が可能)

名 称	所在地	電話/Fax
在ラオス日本国大使館 http://www.la.emb-japan.go.jp/jp/	Sisangvone Road, Vientiane	電話/+856-21-414-400 ~ 3 FAX/ +856-21-414-406
国際協力銀行バンコク駐在員事務所 http://www.jbic.go.jp/ja/about/bangkok	14th Floor, Nantawan Bldg., 161 Rajdamri Road, Bangkok, 10330, Thailand	電話/ +66-2-252-5050 Fax/ +66-2-252-5514
国際協力機構 (JICA) ラオス事務所 http://www.jica.go.jp/laos/office/index.html	Sihom Commerce Center Building 3 rd Floor, Souphanuvong Road, Ban Sihom, Vientiane	電話/ +856-21-241100 Fax/ +856-21-241101
日本貿易振興機構 (ジェトロ) ビエンチャン事務所 (2014年7月開設)		
ビエンチャン日本人商工会議所 http://www.jcciv.org/	Unit 06, No.37/02, Anou Village, Chanthaburi District, Vientiane	電話/ +856-20-56508130 Fax/ +856-21-251557
ラオス商工会議所 Lao National Chamber of Commerce and Industry http://www.laocci.com/ Trade, Investment and Exhibition Division	Kayson Phomvihane Ave., Ban Phonphanao Saysettha District, Vientiane	電話/ +856-21-453-312 (ext 112, 113) Fax/ +856-21-452-580

(4) 日系金融機関^(注) (資金調達にかかる相談、投資関連情報の入手が可能)

名 称	所在地	電話/Fax
みずほ銀行 2013年7月10日、MPIと業務協力協定締結	〒100-8176 東京都千代田区大手町 1-5-5	電話/ 03-3214-1111 (代表)
三菱東京 UFJ 銀行 2014年2月6日、MPIと業務協力協定締結	〒100-0005 東京都千代田区丸の内 2-7-1	電話/03-3240-1111 (代表)

(注) いずれの銀行もラオス/ビエンチャンに事務所はないが、最近、ラオス計画投資省 (MPI) と業務協力協定を締結し、ラオスに進出・投資を検討する日系企業に対する情報提供、投資手続きのサポートを行う。

付録3. アジアの主な国・地域の概要と主要経済指標（2013年）

国・地域	インドネシア	タイ	マレーシア	フィリピン	カンボジア	ラオス	ミャンマー	ベトナム	中国	インド
面積	189万 km ²	51.4万 km ²	33万 km ²	29.9万 km ²	18.1万 km ²	24万 km ²	68万 km ²	32.9万 km ²	960万 km ²	328.7万 km ²
首都	ジャカルタ	バンコク	クアラルンプール	マニラ	プノンペン	ビエンチャン	ネービードー	ハノイ	北京	ニューデリー
宗教	イスラム教 88.1%、キリスト教 9.3%、ヒンズー教 1.8%、仏教 0.6%、儒教 0.1%、その他 0.1%(2010年)	仏教 94%、イスラム教 5%	イスラム教(連邦の宗教)61%、仏教 20%、儒教・道教 1.0%、ヒンズー教 6.0%、キリスト教 9.0%、その他	カトリック 83%、その他のキリスト教 10%、イスラム教 5%	仏教(一部少数民族はイスラム教)	仏教	仏教(90%)、キリスト教、回教等	仏教、カトリック、カオダイ教他	仏教、イスラム教、キリスト教等	ヒンドゥー教:80.5%、イスラム教:13.4%、キリスト教:2.3%、シク教:1.9%、仏教:0.8%、ジャイナ教:0.4%
政体	大統領制、共和制	立憲君主制	立憲君主制 (議会制民主主義)	立憲共和制	立憲君主制	人民民主共和制	大統領制、共和制	社会主義共和国	人民民主共和制	共和制
元首	スシロ・バンバン・ユドヨノ大統領	プミポン・アドゥンヤデート国王	アブドゥル・ハリム・ムアザム・シャー第14代国王	ベニグノ・アキノ3世大統領	ノロドム・シハモニ国王	チュンマリー・サイニャソーン国家主席	テイン・セイン大統領	チュオン・タン・サン国家主席	習近平国家主席	プラナーブ・ムカジー大統領
議会	国会:560名 国民協議会:692名	下院:500議席 上院:150議席	上院:70議席 下院:222議席	上院:24議席 下院:291議席	上院:61議席 下院:123議席	一院制:132議席	上院:224議席 下院:440議席	一院制:500名	全国人民代表大会	上院:245議席 下院:543議席
主要産業	製造業(輸送機器、飲食品等)、農林水産業(パーム油、ゴム、米、ココア、キャッサバ、コーヒー豆等)、商業・ホテル・飲食業、鉱業(LNG、石炭等)、建設、運輸・通信	農業、製造業	製造業(電気機器)、農林業(天然ゴム、パーム油、木材)及び鉱業(錫、原油、LNG)	農林水産業、サービス業	農業、縫製業、建設業、観光業	サービス業、農業、工業	農業	農林水産業、鉱業、軽工業	繊維、食品、化学原料、機械、非金属鉱物	農業、工業、鉱業、IT産業
輸出額 (億米ドル)	1,826	2,261 (2012年)	2,273 (2012年)	521 (2012年)	51 (2012年)	23 (2012年)	約 89.7	1,324	20,489 (2012年)	3,004 (2012年)
輸入額 (億米ドル)	1,866	2,178 (2012年)	1,966 (2012年)	621 (2012年)	69 (2012年)	25 (2012年)	約 90.7	1,321	18,178 (2012年)	4,907 (2012年)
貿易収支 (億米ドル)	86	83	307 (2012年)	-148 (2012年)	-19.3	-3.1 (2010年)	34.5 (2010年)	2.8 (2012年)	3,216	-1,957 (2012年)
主要輸出品目	石油・ガス、鉱物性燃料、動物・植物油(2012年)	コンピューター・同部品、自動車・同部品、機械器具、電子集積回路、天然ゴム	電気製品、パーム油、化学製品、原油・石油製品、LNG、機械・器具製品、金属製品等	電子・電気機器、輸送用機器等	衣類、ゴム(2012年)	鉱物、農産林産品、縫製品、電力(2012年)	天然ガス、豆類、宝石(ひすい)、チーク・木材	携帯電話・同部品、縫製品、PC・電子機器・同部品、履物、原油等(2012年)	自動情報処理機械類、衣類、携帯電話類(2012年)	石油製品、宝石類、機械機器、化学関連製品、繊維(2011年)
主要輸入品目	石油・ガス、一般機械機器、機械・電機部品(2012年)	原油、機械器具、電子部品	電気製品、製造機器、化学製品、輸送機器、金属製品等	原料・中間材、資本財(通信機器、電子機器)、燃料、消費財	織物、石油製品、車輛、煙草(2012年)	投資関連財、消費財(2012年)	石油、機械部品、パームオイル、織物、金属・工業製品	機械設備・同部品、PC・電子機器・同部品、布地、携帯電話・同部品、石油製品等(2012年)	原油、鉄鋼等、自動車類(2012年)	原油・石油製品、金、機械製品(2011年)
主要輸出先国	日本、中国、シンガポール(2012年)	中国、日本、米国	シンガポール、中国、日本(2012年)	日本、米国、中国、シンガポール、香港(2012年)	香港、米国、フェルトリコ、シンガポール、英国(2012年)	タイ、中国、ベトナム、英国、日本	タイ、中国、インド、日本、シンガポール、韓国	米国、日本、中国、韓国、マレーシア(2012年)	米国、EU、香港、ASEAN、日本(2011年)	UAE、米国、中国、シンガポール、香港、オランダ(2010年)
主要輸入先国	中国、シンガポール、日本(2012年)	日本、中国、アラブ首長国連邦	中国、シンガポール、日本(2012年)	米国、中国、日本、台湾、韓国(2012年)	中国、ベトナム、タイ、台湾、香港(2012年)	タイ、中国、ベトナム、韓国、フランス、日本	中国、シンガポール、日本、タイ、マレーシア、韓国	中国、韓国、日本、台湾、シンガポール(2012年)	EU、ASEAN、日本、韓国、米国(2011年)	中国、UAE、スイス、サウジアラビア、米国、イラク(2010年)
対日輸出額	28,172億円	18,857億円(2012年)	26,213億円	7,455億円(2012年)	5.8億米ドル	77.5億円(2011年)	406百万ドル	136.5億米ドル	1,890億米ドル	6,100億円(2012年)
対日輸入額	16,621億円	34,889億円(2012年)	14,127億円	9,458億円(2012年)	2.1億米ドル	61.8億円(2011年)	10.9億ドル	116.1億米ドル	1,447億米ドル	12,412億円(2012年)
対日輸出品目	石油・天然ガス、機械機器、銅鉱、エビ、天然ゴム、合板等	天然ゴム、自動車・同部品、コンピュータ・同部品(2011年)	鉱物性燃料(LNG等)、電気機器、木材等	機械機器、食料品及び動植物生産品、金属原料(2012年)	衣類及び付属品、履物(2012年)	コーヒー、ケイ素他無機化合物、衣類・同付属品	衣類、海産物、履物	縫製品、原油、輸送機器及び同部品、機械機器・同部品、水産品	電気機器、一般機械、衣類	石油製品、鉄鉱石、ダイヤモンド、飼料、魚介類、元素・化合物
対日輸入品目	一般機械、電気機器、輸送用機器等	機械・同部品、鉄・鉄鋼、自動車部品(2011年)	電気機器、機械類、自動車、鉄鋼	機械機器、金属品、化学品(2012年)	輸送用機器、一般機械(2012年)	乗用車、建設・鉱山用機械、織物用糸・繊維	自動車、機械類	機械機器・同部品、電子機器・PC・同部品、鉄鋼、プラスチック製品、布地	電気機器、一般機械、化学製品	一般機械、電気機器、鉄鋼製品、輸送用機器、元素・化合物
日本からの直接投資	47.1億ドル (2012年)	3,484.3億パーツ (2012年)	9.13億ドル	584億円 (2012年)	約 3.2億ドル (2012年)	2,320万ドル (2011年)	270百万ドル	57.5億ドル	73.8億ドル (2012年)	2,228億円 (2012年)
在留邦人数 (人)	14,720 (2012年10月)	42,750 (2012年11月)	7,848 (2012年)	17,702 (2013年10月)	1,479 (2012年10月)	554 (2011年10月)	891 (2013年10月)	11,200 (2012年10月)	140,931 (2011年)	7,132 (2011年10月)

出所：外務省 各国情勢地域別インデックス <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/asia.html>、日本貿易振興機構 国・地域別情報 <http://www.jetro.go.jp/world/>、外務省経済局「主要経済指標」、財務省「貿易統計」、S&P(2014年4月末時点)、IMF「International Financial Statistics (May 2012)」、ILO LABORSTA <http://laborsta.ilo.org/default.html>、日本貿易振興機構「ジェトロセンサー 2014年5月号」、日本アセアンセンター「ラオス投資ガイド 2007年版」

アジアの主な国・地域の投資環境比較 (2013年)

国・地域	インドネシア	タイ	マレーシア	フィリピン	カンボジア	ラオス	ミャンマー	ベトナム	中国	インド
人口(百万人)	247 (2012年)	64.1 (2011年)	29.3 (2012年)	95.9 (2011年)	14.7	6.5 (2012年)	64	88.8	1,300	1,210
名目 GDP (億米ドル)	8,696	3,650 (2012年)	3,035 (2012年)	2,504 (2012年)	142 (2012年)	91 (2012年)	553	約 1,700	82,210 (2012年)	18,728
1人当り名目 GDP(米ドル)	3,500	5,382 (2012年)	9,890 (2012年)	2,612 (2012年)	933 (2012年)	1,349 (2012年)	868	1,896	6,076 (2012年)	1,492 (2012年)
GDP 成長率 (前年比、%)	5.8	6.4 (2012年)	5.6 (2012年)	6.8 (2012年)	7.3 (2012年)	8.2 (2012年)	6.4	5.4	7.8 (2012年)	5.0 (2012年)
消費者物価 (前年比、%)	8.4	3.0	1.6 (2012年)	3.2 (2012年)	2.9 (2012年)	4.3 (2012年)	4.7	6.6	2.6 (2012年)	10.4 (2012年)
S&P(外貨建)	BB+	BBB+	A-	BBB-	B	-	-	BB-	AA-	BBB-
失業率(%)	6.1	0.7 (2012年)	3.2 (2012年)	7.0 (2012年)	0.2 (2012年)	1.4 (2006年)	約 4.0	2.2	4.1 (2012年)	9.8 (2011年)
法人税(%)	25	20	20、25	30	20	24	25	22	25	30(国税)
個人所得税 (累進課税方式の場合最高 税率、%)	30	35	26	32	20	24	1~20	35	45	非課税から最高 30% まで4段階
国内販売税 (VAT、%)	10	7	5~20(売上税) 6(サービス税)	12	10	10	5	10	17 (増値税)	12.5
関税(平均税率、%)	6.6	8.0	7.6	5.7	12	15.2 (2006年)	0~30 (従価税)	8.7	8.7	10.1
関税以外の 輸入税	・ VAT	・ VAT	・ Sales Tax	・ VAT	・ 特別税:自動車・バイク等、アルコール類、石油・歴青油及びその製品など ・ VAT	・ 物品税 ・ 取引税	・ 関税と同時に商業税も課税される。課税対象は、輸入関税課税対象額+輸入関税。	・ VAT	・ 増値税	・ 追加関税 ・ 特別追加関税
労働力の質と コスト	・ 失業率が高く、労働者は豊富。 ・ 若年労働者の雇用が容易。 ・ イスラム教徒が多く1日5回の祈りが義務付けられている。	・ バンコクを除き労働力は豊富。 ・ 性格は真面目、温厚であり、誇り高い。 ・ 教育水準は高いが、良質の管理者層は不足気味。	・ 穏やかな性格。 ・ 日系企業では熟練労働者、技術者不足の声が聞かれる。 ・ 外国人労働者も受け入れている。	・ 若年労働者の雇用が容易。 ・ 性格は明るく勤勉。 ・ 教育レベルが高く多くの優秀な人材が埋もれている。 ・ 大卒雇用も容易。	・ 全人口のうち、20歳未満が46%を占める非常に若い国。 ・ 潜在的な労働力は農村部に多く存在するが、農村部の人々は中間財の部品などに関する製品知識が乏しく、人材が集まりにくい。 ・ マネジャークラスなどの高度人材が大きく不足している。	・ 人口が少なく労働供給に限界があり、50~300人規模の事業に適している。 ・ 労働者は一般に真面目で器用と言われるものの、離職率が高い。 ・ 就労人口の8割が農業従事者である。 ・ 昇給に駆られて勤勉に働く側面は少ない。 ・ 家族的粗放農業の感覚もみられ、農繁期には出勤者が減少する一面もある。	・ ASEANの中で最も賃金が安い。 ・ 農村部には労働力が豊富だが、工場周辺、都市部に居住する人口に限られ、ワーカーを十分に確保できないケースもみられる。 ・ 一般的に、仏教の教えにのっとり功德を積むことを生活の基盤としているため、気質も穏やかで真面目である。	・ 若年労働者雇用が比較的容易。 ・ 性格温厚、勤勉、器用との評判。 ・ 管理職、技術者レベルは不十分。	・ 沿海部と内陸部の労働者の質には大きな差がある。 ・ 沿海部は労働集約型生産には不向きになりつつある。 ・ 対日感情に留意。	・ マニュアル・ワーカーは比較的容易に確保でき、且つ、定着率も高いのが特徴だが、熟練工やオフィス・スタッフ等の人材は不足しており、賃金上昇率ならびに離職率とも極めて高い状況。 ・ 農業を兼業している産業労働者が多く、収穫期や宗教上の祝祭などの時期に常習欠勤する人が多い。
賃金水準/月 (2014.1月 JETRO調査、 米ドル)	【ジャカルタ】 ワーカー:241 エンジニア:405 中間管理職:934 最低賃金:200	【バンコク】 ワーカー:366 エンジニア:699 中間管理職:1,570 最低賃金:9.06(日額)	【クアラルンプール】 ワーカー:429 エンジニア:1,038 中間管理職:1,785 最低賃金:274(半島マレーシア)、243(サバ州、サラワク州、ラブアン島)	【マニラ】 ワーカー:272 エンジニア:430 中間管理職:895 最低賃金:10(日額)	【プノンペン】 ワーカー:101 エンジニア:315 中間管理職:694 最低賃金:100	【ビエンチャン】 ワーカー:137 エンジニア:330 中間管理職:562 最低賃金:78	【ヤンゴン】 ワーカー:71 エンジニア:126 中間管理職:404 最低賃金:n.a.	【ハノイ】 ワーカー:155 エンジニア:355 中間管理職:773 最低賃金:128	【上海】 ワーカー:495 エンジニア:867 中間管理職:1,485 最低賃金:265	【ニューデリー】 ワーカー:224 エンジニア:567 中間管理職:1,405 最低賃金:130 (非熟練工)

出所: 外務省 各国情勢地域別インデックス <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/asia.html>、日本貿易振興機構 国・地域別情報 <http://www.jetro.go.jp/world/>、外務省経済局「主要経済指標」、財務省「貿易統計」、S&P(2014年4月末時点)、IMF「International Financial Statistics (May 2012)」、ILO LABORSTA <http://laborsta.ilo.org/default.html>、日本貿易振興機構「ジェトロセンサー 2014年5月号」、日本アセアンセンター「ラオス投資ガイド 2007年版」

JBICの情報は ホームページや Facebookページでもご覧いただけます



株式会社国際協力銀行 JBIC JAPAN BANK FOR INTERNATIONAL COOPERATION

日本の力を、世界のために。
Supporting Your Global Challenges

文字の大きさ 小 中 大 検索

» サイトマップ » アクセス » English » Other Languages

JBICについて 業務のご案内 JBICの取り組み JBICを取り巻く環境 情報発信 IR情報

日本の力を、世界のために。
国際ビジネスの最前線で、日本そして世界の未来を展ぎます。

新着一覧 プレスリリース お知らせ トピックス イベント・セミナー 寄稿・レポート

2013年11月19日 **プレスリリース** イタリア共和国での油田権益取得及び開発事業に対する融資～海外展開支援融資ファシリティの一環として、日本企業の油田権益取得及び開発事業を支援～

2013年11月19日 **プレスリリース** ベトナム社会主義共和国において日本企業が実施する自動車部品等の加工事業に対する融資～海外展開支援融資ファシリティの一環として、中堅・中小企業の海外事業展開を支援～

2013年11月15日 **お知らせ** 「ACE: Actions for Cool Earth」(攻めの地球温暖化外交戦略)を受けた対応について

2013年11月15日 **寄稿・レポート** ベネズエラの動向レポート(10月1日～10月31日) (PDF: 152KB)

JBIC総員になりました詐欺メールにご注意下さい

JBICの最新情報はこちらから

facebook

総裁ご挨拶

中期経営計画について

プレスリリース検索

公式HP

<http://www.jbic.go.jp/ja/>

【主な掲載情報】

- 支援事例のご紹介
- プレスリリース
- 各種お知らせ
- セミナーのご案内
- 海外投資環境情報
- 各種寄稿・レポート
- 環境への取り組み
- 各種パンフレット
- 年次報告書
- 投資家向け情報...



facebook 友達、スポット等を検索

日本の力を、世界のために。
Supporting Your Global Challenges

JBIC 国際協力銀行 (JBIC) いいね! 994人、話題になっている人48人

ページ情報を更新 | 「いいね!」しています

994 いいね! 過去のタイムライン JBICの概要

国際協力銀行 (JBIC) 38分前

◆タイ王国において日本企業が実施する自動車用アルミダイカスト製品の製造・販売事業に対する融資

JBICは、2013年11月20日、「海外展開支援融資ファシリティ」の一環として、高橋伸金庫(株)(本社:兵庫県、代表取締役社長:高 昌世、以下「高橋株」)のタイ王国法人TSUTA (THAILAND) CO., LTD.(以下「TTCL」との間で、融資金額50百万円(JBIC分)の貸付契約を締結しました。本件は、高橋株が、TTCLにおける自動車用アルミダイカスト製品製造設備の増設を行なうために必要な資金を融資するものです。
<http://www.jbic.go.jp/ja/information/press/press-2013/1120-15442>

国際協力銀行 (JBIC) 11月19日

◆イタリア共和国での油田権益取得及び開発事業に対する融資

JBICは、2013年11月19日、「海外展開支援融資ファシリティ」の一環として、三井物産(株)が60%、三井石油開発(株)が40%間接出資するイタリア共和国法人Mitsui E&P Italia S.r.l.(以下「MEPIT」との間で、融資金額90百万円(JBIC分)を限度とする貸付契約を締結しました。本件は、フランス共和国法人Total S.A.がその子会社を通じて保有するデンパラッサ油田の権益の一部を、MEPITが取得し、その開発に必要な資金を融資するものです。
<http://www.jbic.go.jp/ja/information/press/press-2013/1119-15387>

公式Facebookページ

<http://www.facebook.com/JBIC.Japan>

海外投資環境資料のご案内

株式会社国際協力銀行では、海外の投資環境を調査し、その結果を業務参考資料として企業の皆様にご提供しています。

現在下記の資料を刊行しており、冊子形式でご提供するとともに、国際協力銀行のウェブサイト <http://www.jbic.go.jp/ja/information/inv-report> でも公開しています。資料をご希望の方は、以下の資料請求先にお申し込み下さい。

(参考)



- 第1章 概観(国土、民族、社会、歴史等)
- 第2章 政治、外交、軍事
- 第3章 経済概況
- 第4章 直接投資受入動向
- 第5章 対日経済関係
- 第6章 外資導入政策と管轄官庁
- 第7章 主要関連法規
- 第8章 投資形態
- 第9章 主要投資インセンティブ
- 第10章 外資規制業種
- 第11章 許認可・登記・撤退手続き
- 第12章 税制

ラオスの投資環境	(2014.7月)
マレーシアの投資環境	(2014.2月)
ベトナムの投資環境	(2014.1月)
インドの投資環境	(2013.12月)
ミャンマーの投資環境	(2013.11月)
中国投資環境シリーズ総論編	(2013.8月)
フィリピンの投資環境	(2013.6月)
カンボジアの投資環境	(2013.4月)
タイの投資環境	(2012.10月)
インドネシアの投資環境	(2012.4月)
ブラジルの投資環境	(2011.6月)
ロシアの投資環境	(2007.8月)
クロアチアの投資環境	(2008.4月)
ルーマニアの投資環境	(2008.4月)
ブルガリアの投資環境	(2008.4月)
中東欧諸国の投資環境	(2004.1月)
- チェコ、ハンガリー、ポーランド、スロバキア、スロベニア -	

資料請求先： 株式会社国際協力銀行 産業ファイナンス部門
海外投資環境資料受付窓口 TEL:03-5218-3579 (代表)

株式会社国際協力銀行（本店）

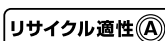
〒100-8144 東京都千代田区大手町1丁目4番1号
TEL: 03-5218-3100
FAX: 03-5218-3955
東京メトロ東西線竹橋駅下車出口3b
東京メトロ大手町駅より徒歩5分



<http://www.jbic.go.jp/>

株式会社国際協力銀行（西日本オフィス）

〒530-0057 大阪府大阪市北区曽根崎2丁目3番5号
梅新第一生命ビルディング10階
TEL: 06-6311-2520
FAX: 06-6311-2529
JR大阪駅より徒歩6分、阪神・阪急梅田駅より徒歩5分
地下鉄谷町線東梅田駅、JR東西線北新地駅より徒歩3分



- この印刷物は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく基本方針の判断の基準を満たす紙を使用しています。
- リサイクル適正の表示 この印刷物はAランクの資材のみを使用しており、印刷用の紙にリサイクルできます。



環境に配慮した植物油インキを使用しています。

12047000_Ver1

ラオスの投資環境

発行日 2007年3月 初版
2014年7月 第2版

発 行 株式会社国際協力銀行
産業ファイナンス部門 中堅・中小企業担当
〒100-8144 東京都千代田区大手町一丁目4番地1号
TEL: 03-5218-3579
FAX: 03-5218-3968

本資料はラオスに関する概略的情報を株式会社国際協力銀行が皆様に無償ベースにて提供するものであり、株式会社国際協力銀行は情報利用者に対する如何なる法的責任を有するものではありませんことをご了承ください。